平成30年度
浄化槽の指導普及に関する調査結果

平成 31 年 3 月

環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課　浄化槽推進室

平成 30 年度 浄化槽の指導普及に関する調査結果　目次

頁
1 浄化槽行政組織 1
2. 浄化槽行政担当職員 5
3. 浄化槽新設基数 8
(1)平成 29 年度に新設された浄化槽基数(処理方式別) 8
(2)平成 29 年度に新設された浄化槽基数(人槽区分別) 9
4. 浄化槽設置基数 10
(1)処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの) 10
(2)人槽区分別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの) 11
(3)処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの) 12
(4)人槽区分別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの) 13
(5)処理方式別浄化槽全設置基数 14
(6)人槽区分別浄化槽全設置基数 15
(7)建築用途別浄化槽設置基数 16
(8)浄化槽設置基数の推移(全国) 17
5. 浄化槽廃止基数 18
(1)浄化槽法第 11 条の 2 により廃止が確認された基数 18
(2)浄化槽法第 11 条の 2 以外の事由により廃止が確認された単独処理浄化槽基数 19
(3)浄化槽法第 11 条の 2 以外の事由により廃止が確認された合併処理浄化槽基数 20
6. 行政処分等の件数及び根拠 21
(1)行政処分等の件数 21
(2)行政処分等を行った根拠 26
7. 浄化槽関係業者数 29
8. 浄化槽法第 7 条検査関係 32
(1)浄化槽法第 7 条検査結果 32
(2)不適正の内容と件数(7 条検査) 33
9. 浄化槽法第 11 条検査関係 35
(1)浄化槽法第 11 条検査結果 35
(2)不適正の内容と件数(11 条検査) 36
10. 浄化槽法第 7 条及び第 11 条検査におけるBOD検査結果 38
11. 指定検査機関関係 39
(1)指定検査機関の検査体制 39
(2)水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況 40
(3)BOD 検査導入状況一覧 42
(4)効率化検査導入状況一覧 43

頁

12. 浄化槽設置整備事業の実施状況 44
13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況 47
14. 浄化槽市町村整備推進事業の実施状況 50
15. 浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況 51
16. 国庫助成による浄化槽整備実績 54
17. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況 56
(1)浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(法令) 56
(2)浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村) 60
(3)権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由(課題等) 62
18. 既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況 63
(1)都道府県による補助制度の概要 63
(2)補助制度がある市町村 67
19. 浄化槽(国庫助成による設置)の法定検査実施状況を把握している市町村 69
20. 浄化槽台帳の整備状況 71
(1)都道府県の台帳整備状況 75
(2)市町村の台帳整備状況 75
21. 維持管理組織の整備状況 76
(1)維持管理組織を有する市町村名 76
(2)維持管理組織の概要(参考事例) 77
22. 一括契約(浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等)の実施状況 80
(1)一括契約の推進に向けた取組状況 80
(2)一括契約の概要(参考事例) 81
23. 放流水域に対する規制について 86
(1)規制の概要 86
(2)規制の詳細 87
①公共用水域に放流する場合の規制の詳細 87
②農業用水路に放流する場合の規制の詳細 95
③道路側溝に放流する場合の規制の詳細 103
④その他水域に放流する場合の規制の詳細 111
24. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況 118
(1)浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体 118
(2)浄化槽の休止に関する取り扱い状況 119
25. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況 130
(1)地方公共団体が所有する浄化槽の基数 130
(2)地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途 131
(3)地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分 133

1. 浄化槽行政組織（平成30年4月現在）

都道府県名	部（局）	課（室）	係（班）	代表電話番号（内線）	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先機関数
北海道	環境生活部環境局	循環型社会推進課	一般廃棄物グループ	011-231-4111 (24-313)	011-204-5198	011-232-4970	0	14
青森県	環境生活部	環境保全課	水・大気環境グループ	017-722-1111(6467)	017-734-9242	017-734-8081	0	4
岩手県	県土整備部	下水環境課	計画担当	019-651-3111(5899)	019-629-5899	019-629-9130	9	13
宮城県	環境生活部	循環型社会推進課	施設班	022-211-2648(2648)	022-211-2648	022-211-2390	5	1
秋田県	生活環境部	環境整備課	調整・循環型社会推進班	018-860-1111(1622)	018-860-1622	018-860-3835	8	0
	建設部	下水道課	調整・環境整備班	018-860-2461（2461）	018-860-2461	018-860-3813		
山形県	環境エネルギー部	水大気環境課	水環境担当	023-630-2211(2338)	023-630-2338	023-625-7991	0	4
福島県	生活環境部	一般廃棄物課		024-521-1111(2824)	024-521-7249	024-521-7984	0	7
茨城県	県民生活環境部	環境対策課	水質保全グループ	029-301-1111(2965)	029-301-2966	029-301-2997	0	5
栃木県	環境森林部	環境保全課	水環境担当	028-623-2323(3191)	028-623-3191	028-623-3138	0	5
群馬県	県土整備部(交付金)	下水環境課	農集排・浄化槽係	027-223-1111(3689)	027-226-3689	027-223-1214	0	5
	環境森林部(法令)	廃棄物・リサイクル課	一般廃棄物係	027-223-1111(2853)	027-226-2853	027-226-7292		
埼玉県	環境部	水環境課	浄化槽・川の国応援団担当	048-824-2111(3088)	048-830-3083	048-830-4773	0	7
千葉県	環境生活部	水質保全課	浄化槽班	043-223-2110(3813)	043-223-3813	043-222-5991	0	10
東京都	環境局資源循環推進部	一般廃棄物対策課	生活排水対策担当	03-5321-1111 (42-844)	03-5388-3583	03-5388-1381	0	1
神奈川県	環境農政局緑政部	水源環境保全課	水質保全グループ	045-210-1111(4360)	045-210-4358	045-210-8855	8	0
	健康医療局生活衛生部	生活衛生課	環境衛生・海水浴場たばこ対策グループ	045-210-1111（4952）	045-210-5811	045-210-8864		
新潟県	県民生活・環境部	廃棄物対策課	資源循環推進係	025-285-5511(2502)	025-280-5160	025-280-5740	0	12
富山県	生活環境文化部	環境政策課	廃棄物対策班	076-431-4111(2685)	076-444-3140	076-444-3480	7	0
石川県	土木部	都市計画課　生活排水対策室	地域排水グループ	076-225-1111(5236)	076-225-1493	076-225-1760	4	0
福井県	健康福祉部	医薬食品・衛生課	生活衛生・水道グループ	0776-21-1111(2642)	0776-20-0355	0776-20-0640	6	0
山梨県	森林環境部	大気水質保全課	水質担当	055-223-1510(6412)	055-223-1511	055-223-1512	0	4
長野県	環境部	生活排水課	生活排水係	026-232-0111(3380)	026-235-7299	026-235-7399	0	10
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	一般廃棄物係	058-272-1111(2716)	058-272-8219	058-278-2607	0	8
静岡県	くらし・環境部環境局	生活環境課	大気水質班	054-221-2253(2253)	054-221-2253	054-221-3665	0	4
愛知県	環境部	水大気環境課　生活環境地盤対策室	生活環境グループ	052-961-2111(3054)	052-954-6219	052-953-5716	0	7
三重県	環境生活部	大気・水環境課	生活排水・水道班	059-224-3145(5893)	059-224-3145	059-229-1016	0	9
滋賀県	琵琶湖環境部	循環社会推進課	循環調整係		077-528-3471	077-528-4845	0	6
京都府	環境部	水環境対策課	計画担当	075-451-8111(5209)	075-414-5209	075-414-5470	7	0
大阪府	健康医療部	環境衛生課	水道・生活排水グループ	06-6941-0351(2577)	06-6944-9181	06-6944-6707	8	0
兵庫県	農政環境部環境管理局	環境整備課	循環型社会推進班	078-341-7711(3350)	078-362-3279	078-362-4189	0	7
奈良県	くらし創造部　景観・環境局	環境政策課	水環境係	0742-22-1101(3397)	0742-27-8737	0742-22-1668	0	1
和歌山県	県土整備部　河川・下水道局	下水道課	管理班	073-432-4111(3203)	073-441-3203	073-436-2940	8	0
鳥取県	生活環境部くらしの安心局	水環境保全課	上下水道担当	0857-26-7111(7402)	0857-26-7402	0857-26-8194	0	2
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	指導グループ	0852-22-6151(5261)	0852-22-5261	0852-22-6738	7	0
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課	一般廃棄物班	086-224-2111(2688)	086-226-7307	086-224-2271	0	3
広島県	環境県民局	循環型社会課	一般廃棄物G	082-228-2111(2958)	082-513-2958	082-211-5374	0	7
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	ゼロエミッション推進班	083-922-3111	083-933-2992	083-933-2999	7	0
徳島県	県土整備部	水・環境課	経営企画・浄化槽担当	088-621-2500(2279)	088-621-2279	088-621-2896	0	4
香川県	環境森林部	廃棄物対策課	総務・廃棄物政策グループ	087-831-1111(2914)	087-832-3224	087-831-1273	3	1
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課	一般廃棄物係	089-941-2111(3534)	089-912-2357	089-912-2354	6	0
高知県	土木部	公園下水道課	環境施設担当	088-823-1111(9851)	088-823-9851	088-823-9036	5	0
福岡県	環境部	廃棄物対策課	施設第一係	092-651-1111(3459)	092-643-3398	092-643-3365	6	0
佐賀県	県土整備部	下水道課	浄化槽担当	0952-24-2111(2854)	0952-25-7185	0952-25-7275	5	0
長崎県	環境部	水環境対策課	生活排水班	095-824-1111(2664)	095-895-2664	095-895-2568	8	0
熊本県	土木部道路都市局	下水環境課	経営班	096-383-1111(6193)	096-333-2529	096-385-7398	10	0
大分県	生活環境部	循環社会推進課	資源化推進班	097-536-1111(3125)	097-506-3125	097-506-1748	9	0
宮崎県	環境森林部	環境管理課	水保全対策担当	0985-26-7111(2384)	0985-26-7085	0985-38-6210	8	0
鹿児島県	土木部	都市計画課　生活排水対策室	生活排水係	099-286-2111(3684)	099-286-3685	099-286-5633	9	0
沖縄県	環境部	環境整備課	一般廃棄物班	098-866-2333(2659)	098-866-2231	098-866-2235	5	0
						合　計	158	161

（保健所設置市）

保健所設置市名	部（局）	課（室）	係（班）	代表電話番号（内線）	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数
札　幌　市	環境局 環境事業部	事業廃棄物課	一般廃棄物係	011-211-2111(2927)	011-211-2927	011-218-5105	0	0
函　館　市	環境部	環境推進課	ごみ減量・美化啓発担当		0138-51-0798	0138-51-3498	0	0
小　樽　市	生活環境部	管理課	業務係	0134-32-4111(464)		0134-32-5032	0	0
旭　川　市	環境部	廃棄物処理課	浄化管理係	0166-26-1111(5221)	0166-25-6356	0166-29-3977	0	0
青　森　市	環境部	廃棄物対策課	廃棄物対策チーム		017-718-1086	017-718-1166	0	0
八　戸　市	環境部	下水道業務課	水洗化普及	0178-44-8258	0178-44-8258	0178-47-9065	0	2
盛　岡　市	上下水道局	給排水課	排水設備係	019-623-1411(6142)	019-623-1426	019-623-1410	0	0
仙　台　市	建設局下水道事業部	下水道調整課	施設係	022-261-1111(4229)	022-214-8233	022-214-8273	0	0
秋　田　市	環境部	環境保全課	浄化槽担当	018-863-2222(27300)	018-888-5711	018-888-5712	0	0
福　島　市	都市政策部	下水道室　下水道総務課	普及推進係	024-535-1111(4516)	024-525-3768	024-534-8228	0	0
郡　山　市	郡山市上下水道局	お客様サービス課	浄化槽係	024-932-7666	024-932-7666	024-939-5821	0	0
い　わ　き　市	生活環境部	生活排水対策室　経営企画課	業務係	0246-22-1111(3389)	0246-22-7519	0246-22-7572	0	0
宇　都　宮　市	上下水道局	生活排水課	管理グループ	028-633-2001	028-633-2001	028-633-3394	0	0
前　橋　市	環境部	ごみ減量課	西部清掃事務所	027-224-1111(6061)	027-253-1009	027-254-3396	0	1
高　崎　市	環境部	一般廃棄物対策課	管理担当	027-321-1111 (3321、3322、3326)	027-321-1253	027-321-1161	0	0
さ い た ま 市	環境局　環境共生部	環境対策課	水質土壌係	048-829-1111(3140)	048-829-1331	048-829-1991	0	0
川　越　市	環境部	環境対策課	水質・浄化槽担当	049-224-8811(2625)	049-224-5894	049-225-9800	0	0
川　口　市	環境部	環境保全課	水質係	048-228-5389	048-228-5389	048-228-5311	0	0
越　谷　市	環境経済部	環境政策課	環境対策担当	048-964-2111(4418)	048-963-9186	048-963-9175	0	0
千　葉　市	環境局資源循環部	収集業務課	浄化槽班	043-245-5111(2948)	043-245-5251	043-245-5477	0	0
船　橋　市	環境部	廃棄物指導課	審査係	047-436-2111	047-436-2443	047-436-2448	0	0
柏　　市	環境部	環境政策課	環境政策担当	04-7167-1111(430)	04-7167-1695	04-7163-3728	0	0
八　王　子　市	水循環部	水再生課	水路・相談担当	042-626-3111(4911)	042-656-2283	042-642-7739	0	0
町　田　市	下水道部	下水道整備課	浄化槽係	042-722-3111(4253)	042-724-4306	050-3161-6537	0	0
横　浜　市	資源循環局	一般廃棄物対策課			045-671-2547	045-663-0125	0	0
川　崎　市	環境局生活環境部	収集計画課	し尿・浄化槽担当	044-200-2111(31221)	044-200-2585	044-200-3923	0	2
相　模　原　市	都市建設局　下水道部	下水道料金課	総務指導班	042-754-1111(3332)	042-707-1829	042-754-1068	0	1
横　須　賀　市	資源循環部	資源循環推進課	浄化槽指導係	046-822-4000(2333)	046-822-8271	046-823-0865	0	0
藤　沢　市	下水道部	下水道総務課	排水設備担当	0466-25-1111(4512)	0466-50-8246	0466-50-8388	0	0
茅　ヶ　崎　市	環境部	環境保全課	環境保全担当	0467-82-1111(1233)		0467-57-8388	0	0
新　潟　市	環境部	環境対策課	水質係	025-228-1000(31372)	025-226-1371	025-230-0467	0	8
富　山　市	福祉保健部	保健所生活衛生課	衛生指導係	076-428-1155 (88-908)	076-428-1154	076-428-1157	0	0
金　沢　市	環境局	環境指導課	環境指導係	076-220-2521	076-220-2521	076-260-7193	0	0
長　野　市	環境部	環境保全温暖化対策課	環境保全担当	026-226-4911(3014)	026-224-8034	026-224-5108	1	0
岐　阜　市	自然共生部	自然環境課	浄化槽係	058-265-4141(6444)	058-214-2154	058-267-1374	0	0
静　岡　市	環境局	廃棄物対策課	浄化槽推進係	054-254-2111 (81-2813)	054-221-1264	054-221-1564	0	0
浜　松　市	上下水道部	お客さまサービス課	生活排水グループ	053-474-7915	053-474-7915	053-474-8009	0	7
名　古　屋　市	健康福祉局健康部	環境薬務課	環境衛生係	052-961-1111(2644)	052-972-2644	052-972-4153	0	4
豊　橋　市	環境部	廃棄物対策課	廃棄物対策グループ	0532-51-2410	0532-51-2410	0532-56-0566	0	0
岡　崎　市	環境部	廃棄物対策課	汚水管理係	0564-23-6000(6871)	0564-23-6871	0564-23-6536	0	0
豊　田　市	上下水道局	下水道施設課	浄化槽担当	0565-31-1212 (2-6713、2-6714)	0565-34-6964	0565-32-3171	0	0
四　日　市　市	上下水道局管理部	生活排水課	浄化槽指導係	059-354-8402(296)	059-354-8402	059-354-8375	0	0
大　津　市	環境部	廃棄物減量推進課	生活排水係	077-528-2802(3642)	077-528-2802	077-523-2423	0	0
京　都　市	環境政策局環境企画部	環境指導課	環境調査担当	075-222-3111(3955)	075-222-3955	075-213-0922	0	2
大　阪　市	健康局健康推進部	生活衛生課	環境衛生グループ	06-6208-8181(9983)	06-6208-9983	06-6232-0364	1	0
堺　　市	堺市健康福祉局健康部保健所	環境薬務課	設備指導係	072-233-1101(3455)	072-222-9940	072-222-9876	0	0
高　槻　市	産業環境部	清掃業務課	業務チーム	072-669-1153	072-669-1164	072-669-1009	0	0
枚　方　市	健康部　保健所	保健衛生課	環境衛生グループ	072-841-1221(3260)	072-807-7624	072-845-0685	0	0
八　尾　市	経済環境部	環境保全課	環境保全係	072-991-3881(2981)	072-994-3760	072-924-0182	0	0
東　大　阪　市	環境部	環境企画課		06-4309-3000(2914)	06-4309-3198	06-4309-3818	1	0

（保健所設置市）

保健所設置市名	部（局）	課（室）	係（班）	代表電話番号（内線）	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数
豊　中　市	健康福祉部 保健所	衛生管理課	生活衛生係		06-6152-7321	06-6152-7328	1	0
神　戸　市	環境局環境保全部	環境保全指導課	水・土壌環境係	078-331-8181(3635)	078-322-5309	078-322-6068	0	0
姫　路　市	環境局	環境政策室	水質係	079-221-2111(2466)	079-221-2466	079-221-2469	0	0
尼　崎　市	健康福祉局　保健部	生活衛生課	衛生管理担当	06-4869-3017	06-4869-3017	06-4869-3049	0	0
明　石　市	市民生活局	環境室環境保全課	水質係	078-918-5030	078-918-5740	078-918-5107	0	0
西　宮　市	環境局環境事業部	美化第3課	作業第3チーム	0798-35-3151(3966)	0798-33-0779	0798-35-9169	0	0
奈　良　市	健康医療部　保健所	保健・環境検査課	環境衛生係		0742-93-8477	0742-34-2483	0	0
和　歌　山　市	市民環境局　環境部	浄化衛生課	管理班	073-432-0001(2728)	073-435-1067	073-435-1357	0	0
鳥　取　市	環境下水道部	下水道経営課	庶務係	0857-20-3923(3144)	0857-20-3923	0857-20-3319	0	0
松　江　市	環境保全部	廃棄物対策課	審査係	0852-55-5555 (IP:39・272)	0852-55-5671	0852-55-5497	0	0
岡　山　市	環境局環境部	環境保全課	浄化槽対策室	086-803-1000(3993)	086-803-1294	086-803-1887	0	0
倉　敷　市	環境リサイクル局下水道部	下水計画課	合併浄化槽設置推進室		086-426-3583	086-425-5645	0	0
広　島　市	環境局業務部	業務第二課	浄化槽係	082-245-2111(3296)	082-504-2223	082-504-2229	0	0
呉　市	環境部	環境管理課	環境調査グループ	0823-25-3551	0823-25-3551	0823-25-9752	0	0
福　山　市	経済環境局	環境部	環境保全課	084-921-2111(2560)	084-928-1072	084-927-7021	0	0
下　関　市	環境部	廃棄物対策課	浄化槽指導係	083-252-0978		083-252-1329	0	4
高　松　市	都市整備局　下水道部	下水道経営課	生活排水係		087-839-2720	087-839-2776	0	0
松　山　市	環境部	環境指導課		089-948-6439	089-948-6439	089-934-1812	1	0
高　知　市	環境部	環境保全課	生活排水係	088-822-8111(3294)	088-823-9471	088-823-2057	0	0
北　九　州　市	環境局	循環社会推進部業務課	生活排水担当係	093-582-2525(2180)	093-582-2180	093-582-2196	0	0
福　岡　市	保健福祉局	生活衛生部生活衛生課	墓地・葬祭場管理係	092-711-4111(2254)	092-711-4273	092-733-5588	0	7
大　牟　田　市	環境部	環境保全課	浄化槽担当	0944-41-2222(3623)	0944-41-2721	0944-41-2722	0	0
久　留　米　市	企業局上下水道部	給排水設備課	排水設備・浄化槽チーム	0942-30-8500(248)	0942-30-9237	0942-38-2694	0	1
長　崎　市	環境部	環境政策課	監視指導係	095-822-8888(3126)	095-829-1156	095-829-1218	0	0
佐　世　保　市	環境部	環境保全課	環境指導係	0956-24-1111 (7210-37)	0956-26-1787	0956-34-4477	0	0
熊　本　市	環境局　資源循環部	浄化対策課	指導班	096-328-2111(2366)	096-328-2366	096-359-9945	0	0
大　分　市	環境部	廃棄物対策課	浄化槽担当班	097-534-6111(1575)	097-540-5850	097-534-6252	0	0
宮　崎　市	環境部	廃棄物対策課	生活排水係	0985-25-2111(3407)	0985-21-1763	0985-28-2235	0	0
鹿　児　島　市	環境部	環境保全課	環境保全係	099-224-1111(5845)	099-216-1291	099-216-1292	0	0
那　覇　市	環境部	環境保全課	水質保全グループ	098-867-0111(2403)	098-951-3229	098-951-3230	0	0
						合　計	5	39

（注）「保健所数」「他出先事務所数」は、浄化槽担当職員を有する保健所、出先事務所の数である。

（東京都特別区）

特別区名	部（局）	課（室）	係（班）	代表電話番号（内線）	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数
千　代　田　区	環境まちづくり部	千代田清掃事務所	ごみ減量指導係	03-3251-0566(2885)	03-3251-4627	03-3251-4627	1	0
中　央　区	環境土木部	中央清掃事務所	排出指導係	03-3562-1521	03-3562-1524	03-3562-1504	0	0
港　区	環境リサイクル支援部	みなとリサイクル清掃事務所	許可指導係	03-3578-2111(3911)	03(3450)8025	03(3450)8063	0	1
新　宿　区	環境清掃部	ごみ減量リサイクル課	事業系ごみ減量係	03-3209-1111(4752)	03-5273-4363	03-5273-4070	0	0
文　京　区	資源環境部	リサイクル清掃課	清掃事業係	03-3812-7111(2562)	03(5803)1184	03(5803)1362	0	0
台　東　区	環境清掃部	清掃リサイクル課		03-5246-1018(2124)	03-5246-1018	03-5246-1159	0	0
墨　田　区	都市整備部環境担当	すみだ清掃事務所	啓発指導係		03-3613-2229	03-3613-2350	0	0
江　東　区	環境清掃部	清掃リサイクル課	清掃リサイクル係	03-3647-9111(6345)	03-3647-9181	03-5617-5737	0	0
品　川　区	都市環境事業部	品川区清掃事務所	許可指導係	03-3777-1111(3087)	03-3490-7034	03-3490-7041	0	0
目　黒　区	環境清掃部	清掃リサイクル課	管理調整係	03-3715-1111(3812)	03-5722-9572	03-5722-9573	0	0
大　田　区	環境清掃部	清掃事業課	許可指導係	03-5744-1111(3466)	03-5744-1629	03-5744-1550	1	1
世　田　谷　区	清掃・リサイクル部	事業課	指導許可担当	03-5432-1111(2289)	03-5432-2289	03-5432-3058	1	0
渋　谷　区	環境政策部	清掃リサイクル課	渋谷区清掃事務所	03-3463-1211 (3541、3542)	03-5467-4300	03-5467-4301	0	1
中　野　区	環境部	ごみゼロ推進分野	ごみ減量推進	03-3389-1111(5061)	03-3228-5563	03-3228-5634	0	1
杉　並　区	環境部	ごみ減量対策課	管理係	03-3312-2111(3723)	03-5307-0668	03-3312-2306	0	1

（保健所設置市）

保健所設置市名	部（局）	課（室）	係（班）	代表電話番号（内線）	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数
豊　島　区	環境清掃部	ごみ減量推進課	計画調整グループ	03-3981-1111(2622)	03-3981-1320	03-3987-8449	0	0
北　区	生活環境部	リサイクル清掃課	計画事業係	03-3908-1111(2458)	03-3908-9063	03-3908-1311	0	0
荒　川　区	環境清掃部	清掃リサイクル課	計画係	03-3802-3111(470)	03-5692-6690	03-5692-6699	0	0
板　橋　区	資源環境部	資源循環推進課	管理係	03-3964-1111(2217)	03-3579-2217	03-3579-2249	0	0
練　馬　区	環境部	清掃リサイクル課	清掃事業係	03-3993-1111(8846)	03-5984-1059	03-5984-1227	0	0
足　立　区	環境部	ごみ減量推進課	業務係	03-3880-5111(3182)	03-3880-5302	03-3880-5604	0	0
葛　飾　区	環境部	清掃事務所	事業調整係	03-3695-1111（2931）	03-3693-6113	03-3691-1797	0	1
江　戸　川　区	環境部	清掃課	清掃事業係	03-3652-1151（3013）	03-5662-8434	03-5678-6741	0	0
						合　計	3	6

（注）「保健所数」「他出先事務所数」は、浄化槽担当職員を有する保健所、出先事務所の数である。

2. 浄化槽行政担当職員（平成30年4月現在）

都道府県名	本庁						出先						合計					
	専任		兼任		合計		専任		兼任		合計		専任		兼任		合計	
		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員
北海道	0	0	6	4	6	4	0	0	65	23	65	23	0	0	71	27	71	27
青森県	0	0	4	4	4	4	0	0	16	16	16	16	0	0	20	20	20	20
岩手県	0	0	4	0	4	0	0	0	35	22	35	22	0	0	39	22	39	22
宮城県	0	0	9	9	9	9	0	0	54	54	54	54	0	0	63	63	63	63
秋田県	0	0	6	3	6	3	0	0	38	38	38	38	0	0	44	41	44	41
山形県	0	0	5	0	5	0	0	0	22	14	22	14	0	0	27	14	27	14
福島県	1	0	3	2	4	2	0	0	14	9	14	9	1	0	17	11	18	11
茨城県	3	0	4	0	7	0	0	0	17	0	17	0	3	0	21	0	24	0
栃木県	0	0	3	0	3	0	0	0	10	0	10	0	0	0	13	0	13	0
群馬県	1	0	5	2	6	2	0	0	15	6	15	6	1	0	20	8	21	8
埼玉県	5	2	3	1	8	3	4	4	70	54	74	58	9	6	73	55	82	61
千葉県	3	1	3	1	6	2	7	6	37	28	44	34	10	7	40	29	50	36
東京都	3	2	1	1	4	3	1	1	2	0	3	1	4	3	3	1	7	4
神奈川県	0	0	8	6	8	6	0	0	53	53	53	53	0	0	61	59	61	59
新潟県	0	0	7	3	7	3	0	0	41	28	41	28	0	0	48	31	48	31
富山県	0	0	12	10	12	10	0	0	38	38	38	38	0	0	50	48	50	48
石川県	0	0	5	0	5	0	0	0	4	4	4	4	0	0	9	4	9	4
福井県	0	0	4	2	4	2	0	0	20	19	20	19	0	0	24	21	24	21
山梨県	0	0	5	0	5	0	0	0	27	0	27	0	0	0	32	0	32	0
長野県	0	0	2	0	2	0	0	0	51	0	51	0	0	0	53	0	53	0
岐阜県	0	0	5	3	5	3	0	0	52	17	52	17	0	0	57	20	57	20
静岡県	1	0	9	0	10	0	0	0	23	4	23	4	1	0	32	4	33	4
愛知県	0	0	7	5	7	5	1	0	67	16	68	16	1	0	74	21	75	21
三重県	0	0	6	6	6	6	0	0	60	53	60	53	0	0	66	59	66	59
滋賀県	0	0	5	2	5	2	0	0	6	3	6	3	0	0	11	5	11	5
京都府	1	1	4	2	5	3	0	0	33	32	33	32	1	1	37	34	38	35
大阪府	3	3	2	2	5	5	0	0	48	48	48	48	3	3	50	50	53	53
兵庫県	0	0	4	4	4	4	0	0	27	17	27	17	0	0	31	21	31	21
奈良県	0	0	6	6	6	6	0	0	2	2	2	2	0	0	8	8	8	8
和歌山県	0	0	3	0	3	0	0	0	24	0	24	0	0	0	27	0	27	0
鳥取県	0	0	4	0	4	0	0	0	13	10	13	10	0	0	17	10	17	10
島根県	0	0	12	0	12	0	0	0	21	18	21	18	0	0	33	18	33	18
岡山県	0	0	3	3	3	3	0	0	22	17	22	17	0	0	25	20	25	20
広島県	0	0	5	0	5	0	0	0	50	31	50	31	0	0	55	31	55	31
山口県	1	1	4	4	5	5	0	0	40	40	40	40	1	1	44	44	45	45
徳島県	2	0	4	0	6	0	1	1	13	9	14	10	3	1	17	9	20	10
香川県	1	1	4	1	5	2	0	0	21	14	21	14	1	1	25	15	26	16
愛媛県	0	0	5	2	5	2	0	0	36	25	36	25	0	0	41	27	41	27
高知県	1	0	3	0	4	0	0	0	22	11	22	11	1	0	25	11	26	11
福岡県	0	0	3	2	3	2	4	0	15	6	19	6	4	0	18	8	22	8
佐賀県	1	1	3	0	4	1	0	0	17	13	17	13	1	1	20	13	21	14
長崎県	1	0	6	0	7	0	0	0	41	16	41	16	1	0	47	16	48	16
熊本県	0	0	4	0	4	0	0	0	49	38	49	38	0	0	53	38	53	38
大分県	1	1	4	1	5	2	0	0	37	37	37	37	1	1	41	38	42	39
宮崎県	0	0	7	0	7	0	0	0	31	22	31	22	0	0	38	22	38	22
鹿児島県	0	0	6	0	6	0	0	0	29	0	29	0	0	0	35	0	35	0
沖縄県	0	0	3	0	3	0	0	0	10	10	10	10	0	0	13	10	13	10
小計	29	13	230	91	259	104	18	12	1,438	915	1,456	927	47	25	1,668	1,006	1,715	1,031
保健所設置市計	129	35	330	88	459	123	4	1	286	120	290	121	133	36	616	208	749	244
特別区計	0	0	93	37	93	37	0	0	26	9	26	9	0	0	119	46	119	46
合計	158	48	653	216	811	264	22	13	1,750	1,044	1,772	1,057	180	61	2,403	1,260	2,583	1,321

（注）「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

（注）東京都は特別区を除く担当職員数

（保健所設置市）

保健所設置市名	本庁						出先						合計					
	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員
札幌市	0	0	5	4	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4	5	4
函館市	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
小樽市	0	0	3	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	3	2
旭川市	1	0	5	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	6	0
青森市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
八戸市	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	3	2	2	1	1	1	3	2
盛岡市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
仙台市	4	0	4	0	8	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	8	0
秋田市	1	1	4	4	5	5	0	0	0	0	0	0	1	1	4	4	5	5
福島市	2	0	3	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	5	0
郡山市	4	0	2	0	6	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	6	0
いわき市	1	0	6	0	7	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	7	0
宇都宮市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0	0	8	0	8	0
高崎市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
さいたま市	0	0	7	6	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	7	6
川越市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
川口市	0	0	7	6	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	7	6
越谷市	2	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	3	0
千葉市	6	4	0	0	6	4	0	0	0	0	0	0	6	4	0	0	6	4
船橋市	0	0	6	4	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4	6	4
柏市	0	0	11	3	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	11	3	11	3
八王子市	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0
町田市	7	0	1	0	8	0	0	0	0	0	0	0	7	0	1	0	8	0
横浜市	0	0	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	6
川崎市	0	0	4	3	4	3	0	0	9	7	9	7	0	0	13	10	13	10
相模原市	0	0	4	1	4	1	0	0	7	6	7	6	0	0	11	7	11	7
横須賀市	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0
藤沢市	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2
茅ヶ崎市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
新潟市	0	0	8	0	8	0	0	0	57	0	57	0	0	0	65	0	65	0
富山市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
金沢市	1	1	8	7	9	8	0	0	0	0	0	0	1	1	8	7	9	8
長野市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
岐阜市	4	3	1	1	5	4	0	0	0	0	0	0	4	3	1	1	5	4
静岡市	4	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	5	0
浜松市	8	0	4	0	12	0	0	0	20	0	20	0	8	0	24	0	32	0
名古屋市	0	0	5	5	5	5	0	0	73	73	73	73	0	0	78	78	78	78
豊橋市	1	0	4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	5	0
岡崎市	1	0	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	4	0
豊田市	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0
四日市市	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0
大津市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
京都市	0	0	5	0	5	0	0	0	34	0	34	0	0	0	39	0	39	0
大阪市	0	0	6	0	6	0	0	0	6	0	6	0	0	0	12	0	12	0
堺市	0	0	12	4	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4	12	4
高槻市	0	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0
枚方市	0	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0
八尾市	0	0	5	0	5	0	0	0	5	0	5	0	0	0	10	0	10	0
東大阪市	0	0	3	0	3	0	0	0	6	0	6	0	0	0	9	0	9	0
豊中市	0	0	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	6
神戸市	0	0	11	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0
姫路市	1	0	5	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	6	0
尼崎市	0	0	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7
明石市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	4	0	2	0	2	0	4	0
奈良市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
和歌山市	8	7	0	0	8	7	0	0	0	0	0	0	8	7	0	0	8	7
鳥取市	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
松江市	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0

（保健所設置市）

保健所設置市名	本庁						出先						合計					
	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員
岡山市	5	4	0	0	5	4	0	0	0	0	0	0	5	4	0	0	5	4
倉敷市	6	0	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	6	0	2	0	8	0
広島市	7	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7	0
呉市	2	2	4	4	6	6	0	0	0	0	0	0	2	2	4	4	6	6
福山市	0	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0
下関市	2	0	3	0	5	0	0	0	14	0	14	0	2	0	17	0	19	0
高松市	3	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	5	0
松山市	4	1	6	4	10	5	0	0	3	0	3	0	4	1	9	4	13	5
高知市	4	0	2	0	6	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	6	0
北九州市	2	0	4	0	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	6	0
福岡市	0	0	4	4	4	4	0	0	38	33	38	33	0	0	42	37	42	37
大牟田市	4	3	1	1	5	4	0	0	0	0	0	0	4	3	1	1	5	4
久留米市	4	0	2	0	6	0	0	0	2	0	2	0	4	0	4	0	8	0
長崎市	2	1	3	2	5	3	0	0	0	0	0	0	2	1	3	2	5	3
佐世保市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
熊本市	7	7	3	1	10	8	0	0	0	0	0	0	7	7	3	1	10	8
大分市	3	1	1	1	4	2	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1	4	2
宮崎市	3	0	3	0	6	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	6	0
鹿児島市	0	0	18	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18	0
那覇市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
小計	129	35	330	88	459	123	4	1	286	120	290	121	133	36	616	208	749	244

（注）「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

（東京都特別区）

特別区名	本庁						出先						合計					
	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員
千代田区	0	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0
中央区	0	0	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7
港区	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	4	0	4	0
新宿区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
文京区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
台東区	0	0	5	2	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	5	2
墨田区	0	0	9	5	9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	9	5	9	5
江東区	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2
品川区	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0
目黒区	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
大田区	0	0	3	0	3	0	0	0	6	0	6	0	0	0	9	0	9	0
世田谷区	0	0	6	6	6	6	0	0	10	9	10	9	0	0	16	15	16	15
渋谷区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
中野区	0	0	3	0	3	0	0	0	2	0	2	0	0	0	5	0	5	0
杉並区	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
豊島区	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
北区	0	0	11	4	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	11	4	11	4
荒川区	0	0	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1
板橋区	0	0	7	4	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4	7	4
練馬区	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
足立区	0	0	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	6
葛飾区	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
江戸川区	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
小計	0	0	95	37	95	37	0	0	26	9	26	9	0	0	121	46	121	46

（注）「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

3. 浄化槽新設基数

(1)平成29年度に新設された浄化槽基数(処理方式別)

都道府県名	構造例示型														大臣認定型				合 計
	分離接触ばっ気	嫌気ろ床接触ばっ気	脱窒ろ床接触ばっ気	回転板接触	接触ばっ気	散水ろ床	長時間ばっ気	標準活性汚泥	接触ばっ気・砂ろ過	凝集分離	接触ばっ気・活性炭	凝集分離・活性炭	硝化液循環	三次処理脱窒・脱燐	小計	うち窒素又は燐除去型高度処理	うち窒素及び燐除去型高度処理	うちBOD除去型高度処理	
北海道	3	148	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1,350	1,108	14	19	1,505
青森県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,600	0	0	0	1,603
岩手県	0	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,655	1,225	0	0	1,752
宮城県	250	49	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,851	949	13	0	2,154
秋田県	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	958	814	0	3	962
山形県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	659	331	0	0	660
福島県	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,377	4,098	18	1	4,380
茨城県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,590	4,353	187	4	4,592
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,175	2,115	0	2	2,175
群馬県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,983	4,920	0	0	4,984
埼玉県	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,911	6,770	4	3	6,916
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,392	6,284	10	0	6,392
東京都	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	198	186	7	1	200
神奈川県	1	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1,226	1,041	134	0	1,231
新潟県	1	109	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,486	1,101	12	8	1,599
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	238	68	0	0	238
石川県	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	504	451	0	0	509
福井県	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	422	393	0	0	424
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,340	1,303	0	18	1,340
長野県	1	74	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,196	296	1	5	1,272
岐阜県	1	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,668	1,633	7	2	1,676
静岡県	4	4	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,593	1,722	0	8	6,606
愛知県	5	2	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,080	4,254	2	7	8,099
三重県	17	21	0	0	11	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2,990	2,943	3	6	3,040
滋賀県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	246	89	0	0	249
京都府	0	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	342	146	0	0	379
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	964	890	1	6	964
兵庫県	1	33	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	599	471	0	10	634
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	849	816	0	0	849
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3,043	2,279	0	0	3,044
鳥取県	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	309	270	1	1	314
島根県	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,085	415	208	3	1,087
岡山県	4	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,727	2,362	0	0	2,735
広島県	0	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,983	1,595	1	0	3,026
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,778	1,740	2	0	1,778
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,770	2,527	0	0	2,770
香川県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,203	3,144	1	0	3,204
愛媛県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,239	2,200	0	0	2,240
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,668	1,315	0	4	1,668
福岡県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,770	3,364	0	1	3,771
佐賀県	1	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,311	1,284	0	5	1,369
長崎県	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,024	1,987	4	0	2,028
熊本県	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,743	2,552	0	20	2,769
大分県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,854	2,630	0	2	2,855
宮崎県	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,489	367	20	0	2,498
鹿児島県	2	18	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,591	5,503	0	0	6,613
沖縄県	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,604	981	10	3	1,631
合 計	294	791	2	0	58	0	2	0	3	0	0	0	0	1	111,633	87,285	660	142	112,784

3. 浄化槽新設基数

(2)平成29年度に新設された浄化槽基数 （人槽区分別）

都道府県名	5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合 計
北海道	1,315	89	70	17	8	4	2	0	0	0	0	0	0	0	1,505
青森県	1,455	48	80	9	8	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1,603
岩手県	1,625	41	56	18	7	3	1	1	0	0	0	0	0	0	1,752
宮城県	1,978	52	95	23	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2,154
秋田県	904	20	30	2	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	962
山形県	616	17	24	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	660
福島県	3,976	117	208	45	19	11	3	1	0	0	0	0	0	0	4,380
茨城県	4,265	84	191	24	17	5	2	2	2	0	0	0	0	0	4,592
栃木県	2,033	38	85	11	4	2	1	0	1	0	0	0	0	0	2,175
群馬県	4,604	75	249	38	7	3	6	1	1	0	0	0	0	0	4,984
埼玉県	6,447	106	272	37	29	10	8	5	2	0	0	0	0	0	6,916
千葉県	5,857	141	301	41	36	11	2	3	0	0	0	0	0	0	6,392
東京都	163	15	16	1	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	200
神奈川県	1,128	31	51	12	5	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1,231
新潟県	1,435	54	92	11	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1,599
富山県	210	11	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	238
石川県	427	17	50	5	9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	509
福井県	362	16	33	6	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	424
山梨県	1,236	26	64	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,340
長野県	1,177	35	49	7	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1,272
岐阜県	1,529	53	69	19	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1,676
静岡県	6,177	118	234	41	15	10	5	4	2	0	0	0	0	0	6,606
愛知県	7,382	215	370	71	38	9	4	4	4	2	0	0	0	0	8,099
三重県	2,709	61	202	38	19	5	4	1	1	0	0	0	0	0	3,040
滋賀県	218	12	13	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	249
京都府	340	15	20	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	379
大阪府	851	25	58	17	9	3	0	1	0	0	0	0	0	0	964
兵庫県	564	25	33	5	2	2	1	0	1	0	1	0	0	0	634
奈良県	764	24	44	8	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	849
和歌山県	2,786	67	146	30	9	5	0	1	0	0	0	0	0	0	3,044
鳥取県	277	15	16	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	314
島根県	1,006	23	44	10	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1,087
岡山県	2,558	76	86	8	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2,735
広島県	2,810	69	108	28	5	1	5	0	0	0	0	0	0	0	3,026
山口県	1,622	41	75	23	14	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1,778
徳島県	2,423	69	217	35	18	6	1	1	0	0	0	0	0	0	2,770
香川県	2,982	59	128	27	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3,204
愛媛県	2,069	56	82	19	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2,240
高知県	1,539	33	71	16	6	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1,668
福岡県	3,351	124	212	47	24	6	4	3	0	0	0	0	0	0	3,771
佐賀県	1,231	39	77	13	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1,369
長崎県	1,817	104	80	11	7	5	2	1	1	0	0	0	0	0	2,028
熊本県	2,606	54	82	16	5	2	4	0	0	0	0	0	0	0	2,769
大分県	2,649	52	106	34	9	2	2	1	0	0	0	0	0	0	2,855
宮崎県	2,335	57	78	16	5	4	2	1	0	0	0	0	0	0	2,498
鹿児島県	6,228	130	187	31	27	4	5	1	0	0	0	0	0	0	6,613
沖縄県	1,260	111	145	83	16	4	7	3	1	1	0	0	0	0	1,631
合 計	103,296	2,760	5,013	973	453	139	88	42	16	3	1	0	0	0	112,784

4. 浄化槽設置基数

(1)処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの)（平成29年度末現在）

都道府県名	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽				合 計
	腐敗型	ばっ気型	その他	小 計	散水ろ床	活性汚泥	その他	小 計	
北海道	547	3,085	168	3,800	40	307	72	419	4,219
青森県	501	4,133	8,036	12,670	1	33	229	263	12,933
岩手県	425	881	47	1,353	4	40	378	422	1,775
宮城県	695	3,871	310	4,876	0	58	186	244	5,120
秋田県	584	4,160	148	4,892	0	320	58	378	5,270
山形県	727	7,586	420	8,733	0	12	24	36	8,769
福島県	8,746	27,911	2,418	39,075	0	187	33	220	39,295
茨城県	547	3,007	177	3,731	4	49	0	53	3,784
栃木県	182	2,465	142	2,789	0	144	0	144	2,933
群馬県	5,601	26,062	1,033	32,696	0	127	5	132	32,828
埼玉県	10,680	44,498	9	55,187	21	414	12	447	55,634
千葉県	2,298	61,759	26,582	90,639	1	864	18	883	91,522
東京都	1,402	4,410	355	6,167	0	32	5	37	6,204
神奈川県	19,316	21,961	1,212	42,489	17	166	264	447	42,936
新潟県	4,085	20,397	2,376	26,858	2	91	132	225	27,083
富山県	1,885	6,470	4	8,359	0	29	1	30	8,389
石川県	661	5,108	2,843	8,612	1	0	95	96	8,708
福井県	1,180	5,572	3,113	9,865	0	33	2,409	2,442	12,307
山梨県	7,277	10,956	90	18,323	0	83	23	106	18,429
長野県	3,066	1,234	509	4,809	18	52	199	269	5,078
岐阜県	8,498	17,977	228	26,703	1	238	0	239	26,942
静岡県	2,891	14,594	280	17,765	0	59	15	74	17,839
愛知県	45,586	58,405	1,872	105,863	26	140	627	793	106,656
三重県	390	18,086	7,491	25,967	2	35	448	485	26,452
滋賀県	678	3,646	387	4,711	8	101	619	728	5,439
京都府	300	3,413	333	4,046	71	41	115	227	4,273
大阪府	4,901	32,886	1,557	39,344	23	156	42	221	39,565
兵庫県	2,082	10,751	1,417	14,250	12	168	839	1,019	15,269
奈良県	5,538	17,561	395	23,494	9	23	14	46	23,540
和歌山県	5,969	18,302	12,447	36,718	5	83	138	226	36,944
鳥取県	570	2,261	1,397	4,228	0	3	155	158	4,386
島根県	864	3,400	763	5,027	0	0	4	4	5,031
岡山県	2,526	15,021	730	18,277	8	169	17	194	18,471
広島県	3,584	13,511	4,025	21,120	3	309	935	1,247	22,367
山口県	9,295	7,586	126	17,007	0	202	33	235	17,242
徳島県	17,115	19,875	754	37,744	1	70	7	78	37,822
香川県	4,270	12,352	234	16,856	0	93	7	100	16,956
愛媛県	3,682	14,303	70	18,055	1	170	2	173	18,228
高知県	1,167	5,047	353	6,567	0	83	255	338	6,905
福岡県	4,299	11,746	1,052	17,097	7	86	181	274	17,371
佐賀県	1,573	2,521	317	4,411	1	13	2	16	4,427
長崎県	1,223	3,182	78	4,483	0	84	16	100	4,583
熊本県	5,741	8,204	221	14,166	6	64	3	73	14,239
大分県	6,316	17,829	191	24,336	0	114	10	124	24,460
宮崎県	2,682	6,843	5,170	14,695	0	2	594	596	15,291
鹿児島県	2,846	12,723	12	15,581	0	111	5	116	15,697
沖縄県	1,013	6,734	3,800	11,547	0	6	579	585	12,132
合 計	216,004	624,285	95,692	935,981	293	5,664	9,805	15,762	951,743

4. 浄化槽設置基数

(2)人槽区分別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの) (平成29年度末現在)

都道府県名	5～20	21～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合 計
北海道	2,546	1,248	257	82	57	23	3	3	0	0	0	0	4,219
青森県	9,243	2,942	438	145	107	29	16	8	3	1	0	1	12,933
岩手県	1,075	506	107	39	32	12	2	0	0	2	0	0	1,775
宮城県	4,030	892	113	34	37	6	7	0	0	0	1	0	5,120
秋田県	3,758	1,234	169	52	43	9	3	2	0	0	0	0	5,270
山形県	7,655	989	85	24	13	3	0	0	0	0	0	0	8,769
福島県	35,618	3,225	278	77	65	15	14	2	0	1	0	0	39,295
茨城県	2,890	784	74	28	8	0	0	0	0	0	0	0	3,784
栃木県	1,577	1,119	73	67	53	33	9	2	0	0	0	0	2,933
群馬県	30,451	2,075	138	69	64	18	9	2	2	0	0	0	32,828
埼玉県	47,932	6,612	677	137	136	82	53	5	0	0	0	0	55,634
千葉県	75,229	13,335	1,708	550	508	123	47	11	3	0	6	2	91,522
東京都	5,214	914	52	14	6	3	1	0	0	0	0	0	6,204
神奈川県	37,223	4,696	631	215	146	16	6	1	0	1	1	0	42,936
新潟県	24,224	2,533	160	63	43	21	21	15	2	1	0	0	27,083
富山県	7,614	676	50	24	17	4	3	0	0	1	0	0	8,389
石川県	7,722	872	69	28	11	5	0	0	0	1	0	0	8,708
福井県	10,517	1,494	146	55	35	24	19	10	3	1	2	1	12,307
山梨県	16,185	1,909	191	77	47	18	2	0	0	0	0	0	18,429
長野県	3,713	1,140	134	31	23	16	8	8	3	1	1	0	5,078
岐阜県	24,045	2,477	209	88	96	20	4	3	0	0	0	0	26,942
静岡県	16,353	1,326	91	29	29	6	2	2	0	1	0	0	17,839
愛知県	91,328	13,321	1,350	275	256	76	29	8	7	0	5	1	106,656
三重県	21,945	3,835	336	121	94	71	29	9	7	0	2	3	26,452
滋賀県	4,211	1,036	109	42	25	8	5	0	1	0	2	0	5,439
京都府	3,448	690	87	18	20	5	2	2	1	0	0	0	4,273
大阪府	34,089	4,908	287	117	114	27	15	4	2	0	2	0	39,565
兵庫県	11,701	2,816	456	178	93	13	7	4	1	0	0	0	15,269
奈良県	19,888	3,305	235	63	39	5	3	0	2	0	0	0	23,540
和歌山県	30,382	5,518	617	175	129	77	31	9	1	3	2	0	36,944
鳥取県	3,632	685	25	15	18	6	2	1	2	0	0	0	4,386
島根県	3,788	1,162	57	19	5	0	0	0	0	0	0	0	5,031
岡山県	15,061	2,956	248	81	90	23	7	0	2	0	2	1	18,471
広島県	19,158	2,692	305	102	81	14	7	5	2	1	0	0	22,367
山口県	13,627	3,231	264	56	46	8	7	1	2	0	0	0	17,242
徳島県	33,057	4,021	562	92	51	18	15	2	3	0	1	0	37,822
香川県	15,500	1,332	60	27	24	7	6	0	0	0	0	0	16,956
愛媛県	16,133	1,743	230	64	29	16	6	3	1	1	2	0	18,228
高知県	5,574	1,087	139	63	33	7	1	1	0	0	0	0	6,905
福岡県	11,826	4,554	637	185	149	14	4	1	0	0	1	0	17,371
佐賀県	3,113	1,145	122	32	9	1	3	1	1	0	0	0	4,427
長崎県	3,103	1,160	188	67	44	16	4	1	0	0	0	0	4,583
熊本県	12,728	1,353	97	31	22	5	3	0	0	0	0	0	14,239
大分県	20,522	3,537	288	53	39	13	6	1	0	0	1	0	24,460
宮崎県	14,208	959	84	19	13	3	5	0	0	0	0	0	15,291
鹿児島県	12,779	2,511	237	72	67	22	4	3	1	0	1	0	15,697
沖縄県	11,020	966	34	54	9	13	10	7	7	4	6	2	12,132
合 計	806,635	123,521	12,904	3,949	3,075	954	440	137	59	20	38	11	951,743

4．浄化槽設置基数

(3)処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの)（平成29年度末現在）

都道府県名	単独処理浄化槽					合併処理浄化槽																				合 計
						構造例示型														大臣認定型				その他	小計	
	分離接触ばっ気	分離ばっ気	散水ろ床	その他	小計	分離接触ばっ気	嫌気ろ床接触ばっ気	脱窒ろ床接触ばっ気	回転板接触	接触ばっ気	散水ろ床	長時間ばっ気	標準活性汚泥	接触ばっ気・砂ろ過	凝集分離	接触ばっ気・活性炭	凝集分離・活性炭	硝化液循環	三次処理脱窒・脱燐	計	うち窒素又は燐除去型高度処理	うち窒素及び燐除去型高度処理	うちBOD除去型高度処理			
北海道	13,186	1,971	62	465	15,684	2,883	20,144	27	104	1,520	22	185	2	14	0	0	0	1	4	25,989	12,604	104	409	174	51,069	66,753
青森県	49,122	6,370	0	89	55,581	716	6,492	5	2	736	1	31	0	0	0	0	0	1	0	33,218	0	0	0	13	41,215	96,796
岩手県	2,933	357	1	4	3,295	1,240	17,477	2	5	1,127	3	87	2	2	0	0	2	0	0	31,861	10,673	6	1	0	51,808	55,103
宮城県	15,418	1,864	15	655	17,952	2,887	11,174	6	2	523	1	74	0	23	0	6	0	1	0	35,656	11,177	283	0	0	50,353	68,305
秋田県	18,983	583	9	151	19,726	491	10,177	38	2	889	0	44	0	0	1	0	0	0	0	25,297	9,191	4	46	443	37,382	57,108
山形県	24,966	2,628	0	1,533	29,127	1,110	10,115	2	14	313	2	41	1	2	0	0	0	0	1	20,828	5,826	0	2	231	32,660	61,787
福島県	105,743	11,487	2	2,970	120,202	1,581	29,421	23	36	2,439	3	140	1	0	0	0	0	0	0	86,095	45,901	135	10	89	119,828	240,030
茨城県	83,447	5,241	0	0	88,688	3,195	44,953	0	61	2,485	0	347	0	0	0	0	0	0	0	102,570	50,946	2,435	64	0	153,611	242,299
栃木県	33,675	12,117	25	475	46,292	2,309	29,957	0	2	1,368	4	78	1	0	0	0	0	0	0	68,657	27,476	81	2	0	102,376	148,668
群馬県	129,451	17,884	0	210	147,545	2,212	24,125	0	4	1,776	0	105	1	0	0	0	0	0	0	101,242	56,898	2	8	0	129,465	277,010
埼玉県	177,065	35,630	10	5	212,710	6,731	105,322	12	43	6,399	0	178	0	0	0	0	0	0	0	114,607	42,212	58	24	0	233,292	446,002
千葉県	171,110	28,012	27	38,515	237,664	4,682	81,574	62	77	5,079	2	238	5	58	26	13	2	3	6	155,039	77,897	180	31	0	246,866	484,530
東京都	7,877	2,181	3	34	10,095	444	2,852	23	0	270	0	37	0	0	1	0	3	1	0	5,850	5,213	38	41	0	9,481	19,576
神奈川県	60,360	12,541	16	2,495	75,412	684	9,607	11	6	1,256	32	126	1	6	0	0	0	0	2	29,763	5,367	1,201	423	14	41,508	116,920
新潟県	103,827	5,479	7	102	109,415	875	13,149	2	2	2,476	0	101	17	0	0	0	0	0	1	37,863	13,636	14	148	0	54,486	163,901
富山県	20,332	2,134	0	0	22,466	231	3,751	0	5	705	0	35	0	0	0	0	0	0	0	8,401	2,723	3	0	0	13,128	35,594
石川県	18,391	3,099	4	83	21,577	1,277	6,866	0	3	3,342	1	92	3	0	0	0	0	0	2	10,622	4,801	1,569	65	2	22,210	43,787
福井県	13,235	3,282	0	103	16,620	273	2,241	14	2	682	1	16	0	0	0	0	0	0	0	12,369	4,946	30	2	0	15,598	32,218
山梨県	44,773	8,488	24	3,691	56,976	1,517	9,008	41	12	1,485	0	84	0	0	0	0	0	0	1	33,932	10,061	0	519	536	46,616	103,592
長野県	5,227	1,893	45	1,374	8,539	4,197	33,779	234	57	1,124	11	128	0	0	0	1	0	0	1	30,561	6,807	1	133	276	70,369	78,908
岐阜県	63,482	11,337	0	50	74,869	1,263	18,487	19	2	2,534	0	107	0	1	0	0	0	1	0	55,296	25,077	641	36	0	77,710	152,579
静岡県	178,389	87,566	29,975	18,288	314,218	3,688	24,612	35	70	4,103	36	814	1	3	0	0	0	1	0	138,274	17,467	6	296	3,725	175,362	489,580
愛知県	160,742	62,433	439	8,408	232,022	4,526	36,787	15	6	8,193	22	497	6	8	7	1	0	10	3	153,516	57,943	69	65	2,383	205,980	438,002
三重県	61,668	8,036	75	8,789	78,568	992	28,450	6	3	4,757	10	333	67	31	2	7	2	1	7	84,216	29,783	64	50	751	119,635	198,203
滋賀県	7,220	1,172	9	587	8,988	769	9,314	21	6	486	0	94	1	8	3	1	1	6	21	7,276	1,377	5	239	657	18,664	27,652
京都府	7,461	1,584	75	751	9,871	1,004	10,993	9	11	357	73	43	2	0	1	0	0	1	3	10,847	2,763	826	122	28	23,372	33,243
大阪府	36,326	10,535	42	932	47,835	855	14,667	1	0	1,542	2	88	1	0	0	0	1	5	2	28,649	11,498	93	19	3,224	49,037	96,872
兵庫県	20,369	2,770	49	539	23,727	1,279	24,499	11	83	1,029	19	126	3	355	1	0	1	6	19	15,110	4,752	10	1,484	477	43,018	66,745
奈良県	38,953	7,842	90	12	46,897	146	8,462	10	3	1,775	0	93	1	9	2	0	3	0	0	21,053	10,398	17	39	415	31,972	78,869
和歌山県	38,130	4,803	38	22,356	65,327	1,661	13,150	35	67	584	2	87	0	2	5	0	0	3	1	72,015	18,582	2	2	10,359	97,971	163,298
鳥取県	9,296	1,700	7	108	11,111	159	2,837	0	3	266	1	20	0	0	0	0	0	0	1	6,662	3,091	6	1	1,499	11,448	22,559
島根県	24,526	1,859	0	9	26,394	422	9,444	0	8	821	1	114	0	0	0	0	0	0	0	24,352	8,191	2,043	19	8	35,170	61,564
岡山県	41,921	3,090	2	13	45,026	1,276	38,835	2	2	1,255	1	115	0	0	0	0	0	2	6	66,545	20,695	14	0	0	108,039	153,065
広島県	46,690	5,175	14	1,205	53,084	2,215	27,876	0	5	1,365	1	204	2	1	0	0	2	1	1	56,552	26,811	10	34	5,576	93,801	146,885
山口県	31,186	7,963	11	176	39,336	1,159	21,692	0	43	427	68	140	1	0	0	0	0	0	0	43,862	14,534	9	7	42	67,434	106,770
徳島県	61,501	25,168	3	637	87,309	865	12,624	2	130	1,848	1	54	0	0	2	0	1	3	0	52,297	24,302	0	14	0	67,827	155,136
香川県	58,407	11,222	0	3	69,632	571	18,228	1	2	1,193	0	107	0	3	17	0	0	0	3	62,989	30,352	21	29	0	83,114	152,746
愛媛県	54,664	16,270	5	17	70,956	893	21,086	1	1	1,331	0	66	0	0	2	0	0	6	3	56,864	29,503	102	59	0	80,253	151,209
高知県	32,735	3,814	1	395	36,945	1,370	19,794	3	6	1,049	0	85	14	1	1	1	0	0	0	32,424	21,792	19	18	1,991	56,739	93,684
福岡県	24,286	2,792	15	2,511	29,604	3,208	52,152	2	4	3,431	10	174	1	14	0	1	2	5	23	72,265	19,308	17	2	0	131,292	160,896
佐賀県	11,868	1,755	5	90	13,718	1,297	10,741	0	4	912	0	99	3	0	0	0	0	0	0	24,075	13,687	15	212	10	37,141	50,859
長崎県	8,881	908	3	247	10,039	1,242	18,235	3	3	1,345	0	92	0	2	0	0	0	0	0	37,764	19,989	37	6	4	58,690	68,729
熊本県	36,439	5,225	0	679	42,343	1,284	28,262	175	5	913	3	101	0	0	0	0	0	0	7	52,276	30,725	18	140	990	84,016	126,359
大分県	36,839	9,157	3	3	46,002	1,287	20,317	73	2	1,463	13	181	1	0	0	0	0	0	0	55,252	23,739	0	70	0	78,589	124,591
宮崎県	39,443	10,435	10	1,102	50,990	598	19,379	6	7	1,021	1	63	0	2	0	0	6	0	0	15,066	12,487	24	9	36,613	72,762	123,752
鹿児島県	70,641	12,528	2	13	83,184	1,777	55,471	0	20	2,438	0	120	0	0	0	0	0	0	0	131,735	62,559	8	2	0	191,561	274,745
沖縄県	27,311	13,512	6	1,972	42,801	898	3,920	8	4	757	445	105	3	119	0	4	0	5	0	22,233	8,651	37	34	332	28,833	71,634
合計	2,328,495	493,892	31,129	122,846	2,976,362	76,239	1,042,498	940	939	83,189	792	6,289	141	664	71	35	26	63	118	2,369,885	954,411	10,257	4,936	70,862	3,652,751	6,629,113

4. 浄化槽設置基数

(4)人槽区分別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの)（平成29年度末現在）

都道府県名	5～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合 計
北海道	60,277	4,022	927	741	276	267	152	47	23	13	3	4	1	66,753
青森県	88,454	5,803	1,308	713	240	168	56	34	11	6	2	1	0	96,796
岩手県	49,580	3,578	847	587	228	163	72	31	10	1	4	2	0	55,103
宮城県	63,198	3,659	677	400	145	128	61	23	9	3	0	2	0	68,305
秋田県	51,990	3,416	726	467	185	156	82	59	20	4	2	1	0	57,108
山形県	57,969	2,803	532	228	112	74	46	18	2	2	0	1	0	61,787
福島県	223,439	12,496	1,805	1,185	510	350	152	64	14	6	5	3	1	240,030
茨城県	226,431	11,368	1,872	1,339	517	412	148	149	44	9	5	5	0	242,299
栃木県	139,520	6,237	1,431	828	275	232	63	51	18	5	0	8	0	148,668
群馬県	258,984	14,277	1,867	918	378	301	132	97	40	6	6	4	0	277,010
埼玉県	414,964	22,886	5,047	2,041	435	334	187	77	15	6	3	6	1	446,002
千葉県	447,607	28,749	3,882	2,182	957	715	206	136	51	15	13	14	3	484,530
東京都	17,535	1,532	237	151	46	42	19	8	3	1	0	2	0	19,576
神奈川県	107,643	6,733	1,265	660	310	194	60	34	14	2	1	3	1	116,920
新潟県	153,037	8,349	990	666	322	255	128	105	32	3	6	7	1	163,901
富山県	32,058	2,399	470	270	129	103	87	63	8	5	2	0	0	35,594
石川県	39,182	2,921	699	420	215	170	119	43	7	4	3	4	0	43,787
福井県	28,807	2,385	409	271	130	108	64	31	10	2	1	0	0	32,218
山梨県	93,690	6,776	1,651	759	377	239	63	23	5	3	5	1	0	103,592
長野県	72,767	3,514	1,199	573	331	247	136	84	46	5	3	3	0	78,908
岐阜県	141,045	8,408	1,322	928	305	276	156	90	36	7	4	1	1	152,579
静岡県	450,879	28,043	5,599	2,561	1,208	722	311	167	47	23	7	12	1	489,580
愛知県	397,785	28,513	5,703	3,369	1,111	803	394	209	70	14	11	18	2	438,002
三重県	179,691	13,029	2,499	1,566	537	387	239	129	63	21	15	20	7	198,203
滋賀県	24,358	2,164	388	306	112	139	112	62	8	0	1	2	0	27,652
京都府	30,596	1,687	434	243	97	102	58	17	5	1	2	1	0	33,243
大阪府	87,240	7,136	1,286	747	190	184	46	26	7	6	2	1	1	96,872
兵庫県	60,223	4,378	818	593	227	247	150	69	30	6	2	2	0	66,745
奈良県	71,144	5,336	998	697	330	258	60	29	8	1	1	5	2	78,869
和歌山県	149,554	8,740	3,020	1,074	434	278	109	48	25	5	6	3	2	163,298
鳥取県	20,389	1,497	352	131	62	55	38	22	7	1	2	3	0	22,559
島根県	56,995	3,328	527	385	154	98	44	27	5	1	0	0	0	61,564
岡山県	143,688	7,362	827	659	199	188	71	48	12	4	3	4	0	153,065
広島県	136,827	7,278	1,260	756	283	256	110	80	22	3	7	3	0	146,885
山口県	100,051	4,921	782	483	196	167	73	72	12	5	3	5	0	106,770
徳島県	142,277	9,452	1,590	1,106	344	245	68	39	9	3	2	1	0	155,136
香川県	143,362	7,302	955	610	242	157	68	33	9	2	3	2	1	152,746
愛媛県	141,132	7,471	1,147	881	281	163	66	45	15	3	5	0	0	151,209
高知県	86,650	5,115	963	479	203	138	75	46	7	2	2	4	0	93,684
福岡県	144,263	10,592	2,828	1,679	711	469	199	105	32	9	4	4	1	160,896
佐賀県	45,456	3,726	677	470	231	151	74	43	20	6	3	2	0	50,859
長崎県	61,427	4,842	1,042	790	279	193	85	46	20	3	1	0	1	68,729
熊本県	118,475	5,630	1,033	658	239	195	64	38	19	7	0	1	0	126,359
大分県	113,876	7,540	1,597	902	304	216	78	57	13	5	1	1	1	124,591
宮崎県	117,655	4,085	977	515	223	164	88	38	3	2	0	2	0	123,752
鹿児島県	259,635	10,720	2,052	1,204	547	353	127	85	15	4	3	0	0	274,745
沖縄県	61,166	7,593	1,439	744	248	212	126	66	18	8	3	11	0	71,634
合 計	6,112,971	369,791	69,956	39,935	15,415	11,474	5,122	2,913	919	253	157	179	28	6,629,113

4. 浄化槽設置基数

(5)処理方式別浄化槽全設置基数 （平成29年度末現在）

都道府県名	単独処理浄化槽						合併処理浄化槽						合計					
	旧構造基準		新構造基準		小計		旧構造基準		新構造基準		小計		旧構造基準		新構造基準		小計	
		%		%		%		%		%		%		%		%		%
北海道	3,800	5.4%	15,684	22.1%	19,484	27.5%	419	0.6%	51,069	72.0%	51,488	72.5%	4,219	5.9%	66,753	94.1%	70,972	100.0%
青森県	12,670	11.5%	55,581	50.7%	68,251	62.2%	263	0.2%	41,215	37.6%	41,478	37.8%	12,933	11.8%	96,796	88.2%	109,729	100.0%
岩手県	1,353	2.4%	3,295	5.8%	4,648	8.2%	422	0.7%	51,808	91.1%	52,230	91.8%	1,775	3.1%	55,103	96.9%	56,878	100.0%
宮城県	4,876	6.6%	17,952	24.4%	22,828	31.1%	244	0.3%	50,353	68.6%	50,597	68.9%	5,120	7.0%	68,305	93.0%	73,425	100.0%
秋田県	4,892	7.8%	19,726	31.6%	24,618	39.5%	378	0.6%	37,382	59.9%	37,760	60.5%	5,270	8.4%	57,108	91.6%	62,378	100.0%
山形県	8,733	12.4%	29,127	41.3%	37,860	53.7%	36	0.1%	32,660	46.3%	32,696	46.3%	8,769	12.4%	61,787	87.6%	70,556	100.0%
福島県	39,075	14.0%	120,202	43.0%	159,277	57.0%	220	0.1%	119,828	42.9%	120,048	43.0%	39,295	14.1%	240,030	85.9%	279,325	100.0%
茨城県	3,731	1.5%	88,688	36.0%	92,419	37.6%	53	0.0%	153,611	62.4%	153,664	62.4%	3,784	1.5%	242,299	98.5%	246,083	100.0%
栃木県	2,789	1.8%	46,292	30.5%	49,081	32.4%	144	0.1%	102,376	67.5%	102,520	67.6%	2,933	1.9%	148,668	98.1%	151,601	100.0%
群馬県	32,696	10.6%	147,545	47.6%	180,241	58.2%	132	0.0%	129,465	41.8%	129,597	41.8%	32,828	10.6%	277,010	89.4%	309,838	100.0%
埼玉県	55,187	11.0%	212,710	42.4%	267,897	53.4%	447	0.1%	233,292	46.5%	233,739	46.6%	55,634	11.1%	446,002	88.9%	501,636	100.0%
千葉県	90,639	15.7%	237,664	41.3%	328,303	57.0%	883	0.2%	246,866	42.9%	247,749	43.0%	91,522	15.9%	484,530	84.1%	576,052	100.0%
東京都	6,167	23.9%	10,095	39.2%	16,262	63.1%	37	0.1%	9,481	36.8%	9,518	36.9%	6,204	24.1%	19,576	75.9%	25,780	100.0%
神奈川県	42,489	26.6%	75,412	47.2%	117,901	73.8%	447	0.3%	41,508	26.0%	41,955	26.2%	42,936	26.9%	116,920	73.1%	159,856	100.0%
新潟県	26,858	14.1%	109,415	57.3%	136,273	71.4%	225	0.1%	54,486	28.5%	54,711	28.6%	27,083	14.2%	163,901	85.8%	190,984	100.0%
富山県	8,359	19.0%	22,466	51.1%	30,825	70.1%	30	0.1%	13,128	29.8%	13,158	29.9%	8,389	19.1%	35,594	80.9%	43,983	100.0%
石川県	8,612	16.4%	21,577	41.1%	30,189	57.5%	96	0.2%	22,210	42.3%	22,306	42.5%	8,708	16.6%	43,787	83.4%	52,495	100.0%
福井県	9,865	22.2%	16,620	37.3%	26,485	59.5%	2,442	5.5%	15,598	35.0%	18,040	40.5%	12,307	27.6%	32,218	72.4%	44,525	100.0%
山梨県	18,323	15.0%	56,976	46.7%	75,299	61.7%	106	0.1%	46,616	38.2%	46,722	38.3%	18,429	15.1%	103,592	84.9%	122,021	100.0%
長野県	4,809	5.7%	8,539	10.2%	13,348	15.9%	269	0.3%	70,369	83.8%	70,638	84.1%	5,078	6.0%	78,908	94.0%	83,986	100.0%
岐阜県	26,703	14.9%	74,869	41.7%	101,572	56.6%	239	0.1%	77,710	43.3%	77,949	43.4%	26,942	15.0%	152,579	85.0%	179,521	100.0%
静岡県	17,765	3.5%	314,218	61.9%	331,983	65.4%	74	0.0%	175,362	34.6%	175,436	34.6%	17,839	3.5%	489,580	96.5%	507,419	100.0%
愛知県	105,863	19.4%	232,022	42.6%	337,885	62.0%	793	0.1%	205,980	37.8%	206,773	38.0%	106,656	19.6%	438,002	80.4%	544,658	100.0%
三重県	25,967	11.6%	78,568	35.0%	104,535	46.5%	485	0.2%	119,635	53.3%	120,120	53.5%	26,452	11.8%	198,203	88.2%	224,655	100.0%
滋賀県	4,711	14.2%	8,988	27.2%	13,699	41.4%	728	2.2%	18,664	56.4%	19,392	58.6%	5,439	16.4%	27,652	83.6%	33,091	100.0%
京都府	4,046	10.8%	9,871	26.3%	13,917	37.1%	227	0.6%	23,372	62.3%	23,599	62.9%	4,273	11.4%	33,243	88.6%	37,516	100.0%
大阪府	39,344	28.8%	47,835	35.1%	87,179	63.9%	221	0.2%	49,037	35.9%	49,258	36.1%	39,565	29.0%	96,872	71.0%	136,437	100.0%
兵庫県	14,250	17.4%	23,727	28.9%	37,977	46.3%	1,019	1.2%	43,018	52.5%	44,037	53.7%	15,269	18.6%	66,745	81.4%	82,014	100.0%
奈良県	23,494	22.9%	46,897	45.8%	70,391	68.7%	46	0.0%	31,972	31.2%	32,018	31.3%	23,540	23.0%	78,869	77.0%	102,409	100.0%
和歌山県	36,718	18.3%	65,327	32.6%	102,045	51.0%	226	0.1%	97,971	48.9%	98,197	49.0%	36,944	18.4%	163,298	81.6%	200,242	100.0%
鳥取県	4,228	15.7%	11,111	41.2%	15,339	56.9%	158	0.6%	11,448	42.5%	11,606	43.1%	4,386	16.3%	22,559	83.7%	26,945	100.0%
島根県	5,027	7.5%	26,394	39.6%	31,421	47.2%	4	0.0%	35,170	52.8%	35,174	52.8%	5,031	7.6%	61,564	92.4%	66,595	100.0%
岡山県	18,277	10.7%	45,026	26.2%	63,303	36.9%	194	0.1%	108,039	63.0%	108,233	63.1%	18,471	10.8%	153,065	89.2%	171,536	100.0%
広島県	21,120	12.5%	53,084	31.4%	74,204	43.8%	1,247	0.7%	93,801	55.4%	95,048	56.2%	22,367	13.2%	146,885	86.8%	169,252	100.0%
山口県	17,007	13.7%	39,336	31.7%	56,343	45.4%	235	0.2%	67,434	54.4%	67,669	54.6%	17,242	13.9%	106,770	86.1%	124,012	100.0%
徳島県	37,744	19.6%	87,309	45.2%	125,053	64.8%	78	0.0%	67,827	35.2%	67,905	35.2%	37,822	19.6%	155,136	80.4%	192,958	100.0%
香川県	16,856	9.9%	69,632	41.0%	86,488	51.0%	100	0.1%	83,114	49.0%	83,214	49.0%	16,956	10.0%	152,746	90.0%	169,702	100.0%
愛媛県	18,055	10.7%	70,956	41.9%	89,011	52.5%	173	0.1%	80,253	47.4%	80,426	47.5%	18,228	10.8%	151,209	89.2%	169,437	100.0%
高知県	6,567	6.5%	36,945	36.7%	43,512	43.3%	338	0.3%	56,739	56.4%	57,077	56.7%	6,905	6.9%	93,684	93.1%	100,589	100.0%
福岡県	17,097	9.6%	29,604	16.6%	46,701	26.2%	274	0.2%	131,292	73.6%	131,566	73.8%	17,371	9.7%	160,896	90.3%	178,267	100.0%
佐賀県	4,411	8.0%	13,718	24.8%	18,129	32.8%	16	0.0%	37,141	67.2%	37,157	67.2%	4,427	8.0%	50,859	92.0%	55,286	100.0%
長崎県	4,483	6.1%	10,039	13.7%	14,522	19.8%	100	0.1%	58,690	80.1%	58,790	80.2%	4,583	6.3%	68,729	93.7%	73,312	100.0%
熊本県	14,166	10.1%	42,343	30.1%	56,509	40.2%	73	0.1%	84,016	59.8%	84,089	59.8%	14,239	10.1%	126,359	89.9%	140,598	100.0%
大分県	24,336	16.3%	46,002	30.9%	70,338	47.2%	124	0.1%	78,589	52.7%	78,713	52.8%	24,460	16.4%	124,591	83.6%	149,051	100.0%
宮崎県	14,695	10.6%	50,990	36.7%	65,685	47.2%	596	0.4%	72,762	52.3%	73,358	52.8%	15,291	11.0%	123,752	89.0%	139,043	100.0%
鹿児島県	15,581	5.4%	83,184	28.6%	98,765	34.0%	116	0.0%	191,561	66.0%	191,677	66.0%	15,697	5.4%	274,745	94.6%	290,442	100.0%
沖縄県	11,547	13.8%	42,801	51.1%	54,348	64.9%	585	0.7%	28,833	34.4%	29,418	35.1%	12,132	14.5%	71,634	85.5%	83,766	100.0%
合計	935,981	12.3%	2,976,362	39.3%	3,912,343	51.6%	15,762	0.2%	3,652,751	48.2%	3,668,513	48.4%	951,743	12.6%	6,629,113	87.4%	7,580,856	100.0%

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

4. 浄化槽設置基数

(6)人槽区分別浄化槽全設置基数 （平成29年度末現在）

都道府県名	5～20	21～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合計		
														うち単独処理浄化槽	うち合併処理浄化槽
北海道	62,823	6,197	998	358	324	175	50	26	13	3	4	1	70,972	19,484	51,488
青森県	97,697	10,053	1,151	385	275	85	50	19	9	3	1	1	109,729	68,251	41,478
岩手県	50,655	4,931	694	267	195	84	33	10	1	6	2	0	56,878	4,648	52,230
宮城県	67,228	5,228	513	179	165	67	30	9	3	0	3	0	73,425	22,828	50,597
秋田県	55,748	5,376	636	237	199	91	62	22	4	2	1	0	62,378	24,618	37,760
山形県	65,624	4,324	313	136	87	49	18	2	2	0	1	0	70,556	37,860	32,696
福島県	259,057	17,526	1,463	587	415	167	78	16	6	6	3	1	279,325	159,277	120,048
茨城県	229,321	14,024	1,413	545	420	148	149	44	9	5	5	0	246,083	92,419	153,664
栃木県	141,097	8,787	901	342	285	96	60	20	5	0	8	0	151,601	49,081	102,520
群馬県	289,435	18,219	1,056	447	365	150	106	42	8	6	4	0	309,838	180,241	129,597
埼玉県	462,896	34,545	2,718	572	470	269	130	20	6	3	6	1	501,636	267,897	233,739
千葉県	522,836	45,966	3,890	1,507	1,223	329	183	62	18	13	20	5	576,052	328,303	247,749
東京都	22,749	2,683	203	60	48	22	9	3	1	0	2	0	25,780	16,262	9,518
神奈川県	144,866	12,694	1,291	525	340	76	40	15	2	2	4	1	159,856	117,901	41,955
新潟県	177,261	11,872	826	385	298	149	126	47	5	7	7	1	190,984	136,273	54,711
富山県	39,672	3,545	320	153	120	91	66	8	5	3	0	0	43,983	30,825	13,158
石川県	46,904	4,492	489	243	181	124	43	7	4	4	4	0	52,495	30,189	22,306
福井県	39,324	4,288	417	185	143	88	50	20	5	2	2	1	44,525	26,485	18,040
山梨県	109,875	10,336	950	454	286	81	25	5	3	5	1	0	122,021	75,299	46,722
長野県	76,480	5,853	707	362	270	152	92	54	8	4	4	0	83,986	13,348	70,638
岐阜県	165,090	12,207	1,137	393	372	176	94	39	7	4	1	1	179,521	101,572	77,949
静岡県	467,232	34,968	2,652	1,237	751	317	169	49	23	8	12	1	507,419	331,983	175,436
愛知県	489,113	47,537	4,719	1,386	1,059	470	238	78	21	11	23	3	544,658	337,885	206,773
三重県	201,636	19,363	1,902	658	481	310	158	72	28	15	22	10	224,655	104,535	120,120
滋賀県	28,569	3,588	415	154	164	120	67	8	1	1	4	0	33,091	13,699	19,392
京都府	34,044	2,811	330	115	122	63	19	7	2	2	1	0	37,516	13,917	23,599
大阪府	121,329	13,330	1,034	307	298	73	41	11	8	2	3	1	136,437	87,179	49,258
兵庫県	71,924	8,012	1,049	405	340	163	76	34	7	2	2	0	82,014	37,977	44,037
奈良県	91,032	9,639	932	393	297	65	32	8	3	1	5	2	102,409	70,391	32,018
和歌山県	179,936	17,278	1,691	609	407	186	79	34	6	9	5	2	200,242	102,045	98,197
鳥取県	24,021	2,534	156	77	73	44	24	8	3	2	3	0	26,945	15,339	11,606
島根県	60,783	5,017	442	173	103	44	27	5	1	0	0	0	66,595	31,421	35,174
岡山県	158,749	11,145	907	280	278	94	55	12	6	3	6	1	171,536	63,303	108,233
広島県	155,985	11,230	1,061	385	337	124	87	27	5	8	3	0	169,252	74,204	95,048
山口県	113,678	8,934	747	252	213	81	79	13	7	3	5	0	124,012	56,343	67,669
徳島県	175,334	15,063	1,668	436	296	86	54	11	6	2	2	0	192,958	125,053	67,905
香川県	158,862	9,589	670	269	181	75	39	9	2	3	2	1	169,702	86,488	83,214
愛媛県	157,265	10,361	1,111	345	192	82	51	18	4	6	2	0	169,437	89,011	80,426
高知県	92,224	7,165	618	266	171	82	47	8	2	2	4	0	100,589	43,512	57,077
福岡県	156,089	17,974	2,316	896	618	213	109	33	9	4	5	1	178,267	46,701	131,566
佐賀県	48,569	5,548	592	263	160	75	46	21	7	3	2	0	55,286	18,129	37,157
長崎県	64,530	7,044	978	346	237	101	50	21	3	1	0	1	73,312	14,522	58,790
熊本県	131,203	8,016	755	270	217	69	41	19	7	0	1	0	140,598	56,509	84,089
大分県	134,398	12,674	1,190	357	255	91	63	14	5	1	2	1	149,051	70,338	78,713
宮崎県	131,863	6,021	599	242	177	91	43	3	2	0	2	0	139,043	65,685	73,358
鹿児島県	272,414	15,283	1,441	619	420	149	89	18	5	3	1	0	290,442	98,765	191,677
沖縄県	72,186	9,998	778	302	221	139	76	25	15	7	17	2	83,766	54,348	29,418
合計	6,919,606	563,268	52,839	19,364	14,549	6,076	3,353	1,056	312	177	217	39	7,580,856	3,912,343	3,668,513

4. 浄化槽設置基数

(7)建築用途別浄化槽設置基数（平成29年度末現在）

都道府県名	集会場施設関係	住宅施設関係		宿泊施設関係	医療施設関係	店舗関係	娯楽施設関係	駐車場関係	学校施設関係	事務所関係	作業場関係	その他	合　計
		大家又は設置者管理	入居者管理										
北海道	1,242	42,533	11,755	1,298	294	1,164	624	182	610	2,984	2,057	6,229	70,972
青森県	1,098	10,271	83,364	1,105	665	3,814	340	362	901	4,556	2,281	972	109,729
岩手県	700	45,059	4,506	718	211	1,105	214	180	507	1,581	1,578	519	56,878
宮城県	807	51,942	9,948	524	256	1,636	181	92	301	2,985	2,734	2,019	73,425
秋田県	565	32,059	11,399	639	327	1,793	204	167	362	2,190	991	11,682	62,378
山形県	826	52,974	6,794	594	235	2,244	177	77	357	3,249	2,228	801	70,556
福島県	2,337	226,565	20,042	1,671	991	7,114	613	556	1,107	8,082	5,576	4,671	279,325
茨城県	2,218	13,329	204,032	680	1,015	7,281	903	487	1,247	7,967	6,335	589	246,083
栃木県	896	95,928	0	349	341	2,214	186	149	381	1,958	2,347	46,852	151,601
群馬県	2,167	274,729	0	1,257	1,192	7,423	603	431	1,330	9,587	7,073	4,046	309,838
埼玉県	6,607	145,274	110	2,460	3,562	17,817	2,490	407	5,113	16,057	10,144	291,595	501,636
千葉県	210	9,939	24,910	290	321	1,511	429	74	491	1,656	896	535,325	576,052
東京都	200	17,278	4,145	557	164	1,022	81	75	120	1,353	303	482	25,780
神奈川県	117,332	23,592	10,956	197	160	1,234	231	82	264	2,201	2,928	679	159,856
新潟県	2,191	165,947	0	1,781	621	5,221	505	665	702	7,210	5,305	836	190,984
富山県	512	35,611	0	239	197	1,268	154	183	69	2,967	2,237	546	43,983
石川県	568	42,801	18	322	192	1,666	204	113	254	1,830	2,764	1,763	52,495
福井県	684	18,284	16,667	464	182	2,130	190	194	226	2,732	2,050	722	44,525
山梨県	1,268	74,965	20,303	2,327	545	4,838	418	107	690	3,165	2,764	10,631	122,021
長野県	513	43,506	27,692	1,932	146	1,397	341	103	152	2,158	1,220	4,826	83,986
岐阜県	842	5,613	145,666	697	758	7,794	848	30	585	7,841	2,989	5,858	179,521
静岡県	1,908	145,103	19,891	861	959	4,657	507	373	1,504	5,905	8,925	316,826	507,419
愛知県	3,755	421,108	35,061	1,123	3,176	27,429	1,217	1,345	3,306	18,306	24,149	4,683	544,658
三重県	905	54,995	2,304	452	522	2,800	393	125	462	2,583	2,437	156,677	224,655
滋賀県	253	6,966	8,207	371	114	1,200	276	56	134	1,577	1,113	12,824	33,091
京都府	189	13,740	5,242	143	77	621	155	48	95	584	827	15,795	37,516
大阪府	626	32,691	90,218	584	587	2,573	315	55	711	3,070	2,558	2,449	136,437
兵庫県	1,064	44,168	7,577	537	430	2,085	724	152	240	3,059	3,096	18,882	82,014
奈良県	791	74,332	15,563	485	546	3,807	257	93	721	2,465	1,033	2,316	102,409
和歌山県	1,354	119,439	21,145	1,112	1,149	7,223	378	291	1,000	5,990	2,231	38,930	200,242
鳥取県	257	21,157	589	196	189	1,158	134	52	128	1,482	965	638	26,945
島根県	746	58,559	0	343	636	1,455	173	30	585	2,401	1,179	488	66,595
岡山県	1,153	102,422	53,106	571	719	3,421	332	446	713	5,460	2,953	240	171,536
広島県	1,329	96,163	51,175	602	767	5,233	385	362	886	4,368	3,606	4,376	169,252
山口県	906	76,235	24,905	368	604	2,393	264	164	624	4,432	2,392	10,725	124,012
徳島県	1,001	165,374	1,290	407	1,294	10,122	246	177	1,102	4,466	3,184	4,295	192,958
香川県	1,820	153,729	0	399	789	4,414	260	279	693	4,836	2,185	298	169,702
愛媛県	1,851	143,458	4,927	317	803	4,110	291	340	993	5,075	2,484	4,788	169,437
高知県	788	85,617	758	401	456	2,687	149	105	692	3,046	1,147	4,743	100,589
福岡県	1,369	146,068	9,964	529	1,291	5,046	359	273	1,582	6,658	3,992	1,136	178,267
佐賀県	795	46,557	22	441	459	2,377	211	277	416	2,063	1,270	398	55,286
長崎県	680	60,927	20	689	464	3,695	179	180	584	2,338	731	2,825	73,312
熊本県	1,418	87,263	32,866	677	549	2,516	335	214	936	4,341	2,495	6,988	140,598
大分県	1,823	121,236	9,399	1,316	842	5,201	349	277	720	4,530	2,119	1,239	149,051
宮崎県	1,408	3,952	122,789	2,305	352	552	1,722	204	300	435	3,405	1,619	139,043
鹿児島県	2,552	264,880	521	1,039	1,333	5,321	560	562	2,070	6,236	3,217	2,151	290,442
沖縄県	804	62,281	5,254	1,069	372	4,141	311	176	840	2,979	1,628	3,911	83,766
合　計	175,328	4,036,619	1,125,100	37,438	31,854	197,923	20,418	11,372	37,806	202,994	152,121	1,551,883	7,580,856

4. 浄化槽設置基数

(8)浄化槽設置基数の推移 （全国）

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人槽		（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）
～ 20		7,659,463	7,676,160	7,688,392	7,534,990	7,480,780	7,340,054	7,162,437	7,066,207	7,028,375	6,984,374	6,948,435	6,931,803	6,909,424	6,919,606
		(5,941,469)	(6,021,016)	(6,097,153)	(6,066,922)	(6,083,458)	(6,098,795)	(6,025,052)	(6,004,392)	(6,014,594)	(6,036,702)	(6,047,384)	(6,054,789)	(6,077,197)	(6,112,971)
21 ～ 100		818,145	808,594	793,545	747,142	730,606	691,535	657,270	637,111	620,588	608,635	596,578	589,028	578,321	563,268
		(527,228)	(526,998)	(524,396)	(510,199)	(506,074)	(495,735)	(480,207)	(473,461)	(465,127)	(462,011)	(455,869)	(451,366)	(448,186)	(439,747)
101 ～ 500		134,724	130,645	127,481	121,025	117,473	111,631	106,452	101,361	97,088	96,312	93,789	90,750	89,241	86,752
		(83,313)	(81,235)	(80,977)	(79,123)	(78,958)	(77,733)	(75,982)	(73,629)	(71,416)	(71,116)	(70,070)	(68,212)	(68,031)	(66,824)
小 計		8,612,332	8,615,399	8,609,418	8,403,157	8,328,859	8,143,220	7,926,159	7,804,679	7,746,051	7,689,321	7,638,802	7,611,581	7,576,986	7,569,626
		(6,552,010)	(6,629,249)	(6,702,526)	(6,656,244)	(6,668,490)	(6,672,263)	(6,581,241)	(6,551,482)	(6,551,137)	(6,569,829)	(6,573,323)	(6,574,367)	(6,593,414)	(6,619,542)
501 ～ 1,000		8,633	8,369	8,298	7,971	7,930	7,715	7,517	7,155	6,870	6,790	6,655	6,508	6,427	6,076
		(6,354)	(6,136)	(6,153)	(5,996)	(6,108)	(6,076)	(5,988)	(5,776)	(5,615)	(5,545)	(5,512)	(5,429)	(5,432)	(5,122)
1,001 ～ 2,000		4,477	4,463	4,441	4,439	4,372	4,280	4,212	4,053	3,943	3,910	3,877	3,775	3,752	3,353
		(3,447)	(3,452)	(3,458)	(3,499)	(3,499)	(3,484)	(3,465)	(3,374)	(3,313)	(3,297)	(3,312)	(3,266)	(3,287)	(2,913)
2,001 ～ 3,000		1,383	1,376	1,384	1,358	1,396	1,328	1,326	1,300	1,263	1,250	1,244	1,225	1,208	1,056
		(1,077)	(1,077)	(1,094)	(1,082)	(1,112)	(1,085)	(1,092)	(1,084)	(1,066)	(1,057)	(1,079)	(1,068)	(1,058)	(919)
3,001 ～ 4,000		399	407	412	417	411	401	388	375	374	372	363	356	355	312
		(312)	(319)	(316)	(329)	(326)	(317)	(311)	(301)	(305)	(305)	(302)	(296)	(299)	(253)
4,001 ～ 5,000		245	230	221	221	215	212	217	205	199	203	200	195	186	177
		(201)	(194)	(186)	(186)	(182)	(182)	(186)	(175)	(171)	(177)	(175)	(173)	(167)	(157)
5,001 ～		335	327	321	321	312	315	296	291	286	293	282	275	262	256
		(217)	(221)	(222)	(223)	(222)	(228)	(223)	(219)	(215)	(222)	(220)	(218)	(216)	(207)
小 計		15,472	15,172	15,077	14,727	14,636	14,251	13,956	13,379	12,935	12,818	12,621	12,334	12,190	11,230
		(11,608)	(11,399)	(11,429)	(11,315)	(11,449)	(11,372)	(11,265)	(10,929)	(10,685)	(10,603)	(10,600)	(10,450)	(10,459)	(9,571)
合 計		8,627,804	8,630,571	8,624,495	8,417,884	8,343,495	8,157,471	7,940,115	7,818,058	7,758,986	7,702,139	7,651,423	7,623,915	7,589,176	7,580,856
		(6,563,618)	(6,640,648)	(6,713,955)	(6,667,559)	(6,679,939)	(6,683,635)	(6,592,506)	(6,562,411)	(6,561,822)	(6,580,432)	(6,583,923)	(6,584,817)	(6,603,873)	(6,629,113)
内訳	単独処理	6,299,840	6,131,836	5,965,513	5,641,662	5,442,181	5,170,659	4,883,467	4,674,779	4,531,552	4,368,516	4,233,122	4,124,453	3,994,148	3,912,343
		(4,258,880)	(4,166,189)	(4,081,040)	(3,916,080)	(3,803,133)	(3,723,893)	(3,559,629)	(3,441,912)	(3,356,153)	(3,266,792)	(3,184,853)	(3,103,889)	(3,026,019)	(2,976,362)
	合併処理	2,327,964	2,498,735	2,658,982	2,776,222	2,901,314	2,986,812	3,056,648	3,143,279	3,227,434	3,333,623	3,418,301	3,499,462	3,595,028	3,668,513
		(2,304,738)	(2,474,459)	(2,632,915)	(2,751,479)	(2,876,806)	(2,959,742)	(3,032,877)	(3,120,499)	(3,205,669)	(3,313,640)	(3,399,070)	(3,480,928)	(3,577,854)	(3,652,751)

（注）下段（　）は、新構造基準適用のものを示す。

5. 浄化槽廃止基数

（1）浄化槽法第11条の2により廃止が確認された基数

（平成29年度）

都道府県名	浄化槽法第11条の2により廃止が確認された基数										合計
	単独処理浄化槽					合併処理浄化槽					
	集合処理施設（下水、農集排等）への接続	浄化槽への切り替え 単独～合併	家屋等の廃止	その他	小計	集合処理施設（下水、農集排等）への接続	浄化槽への切り替え 合併～合併	家屋等の廃止	その他	小計	
北海道	118	34	49	4	205	54	20	46	1	121	326
青森県	163	48	33	3	247	117	8	17	23	165	412
岩手県	44	6	15	1	66	201	18	194	15	428	494
宮城県	140	21	35	1	197	203	23	220	4	450	647
秋田県	111	26	14	1	152	231	7	26	2	266	418
山形県	729	65	72	6	872	200	11	29	4	244	1,116
福島県	855	227	67	18	1,167	419	58	110	67	654	1,821
茨城県	862	291	60	54	1,267	781	106	30	64	981	2,248
栃木県	763	346	56	27	1,192	760	55	57	2	874	2,066
群馬県	1,089	543	369	32	2,033	373	33	59	65	530	2,563
埼玉県	1,539	694	71	232	2,536	1,141	45	35	205	1,426	3,962
千葉県	637	214	73	4	928	693	60	59	34	846	1,774
東京都	155	19	38	4	216	137	5	10	1	153	369
神奈川県	625	153	113	28	919	309	37	38	13	397	1,316
新潟県	2,361	131	105	27	2,624	460	25	20	6	511	3,135
富山県	637	32	58	25	752	277	2	9	5	293	1,045
石川県	629	25	20	0	674	207	4	25	0	236	910
福井県	155	42	33	0	230	132	7	7	3	149	379
山梨県	477	33	8	1	519	203	15	7	6	231	750
長野県	212	19	26	0	257	540	36	45	3	624	881
岐阜県	1,099	284	193	5	1,581	326	29	40	7	402	1,983
静岡県	1,633	1,249	725	45	3,652	638	33	252	10	933	4,585
愛知県	4,000	375	147	12	4,534	2,695	62	92	507	3,356	7,890
三重県	829	159	64	29	1,081	920	159	38	43	1,160	2,241
滋賀県	164	6	22	1	193	269	4	6	1	280	473
京都府	534	5	16	2	557	603	4	24	4	635	1,192
大阪府	1,045	6	59	5	1,115	768	6	27	1	802	1,917
兵庫県	1,246	42	61	1	1,350	420	45	41	0	506	1,856
奈良県	764	44	26	41	875	221	6	22	43	292	1,167
和歌山県	254	141	254	254	903	347	31	34	17	429	1,332
鳥取県	460	7	22	1	490	225	1	2	1	229	719
島根県	371	61	63	194	689	196	12	19	26	253	942
岡山県	664	51	80	16	811	844	28	46	18	936	1,747
広島県	747	153	67	442	1,409	331	32	19	182	564	1,973
山口県	414	138	89	33	674	341	27	29	12	409	1,083
徳島県	205	249	85	0	539	78	19	29	1	127	666
香川県	243	299	43	0	585	79	25	54	0	158	743
愛媛県	290	80	56	0	426	200	33	20	44	297	723
高知県	169	29	29	1	228	49	15	20	3	87	315
福岡県	400	34	40	13	487	1,475	33	37	18	1,563	2,050
佐賀県	272	81	40	0	393	416	6	36	13	471	864
長崎県	141	82	49	4	276	395	78	37	10	520	796
熊本県	398	177	535	26	1,136	237	77	141	36	491	1,627
大分県	370	277	29	2	678	187	32	27	4	250	928
宮崎県	535	325	114	1	975	286	39	52	5	382	1,357
鹿児島県	228	901	251	886	2,266	221	92	137	437	887	3,153
沖縄県	331	11	9	3	354	125	11	17	2	155	509
合計	30,107	8,235	4,483	2,485	45,310	20,330	1,514	2,341	1,968	26,153	71,463

（注）1. 本調査は、平成17年の浄化槽法の改正により規定された廃止の届出（第11条の2）に係るものである。

2. その他の具体的な内容として、破損・故障による撤去・建替、二重登録の解消、計画変更等がある。

5. 浄化槽廃止基数

（2）浄化槽法第11条の2以外の事由により廃止が確認された単独処理浄化槽基数

（平成29年度）

都道府県名	浄化槽法第11条の2の規定以外の事由により廃止と判断した基数 （単独処理浄化槽）																				合計
	集合処理施設（下水、農集排等）への接続					浄化槽への切り替え　単独～合併					家屋等の廃止					その他					
判断根拠	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	
北海道	4	12	3	1	20	2	3	0	0	5	11	0	0	3	14	1	0	2	0	3	42
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	21	1	5	0	27	1	0	1	0	2	9	0	0	0	9	294	0	0	29	323	361
宮城県	78	6	7	0	91	9	0	1	0	10	18	0	6	0	24	121	0	0	0	121	246
秋田県	107	3	2	0	112	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	114
山形県	1	32	131	0	164	3	5	10	0	18	154	0	58	0	212	3,317	0	13	44	3,374	3,768
福島県	117	0	12	6	135	158	0	140	4	302	69	0	27	5	101	209	0	2	0	211	749
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,307	0	0	0	2,307	2,307
栃木県	3	502	0	0	505	5	0	0	11	16	7	0	0	10	17	27	0	0	0	27	565
群馬県	23	44	284	0	351	3	0	67	0	70	2	0	265	0	267	264	0	1,495	0	1,759	2,447
埼玉県	210	56	76	45	387	93	38	50	9	190	189	30	111	22	352	1,138	549	111	10	1,808	2,737
千葉県	0	636	9	0	645	7	0	0	0	7	804	0	11	0	815	0	0	0	0	0	1,467
東京都	46	30	0	0	76	3	0	0	0	3	43	0	5	0	48	15	0	0	0	15	142
神奈川県	4,158	808	0	0	4,966	0	0	0	0	0	350	43	12	0	405	225	31	0	0	256	5,627
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	170	1,697	31	0	1,898	0	0	5	0	5	0	0	15	0	15	0	0	35	0	35	1,953
石川県	0	0	31	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0	0	0	76	107
福井県	0	1	20	1	22	0	0	1	0	1	0	0	6	0	6	1	0	6,115	1	6,117	6,146
山梨県	0	1	0	0	1	8	0	0	0	8	34	0	0	0	34	16	0	0	0	16	59
長野県	2	5	6	3	16	0	0	0	0	0	13	0	4	2	19	24	0	0	0	24	59
岐阜県	1	0	0	8	9	0	0	0	2	2	98	0	0	2	100	0	0	0	0	0	111
静岡県	0	827	69	335	1,231	0	0	42	0	42	37	0	87	0	124	370	0	184	805	1,359	2,756
愛知県	0	55	33	19	107	0	0	0	0	0	29	0	11	0	40	7,355	0	148	0	7,503	7,650
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
滋賀県	75	20	27	0	122	0	0	2	0	2	9	0	4	0	13	65	0	0	0	65	202
京都府	10	4	1	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	256	0	1	0	257	272
大阪府	696	3,693	7	99	4,495	23	0	0	6	29	79	25	7	6	117	15	0	0	11	26	4,667
兵庫県	11	92	13	0	116	0	1	0	0	1	17	15	0	0	32	6	1	2,121	0	2,128	2,277
奈良県	88	20	0	0	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108
和歌山県	4	35	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	164	0	0	0	164	203
鳥取県	0	28	5	0	33	3	1	0	0	4	4	0	4	1	9	34	0	0	0	34	80
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	115	151	0	266	0	0	164	0	164	0	0	552	0	552	0	0	30	0	30	1,012
広島県	46	77	56	132	311	5	3	0	0	8	67	0	34	42	143	780	0	3	19	802	1,264
山口県	297	63	94	2	456	0	0	1	0	1	0	0	10	0	10	425	0	0	0	425	892
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	176	0	176	0	0	115	0	115	0	0	731	0	731	0	0	0	0	0	1,022
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	2,820	0	0	2,820	12	0	0	0	12	116	0	95	0	211	3,652	0	0	0	3,652	6,695
福岡県	16	0	0	1	17	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	20
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	5
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	4	7	0	0	0	7	11
熊本県	0	86	27	0	113	0	34	25	0	59	1	135	49	1	186	0	10	8	0	18	376
大分県	0	1,468	0	0	1,468	182	33	0	0	215	256	0	0	0	256	1,133	0	0	0	1,133	3,072
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	3
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	120	120
沖縄県	121	54	7	0	182	0	0	0	1	1	0	3	0	0	3	0	245	0	0	245	431
合計	6,305	13,291	1,283	652	21,531	517	118	624	34	1,293	2,424	251	2,108	97	4,880	22,298	836	10,389	920	34,443	62,147

5. 浄化槽廃止基数

(3)浄化槽法第11条の2以外の事由により廃止が確認された合併処理浄化槽基数

(平成29年度)

都道府県名	浄化槽法第11条の2の規定以外の事由により廃止と判断した基数 (合併処理浄化槽)																				合計
	集合処理施設(下水、農集排等)への接続					浄化槽への切り替え 合併～合併					家屋等の廃止					その他					
判断根拠	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	
北海道	5	6	0	0	11	0	1	0	0	1	7	1	2	0	10	0	0	0	0	0	22
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	2
岩手県	34	20	61	2	117	0	1	2	0	3	43	1	0	0	44	499	0	0	104	603	767
宮城県	72	21	4	0	97	9	0	5	0	14	9	0	4	0	13	34	0	0	0	34	158
秋田県	42	0	11	0	53	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	55
山形県	0	16	41	0	57	0	2	0	0	2	48	0	32	0	80	21	0	1	21	43	182
福島県	19	0	12	0	31	56	0	36	1	93	51	0	26	7	84	51	0	21	0	72	280
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	505	0	0	0	505	505
栃木県	5	383	0	0	388	4	0	0	1	5	10	0	0	5	15	22	0	0	0	22	430
群馬県	1	16	121	0	138	0	0	15	0	15	0	0	31	0	31	77	0	402	0	479	663
埼玉県	77	21	21	23	142	16	8	8	0	32	32	6	14	5	57	1,354	592	134	4	2,084	2,315
千葉県	1	488	2	0	491	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	493
東京都	34	11	0	0	45	2	0	0	0	2	20	0	5	0	25	0	0	0	0	0	72
神奈川県	232	236	1	0	469	0	0	0	0	0	17	1	1	0	19	28	5	0	0	33	521
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	9	88	25	0	122	0	0	1	0	1	0	0	5	0	5	0	0	24	0	24	152
石川県	0	0	23	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	25	48
福井県	0	1	33	0	34	0	0	0	0	0	1	0	9	0	10	0	0	83	0	83	127
山梨県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4	0	1	0	5	4	0	0	0	4	10
長野県	52	1	3	1	57	0	0	0	0	0	18	0	2	0	20	21	0	5	0	26	103
岐阜県	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	7
静岡県	0	0	35	44	79	0	0	6	0	6	3	0	15	0	18	85	0	25	83	193	296
愛知県	0	11	20	119	150	0	0	0	0	0	2	0	16	0	18	1,088	0	699	2	1,789	1,957
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	2
滋賀県	51	23	48	0	122	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	18	0	0	0	18	142
京都府	3	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	169	0	1	0	170	176
大阪府	163	1,076	2	7	1,248	59	0	0	0	59	61	5	0	0	66	5	0	1	2	8	1,381
兵庫県	1	95	1	0	97	0	3	1	0	4	3	1	0	0	4	2	1	1,052	0	1,055	1,160
奈良県	4	5	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
和歌山県	2	39	0	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	42
鳥取県	1	1	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	9	0	0	0	9	13
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	92	29	0	121	0	0	15	0	15	0	0	218	0	218	0	0	9	0	9	363
広島県	6	69	910	0	985	2	0	0	0	2	11	0	6	3	20	616	0	1	23	640	1,647
山口県	104	32	64	2	202	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10	14	0	0	0	14	226
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	32	32
香川県	0	0	18	0	18	0	0	21	0	21	0	0	79	0	79	0	0	0	0	0	118
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	174	0	0	174	1	0	0	0	1	15	0	11	0	26	936	0	0	0	936	1,137
福岡県	473	0	0	1	474	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	44	44	521
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	1	0	0	0	1	4
熊本県	0	51	17	0	68	0	25	2	0	27	0	77	37	0	114	0	33	7	0	40	249
大分県	0	150	0	0	150	10	0	0	0	10	23	0	0	0	23	450	0	0	0	450	633
宮崎県	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	2	0	0	0	2	6
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0	72	72
沖縄県	23	29	17	0	69	0	0	0	2	2	0	0	0	1	1	0	21	1	0	22	94
合計	1,414	3,158	1,519	204	6,295	162	40	112	4	318	388	92	528	27	1,035	6,039	652	2,538	316	9,545	17,193

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1)行政処分等の件数（平成29年度）

1)浄化槽法第5条、第12条関係

都道府県名	法第5条第2項 改善勧告	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項					
		助言・指導					勧告					改善命令					使用停止命令
	設置者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者
北海道	0	366	186	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	0	343	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	219	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	413	56	0	2	0	0	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0
秋田県	0	331	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	569	95	0	5	0	172	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	54	277	2	0	0	0	22	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0
茨城県	0	8,146	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	27	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	3,847	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	0	187	2	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0
千葉県	0	1,197	4	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	0	805	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	193	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	0	215	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	36	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	101	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	927	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	925	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	516	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	772	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	68	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	1,979	173	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	0	826	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	153	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	107	0	0	0	0	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	1,084	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	0	416	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0
奈良県	0	309	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	95	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0
島根県	0	469	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	262	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	0	2,351	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0
山口県	0	303	241	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	6,826	8,196	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	168	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	69	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	947	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	156	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	1,599	235	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	2,191	110	0	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	526	0	0	0	0	4	0	0	0	0	87	0	0	0	0	0
大分県	2	1,260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	5,304	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	871	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	663	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	56	49,466	10,127	1	65	0	304	0	0	0	0	178	1	1	0	0	0
保健所設置市等計	0	11,795	2,198	0	76	0	182	0	0	0	0	0	178	0	0	0	0
合計	56	61,261	12,325	1	141	0	486	0	0	0	0	178	179	1	0	0	0

(注)東京都は特別区を除いた件数

（保健所設置市等）

保健所設置市名	法第5条第2項 改善勧告	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項					
		助言・指導					勧告					改善命令					使用停止命令
	設置者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	6	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八戸市	0	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田市	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島市	0	336	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	0	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	0	69	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高崎市	0	757	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川越市	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川口市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越谷市	0	3,121	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	0	241	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	0	201	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤沢市	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	0	213	213	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山市	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	0	19	208	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野市	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡市	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	625	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊橋市	0	136	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡崎市	0	191	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	0	443	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四日市市	0	151	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	0	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
枚方市	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八尾市	0	7	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東大阪市	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊中市	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸市	0	171	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫路市	0	83	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	0	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山市	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松江市	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山市	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
倉敷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	0	750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
呉市	0	563	5	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下関市	0	216	79	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（保健所設置市等）

保健所設置市名	法第5条第2項	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項					
	改善勧告	助言・指導					勧告					改善命令					使用停止命令
	設置者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者
福岡市	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大牟田市	0	121	121	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	0	147	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐世保市	0	822	0	0	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本市	0	191	1,372	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分市	0	375	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎市	0	572	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	0	82	0	0	0	0	182	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	11,795	2,198	0	76	0	182	0	0	0	0	0	178	0	0	0	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1)行政処分等の件数（平成29年度）

2)浄化槽法第7条の2、第12条の2関係

都道府県名	管理者					
	浄化槽法第7条の2			浄化槽法第12条の2		
	指導・助言	勧告	改善命令	指導・助言	勧告	改善命令
北海道	13	0	0	1,004	0	0
青森県	6	0	0	45	0	0
岩手県	148	0	0	250	0	0
宮城県	0	0	0	25	0	0
秋田県	11	0	0	548	0	0
山形県	0	0	0	8,024	0	14
福島県	143	42	4	705	38	0
茨城県	0	0	0	28,277	0	0
栃木県	19	0	0	7,205	0	0
群馬県	1,491	0	0	3,654	0	0
埼玉県	3,501	0	0	15,287	0	0
千葉県	59	0	0	12,759	0	0
東京都	5	0	0	4,366	0	0
神奈川県	127	0	0	17	0	0
新潟県	159	0	0	822	0	0
富山県	0	0	0	40	0	0
石川県	7	0	0	16,966	0	0
福井県	15	0	0	225	0	0
山梨県	26	0	0	3,482	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0
岐阜県	16	0	0	3,908	4	0
静岡県	15	0	0	94	0	0
愛知県	152	0	0	2,557	0	0
三重県	24	0	0	8,841	0	0
滋賀県	9	0	0	12	0	0
京都府	0	0	0	5,508	0	0
大阪府	41	0	0	2,389	0	0
兵庫県	12	0	0	2,505	0	0
奈良県	11	0	0	369	0	0
和歌山県	3	0	2	2,606	0	1
鳥取県	7	0	0	9,086	0	0
島根県	7	0	0	198	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0
広島県	3	0	0	16,740	0	0
山口県	170	0	0	44,021	0	0
徳島県	8	0	0	66,370	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	797	0	0
高知県	14	0	0	2,528	0	0
福岡県	35	0	0	258	0	0
佐賀県	5	0	0	3,047	0	0
長崎県	5	0	0	94	0	0
熊本県	79	0	0	7,025	0	0
大分県	13	0	0	4,553	0	0
宮崎県	0	0	0	30,902	0	0
鹿児島県	13	0	0	408	1	0
沖縄県	67	0	0	697	0	0
小計	6,439	42	6	319,214	43	15
保健所設置市等計	2,089	0	0	65,393	0	0
合計	8,528	42	6	384,607	43	15

(注)1. 東京都は特別区を除いた件数

(保健所設置市等)

保健所設置市名	管理者					
	浄化槽法第7条の2			浄化槽法第12条の2		
	指導・助言	勧告	改善命令	指導・助言	勧告	改善命令
札幌市	1	0	0	35	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0
青森市	0	0	0	4	0	0
八戸市	2	0	0	6	0	0
盛岡市	1	0	0	43	0	0
仙台市	0	0	0	0	0	0
秋田市	0	0	0	2	0	0
福島市	262	0	0	0	0	0
郡山市	180	0	0	3,068	0	0
いわき市	561	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0
前橋市	0	0	0	0	0	0
高崎市	51	0	0	59	0	0
さいたま市	170	0	0	575	0	0
川越市	0	0	0	342	0	0
川口市	0	0	0	0	0	0
越谷市	395	0	0	3,097	0	0
千葉市	78	0	0	186	0	0
船橋市	32	0	0	75	0	0
柏市	12	0	0	67	0	0
八王子市	1	0	0	15	0	0
町田市	0	0	0	204	0	0
横浜市	46	0	0	31	0	0
川崎市	21	0	0	90	0	0
相模原市	0	0	0	7	0	0
横須賀市	10	0	0	966	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0
新潟市	102	0	0	758	0	0
富山市	0	0	0	14	0	0
金沢市	0	0	0	19	0	0
長野市	0	0	0	58	0	0
岐阜市	0	0	0	1,083	0	0
静岡市	0	0	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	0	0	557	0	0
豊橋市	0	0	0	0	0	0
岡崎市	46	0	0	135	0	0
豊田市	0	0	0	0	0	0
四日市市	15	0	0	8,542	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	0
堺市	0	0	0	180	0	0
高槻市	0	0	0	0	0	0
枚方市	0	0	0	0	0	0
八尾市	0	0	0	360	0	0
東大阪市	0	0	0	5	0	0
豊中市	0	0	0	0	0	0
神戸市	3	0	0	206	0	0
姫路市	0	0	0	91	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0
明石市	0	0	0	361	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0
奈良市	0	0	0	99	0	0
和歌山市	0	0	0	2,550	0	0
鳥取市	7	0	0	2,058	0	0
松江市	0	0	0	2	0	0
岡山市	0	0	0	0	0	0
倉敷市	0	0	0	0	0	0
広島市	0	0	0	2,451	0	0
呉市	55	0	0	1,034	0	0
福山市	2	0	0	7,176	0	0
下関市	0	0	0	2,550	0	0
高松市	0	0	0	20,589	0	0
松山市	0	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0	0	0
北九州市	9	0	0	140	0	0
福岡市	1	0	0	4	0	0
大牟田市	0	0	0	0	0	0
久留米市	25	0	0	114	0	0
長崎市	0	0	0	20	0	0
佐世保市	0	0	0	30	0	0
熊本市	0	0	0	27	0	0
大分市	0	0	0	1,642	0	0
宮崎市	0	0	0	3,129	0	0
鹿児島市	1	0	0	41	0	0
那覇市	0	0	0	496	0	0
特別区	0	0	0	0	0	0
小計	2,089	0	0	65,393	0	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1)行政処分等の件数 （平成29年度）

3)浄化槽法第53条又は条例関係

都道府県名	浄化槽法第53条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関
北海道	1	66	0	0	2	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	11	26	0	0	0
岩手県	185	34	0	0	0	11	10	0	0	0
宮城県	325	0	0	0	0	33	8	0	0	0
秋田県	0	11	0	0	0	150	22	0	1	0
山形県	227	0	0	0	0	13	10	0	0	0
福島県	57	0	0	1	0	2	0	0	0	0
茨城県	0	431	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	263	0	72	0	0	74	0	0	0
群馬県	0	3	0	0	0	8	55	0	0	0
埼玉県	82	579	1	0	0	1,663	107	0	0	0
千葉県	184	539	0	0	6	556	70	0	0	0
東京都	392	329	0	121	0	106	93	0	0	2
神奈川県	44	97	0	0	0	138	17	0	0	0
新潟県	3	4	0	0	0	15	23	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	528	49	0	19	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	14	0	0	0	0	22	0	0	0	0
山梨県	9	0	0	0	0	369	8	0	0	0
長野県	140	0	0	0	0	1,596	73	0	4	0
岐阜県	9	0	0	0	0	686	13	0	4	0
静岡県	24	209	0	7	0	4,031	82	0	0	0
愛知県	4	118	0	0	0	2,805	118	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0	161	55	0	0	0
滋賀県	0	0	0	6	0	9	0	0	0	0
京都府	0	0	0	85	0	600	2	0	0	1
大阪府	27	17	1	0	0	370	19	6	0	0
兵庫県	16	0	0	0	0	305	0	0	0	0
奈良県	0	58	0	0	0	27	18	0	0	0
和歌山県	336	0	0	0	0	1	0	0	0	0
鳥取県	24	34	0	266	0	2	5	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	65	1	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	359	4	0	0	0
広島県	2,878	0	0	0	0	0	18	0	0	0
山口県	53	64	0	0	0	23	6	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	3	33	0	0	0
香川県	0	119	0	0	0	515	32	13	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	11	35	0	0	0
福岡県	1,328	96	0	465	0	122	5	0	5	0
佐賀県	167	146	0	0	0	68	8	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	471	67	0	38	0
熊本県	4	1	0	12	12	0	10	0	0	0
大分県	209	53	0	0	0	41	30	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	44	11	0	0	0
鹿児島県	171	270	0	0	7	73	13	0	0	0
沖縄県	8	0	0	0	0	0	24	0	0	0
小計	6,921	3,541	2	1,035	27	16,013	1,254	19	71	3
保健所設置市等計	3,813	5,434	0	1,031	1,702	8,355	289	0	76	0
合計	10,734	8,975	2	2,066	1,729	24,368	1,543	19	147	3

(注)東京都は特別区を除いた件数

保健所設置市名	浄化槽法第53条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関
札幌市	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	0	0	0	0	0	9	3	0	0	0
八戸市	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0	0	33	8	0	0	0
秋田市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
福島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	69	80	0	0	0	2	22	0	0	0
高崎市	238	50	0	0	0	0	11	0	0	0
さいたま市	69	188	0	0	0	0	42	0	0	0
川越市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川口市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越谷市	0	761	0	165	0	1	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	199	214	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	218	0	0	216	0	120	0	0	18	0
川崎市	164	984	0	0	0	312	53	0	0	0
相模原市	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	0	507	0	0	1,501	27	20	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	233	76	0	0	201	218	8	0	0	0
富山市	0	0	0	0	0	132	10	0	7	0
金沢市	0	444	0	12	0	0	0	0	0	0
長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜市	2	0	0	0	0	212	4	0	4	0
静岡市	24	134	0	0	0	22	8	0	0	0
浜松市	0	75	0	7	0	2,493	19	0	0	0
名古屋市	0	75	0	4	0	1,345	12	0	3	0
豊橋市	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0
岡崎市	0	83	0	84	0	0	15	0	0	0
豊田市	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0
四日市市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	0	600	2	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0	0	180	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0
枚方市	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
八尾市	12	17	0	0	0	5	0	0	0	0
東大阪市	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0
豊中市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸市	1	52	0	11	0	3	3	0	0	0
姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	0	58	0	0	0	0	3	0	0	0
和歌山市	323	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松江市	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0
岡山市	0	0	0	0	0	161	0	0	0	0
倉敷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	0	471	0	0	0	1,855	5	0	25	0
呉市	0	228	0	156	0	0	5	0	8	0
福山市	0	0	0	0	0	10	2	0	0	0
下関市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	728	177	0	0	0	215	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	41	0	15	0	0	11	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	327	36	0	0	0	122	4	0	0	0
大牟田市	1,001	60	0	60	0	0	1	0	5	0
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	0	0	0	0	0	183	0	0	0	0
佐世保市	0	47	0	60	0	0	3	0	6	0
熊本市	0	444	0	120	0	17	1	0	0	0
大分市	205	53	0	0	0	0	9	0	0	0
宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別区	0	0	0	121	0	0	0	0	0	0
小計	3,813	5,434	0	1,031	1,702	8,355	289	0	76	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(2) 行政処分等を行った根拠　（平成29年度）

都道府県名	浄化槽法第12条第1項						浄化槽法第12条第2項						浄化槽法第53条又は条例関係					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査
北海道	552	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0	0	33	0
青森県	343	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	36
岩手県	242	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	202	11	0	0	17	10
宮城県	445	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	325	33	0	0	0	8
秋田県	391	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	173	0	0
山形県	646	172	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	212	0	0	0	15	23
福島県	276	22	0	0	3	0	12	0	0	0	0	0	58	2	0	0	0	0
茨城県	8,127	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	431	0
栃木県	20	1	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	335	74
群馬県	3,706	0	0	0	141	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	3	59
埼玉県	121	0	41	0	27	2	0	0	1	0	2	0	0	3	0	192	662	1,575
千葉県	1,025	0	120	14	56	0	0	0	0	0	0	0	172	5	27	366	530	255
東京都	458	0	186	0	242	0	0	0	0	0	0	0	415	0	0	200	427	1
神奈川県	120	0	24	0	57	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0	141	129
新潟県	50	0	0	0	217	0	0	0	0	0	0	0	3	5	0	12	4	21
富山県	23	0	11	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	149	0	442
石川県	225	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	915	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	14	18	0	0	0	4
山梨県	315	0	164	0	446	0	0	0	0	0	0	0	0	129	0	184	9	64
長野県	446	0	44	0	29	0	0	0	0	0	0	0	138	915	2	484	0	274
岐阜県	772	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	438	0	35	7	230
静岡県	210	0	0	0	51	0	0	0	0	0	0	0	158	132	0	296	82	3,685
愛知県	363	0	1,458	0	331	0	0	0	0	0	0	0	0	10	50	2,640	72	273
三重県	769	0	47	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	152	0	59
滋賀県	131	2	2	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	6	0
京都府	49	0	0	0	58	86	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	85	602
大阪府	419	0	83	0	633	0	0	0	0	0	0	0	29	20	11	61	5	314
兵庫県	411	0	0	0	5	0	11	0	0	0	0	0	1	221	0	71	15	13
奈良県	284	0	2	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	58	29
和歌山県	79	0	0	0	22	0	0	0	0	0	0	0	336	1	0	0	0	0
鳥取県	52	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	24	0	0	0	300	7
島根県	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0	3	0	6
岡山県	250	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	171	0	184	0	8
広島県	2,351	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	2,878	0	0	0	0	18
山口県	544	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117	0	0	17	0	12
徳島県	15,012	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	3
香川県	167	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	119	440	0	75	0	45
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	458	0	0	0	489	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	41
福岡県	332	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	1,121	6	0	0	768	126
佐賀県	1,834	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	276	0	0	60	37	16
長崎県	2,359	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	326	0	145	0	105
熊本県	336	4	0	0	190	0	87	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	10
大分県	1,258	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	207	23	0	13	55	35
宮崎県	5,300	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	44
鹿児島県	873	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178	38	0	39	270	9
沖縄県	348	0	4	0	312	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	8	18
小計	53,877	201	2,228	15	3,458	88	138	0	1	0	2	0	7,048	3,050	90	5,627	4,375	8,683
保健所設置市等計	9,074	182	423	0	4,550	0	178	0	0	0	0	0	4,699	935	1,228	778	6,059	7,006
合計	62,951	383	2,651	15	8,008	88	316	0	1	0	2	0	11,747	3,985	1,318	6,405	10,434	15,689

（保健所設置市等）

保健所設置市名	浄化槽法第12条第1項						浄化槽法第12条第2項						浄化槽法第53条又は条例関係					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
八戸市	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	8
秋田市	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島市	336	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	69	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	2	80	22	0	0
高崎市	757	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	238	0	0	0	50	11
さいたま市	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	0	0	0	188	42
川越市	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川口市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越谷市	15	0	0	0	3,106	0	178	0	0	0	0	0	0	1	0	0	926	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	0	0	0	0	241	0	0	0	0	0	0	0	301	0	0	0	112	0
横浜市	5	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	434	133
川崎市	98	0	103	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,148	365	0	0
相模原市	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0
横須賀市	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,008	47
藤沢市	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	201	0	0	0	225	0	0	0	0	0	0	0	201	0	0	0	309	226
富山市	14	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149	0	0
金沢市	222	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	456	0
長野市	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	181	0	31	2	8
静岡市	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	0	0	158	0	0	8	0	22
浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82	2,512
名古屋市	63	0	0	0	562	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79	1,360
豊橋市	136	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
岡崎市	181	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	162	15
豊田市	443	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
四日市市	123	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	602
大阪市	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
堺市	50	0	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0	0
高槻市	5	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	6
枚方市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
八尾市	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	5
東大阪市	20	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12

（保健所設置市等）

保健所設置市名	浄化槽法第12条第1項						浄化槽法第12条第2項						浄化槽法第53条又は条例関係					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査
豊中市	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸市	171	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	63	6
姫路市	81	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	72	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	26	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	3
和歌山市	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	323	0	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松江市	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0
岡山市	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	161	0	0	0	0
倉敷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	606	0	0	0	144	0	0	0	0	0	0	0	471	135	0	0	0	1,750
呉市	529	0	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	384	0
福山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	2	0	0
下関市	299	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	905	215	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	11
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	363	126
大牟田市	242	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,121	6	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	147	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	171	0	6	0	6
佐世保市	886	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	107	9
熊本市	1,563	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	575	0	0	0	0	18
大分市	375	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	205	0	0	0	53	9
宮崎市	568	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	82	182	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	121	0
小計	9,074	182	423	0	4,550	0	178	0	0	0	0	0	4,699	935	1,228	778	6,059	7,006

7. 浄化槽関係業者数 （平成29年度末現在）

都道府県名	保守点検業				浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業		浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士
	総登録件数	内訳			浄化槽法第35条許可業者	内訳		廃掃法第7条に基づく許可業者	廃掃法第6条の2に基づく委託業者	総数	内訳				設置義務対象浄化槽基数	設置浄化槽基数	管理士登録人数
		保守点検専業	清掃業と兼業	その他の業と兼業		うち廃掃法第7条に基づく許可業者	うち廃掃法第6条の2に基づく委託業者				うち浄化槽法に基づく工事業者	うち土木工事業者	うち建築工事業者	うち管工事業者			
北海道	407	24	120	263	264	200	64	205	73	901	42	663	277	813	272	197	1,016
青森県	143	26	75	42	96	96	16	98	18	534	21	355	134	494	168	82	576
岩手県	209	10	69	130	101	77	24	92	24	557	60	408	197	442	136	136	669
宮城県	148	48	65	35	101	83	0	83	0	574	47	422	185	464	112	110	731
秋田県	88	16	69	3	80	80	12	79	4	456	41	277	112	387	182	172	368
山形県	94	2	67	25	162	114	23	127	19	565	56	379	154	482	72	72	438
福島県	231	25	80	126	92	90	22	16	2	795	98	523	209	665	277	193	867
茨城県	486	151	124	211	171	165	39	167	41	1,526	102	792	320	1,304	360	359	1,190
栃木県	354	29	86	239	96	95	0	106	3	286	77	125	54	194	189	189	1,015
群馬県	232	60	81	91	156	155	19	161	21	912	156	190	211	709	316	316	929
埼玉県	517	280	141	96	190	130	55	130	55	1,148	72	653	237	1,032	435	435	1,582
千葉県	471	72	138	261	264	262	0	263	8	1,242	143	551	237	1,051	630	567	1,537
東京都	125	9	34	82	55	47	7	47	8	299	8	151	70	281	37	16	272
神奈川県	218	56	30	132	35	35	2	37	7	574	12	351	105	550	140	140	457
新潟県	119	41	78	0	106	104	49	104	49	682	36	507	211	612	342	342	616
富山県	66	0	20	46	33	32	11	32	11	215	5	161	60	208	173	173	229
石川県	81	8	21	52	37	33	4	35	4	192	4	151	67	179	186	167	242
福井県	27	5	19	3	27	24	7	24	7	146	10	85	43	134	168	168	156
山梨県	141	1	36	104	85	85	8	87	13	406	32	274	84	359	120	68	370
長野県	267	76	65	126	139	124	22	132	27	695	33	521	269	613	314	314	646
岐阜県	161	75	48	38	82	68	24	51	17	528	58	350	153	508	322	225	1,032
静岡県	266	55	77	134	106	100	9	100	9	861	93	483	136	737	579	110	1,094
愛知県	324	67	90	167	95	95	25	117	25	775	57	516	273	647	844	687	1,503
三重県	271	62	85	124	101	101	8	101	8	461	56	345	138	370	615	338	940
滋賀県	39	12	10	17	34	22	7	31	2	200	1	156	92	184	201	169	270
京都府	107	17	38	52	39	38	0	39	0	443	19	329	170	383	94	37	289
大阪府	247	32	103	112	204	204	19	204	19	177	9	123	58	161	139	88	400
兵庫県	171	26	77	68	183	180	34	158	33	420	23	250	105	369	284	97	492
奈良県	159	27	23	109	73	65	19	59	16	320	37	239	108	267	116	116	206
和歌山県	278	79	63	136	83	83	0	83	0	639	67	435	235	522	321	141	623
鳥取県	69	27	18	24	30	29	10	28	10	245	8	211	128	222	84	54	197
島根県	56	3	44	9	54	54	11	54	11	444	15	330	170	399	77	76	417
岡山県	38	2	34	2	43	43	0	43	0	600	47	441	272	485	177	94	348
広島県	116	41	75	0	134	134	1	129	1	851	86	525	279	695	254	116	615
山口県	74	15	49	10	51	51	16	52	16	669	69	341	196	528	188	188	447
徳島県	146	36	61	49	100	97	5	97	5	226	46	132	62	165	161	146	514
香川県	128	32	52	44	47	47	0	47	0	561	75	306	139	446	131	131	382
愛媛県	224	67	62	95	78	72	6	80	2	461	69	276	85	383	163	80	679
高知県	124	16	82	26	116	76	1	76	1	381	45	235	109	312	145	92	283
福岡県	191	29	106	56	151	146	15	145	19	781	49	513	227	663	374	318	839
佐賀県	63	2	27	34	43	43	22	43	26	336	29	233	118	285	154	154	378
長崎県	164	0	71	93	74	74	9	74	9	749	115	533	302	565	177	109	435
熊本県	111	37	53	21	51	51	2	51	3	990	92	690	263	848	137	116	481
大分県	165	20	58	87	55	55	0	55	0	598	118	369	164	443	177	150	697
宮崎県	80	17	22	41	22	22	4	23	4	423	102	255	73	305	141	141	475
鹿児島県	76	9	67	0	90	87	11	82	12	1,432	341	958	458	1,019	265	260	759
沖縄県	129	11	52	66	130	124	13	114	9	140	16	114	49	124	281	199	229
小計	8,401	1,755	2,965	3,681	4,559	4,192	655	4,161	651	27,416	2,797	17,227	7,798	23,008	11,230	8,648	28,930
保健所設置市等計	4,432	1,453	778	2,201	894	857	27	855	21	―	―	―	―	―	1,625	1,510	14,639
合計	12,833	3,208	3,743	5,882	5,453	5,049	682	5,016	672	27,416	2,797	17,227	7,798	23,008	12,855	10,158	43,569

（注）浄化槽工事業者のうち、土木工事業者、建築工事業者、管工事業者にはそれぞれ兼業するものも含まれるため、内訳の合計とこれらの総数とは一致しない。

（保健所設置市等）

保健所設置市名	保守点検業				浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業		浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士
	総登録件数	内訳			浄化槽法第35条許可業者	内訳		廃掃法第7条に基づく許可業者	廃掃法第6条の2に基づく委託業者	総数	内訳				設置義務対象浄化槽基数	設置浄化槽基数	管理士登録人数
		保守点検専業	清掃業と兼業	その他の業と兼業		うち廃掃法第7条に基づく許可業者	うち廃掃法第6条の2に基づく委託業者				うち浄化槽法に基づく工事業者	うち土木工事業者	うち建築工事業者	うち管工事業者			
札幌市	29	13	16	0	25	1	0	1	0						10	10	82
函館市	27	0	8	19	8	6	0	6	0						8	8	57
小樽市	10	6	4	0	4	4	0	5	0						1	1	23
旭川市	20	5	14	1	14	14	0	1	0						18	18	47
青森市	39	19	18	2	18	18	0	18	0						49	49	158
八戸市	44	4	5	35	0	0	0	0	0						19	14	281
盛岡市	50	2	2	46	4	4	0	4	0						8	8	153
仙台市	50	19	20	11	23	20	0	24	0						24	24	153
秋田市	27	1	6	20	6	6	0	6	0						37	37	61
福島市	80	13	35	32	10	10	0	10	0						37	24	285
郡山市	82	14	12	56	17	17	0	17	0						45	45	189
いわき市	45	44	1	0	1	1	1	0	0						38	36	194
宇都宮市	92	0	11	81	12	11	0	14	0						41	41	260
前橋市	89	12	7	70	7	7	0	7	0						0	0	315
高崎市	54	10	16	28	13	13	0	13	0						0	0	276
さいたま市	188	17	17	154	23	23	0	23	0						4	4	952
川越市	124	13	5	106	7	7	0	7	0						20	20	523
川口市	169	6	24	139	15	15	8	15	8						8	8	645
越谷市	159	151	8	0	15	15	0	15	0						12	12	590
千葉市	140	9	8	123	8	8	0	8	0						14	14	637
船橋市	158	0	4	154	4	4	0	4	0						30	30	667
柏市	124	116	8	0	9	9	0	9	0						9	9	510
八王子市	68	4	11	53	11	11	0	11	0						13	11	165
町田市	59	18	2	39	2	2	0	2	0						7	6	143
横浜市	0	0	0	0	18	18	0	18	0						27	27	0
川崎市	82	20	9	53	0	0	0	0	0						11	11	185
相模原市	66	54	12	0	6	6	0	0	0						9	3	110
横須賀市	34	5	0	29	0	0	0	0	2						8	8	48
藤沢市	25	0	1	24	1	1	0	1	0						0	0	49
茅ヶ崎市	27	27	0	0	0	0	0	1	1						3	3	78
新潟市	64	10	24	30	25	25	0	25	0						36	36	210
富山市	53	0	9	44	9	9	0	9	0						52	52	138
金沢市	36	1	1	34	1	1	1	1	0						19	19	83
長野市	55	47	8	0	11	9	0	10	0						19	19	132
岐阜市	48	12	4	32	4	4	0	4	0						14	14	162
静岡市	53	9	16	28	16	16	0	16	0						30	30	235
浜松市	75	25	7	43	7	7	0	7	0						44	33	278
名古屋市	78	74	4	0	4	4	0	4	0						25	20	348
豊橋市	69	62	7	0	9	9	0	9	0						42	2	262
岡崎市	77	28	16	33	7	7	0	7	0						41	29	268
豊田市	99	91	8	0	8	8	8	8	0						70	70	379
四日市市	88	84	4	0	4	4	0	4	0						37	37	383
大津市	12	0	5	7	5	0	5	5	0						7	6	47
京都市	40	14	16	10	16	16	0	16	0						3	3	75
大阪市	0	0	0	0	38	29	0	29	0						0	0	0
堺市	114	28	40	46	26	26	0	26	0						8	8	199
高槻市	49	0	18	31	19	19	0	19	0						2	2	109
枚方市	57	49	8	0	8	8	0	8	0						8	0	112
八尾市	138	15	7	116	7	7	0	7	0						4	4	222
東大阪市	66	20	15	31	18	18	0	18	0						1	1	131
豊中市	11	7	4	0	8	8	0	8	0						0	0	27
神戸市	90	53	11	26	11	11	0	11	0						30	30	98
姫路市	43	0	21	22	21	21	0	21	0						12	12	126
尼崎市	17	11	6	0	6	6	0	6	0						0	0	24
明石市	0	0	0	0	7	7	0	7	0						3	3	0

（保健所設置市等）

保健所設置市名	保守点検業				浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業		浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士
	総登録件数	内訳			浄化槽法第35条許可業者	内訳		廃掃法第7条に基づく許可業者	廃掃法第6条の2に基づく委託業者	総数	内訳				設置義務対象浄化槽基数	設置浄化槽基数	管理士登録人数
		保守点検専業	清掃業と兼業	その他の業と兼業		うち廃掃法第7条に基づく許可業者	うち廃掃法第6条の2に基づく委託業者				うち浄化槽法に基づく工事業者	うち土木工事業者	うち建築工事業者	うち管工事業者			
西宮市	16	0	5	11	5	5	0	5	0						3	3	35
奈良市	77	13	9	55	5	5	0	5	0						17	17	103
和歌山市	92	12	12	68	23	23	0	23	0						96	96	176
鳥取市	18	14	4	0	4	4	4	4	4						9	9	76
松江市	0	0	0	0	11	11	0	11	0						6	6	0
岡山市	10	2	5	3	12	12	0	12	0						47	47	163
倉敷市	9	1	5	3	20	20	0	20	0						36	36	109
広島市	54	0	33	21	23	23	0	23	0						14	14	217
呉市	19	6	13	0	13	13	0	13	0						14	14	61
福山市	31	2	12	17	14	14	0	14	0						26	26	153
下関市	30	8	22	0	22	22	0	22	0						19	19	93
高松市	77	13	7	57	7	7	0	7	0						22	20	177
松山市	80	17	6	57	15	15	0	15	0						45	45	240
高知市	43	28	15	0	15	14	0	14	0						51	51	109
北九州市	16	0	12	4	12	12	0	12	0						7	0	38
福岡市	36	9	2	25	2	2	0	2	0						7	7	71
大牟田市	5	0	5	0	5	5	0	5	0						23	23	46
久留米市	29	19	10	0	0	10	0	10	0						19	19	82
長崎市	32	23	9	0	10	10	0	10	0						18	18	58
佐世保市	26	0	6	20	6	6	0	6	6						31	31	77
熊本市	37	14	10	13	10	10	0	10	0						15	15	147
大分市	54	3	15	36	15	15	0	15	0						29	29	205
宮崎市	31	27	3	1	3	3	0	5	0						26	26	118
鹿児島市	17	0	15	2	15	15	0	15	0						23	23	201
那覇市	0	0	0	0	6	6	0	6	0						5	5	0
特別区	0	0	0	0	45	45	0	46	0						0	0	0
小計	4,432	1,453	778	2,201	894	857	27	855	21	－	－	－	－	－	1,625	1,510	14,639

8. 浄化槽法第7条検査関係

(1)浄化槽法第7条検査結果（平成29年度）

都道府県名	検査対象件数		実施数		受検率		検査結果											
							適正				おおむね適正				不適正			
							件数		比率		件数		比率		件数		比率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	1,533	1,533	1,459	1,459	95.2%	95.2%	1,029	1,029	70.5%	70.5%	246	246	16.9%	16.9%	184	184	12.6%	12.6%
青森県	1,605	1,605	1,331	1,331	82.9%	82.9%	808	808	60.7%	60.7%	507	507	38.1%	38.1%	16	16	1.2%	1.2%
岩手県	1,878	1,878	1,963	1,963	100%*	100%*	1,139	1,139	58.0%	58.0%	800	800	40.8%	40.8%	24	24	1.2%	1.2%
宮城県	2,715	2,715	2,715	2,715	100.0%	100.0%	1,943	1,943	71.6%	71.6%	718	718	26.4%	26.4%	54	54	2.0%	2.0%
秋田県	1,026	1,026	1,238	1,238	100%*	100%*	935	935	75.5%	75.5%	280	280	22.6%	22.6%	23	23	1.9%	1.9%
山形県	694	694	736	736	100%*	100%*	455	455	61.8%	61.8%	274	274	37.2%	37.2%	7	7	1.0%	1.0%
福島県	4,734	4,734	4,358	4,358	92.1%	92.1%	2,922	2,922	67.0%	67.0%	1,262	1,262	29.0%	29.0%	174	174	4.0%	4.0%
茨城県	4,571	4,571	4,073	4,073	89.1%	89.1%	1,706	1,706	41.9%	41.9%	1,385	1,385	34.0%	34.0%	982	982	24.1%	24.1%
栃木県	2,444	2,444	2,444	2,444	100.0%	100.0%	1,827	1,827	74.8%	74.8%	557	557	22.8%	22.8%	60	60	2.5%	2.5%
群馬県	5,064	5,064	4,449	4,449	87.9%	87.9%	2,541	2,541	57.1%	57.1%	1,565	1,565	35.2%	35.2%	343	343	7.7%	7.7%
埼玉県	6,924	6,924	5,436	5,436	78.5%	78.5%	2,729	2,729	50.2%	50.2%	2,586	2,586	47.6%	47.6%	121	121	2.2%	2.2%
千葉県	6,603	6,603	5,619	5,619	85.1%	85.1%	3,669	3,669	65.3%	65.3%	1,456	1,456	25.9%	25.9%	494	494	8.8%	8.8%
東京都	202	202	135	135	66.8%	66.8%	91	91	67.4%	67.4%	17	17	12.6%	12.6%	27	27	20.0%	20.0%
神奈川県	1,220	1,220	841	841	68.9%	68.9%	533	533	63.4%	63.4%	283	283	33.7%	33.7%	25	25	3.0%	3.0%
新潟県	1,602	1,602	1,490	1,490	93.0%	93.0%	1,033	1,033	69.3%	69.3%	396	396	26.6%	26.6%	61	61	4.1%	4.1%
富山県	210	210	210	210	100.0%	100.0%	168	168	80.0%	80.0%	42	42	20.0%	20.0%	0	0	0.0%	0.0%
石川県	511	511	511	511	100.0%	100.0%	445	445	87.1%	87.1%	13	13	2.5%	2.5%	53	53	10.4%	10.4%
福井県	352	352	352	352	100.0%	100.0%	235	235	66.8%	66.8%	101	101	28.7%	28.7%	16	16	4.5%	4.5%
山梨県	1,288	1,288	1,199	1,199	93.1%	93.1%	725	725	60.5%	60.5%	452	452	37.7%	37.7%	22	22	1.8%	1.8%
長野県	1,282	1,282	1,197	1,197	93.4%	93.4%	735	735	61.4%	61.4%	363	363	30.3%	30.3%	99	99	8.3%	8.3%
岐阜県	1,867	1,867	1,867	1,867	100.0%	100.0%	1,554	1,554	83.2%	83.2%	0	0	0.0%	0.0%	313	313	16.8%	16.8%
静岡県	7,514	7,514	6,614	6,614	88.0%	88.0%	5,644	5,644	85.3%	85.3%	703	703	10.6%	10.6%	267	267	4.0%	4.0%
愛知県	8,121	8,121	7,915	7,915	97.5%	97.5%	4,687	4,687	59.2%	59.2%	1,859	1,859	23.5%	23.5%	1,369	1,369	17.3%	17.3%
三重県	3,151	3,151	3,154	3,154	100%*	100%*	2,260	2,260	71.7%	71.7%	593	593	18.8%	18.8%	301	301	9.5%	9.5%
滋賀県	321	321	321	321	100.0%	100.0%	158	158	49.2%	49.2%	161	161	50.2%	50.2%	2	2	0.6%	0.6%
京都府	427	427	451	451	100%*	100%*	314	314	69.6%	69.6%	111	111	24.6%	24.6%	26	26	5.8%	5.8%
大阪府	885	885	885	885	100.0%	100.0%	560	560	63.3%	63.3%	175	175	19.8%	19.8%	150	150	16.9%	16.9%
兵庫県	459	459	691	691	100%*	100%*	300	300	43.4%	43.4%	277	277	40.1%	40.1%	114	114	16.5%	16.5%
奈良県	1,009	1,009	1,009	1,009	100.0%	100.0%	570	570	56.5%	56.5%	436	436	43.2%	43.2%	3	3	0.3%	0.3%
和歌山県	3,118	3,118	3,370	3,361	100%*	100%*	2,626	2,623	77.9%	78.0%	713	707	21.2%	21.0%	31	31	0.9%	0.9%
鳥取県	315	315	275	275	87.3%	87.3%	196	196	71.3%	71.3%	70	70	25.5%	25.5%	9	9	3.3%	3.3%
島根県	1,050	1,050	1,050	1,050	100.0%	100.0%	756	756	72.0%	72.0%	245	245	23.3%	23.3%	49	49	4.7%	4.7%
岡山県	2,870	2,869	2,870	2,869	100.0%	100.0%	2,342	2,341	81.6%	81.6%	515	515	17.9%	18.0%	13	13	0.5%	0.5%
広島県	2,712	2,712	2,712	2,712	100.0%	100.0%	1,810	1,810	66.7%	66.7%	620	620	22.9%	22.9%	282	282	10.4%	10.4%
山口県	1,765	1,765	1,565	1,565	88.7%	88.7%	1,170	1,170	74.8%	74.8%	345	345	22.0%	22.0%	50	50	3.2%	3.2%
徳島県	2,683	2,680	2,683	2,680	100.0%	100.0%	1,838	1,838	68.5%	68.6%	739	738	27.5%	27.5%	106	104	4.0%	3.9%
香川県	3,230	3,230	3,230	3,230	100.0%	100.0%	2,613	2,613	80.9%	80.9%	485	485	15.0%	15.0%	132	132	4.1%	4.1%
愛媛県	2,332	2,332	2,285	2,285	98.0%	98.0%	1,826	1,826	79.9%	79.9%	408	408	17.9%	17.9%	51	51	2.2%	2.2%
高知県	1,744	1,744	1,589	1,589	91.1%	91.1%	991	991	62.4%	62.4%	470	470	29.6%	29.6%	128	128	8.1%	8.1%
福岡県	3,455	3,455	3,455	3,455	100.0%	100.0%	2,069	2,069	59.9%	59.9%	1,111	1,111	32.2%	32.2%	275	275	8.0%	8.0%
佐賀県	1,430	1,430	1,430	1,430	100.0%	100.0%	1,111	1,111	77.7%	77.7%	221	221	15.5%	15.5%	98	98	6.9%	6.9%
長崎県	2,053	2,053	1,737	1,737	84.6%	84.6%	1,268	1,268	73.0%	73.0%	441	441	25.4%	25.4%	28	28	1.6%	1.6%
熊本県	2,971	2,971	2,529	2,529	85.1%	85.1%	1,981	1,981	78.3%	78.3%	541	541	21.4%	21.4%	7	7	0.3%	0.3%
大分県	2,880	2,880	2,880	2,880	100.0%	100.0%	2,130	2,130	74.0%	74.0%	325	325	11.3%	11.3%	425	425	14.8%	14.8%
宮崎県	2,503	2,503	2,683	2,683	100%*	100%*	1,211	1,211	45.1%	45.1%	1,159	1,159	43.2%	43.2%	313	313	11.7%	11.7%
鹿児島県	6,484	6,484	6,471	6,471	99.8%	99.8%	6,150	6,150	95.0%	95.0%	190	190	2.9%	2.9%	131	131	2.0%	2.0%
沖縄県	1,736	1,736	1,736	1,736	100.0%	100.0%	339	339	19.5%	19.5%	1,005	1,005	57.9%	57.9%	392	392	22.6%	22.6%
合計	115,543	115,539	109,213	109,200	94.5%	94.5%	74,142	74,138	67.9%	67.9%	27,221	27,214	24.9%	24.9%	7,850	7,848	7.2%	7.2%

注1）検査対象件数における全数とうち合併の差分は、住宅竣工後未入居等によるものである。

注2）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

注3）*は検査対象件数が推計のため100%超となっている場合を示す。

8. 浄化槽法第7条検査関係

(2) 不適正の内容と件数(7条検査)（平成29年度）

	項　　目	件数			
		7条検査			
		5～50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
不適正の主な原因	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※1が不可	2	3,791	0	79
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※2が不可	2	4,256	0	49
	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	0	988	0	12
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	0	707	0	18
	・ その他	0	76	0	4
問題のあった検査項目〈複数回答可〉	〔外観検査〕				
	（設置状況）				
	・ 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況	0	7	0	0
	01. 水平の状況	0	5	0	0
	02. 浮上または沈下の状況	0	0	0	0
	03. 破損又は変形の状況	0	2	0	0
	・ 漏水の状況	0	117	0	2
	04. 漏水の状況	0	114	0	2
	05. 溢流の状況	0	4	0	0
	・ 浄化槽上部の状況	0	279	0	4
	06. 上部スラブの打設の有無	0	38	0	0
	07. 嵩上げの状況	0	209	0	2
	08. 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	0	39	0	2
	・ 雨水、土砂等の槽内への流入状況	0	126	0	16
	09. 雨水の流入状況	0	79	0	9
	10. 土砂の流入状況	0	2	0	1
	11. その他の特殊な排水の流入状況	0	48	0	6
	・ 内部設備の固定状況	1	141	0	3
	12. スクリーン設備の固定状況	0	0	0	0
	13. ポンプ設備の固定状況	0	21	0	2
	14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況	0	21	0	1
	15. ばっ気装置の固定状況	0	19	0	0
	16. 攪拌装置の固定状況	0	3	0	0
	17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	0	2	0	0
	18. 循環装置の固定状況	0	6	0	0
	19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	0	7	0	1
	20. 膜モジュールの固定状況	0	0	0	0
	21. 消毒設備の固定状況	1	47	0	0
	22. 越流ぜきの固定状況	0	0	0	0
	23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	0	10	0	0
	24. その他の内部設備の固定状況	0	11	0	2
	・ 設置に係るその他の状況	0	760	0	9
	25. 設置場所の状況	0	2	0	1
	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況	0	574	0	4
	27. 送風機の設置状況	0	95	0	2
	28. 増改築等の状況	0	115	0	2
	（設備の稼働状況）				
	・ ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	0	108	0	2
	29. ポンプの稼働状況	0	28	0	1
	30. 送風機の稼働状況	0	84	0	1
	31. 駆動装置の稼働状況	0	0	0	0
	・ ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	0	70	0	1
	32. ばっ気装置の稼働状況	0	65	0	1
	33. 攪拌装置の稼働状況	0	10	0	0
	・ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況	0	76	0	1
	34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	0	32	0	1
	35. 循環装置の稼働状況	0	51	0	0
	36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	0	31	0	1
	・ 膜モジュールの稼働状況	0	1	0	0
	37. 膜モジュールの稼働状況	0	1	0	0
	・ 制御装置及び調整装置の稼働状況	0	43	0	3
	38. 制御装置の稼働状況	0	17	0	2
	39. 調整装置の稼働状況	0	33	0	1
	・ 生物膜又は活性汚泥の状況	0	383	0	4
	40. 生物膜の状況	0	383	0	3
	41. 活性汚泥の状況	0	11	0	1
	・ 設備の稼働に係るその他の状況	0	28	0	0
	42. その他の設備の稼働状況	0	28	0	0
	（水の流れ方の状況）				
	・ 管渠、枡及び各単位装置間の水流の状況	0	187	0	3
	43. 流入管渠(路)の水流の状況	0	64	0	2
	44. 放流管渠(路)の水流の状況	0	113	0	0
	45. 各単位装置間の水流の状況	0	26	0	1

	項　　目	件数			
		7条検査			
		5～50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
問題のあった検査項目〈複数回答可〉	・ 越流ぜきにおける越流状況	0	9	0	1
	46. 越流ぜきにおける越流状況	0	9	0	1
	・ 各単位装置内の水位及び水流の状況	0	127	0	4
	47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	0	8	0	0
	48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	0	0	0	1
	49. 嫌気ろ床槽の水位の状況	0	30	0	0
	50. ばっ気槽の水流の状況	0	3	0	0
	51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	0	27	0	0
	52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	0	59	0	3
	53. 平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	0	0	0	0
	54. 沈殿槽及び処理水槽の水位及び水流の状況	0	25	0	0
	55. その他の単位装置の水位及び水流の状況	0	44	0	0
	・ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	0	70	0	1
	56. 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0
	57. 流量調整槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0
	58. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気床槽の汚泥の堆積状況または成状況	0	20	0	0
	59. ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	3	0	0
	60. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	3	0	0
	61. 沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	34	0	0
	62. 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	18	0	0
	63. 消泡ポンプ槽及び水中ブロワ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0
	64. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	1	0	0
	65. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	1	0	1
	・ 水の流れ方に係るその他の状況	0	12	0	0
	66. 汚泥の流出状況	0	12	0	0
	（使用の状況）				
	・ 特殊な排水等の流入状況	0	131	0	3
	67. 油脂類の流入状況	0	109	0	1
	68. 処理対象以外の排水の流入状況	0	38	0	2
	・ 異物の流入状況	0	26	0	1
	69. 異物の流入状況	0	26	0	1
	・ 使用に係るその他の状況	0	157	0	5
	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	0	157	0	5
	（悪臭の発生状況）				
	・ 悪臭の発生状況	0	10	0	0
	71. 悪臭の発生状況	0	8	0	0
	72. 悪臭防止措置の実施状況	0	2	0	0
	（消毒の実施状況）				
	・ 消毒の実施状況	1	2,958	0	46
	73. 消毒剤の有無	1	1,566	0	36
	74. 処理水と消毒剤の接触状況	0	1,518	0	12
	（カ、ハエ等の発生状況）				
	・ カ、ハエ等の発生状況	0	4	0	0
	75. カ、ハエ等の発生状況	0	4	0	0
	・ その他	0	24	0	1
	〔水質検査〕				
	・ 水素イオン濃度	0	22	0	1
	・ 活性汚泥沈殿率	0	0	0	0
	・ 溶存酸素量	1	78	0	0
	・ 透視度	0	1,209	0	24
	・ 塩化物イオン濃度	0	－	0	－
	・ 残留塩素濃度	2	1,987	0	28
	・ 生物化学的酸素要求量	0	2,391	0	42
	・ その他	0	2	0	0
	〔書類検査〕				
	（保守点検記録（使用開始直前の記録を含む）））				
	・ 記録の有無	2	2,893	0	38
	・ 記録の内容	0	72	0	0
	・ 保守点検の回数	0	2,200	0	25
	（清掃記録）				
	・ 記録の有無	－	－	－	－
	・ 記録の内容	－	－	－	－
	・ 清掃の回数	－	－	－	－
	・ その他	－	－	－	－

※1）「設置状況」、「消毒の実施状況」、「水の流れ方の状況の一部（消毒槽・放水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況、汚泥の流出状況）」を指す。

※2）「保守点検の記録の有無」、「保守点検の回数」、「清掃の記録の有無」、「清掃の回数」を指す。

9. 浄化槽法第11条検査関係

（1）浄化槽法第11条検査結果 （平成29年度）

都道府県名	検査対象件数		実施数		受検率		検査結果											
							適正				おおむね適正				不適正			
							件数		比率		件数		比率		件数		比率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	65,469	47,978	53,286	43,077	81.4%	89.8%	38,791	31,381	72.8%	72.8%	10,292	9,040	19.3%	21.0%	4,203	2,656	7.9%	6.2%
青森県	104,145	39,124	50,757	31,389	48.7%	80.2%	40,201	23,858	79.2%	76.0%	10,220	7,334	20.1%	23.4%	336	197	0.7%	0.6%
岩手県	54,199	49,548	47,987	44,575	88.5%	90.0%	34,269	31,693	71.4%	71.1%	12,798	12,130	26.7%	27.2%	920	752	1.9%	1.7%
宮城県	69,284	45,601	62,414	44,826	90.1%	98.3%	50,772	35,557	81.3%	79.3%	10,467	8,383	16.8%	18.7%	1,175	886	1.9%	2.0%
秋田県	63,751	35,336	43,026	32,363	67.5%	91.6%	37,040	27,285	86.1%	84.3%	5,130	4,494	11.9%	13.9%	856	584	2.0%	1.8%
山形県	69,572	31,712	52,013	27,934	74.8%	88.1%	33,238	16,707	63.9%	59.8%	17,673	10,955	34.0%	39.2%	1,102	272	2.1%	1.0%
福島県	259,116	106,093	75,179	68,889	29.0%	64.9%	54,783	51,676	72.9%	75.0%	18,214	15,472	24.2%	22.5%	2,182	1,741	2.9%	2.5%
茨城県	232,593	142,092	90,558	73,534	38.9%	51.8%	57,595	47,719	63.6%	64.9%	25,904	21,322	28.6%	29.0%	7,059	4,493	7.8%	6.1%
栃木県	148,184	99,103	100,847	66,002	68.1%	66.6%	96,836	62,683	96.0%	95.0%	2,594	2,241	2.6%	3.4%	1,417	1,078	1.4%	1.6%
群馬県	302,490	122,249	223,234	98,418	73.8%	80.5%	90,257	42,722	40.4%	43.4%	129,221	54,352	57.9%	55.2%	3,756	1,344	1.7%	1.4%
埼玉県	487,607	219,806	74,861	63,253	15.4%	28.8%	36,982	30,782	49.4%	48.7%	36,759	31,656	49.1%	50.0%	1,120	815	1.5%	1.3%
千葉県	566,519	238,216	51,738	45,294	9.1%	19.0%	36,069	31,789	69.7%	70.2%	14,409	12,599	27.8%	27.8%	1,260	906	2.4%	2.0%
東京都	25,485	9,223	4,527	3,691	17.8%	40.0%	3,626	2,996	80.1%	81.2%	714	567	15.8%	15.4%	187	128	4.1%	3.5%
神奈川県	127,065	31,124	22,588	12,584	17.8%	40.4%	16,969	9,709	75.1%	77.2%	5,194	2,685	23.0%	21.3%	425	190	1.9%	1.5%
新潟県	185,753	51,686	131,986	41,925	71.1%	81.1%	117,096	35,914	88.7%	85.7%	13,062	5,485	9.9%	13.1%	1,828	526	1.4%	1.3%
富山県	43,773	12,948	13,981	8,830	31.9%	68.2%	12,883	8,113	92.1%	91.9%	1,068	705	7.6%	8.0%	30	12	0.2%	0.1%
石川県	53,121	22,128	22,678	13,976	42.7%	63.2%	19,439	11,952	85.7%	85.5%	2,257	1,552	10.0%	11.1%	982	472	4.3%	3.4%
福井県	44,056	17,581	16,625	10,605	37.7%	60.3%	9,805	6,446	59.0%	60.8%	5,545	3,670	33.4%	34.6%	1,275	489	7.7%	4.6%
山梨県	120,034	44,735	16,782	14,286	14.0%	31.9%	11,269	9,707	67.1%	67.9%	5,061	4,236	30.2%	29.7%	452	343	2.7%	2.4%
長野県	82,148	68,724	40,377	37,364	49.2%	54.4%	19,861	18,800	49.2%	50.3%	17,777	16,232	44.0%	43.4%	2,739	2,332	6.8%	6.2%
岐阜県	162,597	72,162	156,970	71,376	96.5%	98.9%	148,544	67,565	94.6%	94.7%	0	0	0.0%	0.0%	8,426	3,811	5.4%	5.3%
静岡県	497,575	165,592	86,618	79,217	17.4%	47.8%	62,170	56,518	71.8%	71.3%	21,775	20,229	25.1%	25.5%	2,673	2,470	3.1%	3.1%
愛知県	532,825	194,930	111,976	98,271	21.0%	50.4%	74,637	64,643	66.7%	65.8%	31,445	28,929	28.1%	29.4%	5,894	4,699	5.3%	4.8%
三重県	220,026	115,491	75,578	55,746	34.3%	48.3%	50,659	38,988	67.0%	69.9%	12,556	8,592	16.6%	15.4%	12,363	8,166	16.4%	14.6%
滋賀県	32,704	19,005	14,805	10,634	45.3%	56.0%	8,614	6,160	58.2%	57.9%	5,989	4,351	40.5%	40.9%	202	123	1.4%	1.2%
京都府	36,993	23,079	18,685	15,410	50.5%	66.8%	14,681	12,098	78.6%	78.5%	3,894	3,246	20.8%	21.1%	110	66	0.6%	0.4%
大阪府	134,989	47,816	13,429	10,439	9.9%	21.8%	10,795	8,462	80.4%	81.1%	2,095	1,660	15.6%	15.9%	539	317	4.0%	3.0%
兵庫県	81,022	43,045	52,566	35,775	64.9%	83.1%	14,148	9,810	26.9%	27.4%	21,880	16,346	41.6%	45.7%	16,538	9,619	31.5%	26.9%
奈良県	101,122	30,731	18,135	14,342	17.9%	46.7%	9,536	7,860	52.6%	54.8%	8,292	6,274	45.7%	43.7%	307	208	1.7%	1.5%
和歌山県	195,729	93,684	64,071	52,219	32.7%	55.7%	49,931	40,445	77.9%	77.5%	13,256	11,168	20.7%	21.4%	884	606	1.4%	1.2%
鳥取県	27,103	11,495	14,395	8,222	53.1%	71.5%	8,089	4,613	56.2%	56.1%	6,167	3,580	42.8%	43.5%	139	29	1.0%	0.4%
島根県	68,796	34,237	47,966	30,433	69.7%	88.9%	32,650	20,866	68.1%	68.6%	13,345	8,325	27.8%	27.4%	1,971	1,242	4.1%	4.1%
岡山県	166,894	103,843	150,760	98,103	90.3%	94.5%	110,448	70,787	73.3%	72.2%	36,984	26,308	24.5%	26.8%	3,328	1,008	2.2%	1.0%
広島県	161,834	89,728	114,141	70,909	70.5%	79.0%	66,670	42,443	58.4%	59.9%	34,832	21,665	30.5%	30.6%	12,639	6,801	11.1%	9.6%
山口県	112,093	61,488	58,136	37,061	51.9%	60.3%	44,671	28,576	76.8%	77.1%	12,646	8,151	21.8%	22.0%	819	334	1.4%	0.9%
徳島県	146,754	56,989	85,002	38,420	57.9%	67.4%	36,257	17,482	42.7%	45.5%	38,509	18,659	45.3%	48.6%	10,236	2,279	12.0%	5.9%
香川県	150,291	74,259	76,103	45,632	50.6%	61.4%	63,625	36,888	83.6%	80.8%	10,329	7,830	13.6%	17.2%	2,149	914	2.8%	2.0%
愛媛県	166,191	77,180	60,066	57,280	36.1%	74.2%	51,149	48,883	85.2%	85.3%	7,928	7,497	13.2%	13.1%	989	900	1.6%	1.6%
高知県	91,180	52,586	53,438	38,894	58.6%	74.0%	27,707	21,768	51.8%	56.0%	23,756	16,022	44.5%	41.2%	1,975	1,104	3.7%	2.8%
福岡県	173,246	126,371	119,894	101,735	69.2%	80.5%	85,751	74,494	71.5%	73.2%	32,457	26,049	27.1%	25.6%	1,686	1,192	1.4%	1.2%
佐賀県	53,299	35,170	42,603	31,744	79.9%	90.3%	33,681	25,431	79.1%	80.1%	5,000	3,666	11.7%	11.5%	3,922	2,647	9.2%	8.3%
長崎県	69,921	55,674	58,446	47,940	83.6%	86.1%	38,582	31,577	66.0%	65.9%	14,627	12,137	25.0%	25.3%	5,237	4,226	9.0%	8.8%
熊本県	133,833	80,430	87,556	62,825	65.4%	78.1%	71,430	51,927	81.6%	82.7%	12,980	9,051	14.8%	14.4%	3,146	1,847	3.6%	2.9%
大分県	144,728	74,390	62,306	54,664	43.1%	73.5%	42,923	37,701	68.9%	69.0%	11,415	9,987	18.3%	18.3%	7,968	6,976	12.8%	12.8%
宮崎県	132,374	67,317	73,578	46,774	55.6%	69.5%	33,254	21,571	45.2%	46.1%	30,385	20,006	41.3%	42.8%	9,939	5,197	13.5%	11.1%
鹿児島県	255,422	167,061	93,738	65,933	36.7%	39.5%	87,029	61,566	92.8%	93.4%	3,940	2,843	4.2%	4.3%	2,769	1,524	3.0%	2.3%
沖縄県	49,446	18,461	6,780	6,065	13.7%	32.9%	3,905	3,510	57.6%	57.9%	2,505	2,248	36.9%	37.1%	370	307	5.5%	5.1%
合計	7,203,351	3,427,221	3,013,185	2,068,878	41.8%	60.4%	2,099,317	1,450,121	69.7%	70.1%	763,346	529,929	25.3%	25.6%	150,522	88,828	5.0%	4.3%

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

9. 浄化槽法第11条検査関係

(2) 不適正の内容と件数(11条検査)（平成29年度）

	項　　目	件数 11条検査 5～50人槽 単独	5～50人槽 合併	51人槽以上 単独	51人槽以上 合併
不適正の主な原因	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※1が不可	25,909	26,324	833	1,834
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※2が不可	31,682	35,027	375	1,367
	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	7,301	21,024	316	1,010
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	699	1,855	30	85
	・ その他	1,964	3,212	32	158
問題のあった検査項目〈複数回答可〉	〔外観検査〕				
	（設置状況）				
	・ 槽の水平、浮上又は沈下、破損又は変形等の状況	823	353	64	69
	01. 水平の状況	16	16	4	1
	02. 浮上または沈下の状況	11	4	3	2
	03. 破損又は変形の状況	802	337	57	66
	・ 漏水の状況	5,020	2,159	268	306
	04. 漏水の状況	4,959	2,075	264	287
	05. 溢流の状況	79	101	7	20
	・ 浄化槽上部の状況	2,202	1,361	89	455
	06. 上部スラブの打設の有無	134	63	4	3
	07. 嵩上げの状況	150	316	12	14
	08. 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	1,941	1,006	77	443
	・ 雨水、土砂等の槽内への流入状況	193	265	34	49
	09. 雨水の流入状況	63	127	14	26
	10. 土砂の流入状況	53	41	11	7
	11. その他の特殊な排水の流入状況	86	108	11	21
	・ 内部設備の固定状況	5,811	6,040	240	839
	12. スクリーン設備の固定状況	0	4	0	92
	13. ポンプ設備の固定状況	45	87	8	86
	14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況	584	3,591	7	187
	15. ばっ気装置の固定状況	367	300	17	150
	16. 攪拌装置の固定状況	5	109	0	21
	17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	5	60	2	81
	18. 循環装置の固定状況	1	30	0	0
	19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	101	82	2	21
	20. 膜モジュールの固定状況	0	0	0	3
	21. 消毒設備の固定状況	2,548	856	53	34
	22. 越流ぜきの固定状況	104	186	9	31
	23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	2,070	835	80	154
	24. その他の内部設備の固定状況	209	106	81	115
	・ 設置に係るその他の状況	2,557	4,126	139	203
	25. 設置場所の状況	21	7	1	13
	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況	1,743	2,456	100	129
	27. 送風機の設置状況	791	1,321	31	58
	28. 増改築等の状況	43	484	7	5
	（設備の稼働状況）				
	・ ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	8,314	14,368	274	1,093
	29. ポンプの稼働状況	253	1,192	49	395
	30. 送風機の稼働状況	8,083	13,630	228	713
	31. 駆動装置の稼働状況	27	18	4	163
	・ ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	2,826	5,460	135	369
	32. ばっ気装置の稼働状況	2,822	5,407	135	298
	33. 攪拌装置の稼働状況	6	88	0	91
	・ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況	829	3,773	34	232
	34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	112	2,295	15	208
	35. 循環装置の稼働状況	11	1,949	0	38
	36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	752	2,513	23	98
	・ 膜モジュールの稼働状況	0	11	0	9
	37. 膜モジュールの稼働状況	0	11	0	9
	・ 制御装置及び調整装置の稼働状況	16	1,748	7	202
	38. 制御装置の稼働状況	14	1,206	7	142
	39. 調整装置の稼働状況	2	886	0	85
	・ 生物膜又は活性汚泥の状況	1,764	4,386	104	221
	40. 生物膜の状況	1,416	4,368	56	193
	41. 活性汚泥の状況	362	43	49	28
	・ 設備の稼働に係るその他の状況	207	470	31	113
	42. その他の設備の稼働状況	207	470	31	113
	（水の流れ方の状況）				
	・ 管渠、枡及び各単位装置間の水流の状況	2,898	2,064	165	246
	43. 流入管渠(路)の水流の状況	416	448	62	81
	44. 放流管渠(路)の水流の状況	1,621	855	47	45
	45. 各単位装置間の水流の状況	1,114	992	71	147

	項　　目	件数			
		11条検査			
		5～50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
問題のあった検査項目〈複数回答可〉	・ 越流ぜきにおける越流状況	677	431	40	76
	46. 越流ぜきにおける越流状況	677	431	40	76
	・ 各単位装置内の水位及び水流の状況	4,175	6,468	268	520
	47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	66	295	16	102
	48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	0	29	0	76
	49. 嫌気ろ床槽の水位の状況	6	1,392	0	34
	50. ばっ気槽の水流の状況	709	95	67	25
	51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	1,708	1,920	58	169
	52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	1	2,809	1	84
	53. 平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	305	3	77	0
	54. 沈殿槽及び処理水槽の水位及び水流の状況	1,098	832	54	104
	55. その他の単位装置の水位及び水流の状況	1,307	796	69	153
	・ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	3,660	3,476	48	166
	56. 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	1	2	0	5
	57. 流量調整槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	26	1	9
	58. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気床槽の汚泥の堆積状況または成状況	1,486	2,159	11	56
	59. ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	312	276	6	11
	60. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	1	294	0	3
	61. 沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	1,580	972	14	34
	62. 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	895	448	19	27
	63. 消泡ポンプ槽及び水中ブロワ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	2	0	1	4
	64. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	8	29	2	6
	65. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	42	65	1	38
	・ 水の流れ方に係るその他の状況	1,423	521	30	33
	66. 汚泥の流出状況	1,423	521	30	33
	（使用の状況）				
	・ 特殊な排水等の流入状況	137	1,161	12	109
	67. 油脂類の流入状況	4	764	1	97
	68. 処理対象以外の排水の流入状況	134	464	11	20
	・ 異物の流入状況	45	122	1	13
	69. 異物の流入状況	45	122	1	13
	・ 使用に係るその他の状況	403	2,885	17	71
	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	403	2,885	17	71
	（悪臭の発生状況）				
	・ 悪臭の発生状況	99	285	5	13
	71. 悪臭の発生状況	86	281	2	12
	72. 悪臭防止措置の実施状況	20	39	4	2
	（消毒の実施状況）				
	・ 消毒の実施状況	15,390	14,457	276	580
	73. 消毒剤の有無	13,794	12,900	209	501
	74. 処理水と消毒剤の接触状況	2,644	3,516	87	117
	（カ、ハエ等の発生状況）				
	・ カ、ハエ等の発生状況	47	143	1	1
	75. カ、ハエ等の発生状況	47	143	1	1
	・ その他	79	175	3	47
	〔水質検査〕				
	・ 水素イオン濃度	1,244	1,157	37	41
	・ 活性汚泥沈殿率	－	－	－	－
	・ 溶存酸素量	6,168	7,511	152	317
	・ 透視度	3,703	13,194	70	487
	・ 塩化物イオン濃度	－	－	－	－
	・ 残留塩素濃度	12,998	13,097	220	433
	・ 生物化学的酸素要求量	9,268	24,301	185	730
	・ その他	244	96	4	6
	〔書類検査〕				
	（保守点検記録（使用開始直前の記録を含む））				
	・ 記録の有無	18,321	12,703	131	213
	・ 記録の内容	353	220	2	7
	・ 保守点検の回数	10,518	5,757	86	239
	（清掃記録）				
	・ 記録の有無	12,066	15,339	156	583
	・ 記録の内容	232	248	4	9
	・ 清掃の回数	23,247	34,041	287	1,003
	・ その他	52	57	0	11

※1） 「設置状況」、「消毒の実施状況」、「水の流れ方の状況の一部（消毒槽・放水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況、汚泥の流出状況）」を指す。

※2） 「保守点検の記録の有無」、「保守点検の回数」、「清掃の記録の有無」、「清掃の回数」を指す。

10. 浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果（平成29年度）

(1)浄化槽法第7条検査におけるBOD検査結果

①処理性能がBOD20mg/L以下のもの（第7条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	6,533	30,954	37,487	34.9%
5＜x≦10	4,764	22,527	27,291	25.4%
10＜x≦15	2,112	11,513	13,625	12.7%
15＜x≦20	1,100	7,420	8,520	7.9%
20＜x≦30	1,072	7,553	8,625	8.0%
30＜x≦40	425	3,601	4,026	3.7%
40＜x≦50	258	2,237	2,495	2.3%
50＜x≦60	159	1,249	1,408	1.3%
60＜x≦90	216	1,892	2,108	2.0%
90＜x≦120	86	823	909	0.8%
120＜x≦160	30	411	441	0.4%
160＜x	45	538	583	0.5%
合計	16,800	90,718	107,518	100.0%
平均値	11.7	15.2	14.6	

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	80	511	591	36.4%
5＜x≦10	74	289	363	22.3%
10＜x≦15	26	147	173	10.6%
15＜x≦20	11	120	131	8.1%
20＜x≦30	15	107	122	7.5%
30＜x≦40	10	72	82	5.0%
40＜x≦50	4	32	36	2.2%
50＜x≦60	4	23	27	1.7%
60＜x≦90	0	42	42	2.6%
90＜x≦120	1	20	21	1.3%
120＜x≦160	1	8	9	0.6%
160＜x	3	25	28	1.7%
合計	229	1,396	1,625	100.0%
平均値	13.6	18.4	17.7	

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

(2)浄化槽法第11条検査におけるBOD検査結果

①処理性能がBOD20mg/L以下のもの（第11条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	72,285	510,699	582,984	35.9%
5＜x≦10	60,805	375,306	436,111	26.8%
10＜x≦15	22,952	191,602	214,554	13.2%
15＜x≦20	12,108	119,214	131,322	8.1%
20＜x≦30	11,045	120,075	131,120	8.1%
30＜x≦40	4,083	50,907	54,990	3.4%
40＜x≦50	2,078	26,066	28,144	1.7%
50＜x≦60	1,054	14,398	15,452	1.0%
60＜x≦90	1,258	17,827	19,085	1.2%
90＜x≦120	436	5,727	6,163	0.4%
120＜x≦160	193	2,614	2,807	0.2%
160＜x	238	2,896	3,134	0.2%
合計	188,535	1,437,331	1,625,866	100.0%
平均値	10.1	12.6	12.3	

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	1,801	18,452	20,253	47.1%
5＜x≦10	1,620	8,284	9,904	23.0%
10＜x≦15	532	3,876	4,408	10.3%
15＜x≦20	224	2,426	2,650	6.2%
20＜x≦30	208	2,325	2,533	5.9%
30＜x≦40	78	1,125	1,203	2.8%
40＜x≦50	47	575	622	1.4%
50＜x≦60	22	351	373	0.9%
60＜x≦90	41	510	551	1.3%
90＜x≦120	13	205	218	0.5%
120＜x≦160	4	93	97	0.2%
160＜x	10	157	167	0.4%
合計	4,600	38,379	42,979	100.0%
平均値	9.8	11.5	11.3	

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

②処理性能がBOD30mg/L以下のもの（第11条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	0	275	275	57.3%
5＜x≦10	0	115	115	24.0%
10＜x≦15	0	42	42	8.8%
15＜x≦20	0	16	16	3.3%
20＜x≦30	0	11	11	2.3%
30＜x≦40	0	13	13	2.7%
40＜x≦50	0	2	2	0.4%
50＜x≦60	0	1	1	0.2%
60＜x≦90	0	2	2	0.4%
90＜x≦120	0	0	0	0.0%
120＜x≦160	0	1	1	0.2%
160＜x	0	2	2	0.4%
合計	0	480	480	100.0%
平均値	－	8.0	8.0	

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	257	3,210	3,467	49.2%
5＜x≦10	179	1,421	1,600	22.7%
10＜x≦15	49	633	682	9.7%
15＜x≦20	27	378	405	5.7%
20＜x≦30	17	376	393	5.6%
30＜x≦40	7	185	192	2.7%
40＜x≦50	4	80	84	1.2%
50＜x≦60	1	69	70	1.0%
60＜x≦90	2	81	83	1.2%
90＜x≦120	2	36	38	0.5%
120＜x≦160	1	13	14	0.2%
160＜x	1	18	19	0.3%
合計	547	6,500	7,047	100.0%
平均値	8.5	10.9	10.7	

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

③処理性能がBOD60mg/L以下のもの（第11条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	0	114	114	35.3%
5＜x≦10	0	69	69	21.4%
10＜x≦15	0	34	34	10.5%
15＜x≦20	0	27	27	8.4%
20＜x≦30	0	26	26	8.0%
30＜x≦40	0	18	18	5.6%
40＜x≦50	0	9	9	2.8%
50＜x≦60	0	5	5	1.5%
60＜x≦90	0	7	7	2.2%
90＜x≦120	0	5	5	1.5%
120＜x≦160	0	3	3	0.9%
160＜x	0	6	6	1.9%
合計	0	323	323	100.0%
平均値	－	18.9	18.9	

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	916	4,764	5,680	41.8%
5＜x≦10	425	2,451	2,876	21.2%
10＜x≦15	181	1,298	1,479	10.9%
15＜x≦20	300	829	1,129	8.3%
20＜x≦30	85	931	1,016	7.5%
30＜x≦40	35	473	508	3.7%
40＜x≦50	18	254	272	2.0%
50＜x≦60	13	186	199	1.5%
60＜x≦90	16	218	234	1.7%
90＜x≦120	4	93	97	0.7%
120＜x≦160	2	48	50	0.4%
160＜x	2	56	58	0.4%
合計	1,997	11,601	13,598	100.0%
平均値	10.1	14.2	13.6	

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

11.指定検査機関関係

（1）指定検査機関の検査体制（平成30年4月現在）

都道府県名	指定検査機関名	検査員数	うち環境衛生指導員	うち旧廃掃法講習会修了者	検査補助員等数
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会	49	0	3	0
青森県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター	20	0	0	0
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	21	0	2	2
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会　浄化槽法定検査センター	28	0	0	0
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団	27	0	0	0
山形県	一般財団法人山形県理化学分析センター	8	0	0	0
	公益社団法人山形県水質保全協会	15	0	0	0
福島県	公益社団法人福島県浄化槽協会	26	0	0	0
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	38	0	5	3
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	4	0	0	0
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	37	0	4	962
埼玉県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	47	0	0	0
	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	30	0	0	2
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	25	0	0	0
	一般財団法人千葉県環境財団	13	2	0	0
東京都	公益財団法人東京都環境公社	4	0	0	1
神奈川県	一般社団法人日本環境衛生センター	6	6	0	1
	公益社団法人神奈川県生活水保全協会	6	0	0	0
	一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会	6	0	0	0
	一般社団法人神奈川県保健協会	7	0	0	0
新潟県	一般財団法人下越総合健康開発センター	8	0	0	2
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	21	0	0	0
	一般財団法人新潟県環境分析センター	24	0	0	2
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	16	0	0	0
	一般財団法人上越環境科学センター	15	0	0	0
	一般社団法人県央研究所	2	0	0	1
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	9	0	0	0
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会	9	0	0	0
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所	13	0	4	0
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	9	0	0	1
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会	30	0	0	0
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター	59	0	0	0
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	55	0	1	0
愛知県	一般社団法人愛知県浄化槽協会	38	0	0	0
	一般社団法人愛知県薬剤師会	19	0	0	4
	一般財団法人中部微生物研究所	15	0	0	0
三重県	一般財団法人三重県水質検査センター	27	0	0	0
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	7	0	3	0
京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	15	5	2	3
	一般社団法人京都微生物研究所	4	0	0	4
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	8	0	1	0
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	20	0	2	0
奈良県	一般社団法人奈良県環境保全協会	0	0	0	0
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター	33	0	0	0
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	20	0	0	8
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター	24	0	0	1
岡山県	一般社団法人岡山環境検査センター	12	0	0	0
	公益社団法人倉敷環境検査センター	7	0	0	1
	公益財団法人岡山県健康づくり財団	21	0	0	2
広島県	公益社団法人広島県環境保全センター	18	0	0	2
	公益社団法人広島県浄化槽協会	15	0	0	218
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	22	0	0	0
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	37	0	0	0
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	30	0	0	7
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	26	0	0	0
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター	25	0	0	1
福岡県	一般財団法人有明環境整備公社	3	0	0	0
	一般財団法人福岡県浄化槽協会	22	0	0	818
	公益財団法人北九州市環境整備協会	8	0	1	1
佐賀県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	18	0	1	1
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	25	0	0	5
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	31	0	0	0
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会	38	0	0	1
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	23	0	1	8
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境保全協会	52	0	0	0
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会	6	0	1	1
合計	66法人	1,356	13	31	2,063

11. 指定検査機関関係

(2)水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況（平成30年4月現在）

ア 7条検査

（単位：検査料金体系数）

人槽区分	料金区分	0～10,000	10,001～15,000	15,001～20,000	20,001～25,000	25,001～30,000	30,001～35,000	35,001～40,000	40,001～	平均（円）
単独処理浄化槽	5 ～ 10	27	13	0	0	0	0	0	0	9,295
	11 ～ 20	20	19	1	0	0	0	0	0	9,915
	21 ～ 50	12	21	7	0	0	0	0	0	11,675
	51 ～ 100	8	21	9	2	0	0	0	0	13,398
	101 ～ 200	4	12	18	6	0	0	0	0	15,721
	201 ～ 300	4	12	13	10	0	1	0	0	16,691
	301 ～ 400	4	9	11	12	2	1	0	0	18,235
	401 ～ 500	4	9	11	12	2	1	0	0	18,235
	501 ～ 1,000	4	0	10	9	9	2	2	0	22,063
	1,001 ～ 2,000	4	0	8	10	8	4	2	0	22,927
	2,001 ～ 3,000	4	0	6	11	6	5	4	0	24,004
	3,001 ～ 4,000	4	0	6	10	7	5	4	0	24,227
	4,001 ～ 5,000	4	0	6	10	7	5	4	0	24,310
	5,001 ～ 10,000	4	0	6	9	7	6	4	0	24,518
	10,001 ～	4	0	6	9	7	6	4	0	24,574
合併処理浄化槽	5 ～ 10	30	18	0	0	0	0	0	0	10,002
	11 ～ 20	20	27	1	0	0	0	0	0	10,875
	21 ～ 50	11	25	12	0	0	0	0	0	12,844
	51 ～ 100	7	23	15	3	0	0	0	0	14,905
	101 ～ 200	2	13	23	8	2	0	0	0	17,424
	201 ～ 300	2	12	19	11	3	1	0	0	18,212
	301 ～ 400	2	9	15	15	5	1	1	0	20,263
	401 ～ 500	2	9	15	15	5	1	1	0	20,263
	501 ～ 1,000	2	0	13	12	11	7	2	1	24,673
	1,001 ～ 2,000	2	0	10	10	15	7	3	1	25,653
	2,001 ～ 3,000	2	0	7	12	13	5	8	1	26,702
	3,001 ～ 4,000	2	0	7	12	12	6	8	1	26,909
	4,001 ～ 5,000	2	0	7	12	12	6	8	1	26,972
	5,001 ～ 10,000	2	0	7	12	11	6	9	1	27,534
	10,001 ～	2	0	7	12	11	6	9	1	27,577

（注）1. 大阪府は、人槽区分が他都道府県と異なるため、集計対象外としている。また、検査料金を「0」と記入している人槽区分については、集計対象外としている。

2. 複数の指定検査機関がある都道府県の場合、その都道府県の検査料金体系数は料金体系のパターン数とした。（例：検査料金体系が同一である場合は1、全て異なる場合は指定機関の数と同一。）

3. 人槽規模により料金を設定していない指定検査機関があるため、各人槽区分における検査料金体系数は同一とはならない。

イ 11条検査

（単位：検査料金体系数）

人槽区分	料金区分	0～10,000	10,001～15,000	15,001～20,000	20,001～25,000	25,001～30,000	30,001～35,000	35,001～40,000	40,001～	平均（円）
単独処理浄化槽	5 ～ 10	49	0	0	0	0	0	0	0	4,852
	11 ～ 20	48	0	0	0	0	0	0	0	5,675
	21 ～ 50	47	1	0	0	0	0	0	0	7,604
	51 ～ 100	34	14	0	0	0	0	0	0	9,253
	101 ～ 200	14	29	5	0	0	0	0	0	11,814
	201 ～ 300	13	27	7	1	0	0	0	0	12,469
	301 ～ 400	6	26	11	4	1	0	0	0	14,556
	401 ～ 500	6	26	11	4	1	0	0	0	14,556
	501 ～ 1,000	5	8	21	6	4	1	1	1	18,575
	1,001 ～ 2,000	5	6	19	8	6	1	1	1	19,648
	2,001 ～ 3,000	5	5	16	9	7	2	1	1	20,406
	3,001 ～ 4,000	5	5	14	10	7	2	1	1	20,614
	4,001 ～ 5,000	5	5	14	10	7	2	1	1	20,681
	5,001 ～ 10,000	5	5	12	9	9	2	1	1	21,069
	10,001 ～	5	5	12	9	9	2	1	1	21,115
合併処理浄化槽	5 ～ 10	49	0	0	0	0	0	0	0	5,127
	11 ～ 20	47	1	0	0	0	0	0	0	6,113
	21 ～ 50	43	5	0	0	0	0	0	0	8,193
	51 ～ 100	29	18	1	0	0	0	0	0	9,960
	101 ～ 200	11	27	10	0	0	0	0	0	12,664
	201 ～ 300	10	25	12	0	1	0	0	0	13,382
	301 ～ 400	4	20	19	3	2	0	0	0	15,512
	401 ～ 500	4	20	19	3	2	0	0	0	15,512
	501 ～ 1,000	3	6	22	10	4	1	1	1	19,499
	1,001 ～ 2,000	3	5	17	12	8	1	1	1	20,613
	2,001 ～ 3,000	3	4	14	13	10	2	1	1	21,419
	3,001 ～ 4,000	3	4	14	11	12	2	1	1	21,691
	4,001 ～ 5,000	3	4	14	11	12	2	1	1	21,753
	5,001 ～ 10,000	3	4	14	11	10	4	1	1	22,212
	10,001 ～	3	4	14	11	9	5	1	1	22,316

（注）1. 大阪府は、人槽区分が他都道府県と異なるため、集計対象外としている。また、検査料金を「0」と記入している人槽区分については、集計対象外としている。
2. 複数の指定検査機関がある都道府県の場合、その都道府県の検査料金体系数は料金体系のパターン数とした。（例：検査料金体系が同一である場合は1、全て異なる場合は指定機関の数と同一。）
3. 人槽規模により料金を設定していない指定検査機関があるため、各人槽区分における検査料金体系数は同一とはならない。

11．指定検査機関関係

(3)BOD検査導入状況一覧（平成30年4月現在）

都道府県	検査機関名	BOD検査導入済み	対象			導入時期	検討中	予定なし
			人槽	実施時期	種類（合併と単独）			
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H21.4		
青森県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター						○	
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H17.9一部導入 H18.4全面導入		
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H10.4		
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団	○	全て	毎年	合併・単独	H22.12		
山形県	一般財団法人山形県理化学分析センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4		
	公益社団法人山形県水質保全協会	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4		
福島県	公益社団法人福島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併のみ	H17.4		
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	○	10人以下	効率化検査基数のみ毎	合併・単独	H15.4		
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.4		
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	○	全て	毎年	合併・単独	H9..8		
埼玉県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	○	全て	毎年	合併のみ	H23.10		
	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併のみ	H23.10		
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H18.1		
	一般財団法人千葉県環境財団						○	
東京都	公益財団法人東京都環境公社	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H30.4		
神奈川県	一般社団法人日本環境衛生センター							○
	公益社団法人神奈川県生活水保全協会							○
	一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会							○
	一般社団法人神奈川県保健協会							○
新潟県	一般財団法人下越総合健康開発センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般財団法人新潟県環境分析センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般財団法人上越環境科学センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般社団法人県央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H20.4		
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会	○	1:透視度が単独で10以下、合併で20以下の際に測定 2:人槽が36人槽以上 3:人槽が21人槽以上	毎年	合併・単独	1:H19.4月 2:H23.4月 3:H25.4月		
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所	○	全て	毎年	合併・単独	H26.4		
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併のみ	H24.4		
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会						○	
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター	○	101人以上	毎年	合併・単独	H14.4		
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4		
愛知県	一般社団法人愛知県浄化槽協会	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4		
	一般社団法人愛知県薬剤師会	○	201人以上	毎年	合併・単独	H30.4		
	一般財団法人中部微生物研究所	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4		
三重県	一般財団法人三重県水質検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4		
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	○	10人以下（効率化検査対象のみ）	毎年	合併・単独	H21.4		
京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4		
	一般社団法人京都微生物研究所	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4		
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.7		
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	○	全て	毎年	合併・単独	H13.10.1		
奈良県	一般社団法人奈良県環境保全協会							○
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター	○	全て	毎年	合併・単独	H13.11		
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	○	全て	毎年	合併・単独	H13.4		
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター						○	
岡山県	一般社団法人岡山環境検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	S61.4		
	公益社団法人倉敷環境検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	S61.4		
	公益財団法人岡山県健康づくり財団	○	全て	毎年	合併・単独	S61.4		
広島県	公益社団法人広島県環境保全センター	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4		
	公益社団法人広島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	H19.4		
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H20.10		
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.9		
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.4		
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H12.4		
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター	○	21人以上	毎年	合併・単独	H12.5		
福岡県	一般財団法人有明環境整備公社	○	全て	毎年	合併・単独	H10.4		
	一般財団法人福岡県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H10.4		
	公益財団法人北九州市環境整備協会							○
佐賀県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H14.4		
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H17.4		
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H26.04		
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4.1		
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	○	全て	毎年	合併・単独	H22.4		
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境保全協会	○	全て	毎年	合併・単独	H17.4		
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会					H30.5	○	

11．指定検査機関関係

(4)効率化検査導入状況一覧（平成30年4月現在）

都道府県	検査機関名	効率化検査導入済み	対象			導入時期	採水員等	検討中	予定なし
			人槽	実施時期	種類（合併と単独）				
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会								○
青森県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター							○	
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H17.9一部導入 H18.4全面導入			
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター	○	100人以下	毎年	合併・単独	H10.4			
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団								○
山形県	一般財団法人山形県理化学分析センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4			
	公益社団法人山形県水質保全協会	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4			
福島県	公益社団法人福島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併のみ	H17.4	○		
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.4	○		
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	○	50人以下	10年に9回	合併・単独	H17.4	○		
埼玉県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	○	10人以下	5年に4回	合併のみ	H23.10	○		
	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併のみ	H23.10	○		
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H18.1	○		
	一般財団法人千葉県環境財団							○	
東京都	公益財団法人東京都環境公社	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H30.4	○		
神奈川県	一般社団法人日本環境衛生センター								○
	公益社団法人神奈川県生活水保全協会								○
	一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会								○
	一般社団法人神奈川県保健協会								○
新潟県	一般財団法人下越総合健康開発センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般財団法人新潟県環境分析センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般財団法人上越環境科学センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般社団法人県央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H20.4	○		
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会								○
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所							○	
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併のみ	H29.10	○		
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会							○	
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター								○
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター							○	
愛知県	一般社団法人愛知県浄化槽協会	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
	一般社団法人愛知県薬剤師会	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
	一般財団法人中部微生物研究所	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
三重県	一般財団法人三重県水質検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4			
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	H21.4	○		
京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4			
	一般社団法人京都微生物研究所	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4			
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H25.9			
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	○	20人以下	4年に3回	単独のみ	H15.4	○		
奈良県	一般社団法人奈良県環境保全協会								○
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター								○
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	○	10人以下	毎年	合併・単独	H21.4			
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター								○
岡山県	一般社団法人岡山環境検査センター								○
	公益社団法人倉敷環境検査センター								○
	公益財団法人岡山県健康づくり財団								○
広島県	公益社団法人広島県環境保全センター								○
	公益社団法人広島県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H19.4			
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H20.10			
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	○	10人以下	1年に1回	合併・単独	H18.9	○		
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併・単独	H16.4	○		
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	H12.4	○		
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター							○	
福岡県	一般財団法人有明環境整備公社								○
	一般財団法人福岡県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併・単独	H10.4	○		
	公益財団法人北九州市環境整備協会								○
佐賀県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H14.4			
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H17.4			
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併・単独	H13.4			
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会								○
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	○	20人以下	5年に4回	合併・単独	H22.4	○		
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境保全協会							○	
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会							○	

１２．浄化槽設置整備事業の実施状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村数	平成29年度事業実施市町村名	都道府県名	市町村数	平成30年度事業新規実施市町村名
北海道	90	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、北見市、夕張市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、稚内市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、伊達市、北広島市、松前町、知内町、七飯町、八雲町、長万部町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、蘭越町、ニセコ町、京極町、倶知安町、共和町、仁木町、南幌町、由仁町、長沼町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、天塩町、浜頓別町、礼文町、斜里町、小清水町、置戸町、佐呂間町、滝上町、雄武町、大空町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、新得町、中札内村、池田町、豊頃町、足寄町、厚岸町、浜中町、標茶町、鶴居村、白糠町、別海町、羅臼町	北海道	0	
青森県	27	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、板柳町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	青森県	0	
岩手県	27	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町	岩手県	0	
宮城県	22	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、東松島市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、涌谷町、美里町、南三陸町	宮城県	0	
秋田県	20	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、三種町、八峰町、五城目町、井川町、美郷町、羽後町	秋田県	0	
山形県	25	山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、川西町、小国町、庄内町、遊佐町	山形県	0	
福島県	50	福島市、郡山市、いわき市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、会津若松市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代町、会津坂下町、会津美里町、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村、泉崎村、柳津町	福島県	0	
茨城県	38	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町	茨城県	2	桜川市、小美玉市
栃木県	25	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	栃木県	0	
群馬県	25	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、甘楽町、中之条町、草津町、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	群馬県	0	
埼玉県	45	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、小川町、川島町、吉見町、横瀬町、皆野町、長瀞町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町	埼玉県	0	
千葉県	50	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	千葉県	0	
東京都	7	町田市、あきる野市、檜原村、大島町、神津島村、三宅村、御蔵島村	東京都	0	
神奈川県	24	相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、大磯町、中井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町	神奈川県	1	二宮町
新潟県	19	新潟市、長岡市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、胎内市、田上町、阿賀町、津南町	新潟県	1	三条市
富山県	13	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町	富山県	0	
石川県	6	金沢市、小松市、加賀市、津幡町、志賀町、穴水町	石川県	0	
福井県	12	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、南越前町、越前町、高浜町、おおい町	福井県	0	

１２．浄化槽設置整備事業の実施状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村数	平成29年度事業実施市町村名	都道府県名	市町村数	平成30年度事業新規実施市町村名
山梨県	19	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町	山梨県	0	
長野県	58	長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、大桑村、木曽町、生坂村、白馬村、小谷村、坂城町、高山村、山ノ内町、信濃町、小川村、飯綱町	長野県	0	
岐阜県	34	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、北方町、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、坂祝町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市、高山市、飛騨市、下呂市	岐阜県	0	
静岡県	34	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、駿東郡長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町	静岡県	0	
愛知県	43	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、設楽町、東栄町、豊根村	愛知県	1	あま市
三重県	21	桑名市、四日市市、菰野町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、明和町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、南伊勢町、度会町、大紀町、伊賀市、名張市、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町	三重県	0	
滋賀県	13	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、甲賀市、野洲市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、多賀町	滋賀県	1	守山市
京都府	16	京都市、福知山市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町	京都府	1	舞鶴市
大阪府	12	貝塚市、河内長野市、和泉市、柏原市、泉南市、阪南市、島本町、能勢町、熊取町、岬町、河南町、千早赤阪村	大阪府	0	
兵庫県	29	神戸市、姫路市、洲本市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町	兵庫県	0	
奈良県	22	奈良市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、山添村、平群町、斑鳩町、曽爾村、御杖村、高取町、吉野町、大淀町、下市町、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村	奈良県	1	田原本町
和歌山県	29	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	和歌山県	0	
鳥取県	15	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、日野町、江府町	鳥取県	0	
島根県	9	浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、川本町、津和野町、吉賀町	島根県	0	
岡山県	20	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、和気町、里庄町、矢掛町、鏡野町、久米南町、美咲町、吉備中央町	岡山県	0	
広島県	20	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、熊野町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、坂町	広島県	0	
山口県	17	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	山口県	0	
徳島県	23	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町	徳島県	0	
香川県	17	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	香川県	0	
愛媛県	14	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、松前町、砥部町、内子町、松野町	愛媛県	0	

１２．浄化槽設置整備事業の実施状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村数	平成29年度事業実施市町村名
高 知 県	33	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梼原町、日高村、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
福 岡 県	49	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、篠栗町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐 賀 県	14	唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、基山町、みやき町、有田町、大町町、白石町、太良町
長 崎 県	19	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町
熊 本 県	35	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、玉東町、大津町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
大 分 県	16	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町
宮 崎 県	26	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿 児 島 県	38	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、西之表市、十島村、中種子町、南種子町、屋久島町、奄美市、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、与論町
沖 縄 県	17	国頭村、大宜味村、東村、恩納村、宜野座村、伊江村、うるま市、中城村、浦添市、西原町、南風原町、豊見城市、南城市、糸満市、宮古島市、北大東村、南大東村
合　計	1,237	

都道府県名	市町村数	平成30年度事業新規実施市町村名
高 知 県	0	
福 岡 県	0	
佐 賀 県	0	
長 崎 県	0	
熊 本 県	0	
大 分 県	0	
宮 崎 県	0	
鹿 児 島 県	1	宇検村
沖 縄 県	0	
合　計	9	

１３．浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北 海 道	無					
青 森 県	有	青森県浄化槽整備費補助金	国の対象と同じ	国の基準額と補助対象経費実支出額とを、人槽区分別に比較して少ない方の額を選定。選定額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。	補助基本額の６分の１以内の額	
岩 手 県	有	浄化槽設置整備事業費補助	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	基準額の３分の１に相当する額以内	
宮 城 県	無					
秋 田 県	有	合併浄化槽設置整備事業補助金	国の対象と同じ	国の対象と同じ その他（湖沼指定地域においては高度処理型と通常型の設置者負担額の差額分を上乗せ）	国の補助基準額の１／３ 湖沼指定地域においては国の補助基準額の１／３＋高度処理型と通常型の設置者負担額の差額の１／２	
山 形 県	有	山形県浄化槽整備促進事業費補助金	・国の対象に加えて、条件あり 条件： 市町村で補助（個人設置型）する浄化槽を対象とし、かつ、リフォームによる単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換のみを対象とする（建て替えや新築に伴う転換は対象外）。	・その他 浄化槽本体設置工事費から国基準額相当額を控除した額を対象とする。	（浄化槽本体設置工事費－国交付金基準額）×１／３ と上限額（５人槽16万円・６人槽以上20万円）の いずれか低い額	左記内容に加えて、市町村が国基準額以上の助成を行う場合に県補助金を加算。 （上限額：５人槽５万円・６人槽以上６万５千円）
福 島 県	有	福島県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて条件あり 条件： ①住宅及び共同住宅など、接続される建築の用途が住宅施設関係であるもの。ただし、併用住宅（店舗兼住宅など）にあっては、住宅部分の床面積が、延床面積の２分の１以上の場合に限る。 ②合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取便所を使用していた建物（増築等の場合において、既存の建物の一部又は全部が使用される場合も含む。）に接続するもの。ただし、合併処理浄化槽を使用していた建物に接続するものについては、東日本大震災により使用不能となった合併処理浄化槽を新たな合併処理浄化槽に交換する場合に限る。 ③処理対象人員が50人以下であるものに限る。	国の補助対象基準額と同じ（一部独自措置あり）	１／３ ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の場合は、補助基本額×１／４	条例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に関しては、左記とあわせて上乗せ補助を行っている。
茨 城 県	有	茨城県浄化槽設置事業費等補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・地域により通常型、Ｎ型、ＮＰ型の対象指定 ・50人槽以下	その他 ・通常型：５人槽294千円、７人槽342千円、10人槽459千円 ・高度処理型：国の基準額＋上乗せ額	・通常型：１／３ ・高度処理型：国の基準額×１／３＋以下の割合 （新築）自己負担額が通常型の自己負担額の３／４になるよう上乗せ （転換）自己負担額が通常型の自己負担額の１／２になるよう上乗せ	
栃 木 県	有	栃木県浄化槽設置整備費補助事業	国の対象に加えて、条件あり 条件：集合処理計画区域は対象外。専用住宅に限る。	国の補助対象基準額と同じ	基準額の１／４ （ただし、財政力指数等による調整あり。）	
群 馬 県	有	群馬県浄化槽整備事業費補助金交付要綱	単独処理浄化槽等からの転換へ補助	国の補助対象基準額と同じ	・環境配慮型（国庫補助１／２）　補助率１／４ ・通　常　型（国庫補助１／３）　補助率１／３	
埼 玉 県	有	埼玉県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域。 ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換	国の補助対象基準額と同じ （高度処理型の基準額は採用していない）	①本体及び本体工事費に対する国の補助対象基準額に補助基数を乗じた額の１／３ ②市町村が補助する配管費及び処分費（国庫補助額相当分を除いた費用） 「①＋②の合計額」と「30万円×補助基数」のうち、いずれか少ない額 一部の市町村においては、「①＋②の合計額」と「35万円×補助基数」のうちいずれか少ない額	・環境保全特別転換地区指定事業（県が条例指定種の保護や河川環境基準が非達成となっている地点の水質改善を目的に指定した地区が対象） 左記の補助割合「①＋②の合計額及び市町村の上乗せ補助金の１／２」と「50万円×補助基数」のうちいずれか少ない額 ・いずれにおいても、市町村が国の補助対象基準額に２万円以上の上乗せ補助をすることを条件としている。
千 葉 県	有	千葉県生活排水対策浄化槽推進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件： ①住宅関係施設（人員算定基準の建築用途）に設置される処理対象人員50人以下の浄化槽であること ②閉鎖性水域流域においては高度処理型であること ③新設の場合は、T-N10mg/ℓ以下又はT-P1mg/ℓ以下の処理性能を持つ高度処理型（閉鎖性水域流域対象）又はBOD除去の高度処理型（全域対象）であること	国の基準額と同じ	１／３	設置補助のほか、単独処理浄化槽・汲取便所から合併処理浄化槽への転換補助がある。 ＜補助対象額＞ 単独処理浄化槽からの転換：１基あたり180千円 汲取便所からの転換：１基あたり100千円 ＜補助割合＞ １／２
東 京 都	有	東京都浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	国の対象に加えて、条件あり 条件： 総量規制区域にあっては、BOD20mg/L以下、T-N20mg/Lの処理性能を持つ浄化槽、その他の区域にあっては、BOD20mg/L以下の処理性能を持つ浄化槽。	対象経費の支出額と都の基準額（国に順ずる）を比較し、少ない方の額	補助対象額から国庫補助額を控除した額の１／２	
神 奈 川 県	有	神奈川県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 既設単独処理浄化槽（及び汲み取り式便槽）から合併処理浄化槽に転換するもの。適正に維持管理を行うもの。販売の目的で建物を建築するものでないこと。専用住宅に設置されるもの（集合住宅及び店舗併用は対象外）	国の補助対象基準額と同じ	１／３	
新 潟 県	無					
富 山 県	有	富山県浄化槽設置推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：50人槽以下	国の補助対象基準額と同じ	１／３	
石 川 県	無					

１３．浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
福　井　県	有	福井県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：処理対象人数が50人以下のもの	国の補助対象基準額と同じ	１／３	補助基準額は通常型浄化槽も高度処理型浄化槽も同じ。
山　梨　県	有	山梨県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて、条件あり 条件：50人槽以下の浄化槽に限る。	国の補助対象基準額と同じ	１／３	
長　野　県	有	合併処理浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：農集排等の計画区域外に設置されているものであること。	国の補助対象基準額と同じ	３分の１以内 （市町村の財政力指数に応じて補正あり）	
岐　阜　県	有	岐阜県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件：51人槽以上は対象外	国の補助対象基準額と同じ	３分の１	
静　岡　県	有	生活排水改善対策推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 国庫補助・交付金対象となるものであって、次のもの(50人槽以下に限る) ①新設するもの ②既設単独処理浄化槽の撤去（国の補助対象） ③単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付替える者に対し市町が上乗せ補助しているもの）	国庫補助対象基本額と対象経費市町支出予定額を比較し、少ない方。	①新設するもの （単独処理浄化槽からの転換以外の場合） 国庫補助基本額×１／３×補正係数（過疎0.9、財政力指数県未満0.54、財政力指数県以上0.36） （単独処理浄化槽から転換する場合） 国庫補助基本額×１／３×補正係数（過疎1.0、財政力指数県未満0.6、財政力指数県以上0.4） ②既設単独処理浄化槽の撤去（国の補助対象） ①に上乗せして最大90千円を補助（特例として現行の基準額に加える）負担割合　国１／３、県１／３×補正係数（財政力指数県未満1.0、財政力指数県以上0.5）、市町１／３ ③単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付替える者に対し市町が上乗せ補助しているもの 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付替える者に上乗せ補助している市町に対し、市町助成額と国庫補助基本額との差額の１／２以下を県費により①に上乗せして補助している。国庫補助基本額の１／８×補正係数（財政力指数県未満1.0、財政力指数県以上0.5）を補助の上限とする。	
愛　知　県	有	愛知県浄化槽設置費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件：50人槽以下	【一般地域】国庫補助基準額と同じ 【特定地域】浄化槽設置費の10%相当額を国庫補助基準額に上乗せする（単独浄化槽からの転換に限る） ※特定地域：水濁法の生活排水対策重点地域等	【一般地区】　１／５ 【特定地区】　国庫補助基準額分は１／５、上乗せ分は3/10	
三　重　県	有	三重県浄化槽設置促進事業補助金	既設単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し浄化槽の設置をする場合限定	国の補助対象基準額と同じ	１／３	
滋　賀　県	有	滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	国庫補助基準額の１／３	面的整備事業（集落単位で維持管理組合を設立し、３年以内に全戸整備を実施する場合）として、上記と併せて上乗せ補助を行っている。
京　都　府	有	京都府浄化槽設置整備事業費補助金	10人槽以下の専用住宅に設置される浄化槽	基準額（国庫交付金の基準額に準じる）と対象経費を比較して少ない方	３分の１	
大　阪　府	有	大阪府浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以下。ただし、現在は10人槽以下を対象として運用。住宅用のみ対象。	国の補助対象基準額と同じ	補助対象額の１／３	
兵　庫　県	無					
奈　良　県	有	奈良県浄化槽設置整備事業補助	国の対象に加えて、条件あり 条件：50人以下、住宅部分面積１／２以上、10基以上等	国の補助対象基準額と同じ	通常型：基準額の１／３ 環境配慮型：基準額の１／４	
和 歌 山 県	有	和歌山県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 補助対象人員が10人以下であること。ただし、処理対象人員が11人以上50人以下については、専用住宅、併用住宅、飲食店及び民宿等に限る。	処理対象人員が10人以下は、国の補助対象基準額と同じ。11人槽以上50人槽以下については、専用住宅又は併用住宅の設置及び転換、並びに飲食店又は民宿等の転換に限り、8～10人槽の基準額を適用する。 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認めた額を基準額とする。（現行の基準額を超える場合は９万円までとする） 単独処理浄化槽及び汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換に伴い必要となる配管設備の工事費ついては、30万円を上限に基準額とする。	下記以外：　１／３ 配管設備：　１／２	所要額、財政力指数により調整有り。
鳥　取　県	有	鳥取県浄化槽設置推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 処理対象人員が50人以下、汲取便所又は単独浄化槽からの転換に係る設置、浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村　等	国の補助対象基準額と同じ	１／３（市町村が上乗せ補助する場合はその額の１／２を加算）	
島　根　県	無					
岡　山　県	有	岡山県浄化槽設置促進事業	国の対象に加えて条件あり 条件：専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	補助基準額と実支出額のいずれか少ない方の額の３分の１ ただし、政令市は補助対象外。中核市は調整係数（0.7）を乗じる。	
広　島　県	有	広島県小型浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：10人槽以下、汲み取り・単独槽からの転換に限定	国の補助対象基準額と同じ	１／３	
山　口　県	無					

１３．浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
徳　島　県	有	徳島県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換。 ・10人槽以下。	国の補助対象基準額と同じ	①市町村の財政力指数（直近３カ月平均）により、１／６から１／３まで ②環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を行う場合は、市町村の財政力指数（直近３カ月平均）により、１／４から１／８まで	
香　川　県	有	香川県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 専用住宅（販売、賃貸及び寄宿を目的とする住宅を除く。）に設置する50人槽以下で市町が助成する浄化槽）	人槽ごとの基準額と人槽ごとの実支出額を比較していずれか低い額	１／３（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に該当する場合は１／４）	
愛　媛　県	有	愛媛県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて条件あり 条件：新築を除き、10人漕以下に限る。	国の補助対象基準と同じ	１／３（離島地域は１／４）	財政力指数に応じた補正係数を乗じて補助金額を算定（29年度予算額：45,828千円）
高　知　県	有	高知県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：10人槽以下の一般住宅用	国の補助対象基準額と同じ。	１／３（離島地域は１／４）	
福　岡　県	有	福岡県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：50人槽以内	基本的には国と同じであるが、国の人槽区分を細分化している。 ６人槽、８人槽、11～15人槽、21～25人槽、31～40人槽区分を国の基準額を按分して設定している。	１／３	
佐　賀　県	有	佐賀県浄化槽設置整備事業	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	三分の一	
長　崎　県	有	長崎県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：50人槽以下の浄化槽に限る。	国の補助対象基準額と同じ	・補助率：本土地区及び離島地区　（１／３） ・設置される浄化槽によって、下記の補正係数を乗じる。 ①　浄化槽（通常型） 補正係数　0.9 ②　高度処理型浄化槽（国庫補助の対象となる地域に整備するものに限る。） 補正係数　1.0	
熊　本　県	有	熊本県浄化槽整備事業等補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 専用住宅に設置されるもの。小規模店舗付き住宅の面積相当分は対象とするが、賃貸を目的とするもの及び宿舎等を除く）	国の補助対象基準と同じ	１／３以内、離島は１／４	
大　分　県	有	大分県浄化槽設置整備事業	・国の対象に加えて、条件あり 条件： ・将来集合処理を行う予定の区域を除く ・新築を除き、50人槽以下に限る ・11人槽から50人槽までの浄化槽を設置する建物は、居住部分の床面積が50%以上 ・補助金額の上乗せ実施	国の補助対象基準額と同じ 上乗せは最大で20万円／基	基準額の１／３または１／４（国庫補助割合に応じて変動） 上乗せは、県と市町村で１／２ずつ	
宮　崎　県	有	浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 住宅、共同住宅等で延べ面積の２分の１以上が住居の用に供される家屋、又は民宿等の施設に設置される10人槽以下の浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	単独処理浄化槽やくみ取り槽からの転換を伴う場合：補助基準額の３分の１ 転換を伴わない場合：０ ※いずれも財政力指数による減額調整あり	
鹿 児 島 県	有	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	国の対象に加えて、条件あり 条件：10人槽以下の専用住宅に設置される浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	本土：１／３、離島・奄美１／４	財政力指数比による補正あり （財政力指数比：県平均財政力指数／各市町村財政力指数）
沖　縄　県	無					

１４．浄化槽市町村整備推進事業の実施状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村数	平成29年度事業実施市町村名
北海道	6	島牧村、厚真町、北斗市、福島町、釧路町、標津町
青森県	2	十和田市（PFI）、大鰐町
岩手県	10	宮古市、花巻市、二戸市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、西和賀町、紫波町、一戸町
宮城県	10	仙台市、石巻市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、大和町、大郷町、大衡村、加美町
秋田県	3	秋田市、能代市、東成瀬村
山形県	7	酒田市、寒河江市、長井市、最上町（PFI）、高畠町、白鷹町、飯豊町
福島県	6	白河市、会津若松市、西会津町、金山町、三春町、小野町
茨城県	5	常陸太田市、桜川市、行方市、小美玉市、大子町
栃木県	1	大田原市
群馬県	7	太田市、富岡市、上野村、下仁田町、嬬恋村、東吾妻町、昭和村
埼玉県	12	秩父市、滑川町、嵐山町（PFI）、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、寄居町
千葉県	4	千葉市、鎌ケ谷市、長柄町、睦沢町
東京都	4	八王子市、青梅市、八丈町、小笠原村
神奈川県	2	相模原市、山北町
新潟県	5	新潟市、長岡市、十日町市、糸魚川市、南魚沼市
富山県	0	
石川県	5	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、能登町
福井県	1	福井市
山梨県	3	山梨市、甲斐市、甲州市
長野県	4	長野市、南木曽町、筑北村、栄村
岐阜県	2	郡上市、揖斐川町
静岡県	1	御殿場市
愛知県	0	
三重県	6	津市、松阪市、多気町、大台町、南伊勢町、紀宝町（PFI）
滋賀県	0	
京都府	3	舞鶴市、綾部市、京丹後市
大阪府	5	茨木市、富田林市(PFI)、河内長野市、和泉市(PFI)、柏原市(PFI)
兵庫県	0	
奈良県	1	黒滝村
和歌山県	0	
鳥取県	3	南部町、伯耆町、日南町
島根県	7	出雲市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、美郷町、邑南町
岡山県	1	新見市
広島県	5	広島市、三原市、庄原市、安芸高田市、熊野町
山口県	1	岩国市
徳島県	1	三好市（PFI）
香川県	0	
愛媛県	4	八幡浜市、伊方町、鬼北町、愛南町（PFI）
高知県	1	津野町
福岡県	5	久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町
佐賀県	8	佐賀市、唐津市（PFI）、武雄市、小城市、嬉野市、神埼市、みやき町（PFI）、有田町
長崎県	1	時津町
熊本県	8	八代市、玉名市、菊池市、美里町、南関町、和水町、南小国町、南阿蘇村
大分県	2	佐伯市、竹田市
宮崎県	3	宮崎市（PFI）、綾町、日南市
鹿児島県	3	曽於市、知名町、龍郷町
沖縄県	0	
合計	168	

都道府県名	市町村数	平成30年度事業新規実施市町村名
北海道	2	余市町、小平町
青森県	0	
岩手県	0	
宮城県	0	
秋田県	0	
山形県	0	
福島県	0	
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	0	
千葉県	0	
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	0	
富山県	1	立山町
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	0	
長野県	0	
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	0	
三重県	0	
滋賀県	0	
京都府	0	
大阪府	0	
兵庫県	0	
奈良県	0	
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	0	
広島県	0	
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	0	
福岡県	0	
佐賀県	0	
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	3	

都道府県名	市町村数	平成28年度以前に事業を実施した市町村
北海道	10	上ノ国町、寿都町、黒松内町、喜茂別町、妹背牛町、中川町、利尻町、豊浦町、壮瞥町(PFI)、本別町
青森県	2	平川市、平内町
岩手県	4	盛岡市、遠野市、一関市、洋野町
宮城県	1	色麻町
秋田県	10	横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、藤里町、八峰町
山形県	3	鶴岡市、上山市、大蔵村
福島県	5	須賀川市、昭和村、会津美里町、磐梯町、三島町
茨城県	2	日立市、常陸大宮市
栃木県	2	鹿沼市、日光市
群馬県	9	伊勢崎市、渋川市、藤岡市、神流町、みどり市、南牧村、中之条町、高山村、長野原町
埼玉県	0	
千葉県	0	
東京都	2	奥多摩町、青ヶ島村
神奈川県	0	
新潟県	2	上越市、出雲崎町
富山県	2	砺波市、南砺市
石川県	2	志賀町、宝達志水町
福井県	2	越前市、美浜町
山梨県	4	甲府市、北杜市、市川三郷町、身延町
長野県	9	松本市、伊那市、大町市、飯山市、安曇野市、木曽町、木祖村、麻績村、生坂村
岐阜県	0	
静岡県	1	掛川市
愛知県	0	
三重県	2	名張市、伊賀市
滋賀県	0	
京都府	2	宇治田原町、京丹波町
大阪府	3	枚方市、大東市、高槻市
兵庫県	1	大屋町（H9年度～H11年度実施。但し、H16年度より隣町とともに合併し、養父市となった。）
奈良県	1	天川村
和歌山県	4	田辺市、高野町、有田川町、日高町
鳥取県	2	鳥取市、北栄町
島根県	4	松江市、飯南町、海士町、隠岐の島町
岡山県	6	高梁市、真庭市、美作市、新庄村、勝央町、奈義町
広島県	2	三次市、東広島市
山口県	2	宇部市、萩市
徳島県	3	勝浦町、美波町、上板町
香川県	3	高松市、三豊市、まんのう町
愛媛県	5	今治市、伊予市、西予市、上島町、久万高原町
高知県	1	土佐町
福岡県	0	
佐賀県	1	江北町
長崎県	5	長崎市、諫早市、雲仙市、西海市、小値賀町
熊本県	6	山鹿市、天草市、長洲町、小国町、芦北町、苓北町
大分県	3	臼杵市、豊後大野市、国東市
宮崎県	1	延岡市
鹿児島県	3	薩摩川内市、長島町、三島村
沖縄県	0	
合計	132	

１５．浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北 海 道	無					
青 森 県	無					
岩 手 県	有	下水道事業債償還基金費補助	国の対象と同じ	浄化槽市町村整備推進事業に要する経費のうち、事務費を除く経費 （下水道事業債の元利償還金に充てるための減債基金の積立に要する経費に対し補助）	補助対象額の60分の8.5に相当する額以内の額	
宮 城 県	無					
秋 田 県	無					
山 形 県	有	山形県浄化槽整備促進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 市町村で補助（個人設置型）する浄化槽を対象とし、かつ、リフォームによる単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換のみを対象とする（建て替えや新築に伴う転換は対象外）。	・その他 上限額を限度に、設置分担金納付者に対し補助	・市町村設置型 市町村補助額と上限額（５人槽８万円・６人槽以上10万円）のいずれか低い額	
福 島 県	有	福島県浄化槽市町村整備推進支援事業	国の対象に加えて条件あり 条件：処理対象人員が50人以下であるものに限る	国の補助対象基準額と同じ（一部独自措置あり）	7.5/100 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の場合は、補助割合を5/100	条例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に関しては、左記とあわせて上乗せ補助を行っている。
茨 城 県	有	茨城県浄化槽市町村整備推進事業費等補助金	国の対象に加えて、条件あり。 条件：50人槽以下の窒素及びりん除去型浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	下水道事業債から交付税措置分を除いた市町村実負担分の9/10	
栃 木 県	有	栃木県浄化槽設置整備費補助事業	排水先を周辺に求めることが困難な地域での、河川や排水路等までの排水管等敷設事業	事業費又は限度額(240千円)の少ないほうの額	事業費の１／２又は限度額(120千円)の少ないほうの額	
群 馬 県	有	群馬県浄化槽整備事業費補助金交付要綱	単独処理浄化槽等からの転換へ補助	国の補助対象基準額と同じ	・環境配慮型（国庫補助１／２）　補助率１／５ ・通　常　型（国庫補助１／３）　補助率１／４	
埼 玉 県	有	埼玉県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり。 条件： ・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域。 ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換	国の補助対象基準額と同じ	①市町村が補助する配管費及び処分費（国庫補助額相当分を除いた費用） ②浄化槽１基当たりの設置に要した費用と国庫補助対象基準額を人槽区分に応じて比較したいずれか少ない額 「①＋②に基数を乗じた額」と「40万円×補助基数」のうち、いずれか少ない額 一部の市町村においては、「①＋②に基数を乗じた額」と「50万円×補助基数」のうちいずれか少ない額	左記補助額の範囲内で、浄化槽本体、配管費、処分費のいずれに充当してもよい。
千 葉 県	有	千葉県生活排水対策浄化槽推進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件： ①住宅関係施設（人員算定基準の建築用途）に設置される処理対象人員50人以下の浄化槽であること ②閉鎖性水域流域においては高度処理型であること ③単独処理浄化槽又は汲取便所からの転換であること	国の補助対象基準額と同じ	4/30	設置補助のほか、単独処理浄化槽・汲取便所から合併処理浄化槽への転換補助がある。 ＜補助対象額＞ 単独処理浄化槽からの転換：１基あたり180千円 汲取便所からの転換：１基あたり100千円 ＜補助割合＞ １／２
東 京 都	有	東京都浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	国の対象に加えて、条件あり 条件： 総量規制区域にあっては、BOD20mg/L以下、T-N20mg/Lの処理性能を持つ浄化槽、その他の区域にあっては、BOD20mg/L以下の処理性能を持つ浄化槽。	対象経費の支出額と都の基準額（国に順ずる）を比較し、少ない方の額	補助対象額に係わる地方債充当額から交付税措置相当分を控除した１／２	補助金の交付を受けた市町村は、原則として当該補助金を当該事業に係る地方債の償還のための減債基金に積み立てなければならない。
神 奈 川 県	有	神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・ダム集水域→窒素及び燐除去能力を有する高度処理型浄化槽。 ・ダム下流域→既設単独処理浄化槽（及び汲み取り式便槽）から合併処理浄化槽に転換するもの。適正に維持管理を行うもの。販売の目的で建物を建築するものでないこと。専用住宅に設置されるもの（集合住宅及び店舗併用は対象外）	国の補助対象基準額と同じ	本体設置費　　基準額×17/30 付帯工事費　　人槽に応じて設定 高度処理費　　人槽に応じて設定（ダム集水域のみ）	
新 潟 県	無					
富 山 県	無					
石 川 県	有	石川県生活排水処理施設整備事業費補助金	国の対象と同じ	単位基準額：増加処理人口に対して、49,000円を後年度補助。	増加処理人口×単位基準額×補正係数	増加処理人口：新たに追加整備された区域内の住民基本台帳に基づく居住人口 接続率補正：浄化槽事業1.0 算出した補助金額は算定基準年以降8年間で分割する。算定基準年から５年目までの各年度の補助金は1/14とし、６年目以降の各年度の補助金は3/14とする。
福 井 県	無					
山 梨 県	無					
長 野 県	無					

１５．浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
岐　阜　県	無					
静　岡　県	有	生活排水改善対策推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 国庫補助・交付金対象となるものであって、50人槽以下のもの	国庫補助基本額から国庫交付額及び個人負担額を減じた額	補助対象額×１／４×補正係数（過疎1.0、財政力指数県未満0.6、財政力指数県以上0.4）	
愛　知　県	無					
三　重　県	有	三重県浄化槽市町整備促進事業補助金	国の対象に加えて、高度処理型浄化槽設置の条件あり。	補助基準額 （１）国浄化槽市町村整備促進事業に係る起債の元金の償還に要する経費から、起債の償還に係る地方交付税を除いた額 （２）転換の場合に単独処理浄化槽の撤去費用上限90,000円 （３）転換の場合に配管の撤去費用上限60,000円	（１）１／２以内 （２）１／３以内 （３）１／２以内	
滋　賀　県	無					
京　都　府	有	生活排水処理対策費補助金	10人槽以下の専用住宅に設置される浄化槽	基準額（国庫交付金の基準額に準じる）と対象経費を比較して少ない方	・国の助成率１／３の場合：国の補助対象基準額の9%（３年分割で補助） ・国の助成率１／２の場合：国の補助対象基準額の7.5%（３年分割で補助）	
大　阪　府	有	大阪府浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて条件あり。 条件： 100人槽以下の「Ｎ又はＰ除去型」「Ｎ及びＰ除去型」ただし、現在は10人槽以下を対象として運用。住宅用のみ対象。	国の補助対象基準額と同じ。	補助対象額の25/1000	
兵　庫　県	無					
奈　良　県	無					
和　歌　山　県	有	和歌山県浄化槽市町村整備推進事業支援交付金	国の対象と同じ	起債総額から、交付税算定額を控除した額。	１／２	
鳥　取　県	有	鳥取県浄化槽設置推進基金造成事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・処理対象人員が50人以下 ・起債償還のための基金造成を実施 ※年度内整備戸数の要件は無し	国の補助対象基準額と同じ	1/20（ただし、整備事業年度に基金に積み立てた額を上限とする）	
島　根　県	有	島根県生活排水処理普及促進交付金	循環型社会形成推進交付金、汚水処理施設整備交付金、 浄化槽市町村整備推進事業の対象浄化槽	地方債充当額−地方債充当額×控除率 （控除率=下水道事業債0.45、過疎債0.70、辺地債0.80、下水道事業債臨時措置分1.0）	補助対象額×１／２	
岡　山　県	無					
広　島　県	有	広島県浄化槽市町村整備推進事業債償還費補助金	国の対象と同じ	市町村の起債元金の償還額（交付税措置分を除く）	１／３	
山　口　県	無					
徳　島　県	有	徳島県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：50人槽以下	国の補助対象基準額と同じ	1/10 ただし、平成26年度から平成29年度までの間に事業着手（調査着手含む）した場合に限り、３年間の整備に補助率を10分の１から５分の１へ倍増	
香　川　県	有	香川県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 専用住宅（販売、賃貸及び寄宿を目的とする住宅を除く。）に設置する50人槽以下で市町が助成する浄化槽	人槽ごとの基準額と人槽ごとの実支出額を比較していずれか低い額	1/10	
愛　媛　県	有	愛媛県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて条件あり 条件：新築を除き、10人漕以下に限る。	国の補助対象基準と同じ	1/10	財政力指数に応じた補正係数を乗じて補助金額を算定（29年度予算額：12,682千円）
高　知　県	無					
福　岡　県	有	福岡県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：50人槽以内	基本的には国と同じであるが、国の人槽区分を細分化している。 ６人槽、８人槽、11～15人槽、21～25人槽、31～40人槽区分を国の基準額を按分して設定している。	7.5%	
佐　賀　県	有	佐賀県浄化槽市町整備推進事業	国の対象と同じ	・先導的整備交付金 工事費に係る交付対象費（起債額（公費負担分）から、交付税措置額を除いた額）	二分の一	・交付金の対象経費は、浄化槽市町村整備推進事業に係る下水道事業債の元利償却に要する費用とする。 ・交付金は、地方自治法第241条第１項の規定に基づ減債基金に積み立てなければならない。
長　崎　県	有	長崎県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件：50人槽以下の浄化槽に限る。	国の補助対象基準額と同じ	１　事業実施前々年度末汚水処理人口普及率50%以上の市町　５% ２　事業実施前々年度末汚水処理人口普及率50%未満の市町　10% ３　上記区分１及び２に関わらず、離島振興事業法（昭和28年法律第27号）第２条第１項の指定を受けた地域　10%	平成33年度までに開始した事業を補助対象とし、５年間を補助期間とする。ただし、その補助期間の最終年度は、平成37年度までとする。
熊　本　県	有	熊本県浄化槽市町村整備推進事業交付金	国の対象と同じ（国の補助対象とならない県補助対象の浄化槽も含む。）	国の補助対象事業費と同じ	6.5%以内	後年度交付金

１５．浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
大　分　県	有	①大分県浄化槽市町村整備推進事業 ②大分県浄化槽市町村整備促進事業	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	①交付金算定基準費に交付率（70%-当該市町村前年度末生活排水処理率）を乗じて得た額と、市町村実質負担額の１／２の額を比較し、小さい方の額を交付 ②交付金算定基準費に交付率（90%-当該市町村前年度末生活排水処理率）を乗じて得た額と、市町村実質負担額の１／２の額を比較し、小さい方の額を交付	
宮　崎　県	有	浄化槽市町村整備推進事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 住宅、共同住宅等で延べ面積の２分の１以上が住居の用に供される家屋、又は民宿等の施設に設置される10人槽以下の浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	下水道事業債起債額から交付税措置相当額を控除した２分の１ ※財政力指数による減額調整あり	生活排水処理率及び財政力指数により補助対象としない場合がある。
鹿 児 島 県	有	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	国の対象と同じ（10人槽以下）	浄化槽設置整備事業（個人設置型）における補助対象基準額と同じ	本土：1/15、離島・奄美：1/20	財政力指数比による補正あり（財政力指数比：県平均財政力指数／各市町村財政力指数）
沖　縄　県	無					

１６．国庫助成による浄化槽整備実績

※「国庫助成」は循環型社会形成推進交付金、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び
東日本大震災復興交付金によるもの。

都道府県名	平成29年度　国庫助成による新設基数						
		市町村設置型			個人設置型		
			うち単独転換			うち単独転換	
				うち撤去費助成あり			うち撤去費助成あり
北海道	643	91	0	0	552	13	7
青森県	402	44	7	0	358	66	4
岩手県	1,421	356	0	0	1,065	0	0
宮城県	1,364	618	0	0	746	6	5
秋田県	716	52	0	0	664	0	0
山形県	427	137	15	2	290	32	1
福島県	2,461	181	11	5	2,280	263	164
茨城県	2,727	205	27	26	2,522	638	534
栃木県	1,721	60	9	3	1,661	331	126
群馬県	2,238	212	64	0	2,026	375	0
埼玉県	1,386	293	83	0	1,093	895	369
千葉県	1,002	22	5	0	980	462	148
東京都	85	54	30	6	31	3	1
神奈川県	262	124	64	0	138	103	89
新潟県	433	70	9	2	363	76	52
富山県	103	0	0	0	103	36	8
石川県	228	177	27	10	51	33	15
福井県	275	0	0	0	275	60	45
山梨県	588	45	16	0	543	28	2
長野県	930	56	1	0	874	6	3
岐阜県	1,270	19	0	0	1,251	231	213
静岡県	4,584	34	0	0	4,550	1,124	0
愛知県	1,533	0	0	0	1,533	341	256
三重県	1,840	264	41	36	1,576	220	191
滋賀県	171	0	0	0	171	0	0
京都府	257	111	0	0	146	2	0
大阪府	128	61	12	0	67	5	1
兵庫県	430	1	0	0	429	31	25
奈良県	310	4	0	0	306	52	25
和歌山県	2,229	0	0	0	2,229	119	71
鳥取県	55	11	0	0	44	5	0
島根県	808	231	31	0	577	20	4
岡山県	1,953	28	0	0	1,925	78	11
広島県	1,441	182	1	0	1,259	134	84
山口県	896	3	0	0	893	64	21
徳島県	2,165	94	11	0	2,071	271	104
香川県	2,410	0	0	0	2,410	296	265
愛媛県	1,549	138	17	12	1,411	155	2
高知県	948	19	0	0	929	31	13
福岡県	2,374	249	2	0	2,125	48	2
佐賀県	1,158	840	77	44	318	0	0
長崎県	1,761	2	0	0	1,759	71	60
熊本県	2,019	212	24	2	1,807	303	100
大分県	1,400	70	17	0	1,330	472	67
宮崎県	1,395	264	44	0	1,131	435	100
鹿児島県	3,606	96	16	0	3,510	1,038	900
沖縄県	30	0	0	0	30	6	0
合計	58,132	5,730	661	148	52,402	8,978	4,088

１６．国庫助成による浄化槽整備実績

※　「国庫助成」は循環型社会形成推進交付金、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び東日本大震災復興交付金によるもの。

（全体イメージ図）

（平成29年度末）

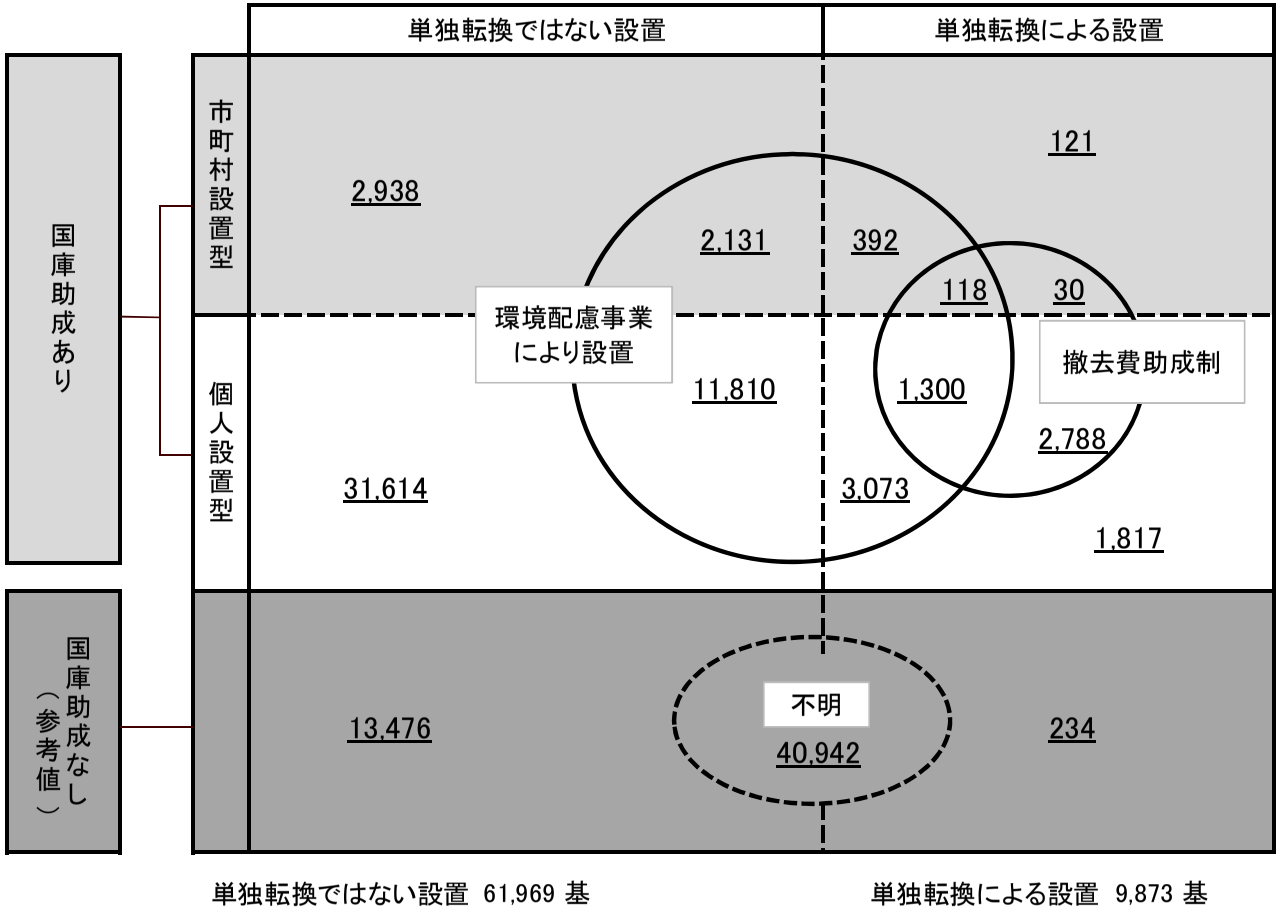

○国庫助成あり	58,132	基
うち市町村設置型	5,730	基
うち個人設置型	52,402	基
うち環境配慮事業により設置	18,824	基
うち撤去費助成制度により設置	4,236	基
○国庫助成なし※　（参考値）	54,652	基
うち単独転換による設置	234	基
うち単独転換ではない設置	13,476	基
うち不明	40,942	基

※「国庫助成なし」については、「3. 浄化槽新設基数」より算出

※「環境配慮事業」の正式名称は「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」

１７．浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

（１）浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（法令）

（平成29年度末現在）

都道府県名	移譲の有無	移譲先	(1) 第5条第1項	(2) 第5条第2項	(3) 第5条第4項	(4) 第7条第2項	(5) 第7条の2第１項	(6) 第7条の2第2項	(7) 第7条の2第3項	(8) 第10条の2第1項	(9) 第10条の2第2項	(10) 第10条の2第3項	(11) 第11条第2項	(12) 第11条の2	(13) 第12条第1項	(14) 第12条第2項	(15) 第12条の2第1項	(16) 第12条の2第2項	(17) 第12条の2第3項	(18) 第53条第1項	(19) 第53条第2項	その他・備考
北　海　道	有	室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町 美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、津別町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	有	江差町、滝上町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	有	斜里町、平取町	○	○	○					○	○	○			○	○				○	○	
	有	日高町、新冠町、浦河町	○	○						○	○	○			○	○				○	○	
青　森　県	無																					
岩　手　県	有	一部市町村 （移譲を希望した市町村）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
宮　城　県	有	各市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
秋　田　県	有	能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、潟上市、にかほ市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、八峰町、五城目町、美郷町、羽後町、東成瀬村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山　形　県	有	各市町村	○	○	○					○	○	○		○	○	○				○	○	第53条第１項第及び2項については、浄化槽管理者に係るものに限る。

１７．浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

（１）浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（法令）

（平成29年度末現在）

都道府県名	移譲の有無	移譲先	(1) 第5条第1項	(2) 第5条第2項	(3) 第5条第4項	(4) 第7条第2項	(5) 第7条の2第１項	(6) 第7条の2第2項	(7) 第7条の2第3項	(8) 第10条の2第1項	(9) 第10条の2第2項	(10) 第10条の2第3項	(11) 第11条第2項	(12) 第11条の2	(13) 第12条第1項	(14) 第12条第2項	(15) 第12条の2第1項	(16) 第12条の2第2項	(17) 第12条の2第3項	(18) 第53条第1項	(19) 第53条第2項	その他・備考
福島県	有	市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
茨城県	有	全市町村	○	○	○																	
	有	一部市町村								○	○	○		○								
栃木県	有	市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
群馬県	有	一部市町村	○	○	○																	
埼玉県	有	31市町村	○	○	○					○	○	○		○								
	有	26市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	無																					
東京都	無																					
神奈川県	無																					
新潟県	有	長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、阿賀町、湯沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
富山県	有	一部市町村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
石川県	無																					
福井県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山梨県	有	全市町村	○							○	○	○		○								
	有	一部市町村		○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	
長野県	有	市町村	○	○	○					○	○	○		○						○	○	(18)(19)については、(1)から(3)に掲げる事務に係るものに限る。
岐阜県	有	岐阜市以外の全市町村	○	○	○									○								
静岡県	有	富士市、沼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	無																					
三重県	有	市町村	○																			
	有	一部市町村		○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
滋賀県	有	法令移譲である政令市１市を除く18市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
京都府	有	全市町村	○	○	○					○	○	○		○	○	○				○	○	
	有	福知山市、舞鶴市、久御山町、伊根町、与謝野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

１７．浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

（１）浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（法令）

（平成29年度末現在）

都道府県名	移譲の有無	移譲先	(1) 第5条第1項	(2) 第5条第2項	(3) 第5条第4項	(4) 第7条第2項	(5) 第7条の2第１項	(6) 第7条の2第2項	(7) 第7条の2第3項	(8) 第10条の2第1項	(9) 第10条の2第2項	(10) 第10条の2第3項	(11) 第11条第2項	(12) 第11条の2	(13) 第12条第1項	(14) 第12条第2項	(15) 第12条の2第1項	(16) 第12条の2第2項	(17) 第12条の2第3項	(18) 第53条第1項	(19) 第53条第2項	その他・備考
大阪府	有	岸和田市、吹田市、貝塚市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、和泉市、摂津市、四條畷市、交野市、阪南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兵庫県	有	明石市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	有	生駒市、曽爾村、御杖村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	有	海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	浄化槽工事業者に対する指示（第32条第１項）
鳥取県	有	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
島根県	無																					
岡山県	無																					
広島県	有	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	有	一部の市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
徳島県	無																					
香川県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	有	市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	無																					
佐賀県	有	一部市町村	○	○	○					○	○	○		○								
長崎県	無																					
熊本県	有	県内38市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大分県	有	一部市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
宮崎県	無																					

１７．浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

（１）浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（法令）

（平成29年度末現在）

都道府県名	移譲の有無	移譲先	(1) 第5条第1項	(2) 第5条第2項	(3) 第5条第4項	(4) 第7条第2項	(5) 第7条の2第１項	(6) 第7条の2第2項	(7) 第7条の2第3項	(8) 第10条の2第1項	(9) 第10条の2第2項	(10) 第10条の2第3項	(11) 第11条第2項	(12) 第11条の2	(13) 第12条第1項	(14) 第12条第2項	(15) 第12条の2第1項	(16) 第12条の2第2項	(17) 第12条の2第3項	(18) 第53条第1項	(19) 第53条第2項	その他・備考
鹿児島県	有	阿久根市、垂水市、指宿市、三島村、東串良町、錦江町、南大隅町、大和村、宇検村、十島村、徳之島町、中種子町、天城町、伊仙町、和泊町、いちき串木野市、伊佐市、大崎町、南種子町、日置市、南九州市、喜界町、龍郷町、知名町、湧水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	有	伊是名村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	

１７．浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（市町村）

（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村数	該当する市町村名	移譲する場合の条件
北　海　道	175	室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	
青　森　県	0		
岩　手　県	6	宮古市、花巻市、遠野市、一関市、奥州市、九戸村	特段の条件は設定しておらず、浄化槽の設置状況の把握及び汚水処理計画の推進等に資すること等を目的として、権限移譲を希望する市町村に対して移譲している。
宮　城　県	35	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	
秋　田　県	15	能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、潟上市、にかほ市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、八峰町、五城目町、美郷町、羽後町、東成瀬村	県で定めた権限移譲対象事務のうち、市町村の長が同意したものについて移譲する。中核市（秋田市）を除く県内全市町村が対象。
山　形　県	35	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町	
福　島　県	57	中核市（郡山市及びいわき市）を除く全市町村	
茨　城　県	44	①、②、③：全市町村 ⑧、⑨、⑩、⑫：43市町村（日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町）	・権限移譲を希望する市町村に順次移譲 ・特例条例に基づき交付金を交付 ・届出，報告書は写しを県に送付
栃　木　県	24	宇都宮市を除く全市町	
群　馬　県	5	伊勢崎市、太田市、桐生市、沼田市、館林市	特定行政庁又は限定特定行政庁であり、事務の移譲に同意した市町村
埼　玉　県	57	31市町村：鴻巣市、上尾市、蕨市、桶川市、所沢市、狭山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、小川町、川島町、ときがわ町、東秩父村、横瀬町、皆野町、長瀞町、本庄市、深谷市、神川町、寄居町、八潮市、三郷市、吉川市、行田市、春日部市、羽生市、幸手市、宮代町、杉戸町 26市町：戸田市、北本市、伊奈町、飯能市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、日高市、ふじみ野市、三芳町、東松山市、嵐山町、吉見町、鳩山町、秩父市、小鹿野町、熊谷市、美里町、上里町、草加市、松伏町、加須市、久喜市、蓮田市、白岡市	移譲を希望した市町村
千　葉　県	0		
東　京　都	0		
神 奈 川 県	0		
新　潟　県	12	長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、阿賀町、湯沢町	希望のあった市町村
富　山　県	1	高岡市	特定行政庁である市町村
石　川　県	0		
福　井　県	2	高浜町、若狭町	移譲を希望した市町村
山　梨　県	27	第５条第１項、第１０条の２、第１１条の２：全27市町村 第５条第２項、同条第４項、第１２条第１項、同条第２項、第５３条第１項、同条第２項：8市町村（甲府市、南アルプス市、甲斐市、甲州市、中央市、市川三郷町、道志村） 第７条第２項、第７条の２第１項、同条第２項、同条第３項、第１２条の２第１項、同条第２項、同条第３項：甲府市	希望のあった市町村
長　野　県	76	保健所設置市を除く県内全市町村	
岐　阜　県	41	岐阜市以外の全市町村	
静　岡　県	2	富士市、沼津市	

１７．浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況（市町村）

（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村数	該当する市町村名	移譲する場合の条件
愛　知　県	0		
三　重　県	29	項目（１）：県内全市町 項目（２）（５）～（１０）（１２）～（１９）：大紀町、松阪市・多気町・大台町 ※松阪市・多気町・大台町は地方財政法第６条に規定する公営企業として市町が設置し、または管理する浄化槽に係るものに限る	権限移譲を希望する市町 保健所政令市
滋　賀　県	18	彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	
京　都　府	25	①②③⑧⑨⑩⑫⑬⑭⑱⑲：京都市を除く全市町村 ①～⑲：福知山市、舞鶴市、久御山町、伊根町、与謝野町	
大　阪　府	12	岸和田市、吹田市、貝塚市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、和泉市、摂津市、四條畷市、交野市、阪南市	
兵　庫　県	8	明石市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市	政令市を除き、建築基準法に規定される建築主事を置く特定行政庁
奈　良　県	3	生駒市、曽爾村、御杖村	
和 歌 山 県	29	海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	
鳥　取　県	12	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日野町	同意のあった市町村
島　根　県	0		
岡　山　県	0		
広　島　県	20	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町	
山　口　県	4	山口市、萩市、長門市、周南市	権限移譲を希望した市町
徳　島　県	0		
香　川　県	1	善通寺市	希望のあった市町
愛　媛　県	12	今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、上島町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	
高　知　県	5	安芸市、宿毛市、本山町、土佐町、津野町	移譲希望の申し出のあった市町村
福　岡　県	0		
佐　賀　県	1	佐賀市	移譲を希望した市町
長　崎　県	0		
熊　本　県	38	人吉市、山鹿市、宇土市、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、甲佐町、合志市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、玉東町、和水町、南関町、長洲町、玉名市、上天草市、苓北町、荒尾市、天草市	移譲を希望した市町村
大　分　県	9	中津市、日田市、津久見市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村	移譲を希望する市町村
宮　崎　県	0		
鹿 児 島 県	25	阿久根市、垂水市、指宿市、三島村、東串良町、錦江町、南大隅町、大和村、宇検村、十島村、徳之島町、中種子町、天城町、伊仙町、和泊町、いちき串木野市、伊佐市、大崎町、南種子町、日置市、南九州市、喜界町、龍郷町、知名町、湧水町	
沖　縄　県	1	伊是名村	
合　　計	866		

１７．浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

（３）権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由（課題等）　（平成29年度末現在）

都道府県名	移譲元の理由による	移譲先の財政的理由による	移譲先の組織・体制的理由（人員・知識や技術の不足等）による	移譲先の地域的実情（浄化槽が少ない・首長の方針等）による	移譲元等と移譲先の情報提供等の課題による	権限移譲の必要がない	その他
北海道			○	○			
青森県		○	○	○			
岩手県		○	○				
宮城県							
秋田県	○		○	○			
山形県							
福島県							
茨城県							残り１市は中核市移行により移譲予定。
栃木県							
群馬県			○				
埼玉県			○				
千葉県	○		○				
東京都							浄化槽設置数が少ないまたは設置されていない市町村が多い。浄化槽が多く設置されている特定市町村に限定しても、議論をする機会がなかった。
神奈川県							権限移譲を希望する市町村がない
新潟県							権限移譲を希望する市町村に対して移譲を行っているが、希望しない理由は把握していない。
富山県		○	○				
石川県	○		○				
福井県	○		○	○		○	権限移譲を希望する市町がない
山梨県		○	○	○			
長野県			○				権限移譲を希望する市町村がない
岐阜県		○	○		○		
静岡県	○						
愛知県		○	○				権限移譲を希望する市町村がない
三重県			○				
滋賀県							
京都府		○	○	○			
大阪府		○	○	○			権限移譲を希望していない市町村がある。
兵庫県			○				
奈良県		○	○				権限移譲を希望する市町村がない
和歌山県							和歌山県該当なし
鳥取県			○	○			
島根県			○				権限移譲を希望する市町村がない
岡山県			○			○	
広島県							
山口県			○				
徳島県	○		○				
香川県		○	○	○			
愛媛県		○	○				
高知県		○	○				
福岡県	○		○				
佐賀県		○	○				
長崎県		○	○				
熊本県	○		○				
大分県	○	○	○	○	○		
宮崎県		○	○				
鹿児島県	○	○	○		○		
沖縄県	○	○	○				

１８．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

（１）都道府県による補助制度の概要

（平成29年度末現在）

都道府県名	制度の有無	補助対象	補助要件 （地域、合併転換、下水道接続など）	補助金額	その他要件等
北 海 道	無				
青 森 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国の基準額の特例に準じ、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認めた額を基準額としている。現行の基準額を超える額は９万円まで。補助金は補助基本額の１／６以内の額。	
岩 手 県	無				
宮 城 県	無				
秋 田 県	無				
山 形 県	無				
福 島 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	（１）下水道法（昭和33年法律第79号）第４条第１項の認可又は同法第２５条の３第１項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域であって、次のアからキのいずれかに該当する地域であること。 ア湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第３条第２項に規定する指定地域 イ水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第１４条の７第１項に規定する生活排水対策重点地域 ウ水道水源の流域 エ水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域 オ水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域 カ自然公園法（昭和32年法律第161号）第２条第１項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域 キその他人口増加が著しい等上記地域と同等以上に生活排水対策を促進する必要があると知事が認める地域 （２）下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、次のア又はイのいずれかに該当する地域であること。 ア湖沼水質保全特別措置法第３条第２項に規定する指定地域 イ水質汚濁防止法第14条の７第１項に規定する生活排水対策重点地域 （３）水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成６年法律第８号）第５条の規定に基づく県計画に定められた浄化槽の整備地域 以上のいずれかの区域に設置されるものであって、次の（１）～（４）に該当する浄化槽。 （１）住宅及び共同住宅など、接続される建築の用途が住宅施設関係であるもの。ただし、併用住宅（店舗兼住宅など）にあっては、住宅部分の床面積が、延床面積の２分の１以上の場合に限る （２）合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取り便所を使用していた建物（増築等の場合において、既存の建物の一部又は全部が使用される場合も含む。）に接続するもの。ただし、合併処理浄化槽を使用していた建物に接続するものについては、東日本大震災により使用不能となった合併処理浄化槽を新たな合併処理浄化槽に交換する場合に限る。 （３）浄化槽法第４条２項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量除去率が90%以上であって、放流水のBODが20mg／リットル（日間平均値）以下の性能を有するもの。 （４）処理対象人員が50人以下であるもの。	１基あたり３万円（定額） ※福島県浄化槽設置整備事業（個人設置型事業）のみ実施	
	有	汲み取り便槽の撤去	同上	同上	
茨 城 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	補助要件：単独処理浄化槽から合併処理浄化槽（霞ヶ浦流域等は高度処理型浄化槽）に転換する場合 補助率：２／３（国庫補助対象外の場合は10／10）	９万円	
栃 木 県	無				

１８．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

（１）都道府県による補助制度の概要

（平成29年度末現在）

都道府県名	制度の有無	補助対象	補助要件 （地域、合併転換、下水道接続など）	補助金額	その他要件等
群馬県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	個人設置型については、転換・撤去の市町村補助額が県基準額を超える額に対して上限10万円の２分の１を補助する。 市町村設置型については、単独処理浄化槽等を撤去等する費用に対して、県基準額10万円を上限に２分の１を補助する。 ※個人設置型、市町村設置型ともに、国の撤去費特例の助成を受ける場合は、10万円からその額を除いた２分の１を補助する。	
	有	汲み取り便槽の撤去	同上	同上	
埼玉県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域 ・合併転換時	本体、本体工事費、配管費と合わせて１基当たり30万円（※）が限度	※35万円、40万円、50万円の場合あり
	有	汲み取り便槽の撤去	・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域 ・合併転換時	本体、本体工事費、配管費と合わせて１基当たり30万円（※）が限度	※35万円、40万円、50万円の場合あり
千葉県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	全域	＜補助対象額＞ 単独処理浄化槽からの転換：1基あたり180千円 ＜補助割合＞ １／２ ※国補助成対象となる場合は国助成額を引いた額の１／２	
	有	汲み取り便槽の撤去	全域	＜補助対象額＞ 汲取便所からの転換： １基あたり100千円 ＜補助割合＞ １／２	
東京都	有	既設単独処理浄化槽の撤去	公共下水道事業計画の認可を受けた地域を除く市の区域内全域	循環型社会形成交付金取扱要領別表４の基準額の特例が適用される場合、補助対象額から国庫補助対象額を控除した金額に二分の一を乗じて得た額。それ以外の場合は補助対象が国二分の一を乗じて得た額。	
神奈川県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用を補助。 次の各号に掲げる地域を除いた県内全域を対象とする。 (1) 地方自治法第２５２条の１９第１項に規定する政令指定都市 (2) 下水道法（昭和33年法律第79号）第４条第1項又は同法第２５条の３第１項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域 (3) 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年３月27日付13農振第3438号農林水産事務次官通知）に基づく農業集落排水整備計画区域 (4) 水源地域 ２ 前項で対象外となる地域で市町村長が特に必要と認め、知事と協議して定める地域は補助対象とする。	90,000円を上限 （補助率１／３）	
新潟県	無				
富山県	無				
石川県	無				
福井県	無				
山梨県	無				
長野県	無				
岐阜県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	国要件と同じ	国の補助対象と同じ	
静岡県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業の事業対象地域 単独処理浄化槽の撤去事業に該当すること	国が撤去費相当分（上限9万円）として認める額の１／３×補正係数（財政力指数県未満1.0、財政力指数県以上0.5）	
愛知県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併処理浄化槽への転換	90,000円を上限とし費用の１／５を補助。	

１８．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

（１）都道府県による補助制度の概要

（平成29年度末現在）

都道府県名	制度の有無	補助対象	補助要件 （地域、合併転換、下水道接続など）	補助金額	その他要件等
三 重 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	30,000	
	有	汲み取り便槽の撤去	合併転換	30,000	
滋 賀 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	環境省の実施する浄化槽設置整備事業の対象区域と同様	90,000円（上限） 補助率１／３	環境省の実施する浄化槽設置整備事業の対象である場合に限る
京 都 府	無				
大 阪 府	無				
兵 庫 県	無				
奈 良 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	循環型社会形成推進交付金を受けて行う事業、もしくは汚水処理施設整備交付金を受けて行う事業であって、合併浄化槽に転換する場合	環境大臣が認めた額と同額	奈良県浄化槽設置事業補助交付金要綱による
和歌山県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	上限30,000円	撤去に要する費用（上限９万円）の３分の１（但し財政力指数により調整有り。）
鳥 取 県	無				
島 根 県	無				
岡 山 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域 合併転換	撤去に要する費用（上限９万円）の３分の１	専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合。
広 島 県	無				
山 口 県	無				
徳 島 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	９万円	１基あたり９万円と撤去に要した経費を１基ごとに比較して少ない額の方を選定し、その額の合計額に補助率６分の１を乗じた額を補助
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域	10万円	1基あたり１０万円と撤去に要した経費を１基ごとに比較して少ない方の額を選定し、その額の合計額に補助率６分の１を乗じた額を補助
香 川 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	市町が定める浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ設置替えした者に対し、市町が転換工事に必要な撤去費を助成する事業に対し助成 基準額：国の基準額（90千円）と同じ 補助率：１／３ （環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は１／４）	
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域	市町が定める浄化槽整備区域において、汲み取り便槽を合併処理浄化槽へ設置替えした者に対し、市町が転換工事に必要な撤去費を助成する事業に対し助成 基準額：90千円 補助率：１／２	
愛 媛 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国の補助対象基準額と同じ（９万円）	10人槽以下に限る
高 知 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業（国庫助成事業、個人型）実施区域、合併転換	90,000円	
福 岡 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	撤去費：最大３万円（基準額９万円、１／３） 配管費：最大７万円（基準額14万円、１／２）	浄化槽設置整備事業（個人設置型）
	有	汲み取り便槽の撤去	合併転換	撤去費：最大３万円（基準額６万円、１／２） 配管費：最大７万円（基準額14万円、１／２）	浄化槽設置整備事業（個人設置型）
佐 賀 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	区域は浄化槽市町村整備推進事業と同じ。補助対象は市町村設置型のみ。	不明	補助額：前年度交付対象経費×１／２以内「前年度交付対象経費：起債額（公費負担分）－交付税措置」
長 崎 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	上限90,000円	
熊 本 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	①下水道認可区域外であること。 ②下水道許可区域であっても、下水道整備が当分の間（原則として７年以上）見込まれない地域で、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第１４条の７第1項に規定する生活排水対策重点地域であること。 ③農業集落排水事業採択区域外であること。 ④その他の集合排水処理施設整備予定地域外であること。	国の補助金額と同じ	
大 分 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域における合併転換	９万円／基	市町村が、浄化槽整備区域の単独槽撤去に対して補助する場合、１基あたり９万円を上限として、国庫補助相当額を除いた額の１／２を県費として補助する。

１８．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

（１）都道府県による補助制度の概要

（平成29年度末現在）

都道府県名	制度の有無	補助対象	補助要件 （地域、合併転換、下水道接続など）	補助金額	その他要件等
宮 崎 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	県内全域、既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を整備する場合	上限90,000円（補助率１／３：財政力指数による減額調整あり）	
鹿児島県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換，浄化槽整備区域	上限９万	
沖 縄 県	無				

１８．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

（２）補助制度がある市町村

（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
北海道	19	小樽市、旭川市、釧路市、北見市、苫小牧市、紋別市、根室市、北広島市、松前町、福島町、江差町、島牧村、神恵内村、上富良野町、占冠村、剣淵町、厚岸町、標茶町、白糠町
青森県	4	八戸市、横浜町、東通村、佐井村
岩手県	1	二戸市
宮城県	4	名取市、栗原市、大河原町、亘理町
秋田県	2	能代市、藤里町
山形県	8	寒河江市、西川町、朝日町、大江町、金山町、最上町、高畠町、小国町
福島県	44	福島市、郡山市、いわき市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、西会津町、猪苗代町、会津美里町、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、古殿町、小野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、新地町、飯舘村、会津若松市、広野町、西郷村、柳津町
茨城県	39	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町
栃木県	12	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市、市貝町、芳賀町、那須町
群馬県	16	伊勢崎市、太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、みどり市、吉岡町、上野村、下仁田町、甘楽町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、板倉町、明和町、大泉町
埼玉県	8	さいたま市、川口市、三郷市、吉見町、横瀬町、皆野町、長瀞町、杉戸町
千葉県	46	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	6	青梅市、昭島市、東大和市、稲城市、あきる野市、八丈町
神奈川県	22	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、逗子市、三浦市、秦野市、伊勢原市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、中井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町
新潟県	7	新潟市、長岡市、新発田市、小千谷市、五泉市、上越市、佐渡市
富山県	2	小矢部市、氷見市
石川県	5	金沢市、小松市、輪島市、加賀市、白山市
福井県	1	越前市
山梨県	4	甲斐市、市川三郷町、身延町、富士川町
長野県	3	大町市、御代田町、大桑村
岐阜県	16	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、本巣市、養老町、関ケ原町、大野町、七宗町、白川町、東白川村、御嵩町
静岡県	16	静岡市、沼津市、三島市、島田市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、下田市、裾野市、湖西市、松崎町、西伊豆町、函南町、駿東郡長泉町、森町
愛知県	21	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、蒲郡市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、大府市、清須市、飛島村、阿久比町、南知多町、美浜町
三重県	17	四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、菰野町、明和町、度会町、大紀町、紀北町、紀宝町
滋賀県	5	草津市、守山市、高島市、日野町、彦根市
京都府	1	京丹後市
大阪府	7	堺市、松原市、和泉市、摂津市、阪南市、池田市、高石市
兵庫県	6	洲本市、加古川市、淡路市、播磨町、福崎町、上郡町
奈良県	10	生駒市、平群町、大和高田市、吉野町、大淀町、下市町、天川村、下北山村、川上村、東吉野村

１８．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

（２）補助制度がある市町村

（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
和歌山県	21	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、九度山町、湯浅町、広川町、印南町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、串本町
鳥取県	1	境港市
島根県	4	松江市、益田市、奥出雲町、川本町
岡山県	12	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、浅口市、久米南町、美咲町、吉備中央町
広島県	6	福山市、庄原市、東広島市、熊野町、北広島町、大崎上島町
山口県	4	下関市、山口市、下松市、岩国市
徳島県	12	徳島市、鳴門市、小松島市、三好市、勝浦町、上勝町、石井町、那賀町、海陽町、北島町、藍住町、上板町
香川県	14	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、多度津町
愛媛県	1	愛南町
高知県	9	高知市、室戸市、安芸市、安田町、本山町、いの町、中土佐町、日高村、四万十町
福岡県	14	大牟田市、柳川市、八女市、大野城市、宗像市、篠栗町、遠賀町、鞍手町、大木町、香春町、添田町、川崎町、赤村、苅田町
佐賀県	3	唐津市、基山町、玄海町
長崎県	6	長崎市、佐世保市、島原市、対馬市、五島市、南島原市
熊本県	19	熊本市、八代市、荒尾市、水俣市、山鹿市、宇土市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、小国町、西原村、御船町、甲佐町、芦北町、津奈木町、錦町、相良村、五木村
大分県	5	大分市、日田市、豊後高田市、九重町、玖珠町
宮崎県	13	延岡市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	35	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、与論町
沖縄県	4	石垣市、沖縄市、豊見城市、大宜味村
合計	535	

１９．浄化槽（国庫助成による設置）の法定検査実施状況を把握している市町村

※法定検査の対象は平成26年度設置分の浄化槽　　（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
北海道	92	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、北見市、夕張市、岩見沢市、苫小牧市、稚内市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、富良野市、伊達市、北広島市、北斗市、松前町、福島町、知内町、七飯町、八雲町、長万部町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、島牧村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、仁木町、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、新十津川町、雨竜町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、剣淵町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、浜頓別町、中頓別町、礼文町、斜里町、小清水町、置戸町、佐呂間町、滝上町、雄武町、大空町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、新得町、中札内村、豊頃町、足寄町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、鶴居村、別海町、標津町、羅臼町
青森県	21	青森市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、大鰐町、板柳町、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村、五戸町、南部町
岩手県	25	盛岡市、宮古市、花巻市、久慈市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、平泉町、住田町、岩泉町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
宮城県	26	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、松島町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町
秋田県	18	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、美郷町、羽後町、東成瀬村
山形県	25	山形市、米沢市、酒田市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、河北町、西川町、朝日町、大江町、金山町、最上町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、遊佐町
福島県	47	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、会津若松市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、西会津町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、会津美里町、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、富岡町、新地町、金山町、飯舘村、泉崎村
茨城県	37	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町
栃木県	25	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	27	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、甘楽町、中之条町、嬬恋村、草津町、東吾妻町、昭和村、みなかみ町、板倉町、明和町、大泉町、邑楽町
埼玉県	52	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
千葉県	51	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	9	八王子市、町田市、あきる野市、奥多摩町、大島町、三宅村、御蔵島村、八丈町、小笠原村
神奈川県	17	相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、中井町、松田町、山北町、真鶴町、愛川町
新潟県	17	新潟市、長岡市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、田上町、阿賀町
富山県	5	富山市、高岡市、魚津市、黒部市、小矢部市
石川県	9	七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、志賀町、穴水町、能登町
福井県	6	福井市、小浜市、大野市、勝山市、あわら市、越前市
山梨県	20	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	51	長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、小海町、南牧村、南相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、大桑村、木曽町、生坂村、筑北村、池田町、白馬村、小谷村、坂城町、信濃町、飯綱町、栄村
岐阜県	34	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
静岡県	30	静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、駿東郡長泉町、小山町、吉田町、森町
愛知県	35	豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、西尾市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、西春日井郡豊山町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、南知多町、美浜町、知多郡武豊町、設楽町、東栄町、豊根村

１９．浄化槽（国庫助成による設置）の法定検査実施状況を把握している市町村

※法定検査の対象は平成26年度設置分の浄化槽　　（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
三 重 県	24	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、菰野町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
滋 賀 県	10	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、甲賀市、高島市、東近江市、竜王町、多賀町
京 都 府	17	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町
大 阪 府	10	高槻市、貝塚市、茨木市、和泉市、阪南市、富田林市、河内長野市、泉南市、柏原市、熊取町
兵 庫 県	17	神戸市、姫路市、加古川市、宝塚市、小野市、三田市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、加東市、多可町、神河町、佐用町、新温泉町
奈 良 県	13	奈良市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、宇陀市、山添村、曽爾村、高取町、大淀町、川上村、黒滝村、天川村
和 歌 山 県	28	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
鳥 取 県	15	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、琴浦町、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
島 根 県	10	浜田市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、吉賀町
岡 山 県	21	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町
広 島 県	19	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山 口 県	15	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、上関町、田布施町、平生町
徳 島 県	23	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、石井町、神山町、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
香 川 県	17	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛 媛 県	19	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高 知 県	32	高知市、室戸市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梼原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
福 岡 県	49	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、篠栗町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐 賀 県	16	佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、基山町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、白石町、太良町
長 崎 県	17	長崎市、佐世保市、島原市、大村市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町
熊 本 県	37	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、南小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、五木村、球磨村、山江村、あさぎり町
大 分 県	16	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、玖珠町
宮 崎 県	26	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿 児 島 県	39	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、知名町、和泊町、与論町
沖 縄 県	12	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、うるま市、大宜味村、東村、恩納村、伊江村、中城村、西原町、南風原町
合　計	1,181	

２０．浄化槽台帳の整備状況

（１）都道府県の台帳整備状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	浄化槽台帳の有無	台帳の対象市町村名 （都道府県の台帳がカバーしている市町村名）	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新の有無	台帳で管理している項目								台帳情報の精査状況					台帳の管理媒体						備考
				設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新の有無	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新の有無	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新の有無	その他の精査手法による更新の有無	その他の精査手法による更新方法の詳細	紙	microsoft excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細	
北海道	無																						
青森県	有	中核市（青森市及び八戸市）を除く全市町村	無	○	○	○	○		○			無	無	有	無		○	○	○				
岩手県	有	県央保健所（八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町） 奥州保健所（金ヶ崎町） 中部保健所（北上市、西和賀町） 一関保健所（平泉町） 釜石保健所（釜石市、大槌町） 宮古保健所（山田町、岩泉町、田野畑村） 大船渡保健所（大船渡市、陸前高田市、住田町） 久慈保健所（久慈市、普代村、野田村、洋野町） 二戸保健所（二戸市、軽米町、一戸町）	有	○	○	○			○	○		無	無	有	有	法定検査印の現地確認情報		○			○	GIS	
宮城県	無																						
秋田県	有	横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、三種町、八郎潟町、井川町、大潟村	無	○	○	○						無	無	有	無			○	○				
山形県	無																						
福島県	無																						
茨城県	有	県内全域	有	○		○			○	○		有	有	有	有	登記簿による土地所有者の確認		○					
栃木県	無																						
群馬県	有	前橋市・高崎市を除く全市町村	有	○	○	○	○	○	○	○		有	無	有	有	指定検査機関			○				
埼玉県	有	鴻巣市、上尾市、蕨市、桶川市、所沢市、狭山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、小川町、川島町、ときがわ町、東秩父村、横瀬町、皆野町、長瀞町、本庄市、深谷市、神川町、寄居町、八潮市、三郷市、吉川市、行田市、春日部市、羽生市、幸手市、宮代町、杉戸町、入間市、富士見市	有	○	○	○	○	○	○			有	有	有	無				○		○	スマート浄化槽へ31年度から移行予定	
千葉県	有	千葉市、船橋市及び柏市を除く51市町村	有	○	○	○	○	○	○			有	有	有	無			○	○				下水道部局等からの情報ほか地図情報による台帳精査は近年実施していない。
東京都	有	23区、八王子市、町田市以外の都内市町村	有	○	○	○			○			有	無	有	有	法定検査の申込時など、指定検査機関から照会があった場合、必要の応じて届出書類の提出を求める。 H23年度より、多摩地域の市町村所有の浄化槽台帳と下水道台帳との突合作業を行っている。			○				

２０．浄化槽台帳の整備状況

（１）都道府県の台帳整備状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	浄化槽台帳の有無	台帳の対象市町村名（都道府県の台帳がカバーしている市町村名）	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新の有無	台帳で管理している項目								台帳情報の精査状況					台帳の管理媒体						備考
				設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新の有無	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新の有無	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新の有無	その他の精査手法による更新の有無	その他の精査手法による更新方法の詳細	紙	microsoft excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細	
神奈川県	有	平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村	有	○	○							無	無	有	無		○	○					
新潟県	有	新発田市、小千谷市、加茂市、燕市、糸魚川市、妙高市、上越市、魚沼市、南魚沼市、聖篭町、弥彦村、田上町、出雲崎町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村	有	○	○	○			○	○		無	無	有	有	保守点検事業者からの情報による精査			○				microsoft access
富山県	有	富山市を除く14市町村（高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町）	有	○	○	○	○	○	○	○	管理者変更	有	無	有	無				○				
石川県	有	七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町	有	○	○	○			○			有	無	有	無			○					
福井県	有	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、おおい町	有	○	○	○			○			有	無	無	無				○				
山梨県	有	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	有	○	○	○			○			有	無	有	無				○				
長野県	有	長野市を除く県内全市町村	有	○	○	○	○			○		無	無	無	無			○					
岐阜県	有	岐阜市以外の41市町村	有	○	○	○	○	○	○			無	無	有	無				○				
静岡県	有	保健所設置市、権限移譲市以外の全市町	有	○	○	○			○			有	無	無	有	登記簿調査による管理者調査		○					
愛知県	有	一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	有	○	○	○			○			有	有	有	有	清掃記録との突合			○				
三重県	有	四日市市以外の全市町村（28市町）	有	○	○	○						無	無	有	無				○				
滋賀県	無																						
京都府	有	京都市を除く全市町村（福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町）	有			○	○	○	○	○		有	無	有	無			○			○	地図上で浄化槽を管理することを検討中	
大阪府	有	池田市、泉大津市、守口市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、大東市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	有	○	○	○	○	○	○			有	無	無	無		○		○				
兵庫県	有	猪名川町、稲美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ市、淡路市	有	○	○	○	○	○				有	無	有	無		○	○			○	県内共通システム	

２０．浄化槽台帳の整備状況

（１）都道府県の台帳整備状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	浄化槽台帳の有無	台帳の対象市町村名（都道府県の台帳がカバーしている市町村名）	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新の有無	台帳で管理している項目								台帳情報の精査状況					台帳の管理媒体						備考
				設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新の有無	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新の有無	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新の有無	その他の精査手法による更新の有無	その他の精査手法による更新方法の詳細	紙	microsoft excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細	
奈良県	有	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	有	○	○	○				○		有	無	無	無			○					
和歌山県	無	なし	無																				
鳥取県	有	三朝町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、江府町	有	○	○	○	○	○	○	○		有	無	有	無			○					
島根県	有	県内全市町村	有	○	○	○	○	○	○			有	無	有	無				○				
岡山県	有	岡山市、倉敷市以外の県内市町村	有	○	○	○				○		無	無	有	有	保守点検業者等からの情報による台帳情報の更新		○					
広島県	無																						
山口県	有	岩国市、和木町（岩国健康福祉センター）	有	○	○	○	○	○	○	○		有	無	有	無				○				
	有	下松市、光市（周南健康福祉センター）	有	○	○	○	○	○	○	○		有	無	有	無			○					
	有	防府市（山口健康福祉センター）	有	○	○	○	○	○	○	○		有	無	有	有	浄化槽管理者等から電話等による情報提供			○				
	有	宇部市、美祢市、山陽小野田市（宇部健康福祉センター）	有	○	○	○			○	○		有	無	有	無			○					
	有	阿武町（萩健康福祉センター）	有	○	○				○	○		有	無	有	有	指定検査機関		○					
徳島県	有	全市町村	無	○	○	○						無	無	無	無				○				
香川県	有	丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	有	○	○	○	○	○	○	○		無	無	有	無			○					○保守点検・清掃は、法定検査で業者名を把握できた場合に記載
愛媛県	有	県下全市町	有	○	○	○			○			無	無	無	有	平成21年度緊急雇用対策を活用～設置、廃止届出受理の都度			○				
高知県	有	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梼原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	有	○					○			無	無	有	無				○				
福岡県	有	直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	無	○	○	○						無	無	無	有	H18～随時指定検査機関からの情報提供	○	○					

２０．浄化槽台帳の整備状況

（１）都道府県の台帳整備状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	浄化槽台帳の有無	台帳の対象市町村名（都道府県の台帳がカバーしている市町村名）	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新の有無	台帳で管理している項目								台帳情報の精査状況					台帳の管理媒体						備考
				設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新の有無	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新の有無	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新の有無	その他の精査手法による更新の有無	その他の精査手法による更新方法の詳細	紙	microsoft excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細	
佐賀県	有	唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町	有	○	○	○				○	変更届	無	無	無	有	県内５保健福祉事務所のうち、H27年度に鳥栖保健福祉事務所のみ実施。H28年度、他４保健福祉事務所で実施。			○				※指定検査機関において、台帳をシステムにおいて管理している。
長崎県	有	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、壱岐市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町	有	○	○	○	○	○	○	○	○	無	無	有	有	法定検査指定検査機関からの情報提供			○				
熊本県	有	熊本市を除く県内全域	有	○	○	○	○	○	○		補助対象情報	無	無	無	無				○				
大分県	有	別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町	有	○	○	○	○	○	○	○	保守点検・清掃に関しては法定検査結果により把握	無	無	無	無				○				
宮崎県	有	宮崎市を除く25市町村（都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良町、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）	有	○	○	○			○	○		無	有	有	無				○	○			
鹿児島県	有	鹿児島市及び権限移譲済市町村は除く全市町村	無	○	○	○				○		無	無	無	無			○					
沖縄県	有	那覇市、伊是名村を除く全市町村	有	○	○	○	○	○	○	○		有	無	無	有	下水道台帳との突合			○				

２０．浄化槽台帳の整備状況

(2)市町村の台帳整備状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村が作成・管理する浄化槽台帳所有市町村数	都道府県が作成・管理する浄化槽台帳所有市町村数	台帳で管理している項目								台帳情報の精査状況				台帳の管理媒体				
			設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新をしている市町村数	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新をしている市町村数	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新をしている市町村数	その他の精査手法による更新をしている市町村数	紙	microsoft excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中
北海道	172		157	158	133	98	88	103	140	12	95	6	81	14	69	138	8	2	4
青森県	22	38	16	11	8	10	9	7	5	5	13	5	6	1	4	15	6	5	
岩手県	28	26	23	20	16	19	17	12	15	9	15	2	7	5	3	21	6	7	2
宮城県	32		31	32	27	21	17	22	17	5	20	3	15	4	9	28	2	5	1
秋田県	15	9	15	14	14	3	2	7	6	2	11	2	4	1	6	13	2		
山形県	35		35	29	35	16	15	15	12	4	25	3	17	7	3	35		1	1
福島県	59		58	54	54	25	17	41	29	16	36	5	39	6	10	20	37	4	2
茨城県	31	44	30	28	29	2	2	13	27	5	20	6	10	5	8	28	3	6	
栃木県	22		22	21	19	7	5	9	20	1	12		6	1	1	19	2	1	
群馬県	10	33	9	9	8	9	10	7	9	2	6	3	9		2	7	3	2	
埼玉県	56	33	53	48	51	20	27	27	9		32	8	30	14	4	28	34	5	7
千葉県	15	51	13	10	11	9	9	6	7	2	6	2	6	4	3	13	4	1	1
東京都	35	38	19	16	27	5	21	9	1	6	11	4	13	7	7	29	1	1	
神奈川県	12	28	8	7	7	3	3	7	2	2	6	1	6	4	4	10	2	2	
新潟県	21	17	18	20	18	7	5	17	14	1	9	3	15	6	7	14	11	2	
富山県	7	14	6	3	1	1	2	3	1	1	2		2	1	1	5	1		
石川県	7	18	6	5	3	4	5	3	3		5		5		2	5	1		1
福井県	3	15	3	2	2	1	1	2			2		2			3			
山梨県	23	27	19	12	16	8	7	13	5		10	2	6	1	4	18	2	4	
長野県	76	75	75	72	68	51	35	40	53	6	46	9	40	1	23	76	7	12	
岐阜県	23	41	21	9	21	6	9	6	8	2	13		6	5	10	15	3	2	
静岡県	13	31	10	7	10	7	11	8	4	4	6	3	6	6		7	3	4	1
愛知県	20	50	11	6	8	11	15	9	1	3	13	3	8	3	6	12	4	2	1
三重県	17	28	16	9	9	7	8	11	6		7	1	4	1	2	12	5	3	1
滋賀県	19		18	11	19	6	9	13	5	1	17	3	6	2	2	15	4	1	1
京都府	25	25	24	22	23	20	20	20	17	3	20	1	9	3	3	24		1	
大阪府	18		14	13	16	6	9	12	2	1	10	2	10	2	7	6	11	1	2
兵庫県	21	29	20	15	17	13	14	17	7	2	15	1	15	4	5	18	3		1
奈良県	9	35	6	6	6	3	4	3	6		3	1	5	1	4	9			
和歌山県	30		30	30	30	14	13	21	30	6	14	3	13	6	6	28	3	3	
鳥取県	15	7	14	14	13	14	14	12	14	3	13	2	8	1	2	14		1	
島根県	14	19	10	13	10	5	6	6	10	1	8	2	8		5	10	1	5	1
岡山県	11	25	7	4	5	1	1	1	5	3	9		3	2	3	10	1	1	
広島県	20		20	20	20	13	13	10	20	3	18	5	16	3	1	7	12	3	
山口県	7	14	5	5	6	2	2	1	5	2	3	1	4	2		6	1		
徳島県	11	24	9	8	2	1	1	5	1		6		3	2	3	10	1	1	
香川県	5	15	3	4	4	4	4	5	3	2	1	1	4			3	2	2	1
愛媛県	13	20	12	12	12	8	7	7	8	1	6	2	9	3	4	6	8	5	
高知県	15	33	11	9	8	9	9	9	8		4	1	6	2	2	10	4	5	1
福岡県	40	56	29	22	18	24	21	24	13	10	20	3	18	11	13	28	9	5	1
佐賀県	17	19	16	17	15	11	11	7	17	2	14	3	10	4	6	14	2	3	1
長崎県	19	19	17	9	14	8	7	13	10	3	11	2	5	4	6	15	2	2	1
熊本県	19	44	19	18	17	18	18	16	12	4	7	2	11	2	2	7	13	2	
大分県	9	14	9	9	9	7	7	7	9	8	2	1	1			2	7	1	
宮崎県	19	25	12	3	4	4	4	10	1	3	6	3	6	4	6	13	5	2	
鹿児島県	24	17	24	23	23	22	21	23	11		6	4	16	4	8	17	4	2	1
沖縄県	1	39	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1			1			
合計	1,135	1,095	1,004	890	887	564	556	640	609	147	635	114	530	159	276	844	240	117	33

(注)市町村設置型のみ台帳整備している場合を含む。

２１．維持管理組織の整備状況

（１）維持管理組織を有する市町村名　（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村数	維持管理組織を有する市町村名（一部事務組合を含む）
北海道	10	北見市、秩父別町、鷹栖町、比布町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、羽幌町、浜頓別町
青森県	2	十和田市、田舎館村
岩手県	0	
宮城県	0	
秋田県	0	
山形県	1	最上町
福島県	4	福島市、郡山市、南会津町、喜多方市
茨城県	1	鹿嶋市
栃木県	0	
群馬県	1	太田市
埼玉県	2	飯能市、蓮田市
千葉県	2	成田市、長柄町
東京都	1	青梅市
神奈川県	0	
新潟県	0	
富山県	2	高岡市、黒部市
石川県	0	
福井県	3	大野市、越前市、池田町
山梨県	3	甲府市、南アルプス市、富士川町
長野県	35	上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、佐久市、東御市、安曇野市、立科町、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、飯綱町、高山村
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	0	
三重県	1	紀宝町
滋賀県	5	大津市、彦根市、高島市、東近江市、日野町
京都府	2	福知山市、南丹市
大阪府	2	東大阪市、和泉市
兵庫県	6	三田市、丹波市、宍粟市、猪名川町、多可町、市川町
奈良県	1	山添村
和歌山県	1	日高川町
鳥取県	1	岩美町
島根県	3	松江市、出雲市、雲南市
岡山県	1	勝央町
広島県	1	北広島町
山口県	1	下関市
徳島県	0	
香川県	2	さぬき市、三豊市
愛媛県	3	松山市、砥部町、愛南町
高知県	0	
福岡県	1	大木町
佐賀県	2	唐津市、吉野ヶ里町
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	100	

２１．維持管理組織の整備状況

（２）維持管理組織の概要（参考事例）

（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
北海道	北見市	住民 市町村	法定検査受検料の補助 啓発	法定検査の受検率が高い。組合で法定検査の受検料を全額補助するため、設置者の維持管理費用を軽減することができる。
	秩父別町	住民 市町村	契約 手続き等の代行 （保守点検・清掃・法定検査） 啓発	秩父別町合併処理浄化槽設置整備事業により浄化槽を設置した者及び設置予定者は加入することが出来る。加入すると、町から維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することが出来る。
	鷹栖町	住民 市町村 保守点検業者（個別）	啓発	町から維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することができる。
	比布町	住民 市町村	助成申請の受付 補助金交付 研修	加入した場合、維持管理協議会から維持管理補助金が交付される。 維持管理費用の軽減。
	東川町	住民 市町村 工事業者（個別） 保守管理業者（個別）	入会受付	公共下水道処理区域外の10人槽以下の合併処理浄化槽設置者（個人）が加入することができる。加入すると町から助成金をもらい11条検査手数料8000円を組合が負担する。
	美瑛町	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	契約 手続き等の代行 （工事・保守点検・清掃・法定検査） 啓発	公共下水道処理区域外の設置者は加入することが出来る（住宅のみ・町民のみ）。加入すると、町から維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することが出来る。
	和寒町	住民 市町村 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	契約 支払いの代行 啓発	浄化槽設置者は、加入することができ、加入すると町から補助金が交付され、維持管理費を軽減することができる。
	剣淵町	住民 市町村	合併処理浄化槽の普及及び適正な維持管理推進、合併処理浄化の保守点検、清掃業者との契約及び指定検査機関に対する法定検査の依頼	登録されている住民の法定検査、清掃、保守点検を管理できる。
	羽幌町	市町村 工事業者 保守点検業者 清掃業者	契約 手続き等の代行 （工事・保守点検・清掃・法定検査） 啓発	公共下水道処理区域外の設置者は加入することが出来る（加入は毎年３月、途中加入はできない）。加入すると、市から維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することが出来る。
	浜頓別町	設置者（代表） 市町村 工事施工業者（若干名） 維持管理業者（若干名）	維持管理に関すること 啓蒙	管理費の補助
青森県	十和田市	十和田市 工事業者 保守点検業者 清掃業者	契約、手続き等の代行（設置申請・工事・保守点検・清掃・法定検査申込）、事業説明、普及促進	PFI法に基づき事業者との事業契約により、工事から維持管理まで行うので経費が削減される。
	田舎館村	保守点検業者	保守点検	農業集落排水処理場の維持管理
山形県	最上町	建設業者15社 設備業者5社 管理業者2社	手続き等の代行 （工事・保守点検・清掃・法定検査） 啓発	平成23年度よりPFI法に基づき民間事業者による浄化槽の整備及び維持管理をおこなっている。その為、設置基数の増加及び、一括した維持管理をおこなうことができる。
福島県	福島市	工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	手続きの代行（保守点検・清掃・法定検査）	各業務の共同管理及び構成員間での情報提供等を行っている。
	郡山市	保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	契約 手続き等の代行 （保守点検・清掃・法定検査） 啓発	保守点検・清掃・法定検査を一括した契約を行うことで、適正な維持管理ができている。保守点検・清掃・法定検査の状況をひとつの窓口で確認できるため、維持管理の状況確認が容易で効率的である。
	南会津町	浄化槽管理者 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別）	契約 手続き等の代行 （工事・保守点検・清掃・法定検査） 啓発	合併処理槽及び単独処理槽の管理者が加入できる。浄化槽の適正な維持管理を目的とし加入している浄化槽の保守点検や11条検査の管理を行っている。
	喜多方市	市民	契約 手続き等の代行（保守点検・清掃・法定検査）	年一回の総会 保守点検や清掃など技術的な研修会の実施 浄化槽管理者との一括契約の推進
茨城県	鹿嶋市	工事業者(個別) 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	啓発(維持管理，単独から合併への転換等) 一般住民からの相談対応	鹿嶋市内における浄化槽関係業者で構成されている組合であり，一般住民からの相談等に対応し，理解・啓発を図ることができる。
群馬県	太田市	保守点検業者（団体）	市町村設置型浄化槽の維持管理全般 合併浄化槽の普及	維持管理については随時実施。 転換等の普及活動については不定期に行っている。
埼玉県	飯能市	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	契約 手続き等の代行 （工事・保守点検・清掃・法定検査） 啓発	公共下水道処理区域外の設置者は加入することが出来る（加入は毎年３月、途中加入はできない）。加入すると、市から維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することが出来る。
	蓮田市	保守点検業者 清掃業者	啓発	法定検査受験率の向上
千葉県	長柄町	工事業者（４者）	（工事・保守点検）	町内の浄化槽設置業者が「長柄町浄化槽管理協同組合」を立ち上げ、保守点検を行っている。
	成田市	住民 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	契約 手続き等の代行 （保守点検・清掃・法定検査） 啓発・維持管理補助金申請代行	協会が浄化槽の保守点検や清掃など、維持管理を行うとともに、維持管理補助金申請代行をし、手続きをスムーズに行うことで、処理の迅速化を図る。
東京都	青梅市	市町村	保守・点検、清掃、法定検査	公設浄化槽の維持管理に関し必要な事項を定めることにより、生活排水の適正な処理の促進を図り、もって生活環境の向上と河川等の水質保全に資する
富山県	高岡市	保守点検業者 清掃業者	浄化槽の適正な維持管理の推進 手続き等の代行 法定検査の確実な受検の推進	高岡市内に主たる事業所を設ける浄化槽保守点検業者及び高岡市から浄化槽の清掃及び同清掃に伴う一般廃棄物の収集運搬の許可を受けた事業者を会員とし、構成する。一括契約を行った際には会員で情報を共有する。
	黒部市	市 保守点検業者（個別）	契約 手続き等の代行 （保守点検・清掃・法定検査） 啓発	黒部市合併処理浄化槽維持管理推進協議会会員企業で保守点検を行っている浄化槽使用者が加入できる。加入すると市から補助金が交付され、維持管理費用を軽減することができる。
福井県	大野市	住民	契約 手続き等の代行 （工事・保守点検・清掃・法定検査）	維持管理組合設立補助金を交付している。（浄化槽1基につき200千円）
	越前市	住民 市 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別） 製造業者（個別）	保守点検・清掃・法定検査・修繕	合併処理浄化槽整備区域の設置者は加入することができる。設置者と委託契約を締結し、設置者に代わって維持管理を行う。個人管理で必要な諸手続きが不要となり、法に定める管理責務を履行することができる。人槽に応じた委託料が必要（例：５人槽　3,085円/月）。
	池田町	保守点検業者	手続き等の代行（工事・保守点検・清掃）	農業集落排水処理場においての合併浄化槽
山梨県	甲府市	住民	契約 手続き等の代行 補助申請の受付 住民指導・啓発	過疎地域の集落において代表者が相互扶助の一環として集落内の浄化槽の維持管理手続き等を一括で行っている。維持管理組織を設けることに対しての補助金は交付していないが、水源地保護を目的とした補助金は交付している。
	南アルプス市	住民	保守点検・清掃業務の共同化 浄化槽に関する研修啓蒙	市より維持管理補助金が交付される。（平成30年度終了予定）
	富士川町	住民 保守点検業者 清掃業者	・保守点検及び清掃業務の共同委託 ・保守点検料の徴収 ・啓発	・浄化槽設置者は加入することが出来る。（途中加入可能） ・保守点検料が割安になる。

２１．維持管理組織の整備状況

（２）維持管理組織の概要（参考事例）　　（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
長野県	上田市	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	契約 手続き等の代行 （保守点検） 啓発	市内の浄化槽設置者は加入することができる。加入すると、管理組合にて設定した維持管理料金にて保守点検を行うことができる（別途組合費を徴収）。
	岡谷市	清掃業者	清掃、浄化槽点検指導等	市内設置の浄化槽清掃作業について一任している。
	飯田市	浄化槽管理者 市町村 工事・保守点検業者（団体） 清掃業者（個別）	広報･啓発活動 浄化槽の巡回点検 研修会への参加	広報活動は、「浄化槽の日」に合わせて実施 浄化槽巡回点検は９月～11月に実施
	諏訪市	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	会報の発行、研修会の開催、浄化槽の一斉点検、法定点検手数料の補助	設置者等が、諏訪浄化槽衛生管理組合へ加入することができる。各活動により、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する。
	伊那市	住民 設置企業	水質改善 啓発	住民については法定点検費補助
	駒ヶ根市	市町村 住民 保守点検業者 清掃業者	啓発、研修	下水道接続促進により減少していく浄化槽基数ではあるが、啓発、住民指導等が「駒ヶ根市浄化槽維持管理組合」によりなされる。
	大町市	浄化槽管理者 清掃業者(個別)	保守点検への補助金交付、啓発	加入することにより、市から保守点検に対して年２万円の負担補助金が支給される。最新の浄化槽の維持管理に関する情報提供を受けることができる。
	茅野市	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	会報の発行、研修会の開催、浄化槽の一斉点検、法定点検手数料の補助	組合費を納入した設置者等が、諏訪浄化槽衛生管理組合へ加入することができる。加入すると、組合から11条検査手数料に対し３千円を３回まで補助を受けることができ、検査手数料の費用を軽減することができる。
	佐久市	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	保守点、清掃検業者の手配 Ｈ29年度までは独自の水質検査の実施 Ｈ30年度からは法定検査の実施の一括申込み	清掃実施者に対し3,000円の補助、法定検査に対し1,000円の補助を実施（Ｈ30年度から）
	東御市	個人及び企業の浄化槽の設置者	啓発	公共下水道区域外の設置者は加入可。法定検査結果ア判定の者に対し、費用の一部補助。加入すると維持化理費の基本料金が適用され、費用を低く抑えられる。
	安曇野市	住民 県、市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	保守点検	特になし
	立科町	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	啓発活動	浄化槽設置者が加入。法定検査とは別に維持管理協議会による浄化槽の自主点検を実施
	長和町	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	啓発	くみ取り料の割引
	下諏訪町	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	会報の発行、研修会の開催、浄化槽の一斉点検、法定点検手数料の補助	設置者等が、諏訪浄化槽衛生管理組合へ加入することができる。各活動により、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する。
	富士見町	住民 市町村（諏訪6市町村） 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	啓発 法定検査費用の助成	諏訪浄化槽衛生管理組合は、諏訪６市町村の住民等で組織されている。第11条検査の費用を１基につき３回まで補助している。
	原村	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	会報の発行、研修会の開催、浄化槽の一斉点検、法定点検手数料の補助	設置者等が、諏訪浄化槽衛生管理組合へ加入することができる。各活動により、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する。
	辰野町	住民 市町村 清掃業者（個別）	浄化槽の適正な保守点検及び清掃実施の推進	適正な維持管理に関する啓発等
	箕輪町	住民 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	保守点検及び清掃の完全実施の推進 浄化槽維持管理に関する調査、研究、相互点検の実施及び講習会の開催	し尿浄化槽設置者は加入を義務づけられる。長野県浄化槽協会と密接な連携を保ち、相互に浄化槽の維持管理を適正に実施し、生活の向上と環境美化に努めている。
	飯島町	住民 町 工事業者 保守点検業者 清掃業者	啓発	特になし
	中川村	住民 市町村 保守点検業者（団体）	住民指導、啓発	浄化槽設置者に組織に加入していただいてる。主な活動は、浄化槽点検を行うパトロールを行ったりしている。
	下條村	設置者　市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	契約 手続き等の代行 （工事・保守点検・清掃・法定検査） 啓発	公共下水道処理区域外の設置者は加入する。管理について指導を受けることができる。
	泰阜村	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	契約 手続き等の代行 （工事・保守点検・清掃・法定検査） 啓発	設置者は加入することが出来る。加入すると、村から維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することが出来る。
	豊丘村	浄化槽設置者及び設置予定者	浄化槽の正しい使用法ならびに維持管理の啓蒙活動と水質浄化に取り組み、地域の生活環境を向上させること	保守点検業者、清掃業者の料金の抑制 組合員相互の情報交換
	高山村	住民 村 保守点検業者（個別）	啓発	浄化槽の適正な施工、維持管理及び清掃の推進、浄化槽の維持管理に関する調査及び研修会の実施、浄化槽維持管理についての巡回指導及び保守点検の推進等
	飯綱町	住民（協力会員として一部に工事業者を含む） 市町村	啓発	浄化槽の設置者が加入し、会員相互の啓発に努めることで維持管理を確実に行う意識を醸成することが出来る。
三重県	紀宝町	SPC（特別目的会社） 管理会社 工事業者 保守点検業者	設置申請から維持管理 （工事、保守点検、維持管理のスケジュールなど）	SPCで作成された維持管理スケジュールは、水質検査センター、清掃業者、町とも共有でき、一括管理ができる。

２１．維持管理組織の整備状況

（２）維持管理組織の概要（参考事例）

（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
滋賀県	大津市	住民	助成申請の受付	市から維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することができる。
	高島市	浄化槽管理者(住民)	合併処理浄化槽維持管理事業補助金 を活用して集落ごとに維持管理に 取り組んでもらう。	維持管理の補助を活用することによって自己負担費を削減できるという点 から維持管理に取り組む姿勢が積極的であったり、例年組合員の人数も増えている。
	東近江市	住民	一括契約	加入すると、市から維持管理補助金が交付され、維持管理費を節約できる。
	日野町	住民	合併処理浄化槽の管理。	加入すると町から維持管理事業補助金（１基×27,000円）が交付される。
	彦根市	市 清掃業者（保守点検業者）	契約 手続き等の代行 （工事・保守点検・清掃・法定検査） 啓発	災害時に早急な対応・連携をすることができる。
京都府	福知山市	住民	契約 手続き等の代行（法定検査） 補助申請の受付	市から維持管理補助金が交付され、維持管理費用の軽減が図られる。
	南丹市	住民（行政区ごとの団体）	住民指導、 啓発	区域毎で管理を分けることによる確実性の向上
大阪府	東大阪市	清掃業者（団体）	清掃	浄化槽清掃の申込窓口
	和泉市	PFI事業（保守点検業者）	・保守点検業務 ・修繕業務 ・清掃に関する連絡業務 ・法定検査受検業務	市設置型浄化槽の整備区域において、市設置型浄化槽及び寄附採納された浄化槽の維持管理。使用者は使用料を納付。
兵庫県	三田市	住民	市への維持管理補助金の申請	公共下水道処理区域外の設置者は加入することが出来る。加入すると、市から維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することが出来る。
	丹波市	浄化槽管理者	保守点検・法定検査・修理等	浄化槽管理者で設立された組合であり、組合員が雇用した職員が浄化槽管理士の資格を有し、保守点検を実施している。 市は組合に対し、年間、１基当たり１万円の補助金を支出している。
	宍粟市	旧波賀町の区域のみ 住民 事業者 自治会	生活排水に関する調査、研究。 河川等の水質保全。 浄化槽の適切な維持管理の推進。 浄化槽維持管理の受託。 集合区域との調整に関する事項。等	旧波賀町のみ、協議会が構成員から委託を受け、統括して浄化槽管理を実施。下水道使用料として集合処理区域と同額を負担してもらい、維持管理費に充当し、不足分は市から助成を受けて運営している。
	猪名川町	組合員（住民） 事務局（上下水道課）	清掃・保守点検・機器修繕	公共下水道処理区域外の設置者は加入することが出来る（途中加入可）。加入すると、町から組合に維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することが出来る。
	多可町	住民 市町村	手続き等の代行(工事・保守点検・清掃・法定点検)	設置者は加入することができる（随時加入）加入すると維持管理補助金が交付され維持管理経費を軽減することが出来る。
	市川町	住民	契約 手続き等の代行 （保守点検・清掃・法定検査） 啓発	個別処理区（集落）単位で維持管理組合を設立している。 加入すると、町から維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することが出来る。
奈良県	山添村	市町村	保守点検	行政が管理することで、より水質保持が出来る。
和歌山県	日高川町	住民	手続き等代行	３点セット（保守点検・清掃・法定検査）の料金が安価で実施している
鳥取県	岩美町	住民 市町村	契約 手続き等の代行 （工事・保守点検・清掃・法定検査）	公共下水道処理区域外の設置者は加入することが出来る。加入すると、町からブロア一修繕等の維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することが出来る。
島根県	松江市	保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	保守点検、清掃	保守点検と清掃計画が一体で管理でき、清掃漏れ等を防ぐ。また、広範囲に渡って一括で維持管理ができる。
	出雲市	住民 市町村 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	契約（保守点検・清掃） 補助金申請・交付 指導・啓発	公共下水道処理区域外の設置者は加入することができる。加入すると維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することが出来る。
	雲南市	保守点検業者 清掃業者	手続き等の代行（設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査	委託管理契約を結んで維持管理をしている
岡山県	勝央町	町長 議員 区長 役場職員	補助金 維持管理	公共下水道処理区域外の設置者は加入することが出来る。加入し設置すると補助金が交付される。
広島県	北広島町	住民 市町村 保守点検業者（団体） 清掃業者（団体）	契約 手続き等の代行 （保守点検・清掃） 啓発	公共下水道処理区域外の旧大朝町地域、旧芸北地域に居住する設置者は協議会へ加入することが出来る。加入すると、市から維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することが出来る。
山口県	下関市	保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	市管理浄化槽の維持管理	
香川県	三豊市	三豊環境保全事業協同組合 組合員（業者） 賛助会員（業者） 住民	契約・手続き等の代行・啓発	住民は、維持管理組織による一括契約を締結することで、当該補助金申請の手間や個別業者への対応や支払いを簡略化できるメリットがある。 市は、法定検査・清掃・保守点検を確実に住民に実施してもらえるメリットがある。
	さぬき市	住民	契約　手続き等の代行 （保守点検・清掃・法定検査） 機器の修理	さぬき市浄化槽管理協議会（さぬき市寒川地区） メリット：点検・清掃費用を業者等にそれぞれ支払うなど、煩わしい手続きは協議会で行う。
愛媛県	松山市	松山市浄化槽維持管理推進連絡協議会 （愛媛県、公益社団法人愛媛県浄化槽協会、同松山支部、中予浄化槽管理協同組合、松山衛生事業協同組合、松山市）	浄化槽の維持管理の推進及び合併処理浄化槽の普及拡大を目的に年２回の実態調査やイベントの実施、パンフレット等の作成を行っている。	実態調査やイベントにより、効果的な啓発活動ができている。 協議会内のワーキンググループで課題を協議する等、意思疎通と迅速な解決が期待できる。
	砥部町	住民 市町	浄化槽の維持管理、住民指導、啓発	浄化槽の適正な維持管理及び、清掃の実施。
	愛南町	工事業者 保守点検業者 清掃業者 その他	PFIによる手続き等の代行及び実施 （工事、保守点検、清掃等） 啓発	PFI事業により設立したSPCが、手続き等の代行及び工事、保守点検、清掃等を委託により実施する。SPCにより設置、維持管理されるため構成業者間での連携が容易で効率よく維持管理等を実施することができる。
福岡県	大木町	住民 市町村 工事業者（個別） 保守点検業者（個別） 清掃業者（個別）	･業者との維持管理契約手続きを代行【保守点検・清掃・法定検査】 ･設置者に対する講習会等の実施【指導・啓発活動】 ・各種助成の受付	・町内に合併処理浄化槽を設置している一般家庭のみ加入することができる。【事業所は加入できない】 ・浄化槽本体の修理や付属品の修理・交換の費用の１／２を補助する。 【年間15万円以内】
佐賀県	吉野ヶ里町	市町村 保守点検業者	契約 手続き等の代行 （工事・保守点検・清掃・法定検査）	公共下水道処理区域外の設置者は加入することが出来る。加入すると委託料を徴収し、維持管理を協議会で担う。
	唐津市	維持管理業者	保守点検 法定検査 清掃	窓口が一本化することによる良質で低廉なサービスの提供。

２２．一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（１）一括契約の推進に向けた取組状況　（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体数	一括契約の推進に向けた取組を行っている自治体名
北海道	10	釧路市、島牧村、南幌町、秩父別町、北竜町、剣淵町、羽幌町、置戸町、雄武町、標茶町
青森県	6	深浦町、十和田市、平川市、佐井村、平内町、大鰐町
岩手県	0	
宮城県	3	登米市、大衡村、加美町
秋田県	0	
山形県	1	最上町
福島県	7	喜多方市、二本松市、伊達市、下郷町、白河市、会津若松市、南相馬市
茨城県	23	**茨城県**、日立市、石岡市、龍ケ崎市、下妻市、常陸太田市、高萩市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、筑西市、坂東市、稲敷市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、城里町、東海村、五霞町、利根町
栃木県	15	栃木市、佐野市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、茂木町、市貝町、芳賀町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	4	前橋市、高崎市、伊勢崎市、下仁田町
埼玉県	13	熊谷市、鴻巣市、深谷市、朝霞市、新座市、蓮田市、吉川市、滑川町、小川町、吉見町、神川町、松伏町、美里町
千葉県	27	千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、成田市、佐倉市、柏市、市原市、八千代市、鴨川市、富津市、袖ケ浦市、八街市、印西市、香取市、山武市、いすみ市、多古町、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町、大多喜町
東京都	1	八王子市
神奈川県	2	秦野市、葉山町
新潟県	4	柏崎市、十日町市、五泉市、粟島浦村
富山県	1	黒部市
石川県	0	
福井県	2	越前市、南越前町
山梨県	1	都留市
長野県	0	
岐阜県	4	大垣市、瑞穂市、大野町、東白川村
静岡県	0	
愛知県	3	岡崎市、豊川市、豊明市
三重県	4	尾鷲市、熊野市、志摩市、御浜町
滋賀県	1	彦根市
京都府	0	
大阪府	1	柏原市
兵庫県	13	**兵庫県**、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市
奈良県	1	吉野町
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	1	**岡山県**
広島県	3	三原市、大竹市、北広島町
山口県	1	萩市
徳島県	11	小松島市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、つるぎ町
香川県	1	三豊市
愛媛県	5	松山市、伊予市、松前町、久万高原町、愛南町
高知県	2	土佐町、仁淀川町
福岡県	5	大牟田市、久留米市、小郡市、筑紫野市、うきは市
佐賀県	1	唐津市
長崎県	0	
熊本県	2	熊本市、甲佐町
大分県	0	
宮崎県	7	宮崎市、延岡市、小林市、えびの市、高原町、国富町、川南町
鹿児島県	5	三島村、喜界町、徳之島町、天城町、与論町
沖縄県	0	
合計	191	

注）一括契約の推進に向けた取組を行っている都道府県数は3である。

２２．一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（２）一括契約の概要（参考事例）

（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村名	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
北海道	釧路市	設置工事、保守点検 清掃、法定点検（７条のみ）	補助事業完了報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	実態の把握と、適切な維持管理が期待できる。
	島牧村	設置工事、保守点検	地区ごとに分ける等、効率的に契約している	経費が抑えられ又、適正な維持管理が見込まれる
	南幌町	設置工事、保守点検 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上が図れる。
	秩父別町	保守点検、清掃 法定点検	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	北竜町	保守点検、清掃	特になし	維持管理の効率化及び委託契約額の軽減
	剣淵町	保守点検、清掃 法定検査	補助金の交付条件に維持管理組合の加入を条件	設置者の事務手続きなど負担軽減
	羽幌町	設置工事、清掃	一括契約の締結を設置補助金の要因としている	法定検査受検率の向上
	置戸町	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	雄武町	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	設置に係る補助金の交付手続きの際に保守点検、清掃、法定検査の契約書及び依頼書が提出されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	標茶町	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	補助事業に係る工事完了届出書に保守点検・清掃委託契約書の写し及び法定検査依頼書の添付を義務付けている。	適切な維持管理が期待できる。
青森県	深浦町	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	浄化槽設置届出時に一括契約が締結されているか確認している。	補助金受給の不正防止
	十和田市	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	十和田市及びPFI事業者HPでの周知、市町村設置型浄化槽事業の要件としている。	PFI事業者が、工事から維持管理まで行うので経費が削減される。
	平川市	保守点検、清掃	保守点検・清掃の一括契約	一括で発注することにより、保守点検や清掃業務を効率よく行うことができ、経費の削減等にもつながる。
	佐井村	保守点検、清掃 法定検査	法定検査等を行うことができる業者が村内に１社のみのため、随意契約としている。	経費削減。
	平内町	保守点検、清掃 汚泥搬出	保守点検・清掃・汚泥搬出業務を一括契約することにより、事務処理の簡略化につながっている。	保守点検・清掃・汚泥搬出業務を一括契約することにより、事務処理の簡略化につながっている。
	大鰐町	保守点検、清掃	特になし。	保守点検、清掃を効率よく行うことができ、かつ事務処理を簡素化できる。
宮城県	登米市	保守点検、清掃	一括発注に向けて維持管理業者と現在協議中	・維持管理費の縮減 ・適期の清掃実施による放流水質の安定
	大衡村	保守点検、清掃	一括発注により推進している。	適期に清掃を実施することにより、放流水質の安定が図られる。
	加美町	保守点検、清掃 法定検査	保守点検（年12回）業務・汲取清掃（年１回）業務を一括し、法定検査費用を上乗せし痛く契約を締結している。	経費の縮減
山形県	最上町	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	PFI事業にて、SPCと設置及び維持管理の契約を締結している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上等。
福島県	喜多方市	保守点検、清掃 法定検査	市ホームページ・市広報など	一括契約をすることで、同一業者による保守点検や清掃の記録管理ができ、使用中の浄化槽にトラブルがあった場合に迅速な対応ができる。
	二本松市	保守点検、清掃 法定検査	市の浄化槽設置整備事業補助金交付要綱で実績報告書提出の際、一括契約に関する書類添付を条件としている。	浄化槽設置後の保守点検、清掃（年１回）、法定検査の実施について確約される。
	伊達市	保守点検、清掃 法定検査	市の浄化槽設置整備事業補助金交付要綱で実績報告書提出の際、一括契約に関する書類添付を条件としている。（保守点検・清掃契約書の写し、法定検査申し込みハガキの写し）	浄化槽設置後の保守点検、清掃（年１回）、法定検査の実施について確約される。
	下郷町	保守点検、清掃 法定検査	補助事業の提出書類として契約書・検査申込書を要件としている。	受検率の向上、適正な維持管理・清掃の実施。
	白河市	保守点検、清掃	年度ごとに「保守点検１回の金額」及び「清掃２㎥の金額」を入札で決定し、単価契約により既設及び新設の浄化槽の保守点検・清掃を委託している。	事務の省略化。
	会津若松市	保守点検、清掃 法定検査	個人設置を対象に、清掃・保守点検業者主導で一括契約を促進している。	経費の軽減、実施漏れが減る。
	南相馬市	保守点検、清掃 法定検査	個人設置の一般家庭用合併処理浄化槽については保守点検・清掃業者主導で保守点検・清掃・検査の一括契約の促進。	浄化槽設置後の保守点検、清掃（年１回）、法定検査の実施について確約される。

２２．一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（２）一括契約の概要（参考事例）

（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村名	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
茨城県	茨城県	保守点検、清掃 法定検査	・標準契約書の様式を定め，設置届出に写しを添付 ・補助の要件とする ・契約仲介業者への手数料値上げ	・法定検査受検が確保される ・管理者による申込み手続きの負担軽減
	日立市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	石岡市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	龍ケ崎市	保守点検、清掃 法定検査	浄化槽設置届時に契約書の確認をチェックしている。	法手検査受験率の向上
	下妻市	保守点検、清掃 法定検査	設置届受付や補助金支給時に，一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	常陸太田市	保守点検、清掃 法定検査	設置届受付や補助金支給時に，一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	高萩市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	笠間市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	取手市	保守点検、清掃 法定検査	WEBサイト・広報誌での周知。 浄化槽設置届出（建築確認）時に一括契約が締結されているか確認している。 一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	牛久市	保守点検、清掃 法定検査	設置補助金の要件として、保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写しの添付を必須としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	つくば市	設置届出	設置届出時に一括契約が締結されているか確認	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	ひたちなか市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	鹿嶋市	保守点検、清掃 法定検査	・一括契約の締結を設置補助金の要件としている。 ・年２回程度，市広報誌へ一括契約を進める案内を掲載。また，地域コミュニティＦＭにおいても，年１～２回程度一括契約について触れている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	筑西市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	坂東市	設置工事	設置補助金の要件として、保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写しの添付を必須としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	稲敷市	設置届出	設置届出時に一括契約が締結されているか確認	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	鉾田市	保守点検、清掃 法定検査	補助金の交付要件に一括契約の締結を定める。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	つくばみらい市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	茨城町	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	城里町	保守点検、清掃 法定検査	保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写しを添付することを要綱で定めている。	浄化槽の適正な維持管理と法定検査受検率の向上
	東海村	保守点検、清掃 法定検査	・浄化槽設置届出時に一括契約書の写しを添付させている ・一括契約の締結を補助金（設置・維持管理）の要件としている。	保守点検、清掃、法定検査の窓口の一本化
	五霞町	保守点検、清掃 法定検査	広報紙による周知	適正な維持管理
	利根町	保守点検、清掃 指定検査	補助金を利用しての設置に関しては，100パーセント一括契約を義務付けている。補助を利用しない場合も一括契約をお願いしている。	保守管理が確実に行われ水質汚濁防止にもつながる
栃木県	栃木市	保守点検 法定検査	浄化槽補助事業実績報告の際に、保守点検業務と法定検査に関する委託契約書の提出を要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	佐野市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	保守点検、清掃、法定検査の実施漏れが減少することで、浄化槽の適正管理につながる。
	大田原市	保守点検 法定検査	浄化槽設置届出（建築確認）時に一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	矢板市	保守点検 法定検査	浄化槽設置届出時に一括契約が締結されているか確認している	適正な維持管理及び法定検査受検の促進
	那須塩原市	保守点検、法定検査	一括契約書の写しを浄化槽使用開始報告書に添付するよう指導している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	那須烏山市	設置工事、保守点検 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	下野市	保守点検 法定検査	補助金交付の際、保守点検の契約に法定検査が含まれているか確認している。	法定検査受験率の向上
	茂木町	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	保守点検・清掃、法定検査を要件とし、実施漏れが減少することで、浄化槽の適正管理につながる。
	市貝町	保守点検 法定検査	浄化槽設置届出（建築確認）時に一括契約が締結されているか確認している。	法定検査受検率向上等
	芳賀町	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	浄化槽設置届時に一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進
	野木町	保守点検 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件にしている	法定検査受検率の向上
	塩谷町	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進、法定検査受検率の向上
	高根沢町	保守点検、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	那須町	設置工事、保守点検 法定検査	一括契約の締結を補助金交付の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	那珂川町	保守点検 法定検査	補助金実績報告書で確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
群馬県	前橋市	保守点検、清掃 法定検査	保守点検契約時に、清掃の契約と法定検査への協力も併せてお願いしている。	３つの契約を１回で済ませることができる。保守点検の契約をすることで法定検査と清掃が担保できる。
	高崎市	保守点検、清掃 法定検査	浄化槽設置補助金の要件としている	適正な管理及び法定受検率の向上
	伊勢崎市	浄化槽補助金事業	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	下仁田町	保守点検、清掃 法定検査	保守点検契約時、清掃・11条検査も併せて委託	３つの契約を１回で済ませることができる。保守点検契約をすることで、法定検査・清掃が担保できる。

２２．一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（２）一括契約の概要（参考事例）

（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村名	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
埼玉県	熊谷市	保守点検、清掃 法定検査	熊谷市ホームページにおける周知	適切な維持管理の促進。清掃、保守点検実施率、法定検査受検率の向上。故障、不具合を未然に防ぐ。
	鴻巣市	保守点検、清掃 法定検査	・転換補助金の完了検査時に周知していいる。 ・自治会回覧	・適正な維持管理の促進及び法定検査の受検率向上
	深谷市	保守点検、清掃 法定検査	HPにおける周知など	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	朝霞市	保守点検、清掃 法定検査	HPと広報紙へ掲載	適正な維持管理の周知啓発を目的とし、維持管理施行率の向上が得られる
	新座市	保守点検、清掃 法定検査	市のホームページ、広報での周知	手続の簡素化、法定検査受検率の向上
	蓮田市	設置工事、保守点検 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	吉川市	保守点検、清掃 法定検査	浄化槽区域の自治会に説明会を行っている。（ごみ減量説明会の10分程度）	一括契約の周知並びに、内容の再確認をしてもらう。
	滑川町	保守点検、清掃 法定検査	通知、訪問、回覧による周知	保守点検、清掃、法定検査実施率の向上
	小川町	設置工事	・WEBサイト、広報での周知 ・一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	吉見町	現在実施に向けて調査中	現在実施に向けて調査中	現在実施に向けて調査中
	神川町	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進
	松伏町	保守点検、清掃 法定検査	一括契約を利用することを補助金の要件としている 浄化槽区域転入者へリーフレット配布	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	美里町	保守点検、清掃 法定検査	・町広報への掲載。 ・埼玉県によるチラシ配布	・使用者の契約の手間が省ける。 ・保守点検、清掃、法定検査の実施徹底につながる。
千葉県	千葉市	保守、清掃 法定検査	パンフレット内に一括契約について記述	煩雑な手続きが一括で行える
	市川市	設置公示、保守点検 清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の推進
	船橋市	保守点検、清掃 法定検査	市ホームページによる周知	設置者による手続きの簡素化、適正な維持管理の促進、法定検査受検率の向上
	館山市	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	一括契約の締結を設置保諸金の要件としている	適正な維持管理の向上の促進及び法定検査受験率の向上
	木更津市	保守点検、清掃	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	成田市	保守点検、清掃 法定検査、その他	一括契約の締結を設置補助金交付の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	佐倉市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上。
	柏市	設置工事	一括契約の締結を設置補助の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	市原市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	浄化槽管理者の事務的な負担の軽減、法定検査受験率の向上
	八千代市	保守点検、清掃 法定検査	実績報告書に一括契約したことを証する書面を添付することを要綱で規定している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	鴨川市	保守点検、清掃 法定検査手続き代行	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	富津市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を転換補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	袖ケ浦市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	八街市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	印西市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上。
	香取市	保守点検、清掃 法定検査	補助事業実績報告書に一括契約書の写しを添付	適正な維持管理
	山武市	設置補助事業	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	いすみ市	その他（補助金）	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	多古町	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助の要件としている	適正な維持管理の促進
	九十九里町	保守点検、清掃	一括契約の締結を転換補助金の要件にしている	適正な維持管理の促進
	横芝光町	保守点検、清掃 法定検査（11条検査）	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の推進及び法定検査受検率の向上
	一宮町	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	睦沢町	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	一括契約の締め結を補助金の要件としている	適正な維持管理の推進に資する
	長生村	保守点検、清掃 法定検査	WEBサイト	法定検査受検率の向上
	白子町	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	長南町	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	大多喜町	保守点検、清掃 法定検査	補助金交付申請時に説明及び勧奨	法定検査受検率の向上
東京都	八王子市	保守点検、清掃 法定検査	市設置型浄化槽の維持管理については、保守点検・清掃・法定検査それぞれ年間委託契約（単価契約）	市が保守点検・清掃・法定検査を委託することで、維持管理が適正に行える。
神奈川県	秦野市	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	葉山町	保守点検、法定検査	WEBサイト、窓口等での周知。	・適正な維持管理、法定検査受検率の向上。 ・維持管理の補助金について、申請者が来庁し、申請する手間が省ける。
新潟県	柏崎市	保守点検、清掃 法定検査	浄化槽設置届出時に維持管理の委託契約書の写しを添付している。	適正な維持管理の推進及び法定検査受検率の向上
	十日町市	保守点検、清掃 法定検査	市町村設置型で整備した浄化槽について、保守点検、清掃、法定検査（７条・11条）業務を、一括して委託契約している。	効率的な維持管理、及び故障等への迅速な対応
	五泉市	設置工事、保守点検 清掃	補助金の実績報告書の添付書類に、維持管理契約書を必要としている	新たに設置される浄化槽の適正な維持管理が確保できる
	粟島浦村	保守点検、清掃	保守点検と清掃を一括で契約してもらっている	適正な維持管理の促進

２２．一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（２）一括契約の概要（参考事例）

（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村名	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
富山県	黒部市	保守点検、清掃 法定検査	市報・市HPでの周知 使用者へ一括契約締結を呼びかけるダイレクトメール送付	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
福井県	越前市	保守点検、清掃 法定検査、 その他（修繕）	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進。
	南越前町	保守点検、清掃 法定検査	補助事業（個人設置型）で設置する浄化槽について、町に寄付する形で管理者権限を移譲し、個人は下水道料金相当分を町に支払うことで、町が保守点検・清掃・法定検査の管理を行う。	個人は維持管理に関する煩わしい契約事務の負担が減り、また、下水道料金との格差も是正される。
山梨県	都留市	保守点検、清掃 法定検査	保守点検及び清掃の契約、法定検査の申込みを設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
岐阜県	大垣市	保守点検、清掃 法定検査	ホームページ、広報おおがきによるPR	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	瑞穂市	保守点検、清掃 法定検査	住民より維持管理に関する相談があった際に一括契約を支援している協議会を案内及びﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ配付をしている	適正な維持管理の促進及び法体検査受検率の向上
	大野町	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	東白川村	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の用件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
愛知県	岡崎市	保守点検、清掃 法定検査	愛知県主導の維持管理向上連絡会議一括契約作業部会による検討	管理者の煩わしさが軽減する。
	豊川市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	豊明市	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
三重県	尾鷲市	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	熊野市	保守点検、清掃 法定検査	実績報告時に契約書、受付書の添付を義務付けている。	適正な維持管理ができる。
	志摩市	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査の受検率の向上。
	御浜町	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を補助金の要件としている	浄化槽管理者の義務を理解していただける
滋賀県	彦根市	保守点検、清掃 法定検査	補助金の要件	適正な維持管理、法定検査の受検率向上
大阪府	柏原市	設置工事、保守点検 法定検査	PFI事業にて実施している。	適正な維持管理に実施と法定検査受検率の向上 職員の人員配置及び事務負担の軽減
兵庫県	兵庫県、11市	設置工事、保守点検 清掃、（法定検査）	兵庫県浄化槽指導要綱にて契約書の様式（設置者・工事業者・保守点検業者・清掃業者の四者契約、法定検査については設置者の依頼を受け、工事業者等が指定検査機関に検査を申し込むことができる）、設置届出にこれら書類の添付を定めている。	適正な保守点検、清掃の担保及び、法定検査受験率の向上
	神戸市	設置工事、保守点 検、清掃、法定検査	浄化槽設置届出時に一括契約が締結されているか確認している。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
奈良県	吉野町	保守点検、清掃 法定検査	補助金申請時に契約書の提出を求めている	維持管理の促進、法定検査寿賢率の向上
岡山県	岡山県及び県内市町村	保守点検、清掃 法定検査	浄化槽設置届出時に一括契約を確認	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
広島県	三原市	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	大竹市	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	左記の契約書の写しを設置補助金実績報告書の添付書類としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	北広島町	保守点検、清掃	町内２地区（旧２町）について、協議会が業者と一括契約を行う。	適切な維持管理の推進を図ることができる。
山口県	萩市	市町村設置型浄化槽の維持管理業務	市町村設置型浄化槽については保守点検及び清掃を一括契約している。	契約事務の簡素化
徳島県	小松島市	保守点検、清掃 法定検査	市、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
	美馬市	保守点検、清掃 法定検査	市、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
	三好市	保守点検、清掃 法定検査	市町村設置型浄化槽整備により設置された浄化槽をPFI方式にて管理する。	適正な維持管理が図られる。
	勝浦町	保守点検、清掃 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	「保守点検・清掃・法定検査」が同時に契約できる。不具合が発見された時には、業者と検査機関の連携によって迅速な対応ができる。
	上勝町	保守点検、清掃 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
	神山町	保守点検、清掃 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	一括契約をすると、個別で契約するより保守点検、清掃料金が使用人員等を考慮して安価になる場合がある。
	那賀町	保守点検、清掃 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	契約の簡素化・料金の割安・一連管理の適正な実施
	牟岐町	保守点検 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
	美波町	保守点検 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
	海陽町	保守点検 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
	つるぎ町	保守点検、清掃 法定検査	町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適正な維持管理が図られる。
香川県	三豊市	法定検査、清掃 保守点検、 維持管理補助金申請手続き	冊子の配布・浄化槽教室での周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上

２２．一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（２）一括契約の概要（参考事例）

（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村名	一括契約の対象業務	推進に向けた取組	メリット等概要
愛　媛　県	松　山　市	保守点検、清掃	保守点検業者又は清掃業者の組合が窓口となり、一括契約を推進している。	保守点検及び清掃が確実に実施される。
	伊　予　市	保守点検、清掃 法定検査	清掃業者への制度説明	市内全域で一括契約できるようになる （実際に契約可能になったのは平成30年5月から）
	松　前　町	保守点検、清掃 法定検査	保守点検業者が主体となって、市町の協力のもと一括契約の推進を図っている。	対象浄化槽：10人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット： ・保守点検、清掃、法定検査が一括して契約ができ、個々に契約する煩わしさがなくなる。 ・年間の費用が明確になる。またトラブル等に迅速な対応が取れ安心して浄化槽が使用できる。 ・保守点検、清掃が確実に実施され、かつ年１回の法定検査で総合的な検査が行える。 ・11条検査の実施率が向上する。
	久万高原町	保守点検、清掃 法定検査	保守点検業者（管理協同組合）と町が主体となって一括契約の推進を図っている。	対象浄化槽：市町村整備推進事業で設置された50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：同左
	愛　南　町	設置工事 保守点検 法定検査 「PFI」方式により行う町営浄化槽整備推進事業	町営浄化槽整備推進事業の推進を目的とする特別目的会社（SPC）が主体となり、法定検査業務の一括推進を図っている。	設置工事、保守点検、清掃が確実に実施され、かつ年１回の法定検査が総合的に行える。 11条検査が確実に実施でき、受検率の向上につながる。
高　知　県	土　佐　町 （市町村設置型及び町に寄付された浄化槽　）	保守点検、清掃 法定検査	記載なし	契約事務の簡素化
	仁　淀　川　町	保守点検、清掃 法定検査	浄化槽設置届出時に一括契約が締結されているか確認している。	法定検査、清掃、保守点検が一括して契約ができ個々に契約する煩わしさがなくなる。 一括契約により、浄化槽の維持管理が円滑に実施され環境保全に寄与する。
福　岡　県	大　牟　田　市	保守点検、清掃 法定検査	①維持管理委託業者へ一括契約を指導 ②補助申請時に設置者へ説明 ③設置計画書受理書発行時に設置者へ説明	一括契約なので保守点検、清掃、法定検査が確実に実施される
	久　留　米　市	保守点検、清掃 法定検査	実績報告書提出時に、浄化槽設置状況検査依頼書（法第7条）の写し及び領収書の写し、浄化槽法保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しを添付書類としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	小　郡　市	保守点検、清掃 法定検査	実績報告書に浄化槽維持管理委託契約書(写)の添付を義務付けている	適正な維持管理の推進
	筑　紫　野　市	保守点検、清掃 法定検査	実績報告書の提出時に保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写しの提出並びに法定検査依頼書及び領収証の写しの提出を求めている	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	う　き　は　市	保守点検、清掃 法定検査	浄化槽設置届出時に一括契約であることを確認するようにしている。	適切な維持管理が期待できる。
佐　賀　県	唐　津　市	設置工事（手続を含む） 保守点検、法定検査	市町村設置型で整備を行う浄化槽について、設置工事（手続きを含む）・保守点検・法定検査等を含んだ特定事業契約を締結している。	一括契約により業務量を削減することができる。
熊　本　県	熊　本　市	保守点検、清掃 法定検査	維持管理一括契約書の写しを浄化槽設置計画書または届出書の添付書類としている。	浄化槽管理者が浄化槽設置後の維持管理の内容とそれに伴う費用を認識できる。
	甲　佐　町	設置工事、保守点検 清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
宮　崎　県	宮　崎　市	保守点検、清掃 法定検査	広報等での周知、街頭啓発、戸別訪問	適正な維持管理の促進　法定検査受検率の向上
	延　岡　市	保守点検、清掃 法定検査	組回覧や広報での周知	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	小　林　市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約を基本としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	え　び　の　市	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	高　原　町	保守点検、清掃 設置工事	一括契約の締結を補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
	国　富　町	保守点検、清掃 法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
	川　南　町	保守点検、清掃 法定検査	浄化槽設置事業補助金の事業実績報告書に添付するようにしている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上
鹿　児　島　県	三　島　村	保守点検、清掃 法定検査	市町村設置型による管理、運営を行っている	適正な維持管理等の実現
	喜　界　町	設置工事、保守点検	浄化槽設置届出時に一括契約が締結されているか確認している	適正な維持管理の促進
	徳　之　島　町	設置工事、保守点検 法定検査、	補助金交付の要件としている。	適正な維持管理と法定検査の理解を深める及び受験率向上。
	天　城　町	保守点検、清掃 法定検査	補助事業の実績報告書に保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し、法定検査依頼書の写しの添付を義務付けている。	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上
	与　論　町	設置契約、保守点検 清掃、法定検査	一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受験率の向上

２３．放流水域に対する規制について

（１）規制の概要

（平成29年度末現在）

都道府県名	①公共用水域に放流する場合		②農業用水路に放流する場合		③道路側溝に放流する場合		④その他の放流方法	
	都道府県による規制の有無	規制を設けている市町村数	都道府県による規制の有無	規制を設けている市町村数	都道府県による規制の有無	規制を設けている市町村数	都道府県による規制の有無	規制を設けている市町村数
北海道	無	8	無	5	無	9	無	6
青森県	無	0	無	1	無	2	無	0
岩手県	無	2	無	2	無	3	有	1
宮城県	無	9	無	7	無	5	無	2
秋田県	無	0	無	1	無	0	無	1
山形県	無	0	無	0	無	0	無	1
福島県	無	16	無	6	無	10	無	4
茨城県	有	20	有	20	有	16	無	1
栃木県	無	7	無	8	無	4	無	11
群馬県	無	4	有	6	有	5	有	2
埼玉県	有	13	有	15	有	17	有	5
千葉県	無	5	無	3	無	5	無	3
東京都	有	1	無	2	有	0	有	0
神奈川県	有	3	有	4	有	6	有	2
新潟県	無	1	無	2	無	1	有	0
富山県	無	0	無	0	無	0	無	0
石川県	有	1	無	1	無	1	無	1
福井県	無	0	無	1	無	0	有	0
山梨県	無	1	無	1	無	1	有	2
長野県	無	14	無	12	無	14	無	15
岐阜県	無	0	無	6	有	0	無	1
静岡県	有	8	無	3	無	1	無	2
愛知県	無	4	無	7	無	4	無	3
三重県	無	5	無	5	無	5	有	7
滋賀県	有	19	有	19	有	19	有	19
京都府	有	1	無	1	無	1	有	1
大阪府	有	2	有	2	有	1	有	1
兵庫県	有	41	有	41	有	41	有	41
奈良県	有	0	無	0	無	0	有	0
和歌山県	無	0	無	0	無	0	有	0
鳥取県	無	1	無	2	無	0	無	0
島根県	有	2	有	2	有	2	有	1
岡山県	有	2	有	2	有	2	有	2
広島県	無	3	無	1	無	1	無	1
山口県	無	0	無	0	無	0	有	1
徳島県	無	1	無	5	無	2	有	0
香川県	無	0	無	0	無	0	有	1
愛媛県	無	2	無	0	無	2	無	0
高知県	無	0	無	1	無	0	有	29
福岡県	無	5	無	5	無	5	無	57
佐賀県	無	2	無	1	無	2	無	2
長崎県	無	1	無	0	無	0	有	2
熊本県	有	2	有	2	有	3	有	1
大分県	無	0	無	0	無	0	有	0
宮崎県	有	0	有	0	有	0	有	0
鹿児島県	有	2	有	2	有	3	有	0
沖縄県	無	0	無	0	無	0	有	0
合計	16	208	12	204	14	193	27	229

２３．放流水域に対する規制について

（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
北海道	札幌市	札幌市浄化槽指導要綱	３　設置基準 （２）　放流先及び設置場所等 ア　放流先の条件 （ア）　放流水は環境衛生上支障のない水路等へ放流するものとする。なお、放流先の管理者の同意が必要な場合は、あらかじめ協議すること。
	千歳市	千歳市普通河川条例	第９条　普通河川に１日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。
	砂川市	砂川市個別排水処理施設条例施行規則	第１０条　浄化槽法施行規則第１条に掲げる事項
	島牧村	環境省関係浄化槽法施行規則	第１条の２ 浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準は、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が１リットルにつき20ミリグラム以下であること及び浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合が90%以上であることとする。
	倶知安町	倶知安町普通河川管理条例	第９条　普通河川に１日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。
	洞爺湖町	洞爺湖町し尿浄化槽指導指針	し尿浄化槽の設置場所等については、次の各号による。 １　放流先は、町が管理する河川・暗渠側溝、あるいは常時流水のある、町が管理する有蓋のＵ字側溝等（蓋が無い場合は、設置場所より30m蓋をかけること）とする。 ２　上記１に該当する河川・側溝等が無い場合は、原則地下浸透放流とすること。 ３　し尿浄化槽の設置は、維持管理に支障なく、騒音や悪臭を防止し、周辺の環境保全の確保できる場所とする。 ４　し尿をポンプ圧送で浄化槽へ導入する場合は、直送を避け、ポンプますを設けてから流入させること。 ５　その他、上記の１から３の項目のいずれにも当てはまらない場合は、関係課と協議を行うこととする
	幌加内町	幌加内町普通河川管理条例	第８条　普通河川管理者の許可
	本別町	普通河川管理条例	第１３条　普通河川管理者は、この条例の規定による許可又は承認について、適正な普通河川管理の確保のため必要最小限度において、かつ、許可又は承認を受けた者に不当な義務を課すこととならない範囲において、条件を付することができる。
岩手県	紫波町	紫波町下水道条例施行規則	第２条第２項　放流水の生物化学的酸素要求量において、除去率が90%以上で、かつ日間平均値を１リットルにつき20ミリグラム以下にすることができるもの。
	西和賀町	西和賀町道路管理規則	第１０条　浄化槽を設置し、その排水を町管理の道路側溝、河川、法定外公共物に放流しようとする者は、浄化槽排水放流許可申請書に、次に掲げる図書を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めたものについては、添付図書の一部を省略することが出来る。
宮城県	仙台市	広瀬川の清流を守る条例 仙台市開発指導要綱	第１１条　　市長は、水質保全区域における広瀬川の水質の管理基準(以下「水質管理基準」という。)を定めるものとする。 第２３条の２　開発行為者は、汚水等を公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第２条第１項に規定する公共用水域をいう。）に排出する場合においては、市長が定める基準に従い合併処理浄化槽等の排水処理施設を設置し、汚水等を浄化して排出するものとする。
	村田町	村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第４条（３） ア　放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ　放流先は原則として耐水材料で造られ、放流っ水量を収容するに十分なものであること。 ウ　放流先の流末は、河川、水路、側溝等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 エ　設置、放流先等の利害関係者等と、事前の協議調整が行われていること。 オ 放流水の水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）は20ppm以下、除去率90パーセント以上とすること。
	柴田町	柴田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第四条第２号
	川崎町	川崎町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第６条　放流水の放流先、清掃等については、法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。 （１）　側溝、下水溝等に放流する場合 ア　放流先は、原則として耐水材料で造られ放流水量及び浄化槽からの排水を収容するのに十分なものであること。 イ　側溝等の流末は、河川、用水等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 ウ　道路等の側溝を利用する場合は、排水先開渠に必要な長さをもつ構造の蓋掛け等の措置を講じること。 （２）　河川、農用水路に放流しようとする場合 ア　放流水量に対し、河川水量等は十分これが希釈可能な水量を有していること。 イ　河川水等の滞流している部分でないこと。 （３）　湖沼等に放流する場合 ア　小水域でないこと。
	山元町	山元町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	放流水の排出基準…生物化学的酸素要求量は20ｍｇ／ℓ以下とするが放流先の流況及び環境によっては更に減じなければならない。 放流先について…放流先は環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。放流地点については水利権者等の承諾を得ること。
	白石市	白石市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	角田市	角田市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第４（２）放流先について　ア　放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	多賀城市	多賀城市開発指導要綱	第１４条第３項及び第４項 水利組合の同意 市長の許可
		多賀城市公共物管理条例	第４条第１項第５項 水利組合の同意 市長の許可
	富谷市	富弥儀浄化槽の設置に関する事前協議要綱	管理者の許可、環境衛生条及び利水上支障のない場所であること。
福島県	喜多方市	喜多方市浄化槽事務処理要領	第２－３－（２）放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときはこの限りでない。
	南相馬市	南相馬市浄化槽事務処理要領	第２条第３項第２号　放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りではない。
	伊達市	伊達市浄化槽事務処理要領	環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等。ただし浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合によって、浄化槽が環境衛生上支障がない状態で放流されるときはこの限りでない。
	大玉村	事務処理要領	誓約書の提出
	石川町	石川町浄化槽事務処理要綱	放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。
	楢葉町	楢葉町公共物管理条例	第６条（行為の許可）
	大熊町	大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	水質汚濁防止法第３条及び第３項及び第４項の規定に基づく排水基準及びこれを適用する区域を別表第２のとおり定める。
		建築基準法施行令	第３２条第１項
		大熊町公共物管理条例	第６条

２３．放流水域に対する規制について

（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
福島県	本宮市	本宮市浄化槽事務処理要領審査基準	第２　３審査基準
	川俣町	川俣町浄化槽事務処理要領	環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等
	田村市	田村市浄化槽事務処理要領	第２条第２項　放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化雄の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りではない。 管理者の許可が必要。
	会津若松市	会津若松市浄化槽事務処理要領	放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。
	葛尾村	葛尾村浄化槽事務処理要領	環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等
	浪江町	浪江町浄化槽事務処理要領	環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等
	福島市	福島市浄化槽事務処理要領	環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等（第２ 浄化槽の設置（変更）届出 ３.審査基準 （２）に規定）
	郡山市	郡山市浄化槽事務処理要領	第２－３－（２） 放流先は環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。
	中島村	中島村浄化槽事務処理要領	放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。
茨城県	茨城県	茨城県浄化槽指導要綱	第３　浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
		茨城県霞ケ浦水質保全条例	第２１条の６　霞ケ浦流域内において生活排水を処理する者は、次に掲げるところにより、生活排水を適正に処理しなければならない。
		茨城県道路占用許可基準	（３）合併処理浄化槽を設置するときは、窒素又はりんを除去する性能を有する合併処理浄化槽（規則で定めるものに限る。第２１条の９において「高度処理型浄化槽」という。）を設置すること。
	水戸市	水戸市公害防止条例	第１９条　届出施設に関する規制基準は、規則で定める。
		水戸市公害防止条例施行規則	第８条　条例第１９条の規則で定める規制基準は、別表第２に掲げるとおりとする。
	土浦市	土浦市公共物管理条例	第４条　次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）　公共物の敷地又は水面若しくは河川及び水路の流水を使用すること。
	龍ケ崎市	龍ケ崎市法定外公共物管理条例	第４条第１項、 第２項(使用等の許可)
		龍ケ崎市法定外公共物管理条例施行規則	第３条(使用の許可)、　第４条(許可基準)
	下妻市	下妻市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、国又は地方公共団体が実施する事業のための行為又は非常災害のため、必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 （１）　法定外公共物の敷地を占用すること。
	常総市	常総市法定外公共物管理条例	管理者の許可
	常陸太田市	常陸太田市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、国の場合は、あらかじめ市長に協議することをもつて足りる。 （１）　施設等の新築、改築又は除却等により土地を使用すること。 （２）　掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更すること。 （３）　土石その他の産出物を採取すること。 （４）　流水を占用すること。 （５）　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	北茨城市	北茨城市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （１）敷地又は流水水面を使用すること。 （２）工作物、物件又は施設（以下「工作物」という。）を新築し、改築し、又は除去すること。 （３）流水を利用するため、これを停滞させ、または引用すること。 （４）敷地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更すること。 （５）前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	笠間市	笠間市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物に関し、次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (１)工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (２)流水水面、敷地又はその上空若しくは地下を占用し若しくは使用すること。 (３)流水を利用するため、これを停滞させ、又は引用すること。 (４)流水の方向、分量、幅員若しくは深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 (５)前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事をし、又は法定公共物の本来も目的以外に使用すること。 ２　前項の許可を受けた者は、その内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 ３　市長は、前項２項の許可をする場合において、法定外公共物の保全又は利用のため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。
		茨城県道路占用許可基準 ※笠間市独自の根拠条例はなく、上記許可基準に準ずる	２対象となる浄化槽 ア）個人住宅(一戸建てで、自ら居住する住宅)に設置される浄化槽のうち、し尿と雑排水(工場排水、雨水その他特殊な排水を除く)を併せて処理する合併浄化槽とする。また、大きさは10人槽以下とする。 イ）生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20ミリ/リットル(日間平均値)以下の機能を有するもの。 ウ）浄化槽法第１３条の規定による建設大臣の認定を受けた浄化槽であること。 エ）設置された浄化槽は使用が廃止されるまでの間、関係法令に基づき適正に維持管理されるものであること。
	つくば市	つくば市法定外公共物管理条例	第４条
	常陸大宮市	茨城県浄化槽指導要綱	第３　浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
		常陸大宮市法定外公共物の管理に関する条例　他	法定外公共物に関し、流水水面又は敷地を占用し、又は使用をする者は、市長の許可を受けなければならない。
	那珂市	茨城県浄化槽指導要綱	第３-２-(２)
	筑西市	筑西市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (１)道路法第３２条第１項及び道路施工令第７条に規程する工作物、物件又は施設の新築、改築又は除去等により法定外公共物を使用すること。 (２)掘削、盛土、切土その他法定外公共物の形状を変更すること。 (３)流水を利用するため、これを引用すること。 (４)前３号に掲げるもののほか法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	坂東市	坂東市公共物管理条例	第４条　公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ規則の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
	神栖市	茨城県浄化槽指導要綱	第３条　浄化槽からの放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
		茨城県霞ヶ浦水質保全条例	第２１条の６　霞ヶ浦流域内において生活排水を処理する者は、次に掲げるところにより、生活排水を適正に処理しなければならない。

２３．放流水域に対する規制について

（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
茨 城 県	行 方 市	行方市戸別浄化槽整備事業に関する条例施行規則	第３条　条例第２条第１項第１号に規定する戸別浄化槽は、放流水が生物化学的酸素要求量10mg/L以下、総窒素量10mg/L以下及びりん１mg/L以下の浄化機能を有するものとする。
	小 美 玉 市	水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例	第２条　排水基準は、県の区域に属する公共用水域について別表第１の水域の欄に掲げる水域ごとに定めるものとし、その水域ごとの区域の範囲は、同表の水域の区域の範囲の欄に定めるとおりとする。
		茨城県霞ケ浦水質保全条例施行規則	第５条　条例第１１条の３第１項の規則で定める排水基準は、別表第３に掲げるとおりとする。
	茨 城 町	茨城県浄化槽指導要綱	第３の３　浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
		茨城県霞ケ浦水質保全条例	第２１条の６　霞ケ浦流域内において生活排水を処理する者は、次に掲げるところにより、生活排水を適正に処理しなければならない。 （３）合併処理浄化槽を設置するときは、窒素又はりんを除去する性能を有する合併処理浄化槽（規則で定めるものに限る。第２１条の９において「高度処理型浄化槽」という。）を設置すること。
	東 海 村	東海村法定外公共物管理条例	第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、村長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （１）　法定外公共物の敷地を使用すること。 （２）　法定外公共物の敷地内に、施設、構造物等を新設し、又は改築し、使用すること。 （３）　法定外公共物の施設、構造物等を改築し、又は除去すること。 （４）　第１号及び第２号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外の目的に使用すること。 ２　村長は、前項の許可の際、法定外公共物の維持管理のために必要な条件を付することができる。
	大 子 町	大子町公共物管理条例	(許可)第４条　公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。（１）　工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
	八 千 代 町	八千代町浄化槽設置整備事業補助金交付要項	第５条（７）　放流先管理者の許可
栃 木 県	足 利 市	足利市法定外公共物の管理に関する条例	第５条（６）水路に汚水その他これに類するものを放流すること
	栃 木 市	栃木市法定外公共物管理条例	第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （１）　法定外公共物の敷地又は水面を使用すること。 （２）　法定外公共物の敷地内において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 （３）　法定外公共物の敷地内において、掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。 （４）　法定外公共物の敷地内において、土石、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。 （５）　河川及び水路の流水を占用すること。 （６）　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理及び利用に影響を及ぼす行為をすること。
	佐 野 市	佐野市公共物管理条例	第４条　公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）　工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 （２）　流水水面又は敷地を使用すること。 （３）　流水を使用するため、これを停滞し、又は引用すること。 （４）　流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 （５）　竹木を流送すること。 （６）　生産物を採取すること。 （７）　河川、水路等に下水その他これに類する物を放流すること。 （８）　前各号に掲げるもののほか、公共物に関し工事をし、又は公共物を本来の目的以外に使用すること。
	真 岡 市	真岡市法定外公共物管理条例	第４条　管理者の許可
	大 田 原 市	大田原市法定外公共物管理条例	第４条第２項　市長は、前項の許可するに当たり公共の利益に寄与するため管理上必要な条件を付することができる。
	下 野 市	下野市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （１）　工作物、物件又は施設(以下「工作物等」という。)を新築し、改築し、又は除却すること。 （２）　特定の目的のために占用又は使用(以下「占用」という。)をすること。 （３）　前２号に掲げるもののほか、法定外公共物について工事をし又は本来の目的以外に使用すること。
	芳 賀 町	芳賀町法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、各号に掲げる行為をする者は規則の定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。
群 馬 県	桐 生 市	桐生市公共物使用等に関する条例	第４条　公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （６）　工場又は事業場等の排出水等を公共物に流入させること。
	みなかみ町	みなかみ町公共物使用等に関する条例施行規則	第５条　条例第４条第５号の規定に基づき、排出水を公共物に流入させようとする者は、工場等排出水流入許可申請書(様式第４号)を町長に提出しなければならない。
	明 和 町	明和町土地開発事業指導要綱	第７条　事業主は、法令・通達及び県が定める基準（群馬県開発許可制度の手引）によるもののほか、別表に定める基準に適合するように工事の設計をしなければならない。 別表（第７条関係）４．排水施設　３放流同意　（６）開発区域内の生活排水を道路側溝及び水路等に放流する場合は、所管部署に事前に許可をを得ること。
	千 代 田 町	千代田町住宅等の小規模雑排水処理指導要綱	第６条　住宅等の小規模雑排水を農業排水路及び河川等へ放流する場合は、その管理者等の同意書(様式第２号)を町長に提出するものとする。
埼 玉 県	埼 玉 県	埼玉県浄化槽設置指導要綱	第４　設置基準等　４　放流先の確保
	川 越 市	川越市浄化槽設置指導要綱	第４－４－(２)公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は当該管理者と協議すること。
	加 須 市	加須市浄化槽設置指導要綱	第７条　浄化槽の設置者は公共用水域に放流する際、法令に基づく許可等が必要な場合においては、文章等により当該管理者と協議し、その許可等を得るものとする。
	東 松 山 市	東松山市生活排水処理施設設置指導要綱	第６条　浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有する者は、公共用水域に浄化槽による処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者と協議しなければならない。
	上 尾 市	上尾市法定外公共物管理条例	５条　市長は、前条第１項の許可の申請に係る行為が法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのないものである場合その他公共の福祉を確保するに支障のないものである場合でなければ、同項の許可をしてはならない。
	坂 戸 市	坂戸市環境保全条例	第２３条　市民は、生活排水が水環境に与える影響を認識し、公共用水域に生活排水を排出するときは、浄化装置を設置し排出するように努めなければならない。

２３．放流水域に対する規制について

（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
埼玉県	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市浄化槽設置指導要綱運用基準	第５項　浄化槽の放流水は道路雨水管又は水路に放流するものとする。
		鶴ヶ島市浄化槽設置指導要綱運用基準	第６項　前項の規定に関わらず、自治会等が建設する集会施設に設置する浄化槽及び10人槽以下の浄化槽からの放流水については、Ｕ字側溝への放流を認めるものとする。
		鶴ヶ島市浄化槽設置指導要綱運用基準	第７項　道路管理者は、道路雨水管が敷設されていない道路においてＵ字側溝が整備されている場合で、11人槽以上50人槽以下の浄化槽の放流水をＵ字側溝に放流することにより、水害等が発生しないと認めるときは、Ｕ字側溝へ放流を認めることができる。この場合において、放流水は排水ポンプを併設した貯留槽を経由し、内径が50ミリメートル以下の管をＵ字側溝に接続して放流するものとする。
	日高市	日高市公共物管理条例	第５条（行為の許可）
	伊奈町	伊奈町浄化槽に関する指導要綱	管理者の同意
	毛呂山町	毛呂山町公共物管理条例	管理者の条件付き許可
	越生町	越生町合併処理浄化槽設置指導要綱	（許可等）合併処理浄化槽の設置又は既存単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を使用とする者（以下「合併処理浄化槽の設置者」という。）は、公共用水域に処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者の許可を受けなければならない。
	小川町	小川町合併処理浄化槽設置指導要綱	第１１条第４号　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第３条第１項又は第３項の規定により、同法第２条第１項に規定する公共用水域の浄化槽放流水に関して第１号及び第２号に規定する水質基準より厳しい排水基準が定められ、又は同水質基準の項目以外についても排水基準が定められている場合は、この水質基準の規定にかかわらず当該排水基準に適合するものとする。
	川島町	川島町環境保全条例	第３５条　町民は生活排水が水環境に与える影響を認識し、生活排水を公共用水域に排出しようとするときは、汚濁の負荷を低減するために必要な浄化施設の設置等水質保全に必要な措置を講じなければならない。
	神川町	神川町普通河川管理条例	第４条　公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。
千葉県	柏市	柏市下水道条例（準じている）	(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等) 第４条　公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第２４条第１項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)の新設等を行おうとするときは、次に掲げるところによらなければならない。 （１）　汚水は公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるよう設けること。 （２）　堅固で耐久力を有する構造とすること。 （３）　陶器、コンクリート、れんがその他の耐久性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度とする措置を講じること。
		柏市法定外公共物管理条例（準じている）	(工事等の承認) 第４条　法定外公共物に関する工事又は維持(以下「工事等」という。)を行おうとするものは、市長の承認を受けなければならない。ただし、法定外公共物の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的な補充その他当該法定外公共物の構造に影響を与えない維持については、この限りでない。 ２　前項の承認を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 ３　市長は、法定外公共物の管理上必要があると認めるときは、第１項の承認に条件を付けることができる。 ４　市長は、第２項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る工事等が法定外公共物の管理上支障があると認めるときは、第１項の承認をしないことができる。この場合において、その旨及びその理由を当該工事等を行おうとするものに通知するものとする。 ５　前各項の規定は、第１項の承認を受けたものが当該承認を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。
	浦安市	千葉県環境保全条例	第二十条　２　前項の排水基準（以下この節において「排水基準」という。）は、前条第一号イに規定する物質（以下この節において「有害物質」という。）による汚染状態であっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、同号ロに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。
	いすみ市	いすみ市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （１）省略 （２）　特定の目的のために占用又は使用（以下「占用等」という。）すること。
	御宿町	御宿町水源水質保全条例	第９条
東京都	東京都	水質汚濁防止法	特定施設・指定地域特定施設に該当する浄化槽は、条例に基づく上のせ基準を適用
		東京都生活排水対策指導要綱	BOD・COD・全窒素・全燐の上のせ指導
	八王子市	八王子市公共物管理条例	第５条第３項　第２条第１項第２号又は第３号に掲げる公共物に１日につき50立方メートル（河川の流量、利用状況等により市長がこれと異なる量を指定したときは、当該量）以上の汚水（生活又は事業（工作又は養魚の事業を除く。）に起因し、又は付随する排水をいう。）を排出しようとする者は、あらかじめ市規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。
神奈川県	神奈川県	浄化槽指導要綱	別表（事務取扱要領　２（３）関係）
	川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	第４５条　排水に関する規制基準は、次に掲げる事項について、規則で定める。
		川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則	第４２条　条例第４５条第１項の規制基準は、別表第１１及び別表第１２のとおりとする。
	平塚市	平塚市水路に関する条例	第４条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）　水路の敷地又は上部若しくは下部に工作物を新設又は改築し、その水路の敷地を占用すること。 （２）　水路の敷地を掘さく、盛土し、及び堤防及び護岸その他水路の付替等の工事又はこれらに類する行為をすること。 （３）　水路に流水させるために工作物を設置すること。 （４）　汚水等を水路に流入させること。 （５）　前各号に掲げるもののほか、水路の管理保全のため市長が特に必要と認めたもの ２　市長は、水路管理上必要があると認めたときは、前項の規定による許可の際、条件をつけることができる。
	寒川町	下水道法、寒川町下水道条例	下水道法第２４条第１項（行為の制限等）及び寒川町下水道条例第１８条第１項（行為の許可）放流に伴って雨水幹線施設の構造を変更する場合は、物件設置等許可申請が必要。

２３．放流水域に対する規制について

（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
新潟県	南魚沼市	南魚沼市浄化槽条例	第１５条　特定事業場から汚水を排除して浄化槽を使用する者は、下水道条例第８条第１項第１号から第４号まで及び第２項に規定する基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。
		南魚沼市下水道条例	第８条　特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置している者又は終末処理場を設置している流域下水道に接続している者に限る。以下第９条において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 （１）　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量　１リットルにつき380ミリグラム未満 （２）　水素イオン濃度　水素指数５を超え９未満 （３）　生物化学的酸素要求量　１リットルにつき５日間に600ミリグラム未満 （４）　浮遊物質量　１リットルにつき600ミリグラム未満 （５）　ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア　鉱油類含有量　１リットルにつき５ミリグラム以下 イ　動植物油脂類含有量　１リットルにつき30ミリグラム以下 （６）　窒素含有量　１リットルにつき240ミリグラム未満 （７）　燐含有量　１リットルにつき32ミリグラム未満
石川県	石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	第４７条　水質汚濁防止法第三条第三項の規定により、別表第一の上欄に揚げる区域に排出水を排出する同表の中欄に揚げる工場又は事業場に係る排出水の汚染状態について、同条第一項の排出基準に代えて適用すべき排水基準をそれぞれ同表の下欄に揚げるとおりとする。
	宝達志水町	宝達志水町個別排水処理施設条例	第３条２項　放流水の生物化学的酸素要求量の除去率が90%以上を有し、かつ、放流水の生物化学的酸素要求量が１リットル当たり20ミリグラム以下
山梨県	南部町	南部町浄化槽設置整備事業指導要綱	第４条　住民は生活排水の浄化推進にあたり、家庭等から排水される生活排水によって公共用水域の水質汚濁を生ずることのないようにするとともに放流先の清掃及び点検に務めなければならない。
		浄化槽設置届申請時における覚書	浄化槽の設置及び放流に関する事項 ２　浄化槽を設置する場合は、浄化槽の放流先が環境衛生上、又は利水上支障を生じない放流先であること。 ３　放流先の河川、側溝等に国、県又は町の放流の規制を行っている場合は、これに従うこと。 ４　あらかじめ次の事項を確認の上、必要な措置を講じた上で設置手続きを行うこと。 ア　放流先は、放流水を放流する水路等を有し、かつ放流水の疎通が適当であるかどうか。 イ　私有の水路等に放流、又は地下浸透する場合、これに従う紛争を防止するための措置が必要かどうか。
長野県	松本市	松本市浄化槽法施行規則	第４条 (３)放流先の河川等は、環境衛生上の支障を生じないだけの水量が十分あり、かつ、滞留していないこと (７)他法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には、法令上の手続きが行われていること
	須坂市	須坂市公害防止条例	第２７条　浄化槽を設置しようとする者は、規則で定める公共用水域のほかは、浄化槽からの排水を放流してはならない。
		須坂市公害防止条例施行規則	第１１条 (１)常時相当量の流水量がありかつ河川等へ直接流入 (２)河川等は放水量の100倍以上の希釈水量を有し滞留していない (３)河川等の管理者が承諾している
	伊那市	伊那市浄化槽法関係事務処理要領	・放流水による環境衛生上の支障を生じないように、保守点検及び清掃等適正な管理を実施すること。 ・河川管理者、水利権者その他の関係者と事前に十分協議し、関係法令の規定に基づく河川管理上の手続等が必要なときは、その手続きを経ること。
	中野市	中野市公共物管理条例	第１３条第１項　市長はこの条例に基づく許可には、公共物の維持管理上必要な条件を付することができる
	大町市	浄化槽の設置及び維持管理に関する指導基準(内規)	第２　設置に関する基準の　６　放流先の河川等は原則として次によるものとする。（１）放流水等により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
	塩尻市	塩尻市家庭雑排水等処理施設設置等指導要綱	第８条 （２）　家庭雑排水を合併処理浄化槽及びこれと同等以上の処理能力を有する処理施設で処理したもの以外の処理水を放流する場合は、放流先の河川が流入する放流水量の100倍以上の希釈水量を有し、かつ、滞留していないこと。 （３）　河川、用水路又は側溝の管理者が、放流口の設置について承諾していること。
	下諏訪町	下諏訪町浄化槽の設置に関する指導基準	第２　６　放流先の河川等は原則として次によるものとする。 （１）放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
	麻績村	・麻績村環境保全条例 ・麻績村環境保全条例施工規則 ・麻績村浄化槽整備推進事業に関する条例施行規則	・5～10人槽は放流水がBOD10mg/ℓ、総窒素量10mg/ℓ以下、11～50人槽はBOD20mg/ℓ以下の放流水質であること
	朝日村	浄化槽法事務処理要領	第２−３　設置届出等の審査の留意事項
		浄化槽の設置に関する指導基準	第２−６　放流先の河川等は原則として次によるものとする。
	池田町	池田町汚水処理指導要綱	第２ （１）合併処理浄化槽の放流先は水路とする。又、単独し尿浄化槽の放流水の放流先は町が指定する水路とする。尚、水路使用については必ず土地改良区の承諾を得ること。 （２）水路が上水道の水源等、環境衛生上特に水質保全を必要とする場合は放流しないこと。 （４）放流先の水路の清掃は、関係利用者が共同の責任で常に清潔に管理すること。
	松川村	浄化槽の設置に関する指導基準	放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留してはいけない。
	白馬村	白馬村合併処理浄化槽整備要綱	（放流水） 第３条　放流水については、河川放流を原則とするが、河川放流のできない場所にあっては、放流量又は浄化槽面積に見合う面積を確保した有孔放流管により地下浸透処理を行うものとする。
	高山村	高山村公害防止条例施行規則	第１０条　雑排水、有害物を含む汚水、し尿浄化槽から排出する処理水を放流できる公共用水域は、次の各号に掲げるとおりとする。 （１）　放流先は、常時相当量の流水量があってかつ河川又は水路（以下「河川等」という。）へ直接流入していること。 （２）　放流先が接続している河川等は、流入しようとする放水量のおおむね100倍以上の希釈水量を有し、かつ滞留していないこと。 （３）　河川等の管理者が放流について承諾していること。
	木島平村	木島平村環境保全条例施行規則	第３条　条例第４条第３項に規定する排水処理浄化槽は放流口でBOD除去率がおおむね50%以上及びSS除去率がおおむね80%以上の処理能力を備えた３層以上の沈澱濾過槽で村長が定めたものとする。

２３．放流水域に対する規制について

（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
静岡県	静岡県	静岡県浄化槽取扱指導要綱	第３　浄化槽の設置等に関する基準　３　放流先 （１）放流先は、環境衛生上支障なく、かつ浄化槽の放流水が停滞することなく流れる排水路又は河川等であること。
	浜松市	浜松市普通河川条例	市長の許可を受けなければならない
	富士宮市	富士宮市普通河川条例	第４条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （１）　普通河川の流水を占用すること。
		富士宮市都市下水路条例	第８条　都市下水路の敷地又は施設に物件（政令第１９条に規定する行為に係る物件及び都市下水路に下水を排除することを目的とする物件を除く。以下「占用物件」という。）を設け、継続して都市下水路の敷地又は施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
	御殿場市	御殿場市河川管理条例	第４条　市長の許可を受けなければならない
	裾野市	裾野市普通河川条例	第４条　普通河川の流水を占用する者は市長の許可を受けなければならない。
	三島市	三島市普通河川条例	第４条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市町の許可を受けなければならない。ただし、専ら農業用に供する通行橋及び慣行水利に属するものについては、この限りではない。 （２）普通河川の敷地を占用すること。
	南伊豆町	静岡県浄化槽取扱指導要綱	浄化槽の設置等に関する基準　３　放流先 （１）放流先は、環境衛生上支障なく、かつ浄化槽の放流水が停滞することなく流れる排水路又は河川等であること。
	清水町	清水町普通河川条例	第４条（許可事項）　次の各号に揚げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、町長以外の者が、その権限に基づき管理する土地における場合は、この限りでない。（1）普通河川の流水を占用すること。
	駿東郡長泉町	長泉町普通河川条例	第４条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、町長以外の者が、その権限に基づき管理する土地における場合は、この限りでない。 （１）　普通河川の流水を占用すること。
愛知県	江南市	江南市公共用物の管理に関する条例、及び施行令	管理者の許可又は管理者との協議が必要である。
		江南市準用河川管理規則	管理者の許可又は管理者との協議が必要である。
	小牧市	小牧市生活汚水放流に関する指導要綱	第４条　前条の規定により汚水を放流しようとするもの(以下「施行者」という。)は、工事の施行前(建築基準法(昭和25年 法律第201号)第６条第１項の規定による確認が必要な場合は、同項の申請前)に公共用物等の届出書(様式第１。以下「使用届出書」という。)を市長に提出しなければならない。 第５条　使用届出書には、当該汚水の放流に関係する区長への報告をした経緯書と、公共下水道が整備されたときは排水をこれに接続する旨の誓約書(様式第２)を添付するものとする。 第６条　汚水の放流先は、コンクリート等恒久的な構造を有し、流末が河川又は水路に接続していなければならない。 第７条　建築敷地内の排水施設の先には、別表の基準に適合する沈殿桝を設置するものとする。ただし、当該基準を超えるものについては、別に協議をするものとする。
	大口町	大口町公共用物の管理に関する条例	(使用の許可)　第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可をうけなければならない。 （１）　工作物の設置その他の規則で定める行為により公共用物を使用すること。
	設楽町	設楽町環境保全取扱要綱	第５条　（２）　建築物、工作物のし尿、雑排水及び家庭雑排水　収容人員に見合う能力を有する国が認定した浄化槽を設置し、放流水質はBOD20PPM以下にし、浄化槽法に定められた設置の届出等をするとともに、所定の管理をしなければならない。ただし、別荘等一時的に町内に滞在するための建築物は、この限りでない。
三重県	四日市市	四日市市浄化槽指導要綱	放流先が都市下水路以外の排水施設で、その管理者又は権利者がある場合には、当該管理者又は権利者と事前の協議に努めること。
	志摩市	志摩市浄化槽指導要綱	第３条１１項 処理対象人員11人以上の浄化槽を設置しようとする者は、当該浄化槽からの排出水が英虞湾（三重県志摩市の深谷大橋、同市御座岬と度会郡南伊勢町田曽埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）又は伊勢湾（愛知県伊良子岬から三重県大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）に流入するときは、別表の基準に適合するよう努めるものとする。
		志摩市の自然と環境の保全に関する条例	第２８条 土砂の流失により水産生物に影響を及ぼすおそれのある行為又は河川、海洋等に直接、し尿処理水、生活汚水、産業汚水及びその他の汚水を排出する施設を設置しようとするものは、関係漁業協同組合又はその他の関係者と事前に協議しなければならない。
	熊野市	三重県浄化槽指導要綱	三重県浄化槽指導要綱に準じる。
	木曽岬町	木曽岬町汚水処理に関する指導要領	（１）　早い時期に下水道に加入する旨の確約書(別記様式)の提出 （２）　浄化槽法第７条、第１０条及び第１１条の規定を遵守し、合併浄化槽を維持管理する。 （３）　浄化槽法第１１条の定期検査書の写しの提出 （４）　浄化槽法の改正などによって、施設の改善が必要となったとき或いは施設の維持管理などに問題が発生したときは、設置者の責務において処置すること。
	度会町	浄化槽設置並びに排水放流に係る協議報告書	浄化槽関係法令等による規制はないが、町独自で必要であると判断し浄化槽設置の際に提出を求めている。
滋賀県	県内19市町	市町浄化槽取扱要綱	第４条 第１号　浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第２号　原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。
		市法定外公共物管理条例	第５条第１項および第２項 　次に掲げる行為（以下「占有等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める行為については、この限りではない。 （1）法定外公共物の敷地を占有すること。 （2）法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、または除去すること。
京都府	京都府	京都府浄化槽の設置等に関する要綱　他（各市町村も同様の運用）	・同要綱第８条第１号：浄化槽で処理した水が環境衛生上支障なく放流できる水路等を有すること。 ・同要綱第５条：放流水が公共用水域に流入するまで、水が停滞しない場所 ・BOD20ppm以下
	福知山市	福知山市浄化槽の設置等に関する要綱	第５条　設置基準　（1）浄化槽で処理した水が環境衛生上支障なく放流できる水路を有すること

２３．放流水域に対する規制について

（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
大阪府	大阪府	瀬戸内海環境保全特別措置法	第５条（特定施設の設置の許可） ※日最大50㎥/日以上の排水を、公共用水域へ放流する特定事業場内に浄化槽を該当する場合のみ適用
		大阪府生活環境の保全等に関する条例	第５９条（排出水の排出制限） ※日間平均30㎥/日以上の排出水を、公共用水域へ放流する届出事業場内に浄化槽を該当する場合のみ適用
	枚方市	枚方市公害防止条例	第３条　工場又は事業場から排出する場合は、枚方市公害防止条例施行規則第２条（水質汚濁防止法の有害物質２７物質）に定める排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。
	箕面市	し尿（希釈水）処理に関する覚書	第３条１及び２
兵庫県	兵庫県	兵庫県浄化槽指導要綱	第１章総則４設置（１）設置基準ア放流水質基準 　新たに設置する浄化槽は、放流先の生物化学的酸素要求量が１リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有する浄化槽を設置するものとする。
	神戸市	神戸市浄化槽指導要綱	第５条　浄化槽設置者は、次の表に定める水域及び処理対象人員の区分に応じ、同表に定める排水基準に適合する性能を有し、かつ、第３章に定める浄化槽の設計・構造基準に適合する浄化槽を設置しなければならない。
	淡路市	淡路市浄化槽設置指導要綱	第８条　浄化槽を設置する者は、公共用水域に放流する場合、関係する地域の水利管理者等と協議するものとする。 ２　放流に起因して生じる第三者との紛争は、すべての設置者の責任において解決しなければならない。
	兵庫県（瀬戸内海水域、円山川水域、矢田川水域、岸田川水域））	兵庫県水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第３条第３項及び第４項（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第１２条の２の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定に基づき、法第３条第１項の排水基準に代えて適用すべき同項で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準及びこれを適用すべき区域の範囲を別表第１から別表第４までのとおり定める。（瀬戸内海水域、円山川水域、矢田川水域、岸田川水域）
	兵庫県（瀬戸内海水域）	水質汚濁防止法第４条の３等の規定に基づく総量削減計画	２−２　産業系排水対策 （１）総量規制基準の設定 指定地域内事業場については、これまでに採られた取組とその難易度、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用対効果、除去率の季節変動等を考慮し、適切な総量規制基準を定め、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底する。 新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な技術の導入が可能であることに鑑み、特別の総量規制基準を設定する。 Cc等の値等については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号）により定めることとし、一部の業種については、排水量等により区分する等、業種等の実態を考慮して適切に設定する。（瀬戸内海水域）
奈良県	奈良県	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例	大型浄化槽の場合に、処理対象人員別、水域別に排水基準がある。
鳥取県	境港市	水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づく排水基準を定める条例	第２条　上乗せ排水基準 昭和48年10月16日　鳥取県条例第40号
		湖沼水質保全特別措置法第７条第１項の規定に基づく化学的酸素要求量等に係る汚濁負荷量の規制基準	３　規制基準 平成25年2月1日　鳥取県告示第55号
島根県	島根県	島根県浄化槽取扱指針	第４章浄化槽設置場所及び放流先 浄化槽を設置しようとする者は浄化槽設置場所について、関係法令に基づく区域の指定状況によく留意するとともに、おおむね次の条件を満足する設置場所及び放流先を選ぶこととし、事前に必要に応じて放流先管理者等との協議を行うこと。 １．設置場所（省略） ２．放流先 （１）付近に下水路、公共溝渠その他適当な排水場所があること。 （２）放流水により飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。
	奥出雲町	奥出雲町合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　合併処理浄化槽　し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽のうち、し尿及び雑排水（以下「汚水」という。）を各戸ごと（共同住宅にあっては、各共同住宅ごと。以下同じ。）に処理するものであって、奥出雲町が設置するものをいう。
		奥出雲町合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則	第２条　条例第２条第１号に規定する合併処理浄化槽とは、次に掲げるものをいう。 （１）　5人槽から10人槽にあっては、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置事業における国庫補助指針」に適合するもののうち、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率95%以上、放流水のBOD10mg／l以下、総窒素濃度20mg／l以下（日本建築センター評定値）の浄化機能を有するもの （２）　11人槽から50人槽にあっては、前号に準じる機能を有するもの
	松江市	松江市普通河川道路管理条例	第４条(行為の制限)　普通河川道路に関し次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
		松江市道路占用料徴収条例	第５条(占用料の減免)　地先から雨水又は汚水を溝等に排せつするに必要な排水管の埋設その他の排水施設を設けるため占用するとき。
岡山県	岡山県	岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第３　１　浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	岡山市	岡山市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第３ー１　浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	倉敷市	倉敷市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	指針第３項の１「浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。」
広島県	大竹市	大竹市浄化槽取扱指導要綱	第５条第７号　放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
	東広島市	東広島市浄化槽取扱指導要綱	第六条　浄化槽から公共用水域等に放流される水の放流先の要件は、原則として環境衛生上又は利水上支障がない場所であることとする。
	海田町	海田町浄化槽取扱指導要綱	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき町が処理することとされた建築基準法、浄化槽法及び広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例その他関係法令に定めるもののほか、浄化槽の事務の取扱い並びに工事、保守点検、清掃及び法定検査に関する必要な指導事項を定め、公共用水域等の水質の保全の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって海田町における生活環境の保全及ぶ公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
徳島県	松茂町	松茂町道路占用規定	第２条　法第３２条第１項の規定により道路の占用の許可を受けようとする者は、道路占用許可申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が必要でないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。 （１２）　占用が隣接の土地、建物その他の物件の所有者又は利用者に利害関係があると認められる場合は、その関係者の同意書 （１３）　その他
		松茂町法定外公共物管理条例施行規則	第３条　前条の許可を受けようとする者は、許可申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が理由があると認める場合は、その一部を省略することができる。 （７）　利害関係者の同意書 （８）　その他町長が必要と認める書類

２３．放流水域に対する規制について

（２）①公共用水域に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
愛 媛 県	内 子 町	内子町浄化槽設置指導要綱	第４条　浄化槽の設置は、原則として、次の各号に該当するものでなければならない。建物を改築又は増築により設置替えをしようとするときも同様とする。 （１）　浄化槽の放流水を公共用水域に放流するとき、河川等の場合は当該地区の住民代表と、農業用水路の場合は当該施設管理者と協議しなければならない。
	愛 南 町	愛南町法定外公共物管理条例	管理者の許可
福 岡 県	中 間 市	中間市浄化槽指導要綱	第６条第１項第１号及び第２号　（水素イオン濃度指数5.8から8.6まで）(BOD10ミリグラム毎リットル以下)
	古 賀 市	古賀市浄化槽の設置等に関する条例	第３条　浄化槽から排出する放流水（以下「放流水」という。）の水質基準は、次のとおりとする。 （１)50人槽以下　生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及びBOD20ミリグラム/リットル以下 （２)51人槽以上　BOD除去率95パーセント以上及びBOD10ミリグラム/リットル以下 第４条　浄化槽を設置しようとする者は、放流水の放流先の処理その他浄化槽設置の適否について、あらかじめ市長と事前に協議しなければならない。
	遠 賀 町	遠賀町河川水質の浄化及び保全に関する条例	第３条　浄化槽の排水口における水質は遠賀町合併処理浄化槽の普及に関する条例（平成２年条例第７号）第５条の基準を満たすものとし、排水処理は合併処理方式とする。
	苅 田 町	苅田町町有水面及び道路の占用条例	第２条　道路水面及びこれに付属する土地を占用しようとする者は、道路（水面）占用許可申請書（様式第１号）に次の書類を添えて町長に提出して許可を受けなければならない　（１）～（５）
佐 賀 県	伊 万 里 市	伊万里市法定外公共物管理条例	第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。（３）法定外公共物の流水の方向、分量、幅員若しくは深浅又は敷地の現状等に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。
	神 埼 市	河川法第２４条（市以外の水域）	河川法第２４条の規定に基づく許可申請
		神埼市法定外公共物の管理に関する条例施行規則	神埼市「法定外公共物（道路法及び河川法が適用されない土地）占用等の許可等」汚水放流許可申請書
長 崎 県	松 浦 市	松浦市環境保全条例	第４条第１項　　河川等公共用水域に家庭排水を放流する者は、衛生的に浄化の上放流するよう、汚水枡、ろ過池等の処理施設を設ける等、努めなければならない。 第４条第２項　　し尿浄化槽を設置している者は、常に適正な維持管理を行わなけれなならない。
熊 本 県	熊 本 県	熊本県浄化槽取扱要項	第１５条 ・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	天 草 市	天草市浄化槽取扱要綱	第１８条 （１）　放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること （３）　放流水は、地下浸透させないこと
	錦　町	錦町浄化槽取扱要項	第１５条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。 ２　浄化槽からの放流水を河川、公共用水等に放流することが困難な場合においてその放流水を地下浸透処理方式により処理する者は、『錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準』に定める規定に適合しなければならない。
宮 崎 県	宮 崎 県	宮崎市浄化槽指導要領	第４条第２項　環境衛生上または利水上支障がない場所であること。なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。
鹿 児 島 県	鹿 児 島 県	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	第２節　設置場所等 浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。 ２　放流先 （１）　環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。
	鹿 児 島 市	浄化槽指導要綱	第１２条　浄化槽からの放流水は、次に掲げる条件を満たす場所に放流するものとする。 （１）放流先（側溝、水路又は河川等）に接続できること。 （２）放流先に所有者又は管理者がある場合は、事前に十分協議し、承諾を得ていること。 （３）環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	日 置 市	日置市環境保全条例	第８８条（浄化槽の適正な維持管理義務）　浄化槽の設置者は、その排水等により生活環境を汚染しないようその清掃を定期的に行うとともに、これを適正に維持管理しなければならい。

注釈）自治体における条例・規則・運用に基づく規制のみを掲載しており、各法（水質汚濁法等）による規制ついては掲載していない。

２３．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
北海道	札幌市	札幌市浄化槽指導要綱	３　設置基準 （２）　放流先及び設置場所等 ア　放流先の条件 （ア）　放流水は環境衛生上支障のない水路等へ放流するものとする。なお、放流先の管理者の同意が必要な場合は、あらかじめ協議すること。
	北見市	北海道有土地改良財産の譲与に関する条例	第３条の２　前項の規定により道有土地改良財産の譲与を受けた土地改良区等は、当該譲与を受けた日から知事が指定する期間を経過するまでの間に当該財産について目的外の使用、用途の廃止その他知事の指定する行為をしようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
	砂川市	砂川市個別排水処理施設条例施行規則	第１０条　浄化槽法施行規則第１条に掲げる事項
	島牧村	環境省関係浄化槽法施行規則	第１条の２ 浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準は、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が１リットルにつき20ミリグラム以下であること及び浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合が90%以上であることとする。
	仁木町	余市川土地改良区財産の使用に関する規程	第２条　理事長は、財産を使用しようとする者から、あらかじめ財産使用承認申請書により、その申請をさせるものとする。 第３条　前条の申請書の提出があった場合は、理事会において使用承認の適否を決定するものとする。ただし、別表に掲げるものについては、理事長の先決によるものとする。 ２　前項により使用の決定、不承認をした場合は文書をもって申請者に通知するものとする。 別記第２号様式　財産使用承認書の２　条件の項目（使用上の制限）（７）アの【備考】用排路に排水するときは、次の事項を追加すること。また、水質は、次の基準値を常に満たしていなければなりません。「水質汚濁に係る環境基準２生活環境にかかるもの（河川）類型Dの基準値」
青森県	十和田市	稲生川土地改良区多目的使用規程	第１０条　施設の使用者はすべての承認条件を厳守し、土地改良区に対し不利益な行為及び事業に支障となる場合は、保証人と連帯してその一切の責任を負うものとする。
		十和田土地改良区多目的使用規程	第９条　施設の使用者はすべての承認条件を厳守し、土地改良区に対し不利益な行為及び事業に支障となる場合は、保証人と連帯してその一切の責任を負うものとする。
岩手県	紫波町	紫波町下水道条例施行規則	第２条第２項　放流水の生物化学的酸素要求量において、除去率が90%以上で、かつ日間平均値を１リットルにつき20ミリグラム以下にすることができるもの。
	西和賀町	西和賀町道路管理規則	第１０条　浄化槽を設置し、その排水を町管理の道路側溝、河川、法定外公共物に放流しようとする者は、浄化槽排水放流許可申請書に、次に掲げる図書を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めたものについては、添付図書の一部を省略することが出来る。
宮城県	大河原町	黒沢尻用水路土地改良区他目的使用並びに使用料徴収規程	第６条　浄化槽等設置により処理水を放流するため施設を使用するときは、使用者は契約条項並びに水質基準を厳守するとともに、別表２に掲げる基準により使用料を納付しなければならない。
		黒沢尻用水路土地改良区手数料徴収規程	第２条　手数料は下記のとおりとする。 浄化槽設置放流同意書の交付　（１）雑排水放流　（２）浄化槽設置放流
	村田町	村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第４条（３） ア　放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ　放流先は原則として耐水材料で造られ、放流っ水量を収容するに十分なものであること。 ウ　放流先の流末は、河川、水路、側溝等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 エ　設置、放流先等の利害関係者等と、事前の協議調整が行われていること。 オ 放流水の水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）は20PPm以下、除去率90パーセント以上とすること。
	柴田町	柴田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第四条第２号
	川崎町	川崎町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第６条　放流水の放流先、清掃等については、法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。 （１）　側溝、下水溝等に放流する場合 ア　放流先は、原則として耐水材料で造られ放流水量及び浄化槽からの排水を収容するのに十分なものであること。 イ　側溝等の流末は、河川、用水等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 ウ　道路等の側溝を利用する場合は、排水先開渠に必要な長さをもつ構造の蓋掛け等の措置を講じること。 （２）　河川、農用水路に放流しようとする場合 ア　放流水量に対し、河川水量等は十分これが希釈可能な水量を有していること。 イ　河川水等の滞流している部分でないこと。 （３）　湖沼等に放流する場合 ア　小水域でないこと。
	山元町	山元町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	放流水の排出基準…生物化学的酸素要求量は20ｍｇ／ｌ以下とするが放流先の流況及び環境によっては更に減じなければならない。 放流先について…放流先は環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。放流地点については水利権者等の承諾を得ること。
	角田市	角田市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第４（２）放流先について　ア　放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	多賀城市	多賀城市開発指導要綱	第１４条第３項及び第４項 水利組合の同意 市長の許可
		多賀城市公共物管理条例	第４条第１項第５項 水利組合の同意 市長の許可
秋田県	大仙市	大仙市大曲土地改良区管理施設使用規定	第４条　この土地改良区の管理する水路には農耕用以外の水、又は汚水を放流してはならない。但し住宅の使用水、営業による排水及び浄化水にしてやむを得ない事由により、水路に放流しなければならない場合には、排水放流申請書を理事長に提出し承認を受けた場合に限り放流することができる。
		大仙市西仙北土地改良区施設使用規定	第１２条　排水放流による使用として、住宅の生活廃水、工場の廃水等にして止むを得ない事由により、かんがい用水路に放流しなければならない場合は、廃水水質基準を遵守することを条件に様式１号に定める申請書を理事長に提出し、様式第３号に定める許可書交付後放流すること。
		秋田県仙北平野土地改良区用排水路管理規定	第１６条　土地改良区が管理する用排水路等を、工作物の設置等によって他の目的に使用する者は、理事長の許可を受けなければならない。
		秋田県仙北平野土地改良区用排水路等使用規則	第３条　用排水路管理規定第１６条及び第１７条の許可を受けようとする者は、申請書を理事長に提出しなければならない。

２３．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
福 島 県	大 玉 村	大玉土地改良区農業用用排水路使用規程	用排水路使用申請
	楢 葉 町	楢葉町土地改良区土地改良施設他目的使用規程	第３条
	大 熊 町	大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	水質汚濁防止法第３条及び第３項及び第４項の規定に基づく排水基準及びこれを適用する区域を別表第２のとおり定める。
		大熊町土地改良区施設取扱規定	第８条
	田 村 市	田村市浄化槽事務処理要領	第２条第２項　放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化雄の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りではない。 管理者の許可が必要。
	南 相 馬 市	南相馬市浄化槽事務処理要領	第２条第３項第２号　放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りではない。
	郡 山 市	郡山市浄化槽事務処理要領	第２－４－（１１） 放流先に水利権等がる場合は、あらかじめ当該水利権者等の同意を得るなどして将来に紛争を生じないようにすること。
茨 城 県	茨 城 県	茨城県浄化槽指導要綱	第３　浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
	土 浦 市	土浦市公共物管理条例	第４条　次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）　公共物の敷地又は水面若しくは河川及び水路の流水を使用すること。
	古 河 市	古河市法定外公共物管理条例	第４条（許可）公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を得なければならない。 （１）公共物の敷地又はその上空及び地下において、工作物等を新築し、改築し、又は除却すること。 （２）公共物の敷地、流水又は水面を占用又は使用すること。
		古河市法定外公共物管理条例施行規則	第３条（許可）　条例第４条に規定する許可は、法定外公共物使用（占用・工事施工）許可書（様式第３号）による。
	龍ケ崎市	牛久沼土地改良区施設使用並びに手数料徴収規程	第１条、 第２条、 第３条、 第４条、 第５条
	常 総 市	常総市法定外公共物管理条例	管理者の許可
	常陸太田市	常陸太田市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、国の場合は、あらかじめ市長に協議することをもつて足りる。 （１）　施設等の新築、改築又は除却等により土地を使用すること。 （２）　掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更すること。 （３）　土石その他の産出物を採取すること。 （４）　流水を占用すること。 （５）　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	北茨城市	北茨城市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （１）敷地又は流水水面を使用すること。 （２）工作物、物件又は施設（以下「工作物」という。）を新築し、改築し、又は除去すること。 （３）流水を利用するため、これを停滞させ、または引用すること。 （４）敷地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更すること。 （５）前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。
	笠 間 市	土地改良施設他目的使用並びに使用料徴収規程	第２章施設の使用 第５条 　浄化槽等設置により、処理水を放流するため施設を使用するときは、使用者は承認条件を厳守するとともに、別表第１号により使用料を納付しなければならない。 別表第１号 　雑排水　10,000円(浄化槽１人槽当り:一時金)
	つくば市	つくば市法定外公共物管理条例	第４条
	鹿 嶋 市	茨城県浄化槽指導要綱	第３条　３　放流先の条件 浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。この場合において、付近に適当な放流先がない場合には、「浄化槽の放流水を敷地内で処理する場合の取扱いについて」(昭和62年7月10日付け環境管理課長・建築指導課長通知)により処理するものとする。
		鹿嶋市公共物管理条例	(使用等の許可) 第４条　公共物において、次の各号に掲げる行為(以下「使用等」という。)をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （１）　工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 （２）　流水水面又は敷地を使用すること。 （３）　流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 （４）　流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 （５）　生産物を採取すること。 （６）　土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採をすること。 （７）　前各号に掲げるもののほか、公共物を本来の目的以外に使用すること。
	常陸大宮市	茨城県浄化槽指導要綱	第３　浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
		法定外公共物管理条例（市町村）他	法定外公共物に関し、流水水面又は敷地を占用し、又は使用をする者は、市長の許可を受けなければならない。
	筑 西 市	筑西市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （1）道路法第３２条第１項及び道路施工令第７条に規程する工作物、物件又は施設の新築、改築又は除去等により法定外公共物を使用すること。 （2）掘削、盛土、切土その他法定外公共物の形状を変更すること。 （3）流水を利用するため、これを引用すること。 （4）前３号に掲げるもののほか法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。

２３．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
茨 城 県	坂 東 市	農業用水路管理者の同意による	農業用水路管理者の同意による
	神 栖 市	神栖市法定外公共物管理条例	第４条　法定外工作物において、本来の目的を損なわない範囲において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 （２）流水、水面又は敷地を使用すること。 （３）流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 （４）流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。 （５）生産物（前条第３号に該当するものを除く。）を採取すること。 （６）土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為（前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。）又は竹木の植栽若しくは伐採をすること。 （７）前各号に掲げるもののほか、本来の目的以外に使用すること。
	行 方 市	行方市戸別浄化槽整備事業に関する条例施行規則	第３条　条例第２条第１項第１号に規定する戸別浄化槽は、放流水が生物化学的酸素要求量10mg/L以下、総窒素量10mg/L以下及びりん１mg/L以下の浄化機能を有するものとする。
	小 美 玉 市	茨城県霞ケ浦水質保全条例施行規則	第５条　条例第１１条の３第１項の規則で定める排水基準は、別表第３に掲げるとおりとする。
	茨 城 町	茨城県浄化槽指導要綱	第３　浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
		茨城県霞ケ浦水質保全条例	第２１条の６　霞ケ浦流域内において生活排水を処理する者は、次に掲げるところにより、生活排水を適正に処理しなければならない。 (３)合併処理浄化槽を設置するときは、窒素又はりんを除去する性能を有する合併処理浄化槽（規則で定めるものに限る。第２１条の９において「高度処理型浄化槽」という。）を設置すること。
	東 海 村	管理する水利組合による	管理する水利組合による
	大 子 町	大子町公共物管理条例	(許可)第４条　公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。（１）　工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
	八 千 代 町	八千代町浄化槽設置整備事業補助金交付要項	第５条(７)　放流先管理者の許可
	利 根 町	土地改良施設他目的並びに手数料徴収規定	第３条、第５条、第６条
栃 木 県	足 利 市	足利市法定外公共物の管理に関する条例	第５条　（６）水路に汚水その他これに類するものを放流すること
	栃 木 市	栃木市法定外公共物管理条例	第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 （１）　法定外公共物の敷地又は水面を使用すること。 （２）　法定外公共物の敷地内において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 （３）　法定外公共物の敷地内において、掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。 （４）　法定外公共物の敷地内において、土石、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。 （５）　河川及び水路の流水を占用すること。 （６）　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理及び利用に影響を及ぼす行為をすること。
	真 岡 市	真岡市法定外公共物管理条例	第４条　利害関係人の同意
	大 田 原 市	大田原市法定外公共物管理条例	第４条第２項　市長は、前項の許可するに当たり公共の利益に寄与するため管理上必要な条件を付することができる。
	下 野 市	下野市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （１）　工作物、物件又は施設(以下「工作物等」という。)を新築し、改築し、又は除却すること。 （２）　特定の目的のために占用又は使用(以下「占用」という。)をすること。 （３）　前２号に掲げるもののほか、法定外公共物について工事をし又は本来の目的以外に使用すること。
	上 三 川 町	上三川町土地改良区施設他目的使用規程	適当な放流先が農業用水路しかない場合に、土地改良区施設他目的使用契約書を提出することで放流を認める。（東部地区のみ該当。他は町の管轄外。）
	茂 木 町	茂木町法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長に許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）　敷地又は上空若しくは地下において工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 （２）　流水面又は敷地を使用すること。 （３）　流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。 （４）　流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼすこと。 （５）　土地の掘削、盛土若しくは切土その他の形状を変更する行為（前各号に掲げる行為について許可を受けた場合において、当該行為のためにするものを除く。）又は竹木の植栽若しくは伐採すること。 （６）　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物を本来の用途以外に利用すること。
	芳 賀 町	芳賀町法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、各号に掲げる行為をする者は規則の定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。
群 馬 県	群 馬 県	群馬県浄化槽指導要綱	第２の４放流先の条件 （３）放流先が農業用水路等である場合には、原則としてその所有者又は管理者と協議を行うこと。
	前 橋 市	前橋市浄化槽指導要綱	所有者又は管理者と協議を行うこと。
	高 崎 市	高崎市浄化槽指導要綱	第２条第３項(２)　放流先が農業用水路等である場合には、原則としてその所有者又は管理者と協議を行うこと。
	桐 生 市	桐生市公共物使用等に関する条例	第４条　公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （６）　工場又は事業場等の排出水等を公共物に流入させること。
	みなかみ町	みなかみ町公共物使用等に関する条例施行規則	第５条　条例第４条第５号の規定に基づき、排出水を公共物に流入させようとする者は、工場等排出水流入許可申請書(様式第４号)を町長に提出しなければならない。
	明 和 町	明和町土地開発事業指導要綱	第７条　事業主は、法令・通達及び県が定める基準（群馬県開発許可制度の手引）によるもののほか、別表に定める基準に適合するように工事の設計をしなければならない。 別表（第７条関係）４．排水施設　３放流同意　（６）開発区域内の生活排水を道路側溝及び水路等に放流する場合は、所管部署に事前に許可をを得ること。
	千 代 田 町	千代田町住宅等の小規模雑排水処理指導要綱	第６条　住宅等の小規模雑排水を農業排水路及び河川等へ放流する場合は、その管理者等の同意書(様式第２号)を町長に提出するものとする。

２３．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
埼玉県	埼玉県	埼玉県浄化槽設置指導要綱	第４　設置基準等　４　放流先の確保
	川越市	川越市浄化槽設置指導要綱	第４－４－（２）公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は当該管理者と協議すること。
	行田市	行田市浄化槽処理水の市管理道路側溝への報酬に関する要綱	第６条　合併処理浄化槽の処理水を放流しようとする側溝の流末が、農業用用排水路に接続されているものについては、事前に、合併処理浄化槽を設置しようとする者と農業用用排水路管理者との間で承認又は協議が行われているものでなければならない。
	本庄市	根拠法令なし	農業用水路に放流する場合、浄化槽の放流水の基準を満たした上で用排水組合の同意が必要となる。
	東松山市	東松山市生活排水処理施設設置指導要綱	第６条　浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有する者は、公共用水域に浄化槽による処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者と協議しなければならない。
	狭山市	狭山市小型合併処理浄化槽設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱い要綱	第１条　道路側溝は路面の雨水排水を目的として設置した施設であり、一般家庭等の生活排水を市管理道路側溝（以下「側溝という。）へ放流することは原則として認めていないが、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図る観点から、浄化槽の処理水を放流させることを例外として認めることとし、この取扱いについて必要な事項を定めるものである。 第３条　放流が可能な浄化槽は、放流可能な浄化槽は、放流可能な側溝を敷設した市管理道路に面した住宅敷地に設置される処理対象人員10人以下の小型合併処理浄化槽とする。 ２　放流が可能な側溝は、流水が地中に浸透することなく流末の河川等に流れる構造のもので、流下能力に余裕があり、浄化槽の処理水を放流してもなお道路からの雨水等の排水を妨げないものとする。 第４条　浄化槽の処理水を側溝へ放流することができる区域は、下水道法第４条第１項に規定する事業計画の認可を受けた区域以外の区域であって、側溝以外に排水することが困難な区域に限るものとする。
		狭山市小型合併処理浄化槽設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱い要綱運用規程	第２条　要綱の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）　小型合併処理浄化槽とは、10人槽以下のし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下、BODという。）除去率90％以上、法流水のBODが20mg／ℓ（日間平均値）以下の性能を有するものをいう。 （２）　住宅とは、専ら居住を目的とした住宅をいう。（併用住宅を含む） 第３条　接続方法については、次の各号に定めるものとする。 （１）　接続可能な側溝（流末が確保されており、降雨時に異常冠水する恐れのない、浸透式側溝でないもの）に接続すること。 ア　U字溝は240mm×240mm以上のものとする。 イ　スリット側溝及びLU側溝は、清掃用の枡等を設置するものとし、その間隔は20mを基本とし、設置箇所については道路管理者と協議するものとする。また、大きさについてはU字溝の基準と同等以上とする。 （２）　取り付け管は、VP100mmとする。 （３）　民地の最終枡は、官民境界から30cm以上離すこと。 （４）　側溝（１製品あたり）への接続可能な取り付け管数は１とする。（（５）の場合を除く。） （５）　長尺U型側溝等については、複数の取り付け管の接続を可能とする。ただし、取り付け管の間隔は施工性、側溝の強度、維持管理上から、１m以上離した位置に設けること。
	蓮田市	蓮田市農業集落排水処理施設条例	第１２条
	坂戸市	坂戸市環境保全条例	第２３条　市民は、生活排水が水環境に与える影響を認識し、公共用水域に生活排水を排出するときは、浄化装置を設置し排出するように努めなければならない。
	幸手市	幸手市法定外公共物管理条例	第４条第２項　市長は、前項の許可をする場合において、法定外公共物の管理のために必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。
	日高市	日高市公共物管理条例	第５条（行為の許可）
	吉川市	吉川市水路等の整備に関する規則	第５条１項（１０）　排水の放流先は、原則として排水路又は用排水路兼用水路とすること。ただし、やむを得ず用水路へ放流する場合は、当該開発区域を含む区域を管轄する農事組合（吉川市農事組合規則（昭和54年吉川町規則第９条）第２条に規定する農事組合をいう）の代表者から同意書（別紙様式）を得ること。
	伊奈町	伊奈町浄化槽に関する指導要綱	管理者の同意
	越生町	越生町合併処理浄化槽設置指導要綱	（許可等）合併処理浄化槽の設置又は既存単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を使用とする者（以下「合併処理浄化槽の設置者」という。）は、公共用水域に処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者の許可を受けなければならない。
		越生町普通河川条例	（流水占用等の許可）次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければ成らない。 普通河川の区域内の土地を占用すること。
	小川町	小川町合併処理浄化槽設置指導要綱	第１２条第２号　公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議する。 第１２条第３号　私有の下水溝、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議すること。 第１２条第４号　浄化槽の設置で道路を占有する場合は、当該管理者と協議すること。
	神川町	神川町公共物管理条例	第４条　公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
	上里町	上里土地改良区定款	第４条　２　この土地改良区は、前項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。
		上里西部土地改良区定款	第４条　２　この土地改良区は、前項第１条及び第２条の事業に附帯しその事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

２３．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
千葉県	勝浦市	勝浦市土地改良施設他目的使用規程	第３条　前条の施設を使用しようとする者は、左記事項を記載した申請書（様式一号）を理事長に提出し、承認をうけなければならない。
	いすみ市	いすみ市法定外公共物管理条例	第４条　法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （１）省略 （２）特定の目的のために占用又は使用（以下「占用等」という。）すること。
	多古町	多古町法定外公共物管理条例	管理者の許可・承諾
東京都	青梅市	農業用水路の使用についての覚書	公設浄化槽の放流先が農業用水路の使用の場合は届出を行う
	日野市	日野市普通河川等管理条例	第５条第２項「普通河川等に、生活廃水及び雨水等を放流しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。」
		日野市普通河川等管理条例施行規則	第３条第２項「条例第５条第２項の規定により承認を受けようとする者は、普通河川等放流承認申請書（第２号様式）を市長に提出しなければならない。」
			前２項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合にはその一部を省略することができる。 （１）印鑑証明書（法人の場合は、資格証明書）及び利害関係者同意書 （２）案内図及び位置図 （３）平面図、縦断面図、構造図及び設計仕様書 （４）占用求積図、公図の写し、公共用地境界確定図及び土地登記簿謄本
神奈川県	神奈川県	浄化槽指導要綱	別表（事務取扱要領　２（３）関係）
	川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	第４５条　排水に関する規制基準は、次に掲げる事項について、規則で定める。
		川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則	第４２条　条例第４５条第１項の規制基準は、別表第１１及び別表第１２のとおりとする。
	平塚市	平塚市水路に関する条例	第４条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）　水路の敷地又は上部若しくは下部に工作物を新設又は改築し、その水路の敷地を占用すること。 （２）　水路の敷地を掘さく、盛土し、及び堤防及び護岸その他水路の付替等の工事又はこれらに類する行為をすること。 （３）　水路に流水させるために工作物を設置すること。 （４）　汚水等を水路に流入させること。 （５）　前各号に掲げるもののほか、水路の管理保全のため市長が特に必要と認めたもの ２　市長は、水路管理上必要があると認めたときは、前項の規定による許可の際、条件をつけることができる。
	寒川町	水質汚濁防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例	公共下水道処理区域外であること。（条例第１０５条） 道路管理者の許可を要し、浄化槽の基準については、浄化槽法に基づく型式認定浄化槽、建築基準法に基づく型式適合認定浄化槽に該当すること。
	中井町	条例等なし	水利組合に要相談
新潟県	阿賀野市	阿賀野川土地改良区土地改良施設使用規程	第１条 定款第４条第３項の規程により、本土地改良区の行う事業の目的を妨げない範囲内で土地改良施設（以下「施設」という。）を他の目的に使用させる場合については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。
	南魚沼市	南魚沼市浄化槽条例	第１５条 特定事業場から汚水を排除して浄化槽を使用する者は、下水道条例第８条第１項第１号から第４号まで及び第２項に規定する基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。
		南魚沼市下水道条例	第８条　特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置している者又は終末処理場を設置している流域下水道に接続している者に限る。以下第９条において同じ。）を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 （１）　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量　１リットルにつき380ミリグラム未満 （２）　水素イオン濃度　水素指数５を超え９未満 （３）　生物化学的酸素要求量　１リットルにつき５日間に600ミリグラム未満 （４）　浮遊物質量　１リットルにつき600ミリグラム未満 （５）　ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア　鉱油類含有量　１リットルにつき５ミリグラム以下 イ　動植物油脂類含有量　１リットルにつき30ミリグラム以下 （６）　窒素含有量　１リットルにつき240ミリグラム未満 （７）　燐含有量　１リットルにつき32ミリグラム未満
石川県	宝達志水町	宝達志水町個別排水処理施設条例	第３条２項　放流水の生物化学的酸素要求量の除去率が90%以上を有し、かつ、放流水の生物化学的酸素要求量が１リットル当たり20ミリグラム以下
福井県	勝山市	勝山市公害防止条例	第４８条　し尿浄化施設を設置しようとする者は、規則で定める位置にし尿浄化施設を設置し、規則で定める放流先に放流水を放流しなければならない。ただし、周囲の状況等から市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。
		勝山市公害防止条例施行規則	第１８条　条例第４８条に規定する規則で定めるし尿浄化施設の位置及び放流水の放流先は、次の各号に掲げるとおりとする。 （１）　し尿浄化施設の位置 ア　し尿浄化施設の機能を適正に維持管理することができるところ イ　公衆衛生上良好な環境を保持することができるところ ウ　近隣住民に不快感を覚えさせないところ （２）　放流水の放流先 ア　放流先の水量が放流水量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水路であつて、市長が支障なしと認めたところ イ　放流経路が地中に埋設され、かつ、清掃が可能なように設置された暗渠であって、当該暗渠が前アに掲げる公共の河川又は下水路に接続されている場合
山梨県	南部町	浄化槽設置届申請時における覚書	浄化槽の設置及び放流に関する事項 ２　浄化槽を設置する場合は、浄化槽の放流先が環境衛生上、又は利水上支障を生じない放流先であること。 ３　放流先の河川、側溝等に国、県又は町の放流の規制を行っている場合は、これに従うこと。 ４　あらかじめ次の事項を確認の上、必要な措置を講じた上で設置手続きを行うこと。 ア　放流先は、放流水を放流する水路等を有し、かつ放流水の疎通が適当であるかどうか。 イ　私有の水路等に放流、又は地下浸透する場合、これに従う紛争を防止するための措置が必要かどうか。

２３．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
長野県	松本市	松本市浄化槽法施行規則	第４条 （３）放流先の河川等は、環境衛生上の支障を生じないだけの水量が十分あり、かつ、滞留していないこと （７）他法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には、法令上の手続きが行われていること
	須坂市	須坂市公害防止条例、同施行規則	・放流先は常時相当量の流水量があり、かつ、河川又は水路へ直接流入していること。 ・放流先が接続している河川等は、流入する放水量のおおむね100倍以上の希釈水量を有し、かつ、滞留していないこと。 ・河川等の管理者が放流について承諾していること。
	伊那市	伊那市浄化槽法関係事務処理要領	・放流水による環境衛生上の支障を生じないように、保守点検及び清掃等適正な管理を実施すること。 ・河川管理者、水利権者その他の関係者と事前に十分協議し、関係法令の規定に基づく河川管理上の手続等が必要なときは、その手続きを経ること。
	中野市	中野市公共物管理条例	第１３条第１項　市長はこの条例に基づく許可には、公共物の維持管理上必要な条件を付することができる
	大町市	浄化槽の設置及び維持管理に関する指導基準(内規)	第２　設置に関する基準の６　放流先の河川等は原則として次によるものとする。 （1）放流水等により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
	塩尻市	塩尻市家庭雑排水等処理施設設置等指導要綱	第８条 （１）　放流先が用水路又は側溝である場合は、当該用水路又は側溝が、処理水により環境衛生上の支障を生じない流水量を有し、かつ、河川へ直接流入していること。 （３）　河川、用水路又は側溝の管理者が、放流口の設置について承諾していること。
	麻績村	・麻績村環境保全条例 ・麻績村環境保全条例施工規則 ・麻績村浄化槽整備推進事業に関する条例施行規則	・5～10人槽は放流水がBOD10mg/ℓ、総窒素量10mg/ℓ以下、11～50人槽はBOD20mg/ℓ以下の放流水質であること （１公共用水域に放流する場合に準ずる）
	朝日村	浄化槽法事務処理要領	第２-３　設置届出等の審査の留意事項
		浄化槽の設置に関する指導基準	第２-６　放流先の河川等は原則として次によるものとする。
	池田町	池田町汚水処理指導要綱	第２（１）合併処理浄化槽の放流先は水路とする。又、単独し尿浄化槽の放流水の放流先は町が指定する水路とする。尚、水路使用については必ず土地改良区の承諾を得ること。 第２（４）放流先の水路の清掃は、関係利用者が共同の責任で常に清潔に管理すること。
	松川村	浄化槽の設置に関する指導基準	放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留してはいけない。
	木島平村	木島平村環境保全条例施行規則	第３条　条例第４条第３項に規定する排水処理浄化槽は放流口でBOP除去率がおおむね50%以上及びSS除去率がおおむね80%以上の処理能力を備えた３層以上の沈澱濾過槽で村長が定めたものとする。
	飯綱町	飯綱町自然環境保全条例施行規則	第３条 別表第２ 保健休養地について、処理水は後処理を行い、BODを10mg／Ｌ以下とすること
岐阜県	美濃市		法令等はないが農業用のため流し込むこと自体を認めていない
	可児市	可児市開発協議要綱	４４条　事業者は、浄化槽放流水の放流先関係者と事前に協議を行い、当該管理者及び水利権者等の了解を得るものとする
	笠松町	羽島用水土地改良区施設利用規定	
	揖斐川町	土地改良区施設利用規程	第２章　施設の利用　第３条　家庭用雑排水、浄化槽設置による処理水の落口工並びに出入に利用する橋梁等を、前条施設に構築し、利用しようとする者は、下記事項を記載した申請書を作成し、総代及び役員等の同意書を添えて理事長に提出し、許可を受けなければならない。 １．利用場所　２．利用目的及び職業　３．数量　４．利用方法に関する計画書及び図面　５．利用期間　６．工事期間　７．その他必要事項
	瑞穂市	瑞穂市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱に係る設計指導基準	放流先水域の関係者と事前に協議を行い、当該管理者等の了解を得ること
	川辺町	川辺町木曽川右岸用水土地改良区維持管理規定	（第１４条第１項第１号）　用水路への生活雑排水等の放流は原則として認めない。（※排水路への放流は規制無し）
静岡県	富士宮市	富士宮市普通河川条例	第４条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （1）　普通河川の流水を占用すること。
	御殿場市	御殿場市河川管理条例	第４条　市長の許可を受けなければならない
	裾野市	裾野市普通河川条例	第４条　普通河川の流水を占用する者は市長の許可を受けなければならない。
愛知県	碧南市	碧南市土地改良区多目的使用並びに手数料徴収規定	放流承諾願を理事長に提出し、その承諾を受けなければならない。
	刈谷市		法令等の根拠はないが、刈谷土地改良区域において、改良区及び改良区の地元理事の協議が必要
	江南市	江南市土地改良区定款	江南市土地改良区の管理に属する水路に浄化槽処理水を排水する場合は、同土地改良区の許可を受けなければならない。
		江南市土地改良区規約	江南市土地改良区の管理に属する水路に浄化槽処理水を排水する場合は、同土地改良区の許可を受けなければならない。
		江南市土地改良区管理施設多目的使用規程	江南市土地改良区の管理に属する水路に浄化槽処理水を排水する場合は、同土地改良区の許可を受けなければならない。
	小牧市	小牧市生活汚水放流に関する指導要綱	第４条　前条の規定により汚水を放流しようとするもの(以下「施行者」という。)は、工事の施行前(建築基準法(昭和25年法律第201号)第６条第１項の規定による確認が必要な場合は、同項の申請前)に公共用物等の届出書(様式第１。以下「使用届出書」という。)を市長に提出しなければならない。 第５条　使用届出書には、当該汚水の放流に関係する区長への報告をした経緯書と、公共下水道が整備されたときは排水をこれに接続する旨の誓約書(様式第２)を添付するものとする。 第６条　汚水の放流先は、コンクリート等恒久的な構造を有し、流末が河川又は水路に接続していなければならない。 第７条　建築敷地内の排水施設の先には、別表の基準に適合する沈殿桝を設置するものとする。ただし、当該基準を超えるものについては、別に協議をするものとする。
	尾張旭市		根拠条例等はないが、質問があれば、放流しないように説明している。
	岩倉市	岩倉市公共用物の管理に関する条例	管理者の許可
		岩倉市公共用物の管理に関する条例施行規則	第４条(５)雑排水、雨水等を放流する管類は必要最小限度の口径のもの１箇所とし、かつ、放流箇所の直近の私有地側に集水桝を設けること。
	設楽町	設楽町環境保全取扱要綱	第５条　（２）　建築物、工作物のし尿、雑排水及び家庭雑排水　収容人員に見合う能力を有する国が認定した浄化槽を設置し、放流水質はBOD20PPM以下にし、浄化槽法に定められた設置の届出等をするとともに、所定の管理をしなければならない。ただし、別荘等一時的に町内に滞在するための建築物は、この限りでない。

２３．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
三重県	四日市市	四日市市浄化槽指導要綱	放流先が都市下水路以外の排水施設で、その管理者又は権利者がある場合には、当該管理者又は権利者と事前の協議に努めること。
	熊野市	熊野市浄化槽取扱内規	市が管理していない農業用排水路に放流する場合は、その施設の管理者又は権利者と事前に協議し、同意書を添付することが望ましい。
	度会町	浄化槽設置並びに排水放流に係る協議報告書	浄化槽関係法令等による規制はないが、町独自で必要であると判断し浄化槽設置の際に提出を求めている。
	紀北町	農業用水路管理者との協議	条例等は特にないが農業用水路管理者との聴き取り等で同意を受けています。(同意書までは求めていない)
	木曽岬町	木曽岬町汚水処理に関する指導要領	（１）　早い時期に下水道に加入する旨の確約書(別記様式)の提出 （２）　浄化槽法第７条、第１０条及び第１１条の規定を遵守し、合併浄化槽を維持管理する。 （３）　浄化槽法第１１条の定期検査書の写しの提出 （４）　浄化槽法の改正などによって、施設の改善が必要となったとき或いは施設の維持管理などに問題が発生したときは、設置者の責務において処置すること。
滋賀県	県内19市町	市町浄化槽取扱要綱	第４条 第１号　浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第２号　原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。
京都府	福知山市	福知山市浄化槽の設置等に関する要綱	第５条　設置基準　（1)浄化槽で処理した水が環境衛生上支障なく放流できる水路を有すること
大阪府	大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	第５９条（排出水の排出制限） ※日間平均30㎥/日以上の排出水を、公共用水域へ放流する届出事業場内に浄化槽を該当する場合のみ適用
	枚方市	枚方市公害防止条例	第３条　工場又は事業場から排出する場合は、枚方市公害防止条例施行規則第２条（水質汚濁防止法の有害物質27物質）に定める排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。
	阪南市	阪南市開発指導要綱	その他の協議事項(用排水)　第５５条
兵庫県	兵庫県	兵庫県浄化槽指導要綱	第１章総則４設置（１）設置基準ア放流水質基準 　新たに設置する浄化槽は、放流先の生物化学的酸素要求量が１リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有する浄化槽を設置するものとする。
	神戸市	神戸市浄化槽指導要綱	第５条　浄化槽設置者は、次の表に定める水域及び処理対象人員の区分に応じ、同表に定める排水基準に適合する性能を有し、かつ、第３章に定める浄化槽の設計・構造基準に適合する浄化槽を設置しなければならない。
	淡路市	淡路市浄化槽設置指導要綱	第８条　浄化槽を設置する者は、公共用水域に放流する場合、関係する地域の水利管理者等と協議するものとする。 ２　放流に起因して生じる第三者との紛争は、すべての設置者の責任において解決しなければならない。
	兵庫県（瀬戸内海水域、円山川水域、矢田川水域、岸田川水域））	兵庫県水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第３条第３項及び第４項（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第１２条の２の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定に基づき、法第３条第１項の排水基準に代えて適用すべき同項で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準及びこれを適用すべき区域の範囲を別表第１から別表第４までのとおり定める。（瀬戸内海水域、円山川水域、矢田川水域、岸田川水域）
	兵庫県（瀬戸内海水域）	水質汚濁防止法第４条の３等の規定に基づく総量削減計画	２-２　産業系排水対策 （１）総量規制基準の設定 指定地域内事業場については、これまでに採られた取組とその難易度、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用対効果、除去率の季節変動等を考慮し、適切な総量規制基準を定め、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底する。 新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な技術の導入が可能であることに鑑み、特別の総量規制基準を設定する。 Cc等の値等については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号）により定めることとし、一部の業種については、排水量等により区分する等、業種等の実態を考慮して適切に設定する。（瀬戸内海水域）
鳥取県	境港市	米川土地改良区の許可	土地改良法　第５６条
	大山町	他目的使用ならびに手数料徴収規定	第１５条　住宅の使用水、営業、公共施設による排水、その他やむを得ない事由により水路に放流する場合は第３条に定める様式により理事長の承認を求めるものとし、別表第２号表に定める水路使用料を払わなければならない。 第１６条　浄化槽、工業用処理層等を設置してその排水を水路に放流する者は第１５条の規定を準用する。
島根県	島根県	島根県浄化槽取扱指針	第４章浄化槽設置場所及び放流先 浄化槽を設置しようとする者は浄化槽設置場所について、関係法令に基づく区域の指定状況によく留意するとともに、おおむね次の条件を満足する設置場所及び放流先を選ぶこととし、事前に必要に応じて放流先管理者等との協議を行うこと。 １．設置場所（省略） ２．放流先 （１）付近に下水路、公共溝渠その他適当な排水場所があること。 （２）放流水により飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。
	奥出雲町	奥出雲町合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　合併処理浄化槽　し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽のうち、し尿及び雑排水（以下「汚水」という。）を各戸ごと（共同住宅にあっては、各共同住宅ごと。以下同じ。）に処理するものであって、奥出雲町が設置するものをいう。
		奥出雲町合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則	第２条　条例第２条第１号に規定する合併処理浄化槽とは、次に掲げるものをいう。 （１）　5人槽から10人槽にあっては、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置事業における国庫補助指針」に適合するもののうち、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率95%以上、放流水のBOD10mg／l以下、総窒素濃度20mg／l以下（日本建築センター評定値）の浄化機能を有するもの （２）　11人槽から50人槽にあっては、前号に準じる機能を有するもの
	松江市	松江市普通河川道路管理条例	第４条(行為の制限)　普通河川道路に関し次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
		松江市道路占用料徴収条例	第５条(占用料の減免)　地先から雨水又は汚水を溝等に排せつするに必要な排水管の埋設その他の排水施設を設けるため占用するとき。

２３．放流水域に対する規制について

（２）②農業用水路に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
岡 山 県	岡 山 県	岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第３　１　浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	岡 山 市	岡山市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第３－１　浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	倉 敷 市	倉敷市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	指針第３項の１「浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。」
広 島 県	大 竹 市	大竹市浄化槽取扱指導要綱	第５条第７号　放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
徳 島 県	鳴 門 市	管理者の管理権限	農業用水路管理者（水利組合等）の排水同意
	阿 波 市	管理者の管理権限	農業用水路管理者（水利組合等）の排水同意
	牟 岐 町	管理者の権利権限	農業用水路管理者（水利組合等）の排水同意
	藍 住 町	管理者の管理権限	農業用水路管理者（水利組合等）の排水同意
	東みよし町	管理者の管理権限	農業用水路管理者（水利組合等）の排水同意
高 知 県	宿 毛 市	慣習（地元・水利組合の取り決め）	水田に入る水路には放流できない。
福 岡 県	大 牟 田 市	大牟田市法定外公共物の管理に関する条例	第４条　法定外公共物に関し行為（占用等）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 第５条　国の行う事業のための占用等については、あらかじめ市長と協議し、その同意を得なければならない。 第７条　占用者は、専用等によって生じる権利を他人に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、使用の承認を受けたときは、この限りではない。
	中 間 市	中間市浄化槽指導要綱	第６条第１項第１号及び第２号 (水素イオン濃度指数5.8から8.6まで)(BOD10ミリグラム毎リットル以下)
	古 賀 市	古賀市浄化槽の設置等に関する条例	第３条　浄化槽から排出する放流水（以下「放流水」という。）の水質基準は、次のとおりとする。 （１)50人槽以下　生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及びBOD20ミリグラム/リットル以下 （２)51人槽以上　BOD除去率95パーセント以上及びBOD10ミリグラム/リットル以下 第４条　浄化槽を設置しようとする者は、放流水の放流先の処理その他浄化槽設置の適否について、あらかじめ市長と事前に協議しなければならない。
	遠 賀 町	遠賀町河川水質の浄化及び保全に関する条例	第３条　浄化槽の排水口における水質は遠賀町合併処理浄化槽の普及に関する条例（平成２年条例第７号）第５条の基準を満たすものとし、排水処理は合併処理方式とする。
	苅 田 町	苅田町法定外公共物管理条例	第４条（１）法定外公共物の敷地、流水又は水面を占用すること
佐 賀 県	神 埼 市	神埼市法定外公共物の管理に関する条例	神埼市「法定外公共物（道路法及び河川法が適用されない土地）占用等の許可等」汚水放流許可申請書
熊 本 県	熊 本 県	熊本県浄化槽取扱要項	第１５条 ・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	天 草 市	天草市浄化槽取扱要綱	第１８条（２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること
	錦　町	錦町浄化槽取扱要項	第１５条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。 ２　浄化槽からの放流水を河川、公共用水等に放流することが困難な場合においてその放流水を地下浸透処理方式により処理する者は、『錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準』に定める規定に適合しなければならない。
宮 崎 県	宮 崎 県	宮崎市浄化槽指導要領	第４条第２項　環境衛生上または利水上支障がない場所であること。なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。
鹿 児 島 県	鹿 児 島 県	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	鹿児島県浄化槽事務取扱要領 第２節　設置場所等 浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。 ２　放流先 （１）　環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。
	鹿 児 島 市	浄化槽指導要綱	第１２条　浄化槽からの放流水は、次に掲げる条件を満たす場所に放流するものとする。 （１）放流先（側溝、水路又は河川等）に接続できること。 （２）放流先に所有者又は管理者がある場合は、事前に十分協議し、承諾を得ていること。 （３）環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	日 置 市	日置市環境保全条例	第８８条（浄化槽の適正な維持管理義務）　浄化槽の設置者は、その排水等により生活環境を汚染しないようその清掃を定期的に行うとともに、これを適正に維持管理しなければならい。

注釈）自治体における条例・規則・運用に基づく規制を掲載しており、各法（水質汚濁法等）による規制については掲載していない。

２３．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
北海道	札幌市	札幌市浄化槽指導要綱	３　設置基準 （２）　放流先及び設置場所等 （ウ）　放流先が道路側溝の場合は、次の条件を満足すること。 a　道路側溝が地下埋設管、コンクリート溝等であるか又は常に流水が確保できる素掘り側溝であること。ただし、皿型、L型等浅い側溝は除く。 ｂ　取付管の口径はΦ100mm以下とすること。
	砂川市	砂川市個別排水処理施設条例施行規則	第１０条　浄化槽法施行規則第１条に掲げる事項
	島牧村	環境省関係浄化槽法施行規則	第１条の２ 浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準は、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が１リットルにつき20ミリグラム以下であること及び浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合が90%以上であることとする。
	月形町	月形町道路管理規則	（申請の手続） 第１８条　生活雑排水及びし尿浄化水の放流については、様式第１３号の生活雑排水・し尿浄化水放流承認申請書を町長に提出しなければならない。 ２　前項の申請書には、次の各号に挙げる書類を添付しなければならない。 ア　占用の場所の位置図（縮尺５万分の１以上） イ　実測平面図（縮尺1,000分の１以上） ウ　物件の構造図及び配管図 エ　し尿の浄化水を放流する場合は、その浄化水の水質を証明する書類 オ　その他町長が必要と認める書類
	白老町	白老町道路管理規則	第７条（申請）法第３２条第１項の規定又は法第３５条の規定
	洞爺湖町	洞爺湖町し尿浄化槽指導指針	第４　設　置 し尿浄化槽の設置場所等については、次の各号による。 １　放流先は、町が管理する河川・暗渠側溝、あるいは常時流水のある、町が管理する有蓋のＵ字側溝等（蓋が無い場合は、設置場所より30m蓋をかけること）とする。
	鶴居村	生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管に係る道路占用の取り扱いについて（Ｈ１５．２．２６道整第１０５７号　北海道建設部長通知）	第１～第５
	別海町	別海町道路管理規則	第７条第１項　道路占用の許可を受けること。
		北海道浄化槽事務ガイドブック	P110　７　生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管に係る道路占用の取り扱いについて（北海道建設部長通知）
	標津町	平成15年2月26日　道整第1057号 北海道建設部長通知	生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管に係る道路占用の取扱いについて
青森県	十和田市	十和田市道路側溝等への浄化槽処理水の放流に関する要綱	第３条　浄化槽処理水を側溝等に放流するために必要な浄化槽処理水の放流の条件は、次に掲げるとおりとする。（1）排水管の口径は100ミリメートル以下とすること。（2）側溝等の排水機能に支障を来たさないように排水管を取り付けること。
	横浜町	合併浄化槽処理水の町管理道路側溝への放流許可基準	１　合併浄化槽処理水の町管理道路及び町道路側溝への放流の許可を受ける前提条件
岩手県	滝沢市	排水管の道路側溝占用許可に関する事務取扱要領	第２条　この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 （１）　略 （２）　浄化槽　し尿と雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90パーセント以上及び放流水の水質BODの１日間平均値が20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。 （３）　略 ※用語の定義で放流水が上記の条件に適さない場合は、占用の許可をしないことになっている。
	紫波町	紫波町下水道条例施行規則	第２条第２項　放流水の生物化学的酸素要求量において、除去率が90%以上で、かつ日間平均値を１リットルにつき20ミリグラム以下にすることができるもの。
	西和賀町	西和賀町道路管理規則	第１０条　浄化槽を設置し、その排水を町管理の道路側溝、河川、法定外公共物に放流しようとする者は、浄化槽排水放流許可申請書に、次に掲げる図書を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めたものについては、添付図書の一部を省略することが出来る。
宮城県	村田町	村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第４条（３） ア　放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。 イ　放流先は原則として耐水材料で造られ、放流っ水量を収容するに十分なものであること。 ウ　放流先の流末は、河川、水路、側溝等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 エ　設置、放流先等の利害関係者等と、事前の協議調整が行われていること。 オ 放流水の水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）は20PPm以下、除去率90パーセント以上とすること。
	柴田町	柴田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第四条第２号
	川崎町	川崎町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第６条　放流水の放流先、清掃等については、法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。 （１）　側溝、下水溝等に放流する場合 ア　放流先は、原則として耐水材料で造られ放流水量及び浄化槽からの排水を収容するのに十分なものであること。 イ　側溝等の流末は、河川、用水等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 ウ　道路等の側溝を利用する場合は、排水先開渠に必要な長さをもつ構造の蓋掛け等の措置を講じること。 （２）　河川、農用水路に放流しようとする場合 ア　放流水量に対し、河川水量等は十分これが希釈可能な水量を有していること。 イ　河川水等の滞流している部分でないこと。 （３）　湖沼等に放流する場合 ア　小水域でないこと。
	山元町	山元町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	放流水の排出基準…生物化学的酸素要求量は20ｍｇ／ℓ以下とするが放流先の流況及び環境によっては更に減じなければならない。 放流先について…放流先は環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。放流地点については水利権者等の承諾を得ること。
	角田市	角田市浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第４（２）放流先について ア　放流先は、環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。

２３．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
福島県	南相馬市	南相馬市浄化槽事務処理要領	第２条第３項第２号　放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りではない。
	大玉村	事務処理容量	誓約書の提出
	楢葉町	楢葉町道路管理規則	第９条（許可の基準）
	大熊町	大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	水質汚濁防止法第３条及び第３項及び第４項の規定に基づく排水基準及びこれを適用する区域を別表第２のとおり定める。
		建築基準法施行令	第３２条第１項
	田村市	田村市浄化槽事務処理要領	第２条第２項　放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化雄の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りではない。 管理者の許可が必要。
	猪苗代町	猪苗代町道路法施行規則	(道路占用の許可の申請) 第二条　法第三十二条第一項の規定により道路占用の許可を受けようとする者は、道路占用許可申請書(様式第二号)を町長に提出しなければならない。
		猪苗代町法定外公共用財産の管理に関する条例	(占用等の許可) 第四条　法定外公共用財産に次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、町長の許可(以下「占用等の許可」という。)を受けなければならない。 一　法定外公共用財産の敷地又はその上空若しくは地下に工作物その他の物件を設置することその他の理由により法定外公共用財産を占用すること。 二　法定外公共用財産の流水を占用すること。 三　法定外公共用財産の敷地の掘削、盛土その他これらに類する行為をすること。 四　前各号に掲げるもののほか、公衆の利便に供するため特にやむを得ないと認められる行為により法定外公共用財産を占用すること。 ２　町長は、占用等が法定外公共用財産の管理に支障を及ぼさず、かつ、やむを得ないと認められる場合に限り占用等の許可を与えることができる。 ３　占用等の許可の期間は、五年以内とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、十年以内とすることができる。
	下郷町	道路法・道路占用規則	第１条　道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第２４条の規定により道路に関する工事の設計及び実施計画について承認を受けようとする者は、道路工事設計等承認申請書（第１号様式）を、町長に提出しなければならない。
	浪江町	道路法・町下水道条例	管理者の許可、自治会等の同意
	双葉町	道路法、町事務処理要領	道路管理者の許可、行政区長の同意
	郡山市	郡山市浄化槽事務処理要領	第２－４－（１１） 放流先に水利権等がる場合は、あらかじめ当該水利権者等の同意を得るなどして将来に紛争を生じないようにすること。
茨城県	茨城県	茨城県浄化槽指導要綱	第３　浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
	土浦市	土浦市公共物管理条例	第４条　次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）　公共物の敷地又は水面若しくは河川及び水路の流水を使用すること。
	古河市	古河市管理道路側溝への浄化槽設置に伴う放流に関する取扱基準	第１項から第４項（条文は省略）
	下妻市	下妻市道路管理及び道路占用に関する規則	第１０条　法第３２条第１項及び法第３５条の規定に基づき、道路の占用(以下「占用」という。)の許可を受けようとする者は、工事着手の予定日の30日前までに道路占用許可申請・協議書(様式第１０号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。
	常総市	常総市道路占用規則	管理者の許可
	常陸太田市	常陸太田市道路占用規則	第２条　道路の占用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、占用を開始しようとする日の20日前までに道路占用／許可申請／協議／書(様式第１号)を市長に提出しなければならない。占用期間が満了し、更に引き続き占用をしようとするとき又は、許可を受けた事項を変更しようとするときも又同様とする。
	北茨城市	北茨城市道路占用規則	第２条　占用の許可を受けようとする者は、道路占用許可申請協議書（様式第１号。以下「許可申請書」という。）正副２通を市長に提出しなければならない。
	笠間市	笠間市道路占用料徴収条例施行規則	第２条　道路法第３２条の規定により道路の占用許可を受けようとする者は、許可申請書正副２通を市長に提出しなければならない。
		茨城県道路占用許可基準 ※放流条件は、上記許可基準に準ずる	２対象となる浄化槽 ア）個人住宅(一戸建てで、自ら居住する住宅)に設置される浄化槽のうち、し尿と雑排水(工場排水、雨水その他特殊な排水を除く)を併せて処理する合併浄化槽とする。また、大きさは10人槽以下とする。 イ）生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20ミリ/リットル(日間平均値)以下の機能を有するもの。 ウ）浄化槽法第１３条の規定による建設大臣の認定を受けた浄化槽であること。 エ）設置された浄化槽は使用が廃止されるまでの間、関係法令に基づき適正に維持管理されるものであること。
	守谷市	なし	１管理者の許可 ２浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
	常陸大宮市	道路法	第３２条　管理者の許可
		茨城県浄化槽指導要綱	第３　浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
		常陸大宮市道路占用規則　他	占用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。
	行方市	行方市戸別浄化槽整備事業に関する条例施行規則	第３条　条例第２条第１項第１号に規定する戸別浄化槽は、放流水が生物化学的酸素要求量10mg/L以下、総窒素量10mg/L以下及びりん１mg/L以下の浄化機能を有するものとする。
	小美玉市	水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例	第２条　排水基準は、県の区域に属する公共用水域について別表第１の水域の欄に掲げる水域ごとに定めるものとし、その水域ごとの区域の範囲は、同表の水域の区域の範囲の欄に定めるとおりとする。
	茨城町	茨城県浄化槽指導要綱	第３　放流先の条件　浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。
		茨城県霞ケ浦水質保全条例	第２１条の６　霞ケ浦流域内において生活排水を処理する者は、次に掲げるところにより、生活排水を適正に処理しなければならない。 (３)合併処理浄化槽を設置するときは、窒素又はりんを除去する性能を有する合併処理浄化槽（規則で定めるものに限る。第２１条の９において「高度処理型浄化槽」という。）を設置すること。
		茨城町合併処理浄化槽から道路側溝への放流に関する要綱	第３条(５)　占用物の構造及び浄化槽の排水量が側溝の構造、機能及び管理に支障をきたさないこと。
	大子町	大子町道路占用規則	(許可の申請)第３条　法第３２条第１項の規定による許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は道路占用許可申請書(様式第１号)正副２通に、次の各号に掲げる図面及び書類を添付して占用を開始しようとする日前１月までに町長に提出しなければならない。
	八千代町	八千代町浄化槽設置整備事業補助金交付要項	第５条(７)　放流先管理者の許可
	境町	排水放流同意書	合併浄化槽を通して放流すること。公共下水道等が供用開始になった場合は下水道へ接続すること。他
	利根町	茨城県道路占用許可基準	282ページ　　水管類　方針

２３．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
栃 木 県	鹿 沼 市	浄化槽処理水の市道側溝放流許可基準	第２条　この基準の対象となる浄化槽は、10人槽以下のものとする。ただし、兼用住宅で10人槽を超える場合は、この限りではない。 第３条　この基準の対象地域は、公共下水道、農業集落排水処理施設等（以下「公共下水道等」という。）が整備（供用開始）されていない地域であって、かつ、市道側溝以外に河川、水路等の処理水の放流先がない場合とする。 第４条　この基準の対象となる市道側溝は、雨水排水機能に支障を来たさないため、矩形　断面では断面が300mm×300mm以上、円形断面では直径が400mm以上であるものとする。ただし、その要件を満たす市道側溝であっても、流末がつながっていない浸透式であるもの、又は雨天時に溢水したことがあるものへの放流は認めないものとする。 第５条　浄化槽処理水を放流するために市道側溝に取り付ける排水管（以下「対　象排水管」という。）は、原則として口径100mm以下のものとする。
	大 田 原 市	大田原市道路占用管理規則	第２条第１項　法(昭和27年法律第180号)第３２条第１項又は第３項及び法第３５条の規定により占用の許可又は同意を受けようとする者は、道路占用(許可申請・協議)書(様式第１号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 （４）　占用に利害関係者があるときは、その者の同意書
	上 三 川 町	合併処理浄化槽処理水の町管理町道及び町道側溝への放流に係わる道路占用の取り扱いについて	町道側溝以外に放流先がない場合であって、且つ側溝の雨水排水機能に支障をきたさない場合に限り認める。
	市 貝 町	合併処理浄化槽処理水の町道側溝への放流に係る道路占用の取扱いについて	２．対象浄化槽　10人槽以下の合併浄化槽であって、生物化学的酸素要求量の除去率が90%以上、浄化槽処理水のBOD濃度が20mg/l（日間平均値）以下の処理能力を有するものとする。
群 馬 県	群 馬 県	平成13年3月12日付け土木部長通知（道維第219号）	10人槽以下の合併処理浄化槽であること。 道路側溝が農業用水路と併用である場合は、用水管理者の承諾があること。
	桐 生 市	桐生市公共物使用等に関する条例	第４条　公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （６）　工場又は事業場等の排出水等を公共物に流入させること。
	みどり市	みどり市土地開発事業指導要綱	第１４条第１項第４号　※1,000㎡未満（一般住宅等）にも準用 （４）排水施設 ア排水施設 (ア)排水施設は、別表第７を用いて算定した計画雨水量及び生活又は事業に起因し、又は付随する排水量及び地下水量から算定した計画排水量を有効かつ適切に処理できるものであること。 (イ)排水施設は、道路その他の排水施設の維持管理上支障のない場所に設けられるものであること。 (ウ)排水施設は、コンクリート、レンガその他の耐水性の材料で造られるものであること。 イ雨水 (ア)開発区域内の雨水排水については、開発区域の地区、規模及び地形等を勘案のうえ関係課と協議するものとし、原則として笠懸町内については敷地内浸透処理、大間々町及び東町内については排水路、その他の排水施設、又は河川、その他の公共の水域への放流により処理するものとする。ただし、大間々町のうち別表第９に示す地区については、敷地内浸透処理とする。 (イ)他に排水放流先がなく、やむを得ず地下浸透にて処理する場合は、別表第７を用いて算定した計画排水量を30分以上貯留できる施設を設けるものとする。ただし、開発区域の面積が5、000平方メートル以上の場合には、１時間以上貯留できる施設を設けるものとする。 (ウ)浸透施設は盛土部分には設けないこと。ただし、開発区域の全部が盛土である場合は、この限りでない。 (エ)開発区域内の雨水排水を付近の河川等に放流する場合は、当該管理者及び下流の河川等利用関係者と十分協議の上その指示を受けるとともに、市にその同意書を提出すること。この場合、放流先の河川等に溢水のおそれがあるときには、当該開発区域内に一時雨水を貯留する遊水池その他適切な施設を設けるとともに、河川等の管理者と協議の上、必要な箇所の修復、改修等を行うこと。また、当該開発区域の排水が起因となる紛争は、すべて事業者の責任において解決しなければならない。 ウ汚水及び雑排水 (ア)開発区域が公共下水道、農業集落排水の供用区域内の場合は、汚水及び雑排水はこれらに接続すること。 (イ)開発区域が公共下水道又は農業集落排水の供用区域外の場合は、浄化槽を設置すること。浄化後の排水処理については、原則として雨水処理の方法に準じるものとし、地下浸透の場合はさらに別表第７によるものとする。 (ウ)処理水を付近の河川等に放流する場合は、当該管理者及び下流の河川等利用関係者と十分協議の上その指示を受けるとともに、市にその同意書を提出すること。 (エ)開発区域内の道路に公共下水道施設等を設置し、又は既設の公共下水道に接続する場合は、事前に関係課と協議しなければならない。 エ浄化槽 浄化槽を設置する場合には、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第３２条の規定に基づく、合併処理浄化槽の構造(昭和55年建設省告示第1292号)に適合するものであること。なお、放流の場合には、法令等に定める水質基準はもとより、河川等管理者との協議に基づく水質基準を確保でき得る施設を設置すること。
	みなかみ町	みなかみ町公共物使用等に関する条例施行規則	第５条　条例第４条第５号の規定に基づき、排出水を公共物に流入させようとする者は、工場等排出水流入許可申請書(様式第４号)を町長に提出しなければならない。
	明 和 町	明和町土地開発事業指導要綱	第７条　事業主は、法令・通達及び県が定める基準（群馬県開発許可制度の手引）によるもののほか、別表に定める基準に適合するように工事の設計をしなければならない。 別表（第７条関係）４．排水施設　３放流同意　（６）開発区域内の生活排水を道路側溝及び水路等に放流する場合は、所管部署に事前に許可をを得ること。
	千 代 田 町	千代田町住宅等の小規模雑排水処理指導要綱	第５条　処理施設を設置しようとする者は、処理施設設置届出書(様式第１号)を町長に提出しなければならない。

２３．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
埼玉県	埼玉県	埼玉県浄化槽設置指導要綱	第４　設置基準等　４　放流先の確保
	さいたま市	さいたま市道路設計マニュアル	第７章　道路排水工
	川越市	川越市浄化槽設置指導要綱	第４－４－（２）公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、必要な場合は当該管理者と協議すること。
	熊谷市	熊谷市道路占用規則	第１条　道路法第３２条第１項又は第３項の許可を受けようとする者又は法第３５条の規定により国が道路の占用について協議しようとするときは、道路法施行規則第４条の３第１項に規定する様式の申請書又は協議書を市長に提出しなければならない。
	行田市	行田市浄化槽処理水の市管理道路側溝への放流に関する要綱	第５条　合併処理浄化槽の処理水が放流可能な側溝は、合併処理浄化槽の処理水を受け入れても正常な路面排水を妨げない規模であると市長が認めたものとする。
	所沢市	浄化槽設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱要綱	第３条　放流が可能な浄化槽は、放流可能な側溝を敷設した市管理道路に面した住宅敷地に設置される処理対象人員10人以下のものとする。 ２　放流が可能な側溝は、流水が地中に浸透することなく流末の河川等に流れる構造のもので、流下能力に余裕があり、浄化槽の処理水を放流してもなお道路からの雨水等の排水を妨げないものとする。
	飯能市	飯能市道路占用規則	第２条　法第３２条第１項(法第９１条第２項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により 道路の占用の許可を受けようとする者は、道路占用許可申請書(様式第１号)を市長に提出しなければならない。
	東松山市	東松山市生活排水処理施設設置指導要綱	第６条　２　道路側溝は、原則として放流先に認めないものとする。ただし、道路管理者の許可を得たものはこの限りではない。
	狭山市	狭山市小型合併処理浄化槽設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱い要綱	第１条　道路側溝は路面の雨水排水を目的として設置した施設であり、一般家庭等の生活排水を市管理道路側溝（以下「側溝という。）へ放流することは原則として認めていないが、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図る観点から、浄化槽の処理水を放流させることを例外として認めることとし、この取扱いについて必要な事項を定めるものである。 第３条　放流が可能な浄化槽は、放流可能な浄化槽は、放流可能な側溝を敷設した市管理道路に面した住宅敷地に設置される処理対象人員10人以下の小型合併処理浄化槽とする。 ２　放流が可能な側溝は、流水が地中に浸透することなく流末の河川等に流れる構造のもので、流下能力に余裕があり、浄化槽の処理水を放流してもなお道路からの雨水等の排水を妨げないものとする。 第４条　浄化槽の処理水を側溝へ放流することができる区域は、下水道法第４条第１項に規定する事業計画の認可を受けた区域以外の区域であって、側溝以外に排水することが困難な区域に限るものとする。
		狭山市小型合併処理浄化槽設置に伴う市管理道路側溝への放流に関する取扱い要綱運用規程	第２条　要綱の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）　小型合併処理浄化槽とは、10人槽以下のし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下、BODという。）除去率90％以上、法流水のBODが20mg／ℓ（日間平均値）以下の性能を有するものをいう。 （２）　住宅とは、専ら居住を目的とした住宅をいう。（併用住宅を含む） 第３条　接続方法については、次の各号に定めるものとする。 （１）　接続可能な側溝（流末が確保されており、降雨時に異常冠水する恐れのない、浸透式側溝でないもの）に接続すること。 ア　U字溝は240mm×240mm以上のものとする。 イ　スリット側溝及びLU側溝は、清掃用の枡等を設置するものとし、その間隔は20mを基本とし、設置箇所については道路管理者と協議するものとする。また、大きさについてはU字溝の基準と同等以上とする。 （２）　取り付け管は、VP100mmとする。 （３）　民地の最終枡は、官民境界から30cm以上離すこと。 （４）　側溝（１製品あたり）への接続可能な取り付け管数は１とする。（（５）の場合を除く。） （５）　長尺U型側溝等については、複数の取り付け管の接続を可能とする。ただし、取り付け管の間隔は施工性、側溝の強度、維持管理上から、１m以上離した位置に設けること。
	坂戸市	坂戸市環境保全条例	第２３条　市民は、生活排水が水環境に与える影響を認識し、公共用水域に生活排水を排出するときは、浄化装置を設置し排出するように努めなければならない。
	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市浄化槽設置指導要綱運用基準	第５項　浄化槽の放流水は道路雨水管又は水路に放流するものとする。 第６項　前項の規定に関わらず、自治会等が建設する集会施設に設置する浄化槽及び10人槽以下の浄化槽からの放流水については、U字側溝への放流を認めるものとする。 第７項　道路管理者は、道路雨水管が敷設されていない道路においてU字側溝が整備されている場合で、11人槽以上50人槽以下の浄化槽の放流水をU字側溝に放流することにより、水害等が発生しないと認めるときは、U字側溝へ放流を認めることができる。この場合において、放流水は排水ポンプを併設した貯留槽を経由し、内径が50ミリメートル以下の管をU字側溝に接続して放流するものとする。
	伊奈町	伊奈町浄化槽に関する指導要綱	管理者の同意
	毛呂山町	毛呂山町道路占用規則	道路管理者の条件付き許可
	越生町	越生町合併処理浄化槽設置指導要綱	（許可等）合併処理浄化槽の設置又は既存単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を使用とする者（以下「合併処理浄化槽の設置者」という。）は、公共用水域に処理水を放流する場合は、公共用水域の管理者の許可を受けなければならない。
		越生町道路占用規則	（許可の申請書）法第３２条第２項の申請書の様式は、様式第１号とする
	小川町	小川町合併処理浄化槽設置指導要綱	第１２条 第２号　公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうか確認し、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議する。 第４号　浄化槽の設置で道路を占有する場合は、当該管理者と協議すること。
		小川町道路及び準用河川占用規則	第２条　道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第３２条第１項又は、第３項(法第９１条第２項において準用する場合を含む。)の許可を受けようとする者は、道路法施行規則(昭和２７年建設省令第２５号)第４条の３第１項に規定する様式第１号の申請書を町長に提出しなければならない。 ２　町長は、必要があると認めた場合は、前項の許可について必要な図書を提出させることができる。
	東秩父村	東秩父村開発指導要綱	第８条　排水施設の計画に当たっては、下水道法(昭和33年法律第79号)その他の関係法令に準拠するものとする。 ２　汚水の処理は、合併式浄化槽によるものとする。ただし、合併式浄化槽が設置できない場合は、し尿についてはくみ取りとし、家庭雑排水については、沈でん分離槽等により上澄を処理するものとする。 ３　合併浄化槽による処理施設の維持管理は、起業者又は施設利用者が行うものとする。 ４　第２項の処理水は、道路側溝に放流してはならない。 ５　処理水を河川又は水路等に放流する場合は、事前に河川管理者及び水利関係者等の承認を得るとともに、水質については担当部門と協議するものとする。この場合において、放流に起因して紛争が生じたときは、起業者の責任において速やかに解決するものとする。
	神川町	神川町道路占用規制	第２条　第３２条第１項の規定により町長が管理する町道の占用の許可を受けようとする者又は法第３５条の規定による協議をし、同意を得ようとする者は、道路占用許可申請書正副２通を町長に提出しなければならない。
	宮代町	宮代町生活雑排水放流処理指導要綱	第６条（１）最終枡を必ず設置し、流入する管と町管理施設に接続する管については勾配を設けること。また、最終枡の泥だめは最低15ｃｍ以上ためられるようにすること。（２）町管理施設に接続する管の口径は100mm以下とすること。

２３．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
千葉県	勝浦市	道路法 勝浦市道路占用料徴収条例	第３２条　道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
	八千代市		根拠となる例規はないが、道路管理上の観点から以下の行政指導をしている。 ・排水接続箇所の側溝蓋をFRC製の集水蓋に交換すること ・側溝への接続管はφ100以下とすること ・接続管と側溝の接続箇所はモルタル防護をすること ・側溝フタ下部から150mm以上離した箇所を中心にコア抜き（φ150以下）施工すること ・側溝の直壁部分（アゴや斜などが無い箇所）にコア抜き施工を行うこと
	浦安市	千葉県環境保全条例	第二十条　２　前項の排水基準（以下この節において「排水基準」という。）は、前条第一号イに規定する物質（以下この節において「有害物質」という。）による汚染状態であっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、同号ロに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。
	四街道市	四街道市浄化槽取扱指導要綱	第２条 （３）側溝に放流する場合は、内径24センチメートル以上の側溝とする。 （４）ふたのない側溝に放流する場合は、下流の住民に迷惑を及ぼさないよう下流20メートル以上ふたをすること。ふたの維持管理は設置者において行うものとする。なお、アパート及び建売り住宅等については、その都度協議する。
	多古町	多古町法定外公共物管理条例	管理者の許可・承諾
東京都	東京都	道路法・河川法	道路管理者・河川管理者の占用許可書の添付を求めている。（ただし島しょ部をのぞく）
神奈川県	神奈川県	浄化槽指導要綱	別表（事務取扱要領　２（３）関係）
	川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	第４５条　排水に関する規制基準は、次に掲げる事項について、規則で定める。
		川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則	第４２条　条例第４５条第１項の規制基準は、別表第１１及び別表第１２のとおりとする。
	相模原市	相模原市道路占用許可基準要綱	第２１条 １ 方針 近い将来、公共下水道が整備される見込みがなく、かつ、他に放流先がない場合で、編入前の津久井町、相模湖町及び藤野町の区域内(以下「旧町区域内」という。)に設置する場合に限り認めることができる。 ２ 対象 （１）原則として一戸建て住宅の合併処理浄化槽とする。 （２）浄化槽法(昭和58年法律第43号)第４条第１項の規定に適合しているもの。 （３）生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20ｍｇ／ℓ(日間平均)以下の処理能力を有しているもの。 （４）通知「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(厚生省・平成4年10月30日衛浄第34号)」に基づき全国浄化槽推進市町村協議会に登録されている合併処理浄化槽であること。 ３ 基準 （１）接続可能な既設排水施設の構造は、側溝では240×240mm以上、管渠ではφ250mm 以上の断面形状を有し流末が整備されていること。 （２）接続管は道路を横断しないこと。 （３）道路冠水が過去に発生していないこと。 ４ 構造 取付管は、内径100mm 以下の硬質塩化ビニール管とする。 ５ その他 旧町区域内ごとに規定する設置基準によること。
	平塚市	平塚市水路に関する条例	第４条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）　水路の敷地又は上部若しくは下部に工作物を新設又は改築し、その水路の敷地を占用すること。 （２）　水路の敷地を掘さく、盛土し、及び堤防及び護岸その他水路の付替等の工事又はこれらに類する行為をすること。 （３）　水路に流水させるために工作物を設置すること。 （４）　汚水等を水路に流入させること。 （５）　前各号に掲げるもののほか、水路の管理保全のため市長が特に必要と認めたもの ２　市長は、水路管理上必要があると認めたときは、前項の規定による許可の際、条件をつけることができる。
	平塚市	平塚市道路側溝接続基準書	第２条　側溝は道路の雨水排水のために整備されたものであり、宅内雨水や浄化槽排水（以下「宅内排水」という。）を受け入れることを想定して設計されていないため、道路維持管理上の支障をきたすおそれがあることから宅内排水を側溝に流すことは認められないものである。 しかし、公共下水道又は農業集落排水などの排水処理施設（以下「排水処理施設」という。）が整備されるまでの間、他に処理方法がなく、真にやむを得ないと判断される場合に限り、一定の条件の下に側溝への排水施設の接続を認めることができるものとする。 第４条　次の各号に掲げる要件をすべてみたす場合に限り許可の対象となるものとする。 （１）　敷地周辺に排水処理施設が整備されてないこと。 （２）　側溝の雨水排水機能に支障をきたさないこと。 （３）　用水等、水利権の生ずるところにあっては、その団体の承諾を得たもの。 （４）　浄化槽や合併処理浄化槽からの排水を接続するのであれば、浄化槽法第４条の基準を満たし、同法第５条第１項に基づく設置の届出に係る受理書の交付又は建築基準法（昭和２５年５月２４日法律第20１号）第６条第１項又は第６条の２第１項に基づく確認を受けたもの。 （５）　前各号に掲げるもののほか、道路の維持管理のため市長が特に必要と認めたもの。
	厚木市	厚木市生活系排水の道路側溝接続取扱要綱	
	寒川町	水質汚濁防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例	公共下水道処理区域外であること。(条例第１０５条) 道路管理者の許可を要し、浄化槽の基準については、浄化槽法に基づく型式認定浄化槽、建築基準法に基づく型式適合認定浄化槽に該当すること。
	中井町	条例等なし	まち整備課に要相談
新潟県	南魚沼市	南魚沼市浄化槽条例	第１５条　特定事業場から汚水を排除して浄化槽を使用する者は、下水道条例第８条第１項第１号から第４号まで及び第２項に規定する基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。
		南魚沼市下水道条例	第８条　特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置している者又は終末処理場を設置している流域下水道に接続している者に限る。以下第９条において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 （１）　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量　１リットルにつき380ミリグラム未満 （２）　水素イオン濃度　水素指数５を超え９未満 （３）　生物化学的酸素要求量　１リットルにつき５日間に600ミリグラム未満 （４）　浮遊物質量　１リットルにつき600ミリグラム未満 （５）　ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア　鉱油類含有量　１リットルにつき５ミリグラム以下 イ　動植物油脂類含有量　１リットルにつき30ミリグラム以下 （６）　窒素含有量　１リットルにつき240ミリグラム未満 （７）　燐含有量　１リットルにつき32ミリグラム未満
石川県	宝達志水町	宝達志水町個別排水処理施設条例	第３条２項　放流水の生物化学的酸素要求量の除去率が90%以上を有し、かつ、放流水の生物化学的酸素要求量が１リットル当たり20ミリグラム以下

２３．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
山梨県	南部町	浄化槽設置届申請時における覚書	浄化槽の設置及び放流に関する事項 ２　浄化槽を設置する場合は、浄化槽の放流先が環境衛生上、又は利水上支障を生じない放流先であること。 ３　放流先の河川、側溝等に国、県又は町の放流の規制を行っている場合は、これに従うこと。 ４　あらかじめ次の事項を確認の上、必要な措置を講じた上で設置手続きを行うこと。 ア　放流先は、放流水を放流する水路等を有し、かつ放流水の疎通が適当であるかどうか。 イ　私有の水路等に放流、又は地下浸透する場合、これに従う紛争を防止するための措置が必要かどうか。
長野県	松本市	松本市浄化槽法施行規則	第４条 （３）放流先の河川等は、環境衛生上の支障を生じないだけの水量が十分あり、かつ、滞留していないこと （７）他法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には、法令上の手続きが行われていること
	上田市	「道路占用許可基準」	第２７　市道であれば市管理課、県道であれば所管の建設事務所へ、事前相談
	須坂市	須坂市公害防止条例、同施行規則	・放流先は常時相当量の流水量があり、かつ、河川又は水路へ直接流入していること。 ・放流先が接続している河川等は、流入する放水量のおおむね100倍以上の希釈水量を有し、かつ、滞留していないこと。 ・河川等の管理者が放流について承諾していること。
	伊那市	伊那市浄化槽法関係事務処理要領	・放流水による環境衛生上の支障を生じないように、保守点検及び清掃等適正な管理を実施すること。 ・河川管理者、水利権者その他の関係者と事前に十分協議し、関係法令の規定に基づく河川管理上の手続等が必要なときは、その手続きを経ること。
	中野市	中野市公共物管理条例	第１３条第１項　市長はこの条例に基づく許可には、公共物の維持管理上必要な条件を付することができる
	大町市	浄化槽の設置及び維持管理に関する指導基準(内規)	第２　設置に関する基準の　６　放流先の河川等は原則として次によるものとする。（１）放流水等により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
	塩尻市	塩尻市家庭雑排水等処理施設設置等指導要綱	第８条 （１）放流先が用水路又は側溝である場合は、当該用水路又は側溝が、処理水により環境衛生上の支障を生じない流水量を有し、かつ、河川へ直接流入していること。 （３）河川、用水路又は側溝の管理者が、放流口の設置について承諾していること。
	下諏訪町	下諏訪町浄化槽の設置に関する指導基準	第２　６　放流先の河川等は原則として次によるものとする。 （１）放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留していないこと。
	麻績村	・麻績村環境保全条例 ・麻績村環境保全条例施工規則 ・麻績村浄化槽整備推進事業に関する条例施行規則	・5～10人槽は放流水がBOD10mg/ℓ、総窒素量10mg/ℓ以下、11～50人槽はBOD20mg/ℓ以下の放流水質であること （１公共用水域に放流する場合に準ずる）
	朝日村	浄化槽法事務処理要領	第２-３　設置届出等の審査の留意事項
		浄化槽の設置に関する指導基準	第２-６　放流先の河川等は原則として次によるものとする。
	池田町	池田町汚水処理指導要綱	第２（３）側溝等へは、原則として放流しないこと。
	松川村	浄化槽の設置に関する指導基準	放流水により環境衛生上の支障を生じないだけの流量を有し、滞留してはいけない。
	木島平村	木島平村環境保全条例施行規則	第３条　条例第４条第３項に規定する排水処理浄化槽は放流口でBOP除去率がおおむね50%以上及びSS除去率がおおむね80%以上の処理能力を備えた３層以上の沈澱濾過槽で村長が定めたものとする。
	飯綱町	飯綱町自然環境保全条例施行規則	第３条　別表第２　保健休養地について、処理水は後処理を行い、BODを10mg／Ｌ以下とすること
岐阜県	岐阜県	道路側溝は元来、雨水排除が目的で設置排水の流入は流量算定対象外 道路管理事務担当者会議質疑応答集（監修　建設省道理局路政課）	（県道）道路側溝へは目的外の排水の流入は原則認めていない。
静岡県	富士宮市	富士宮市認定外塘路管理条例	第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （１）　認定外道路の敷地を占用すること。
愛知県	刈谷市	なし	法令等の根拠はないが、刈谷土地改良区域において、改良区及び改良区の地元理事の協議が必要
	江南市	江南市道路管理規制	管理者の許可又は管理者との協議が必要である。
	大口町	大口町道路管理規則	(道路の占用の許可申請・協議)第３条　法第３２条第１項の規定による道路の占用の許可を受けようとする者又は法第３５条の規定により道路の占用の協議をし、その同意を得ようとする者は、道路占用／許可申請／協議／書(様式第３。以下「許可申請書」という。)を町長に提出しなければならない。
	設楽町	設楽町環境保全取扱要綱	第５条　（２）　建築物、工作物のし尿、雑排水及び家庭雑排水　収容人員に見合う能力を有する国が認定した浄化槽を設置し、放流水質はBOD20PPM以下にし、浄化槽法に定められた設置の届出等をするとともに、所定の管理をしなければならない。ただし、別荘等一時的に町内に滞在するための建築物は、この限りでない。
三重県	四日市市	四日市市浄化槽指導要綱	放流先が都市下水路以外の排水施設で、その管理者又は権利者がある場合には、当該管理者又は権利者と事前の協議に努めること。
	熊野市	三重県浄化槽指導要綱	三重県浄化槽指導要綱に準じる。
	度会町	浄化槽設置並びに排水放流に係る協議報告書	浄化槽関係法令等による規制はないが、町独自で必要であると判断し浄化槽設置の際に提出を求めている。
	紀北町	道路管理者との協議	条例等は特にないが道路管理者との聴き取り等で同意を受けています。(同意書までは求めていない)
	木曽岬町	木曽岬町汚水処理に関する指導要領	（１）　早い時期に下水道に加入する旨の確約書(別記様式)の提出 （２）　浄化槽法第７条、第１０条及び第１１条の規定を遵守し、合併浄化槽を維持管理する。 （３）　浄化槽法第１１条の定期検査書の写しの提出 （４）　浄化槽法の改正などによって、施設の改善が必要となったとき或いは施設の維持管理などに問題が発生したときは、設置者の責務において処置すること。
滋賀県	県内19市町	市町浄化槽取扱要綱	第４条 第１号　浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第２号　原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。
		市法定外公共物管理条例	第６条第１項および第２項 次に掲げる行為（以下「占有等」という。）をしようとする者は、事前に市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「占有者等」という。）が許可に係る事項を変更しようとするとき、及び許可の期間満了後も引き続き占有等をしようとするときも、同様とする。 （1）法定外公共物の敷地を占有すること。 （2）法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除去すること。
京都府	福知山市	福知山市浄化槽の設置等に関する要綱	第５条　設置基準　（1）浄化槽で処理した水が環境衛生上支障なく放流できる水路を有すること

２３．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
大阪府	大阪府	瀬戸内海環境保全特別措置法	第５条（特定施設の設置の許可） ※日最大50㎥/日以上の排水を、公共用水域へ放流する特定事業場内に浄化槽を該当する場合のみ適用
		水質汚濁防止法	第３条（排水基準）、第１２条の２（総量規制基準の遵守義務） ※日間平均30㎥/日以上の排水を、公共用水域へ放流する特定事業場内に浄化槽を該当する場合のみ適用
		大阪府生活環境の保全等に関する条例	第５９条（排出水の排出制限） ※日間平均30㎥/日以上の排出水を、公共用水域へ放流する届出事業場内に浄化槽を該当する場合のみ適用
	枚方市	枚方市公害防止条例	第３条　工場又は事業場から排出する場合は、枚方市公害防止条例施行規則第２条（水質汚濁防止法の有害物質27物質）に定める排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。
兵庫県	兵庫県	兵庫県浄化槽指導要綱	第１章総則４設置（１）設置基準ア放流水質基準 　新たに設置する浄化槽は、放流先の生物化学的酸素要求量が１リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有する浄化槽を設置するものとする。
	神戸市	神戸市浄化槽指導要綱	第５条　浄化槽設置者は、次の表に定める水域及び処理対象人員の区分に応じ、同表に定める排水基準に適合する性能を有し、かつ、第３章に定める浄化槽の設計・構造基準に適合する浄化槽を設置しなければならない。
	淡路市	淡路市浄化槽設置指導要綱	第８条　浄化槽を設置する者は、公共用水域に放流する場合、関係する地域の水利管理者等と協議するものとする。 ２　放流に起因して生じる第三者との紛争は、すべての設置者の責任において解決しなければならない。
	兵庫県（瀬戸内海水域、円山川水域、矢田川水域、岸田川水域））	兵庫県水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第３条第３項及び第４項（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第１２条の２の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定に基づき、法第３条第１項の排水基準に代えて適用すべき同項で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準及びこれを適用すべき区域の範囲を別表第１から別表第４までのとおり定める。（瀬戸内海水域、円山川水域、矢田川水域、岸田川水域）
	兵庫県（瀬戸内海水域）	水質汚濁防止法第４条の３等の規定に基づく総量削減計画	２−２　産業系排水対策 （１）総量規制基準の設定 指定地域内事業場については、これまでに採られた取組とその難易度、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用対効果、除去率の季節変動等を考慮し、適切な総量規制基準を定め、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底する。 新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な技術の導入が可能であることに鑑み、特別の総量規制基準を設定する。 Cc等の値等については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号）により定めることとし、一部の業種については、排水量等により区分する等、業種等の実態を考慮して適切に設定する。（瀬戸内海水域）
島根県	島根県	島根県浄化槽取扱指針	第４章浄化槽設置場所及び放流先 浄化槽を設置しようとする者は浄化槽設置場所について、関係法令に基づく区域の指定状況によく留意するとともに、おおむね次の条件を満足する設置場所及び放流先を選ぶこととし、事前に必要に応じて放流先管理者等との協議を行うこと。 １．設置場所（省略） ２．放流先 （１）付近に下水路、公共溝渠その他適当な排水場所があること。 （２）放流水により飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。
	奥出雲町	奥出雲町合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　合併処理浄化槽　し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽のうち、し尿及び雑排水（以下「汚水」という。）を各戸ごと（共同住宅にあっては、各共同住宅ごと。以下同じ。）に処理するものであって、奥出雲町が設置するものをいう。
		奥出雲町合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則	第２条　条例第２条第１号に規定する合併処理浄化槽とは、次に掲げるものをいう。 （１）　5人槽から10人槽にあっては、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置事業における国庫補助指針」に適合するもののうち、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率95%以上、放流水のBOD10mg／l以下、総窒素濃度20mg／l以下（日本建築センター評定値）の浄化機能を有するもの （２）　11人槽から50人槽にあっては、前号に準じる機能を有するもの
	松江市	松江市道路占用料徴収条例	第５条(占用料の減免)　地先から雨水又は汚水を溝等に排せつするに必要な排水管の埋設その他の排水施設を設けるため占用するとき。
岡山県	岡山県	岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第３　１　浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	岡山市	岡山市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第３ー１　浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
	倉敷市	倉敷市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	指針第３項の１「浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全上及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。」
広島県	大竹市	大竹市浄化槽取扱指導要綱	第５条第７号　放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
徳島県	阿波市	管理者の管理権限	管理者への相談
	東みよし町	管理者の管理権限	下水排水設備等が整備されていない地域で、側溝以外に放流先がなく、側溝の雨水排水機能に支障をきたさない場合に限る
愛媛県	西条市	根拠条例等はなし	道路側溝は、常時流れていないので、放流先として原則認められない。
	砥部町	道路法	原則認めない（町管理の道路についてのみ）

２３．放流水域に対する規制について

（２）③道路側溝に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	根拠条例等の名称	根拠条文
福岡県	大牟田市	大牟田市法定外公共物の管理に関する条例	第４条　法定外公共物に関し行為（占用等）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 第５条　国の行う事業のための占用等については、あらかじめ市長と協議し、その同意を得なければならない。 第７条　占用者は、専用等によって生じる権利を他人に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、使用の承認を受けたときは、この限りではない。
	中間市	中間市浄化槽指導要綱	第６条第１項第１号及び第２号 (水素イオン濃度指数5.8から8.6まで)(BOD10ミリグラム毎リットル以下)
	古賀市	古賀市浄化槽の設置等に関する条例	第３条　浄化槽から排出する放流水（以下「放流水」という。）の水質基準は、次のとおりとする。 （１）50人槽以下　生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及びBOD20ミリグラム/リットル以下 （２）５１人槽以上　BOD除去率95パーセント以上及びBOD10ミリグラム/リットル以下 第４条　浄化槽を設置しようとする者は、放流水の放流先の処理その他浄化槽設置の適否について、あらかじめ市長と事前に協議しなければならない。
	遠賀町	遠賀町河川水質の浄化及び保全に関する条例	第３条　浄化槽の排水口における水質は遠賀町合併処理浄化槽の普及に関する条例（平成２年条例第７号）第５条の基準を満たすものとし、排水処理は合併処理方式とする。
	苅田町	苅田町町有水面及び道路の占用条例	第２条　道路水面及びこれに付属する土地を占用しようとする者は、道路（水面）占用許可申請書（様式第１号）に次の書類を添えて町長に提出して許可を受けなければならない （１）～（５）
佐賀県	神埼市	神埼市道路占用規則	第２条２　占用に関し利害関係者がある場合は、当該利害関係者と協議して、そのてん末書を前項の申請書に添付しなければならない。
	伊万里市	伊万里市法定外公共物管理条例	第４条　次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。（３）法定外公共物の流水の方向、分量、幅員若しくは深浅又は敷地の現状等に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。
熊本県	熊本県	熊本県浄化槽取扱要項	第１５条 ・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
		熊本県道路占用許可基準要綱	第８ ・通常の使用状態において放流水質をBOD20PPM以下に処理することが可能な性能を有する浄化槽で処理したうえで、外に適当な放流先がなく真にやむを得ない場合に限ること。 ・側溝への放流水量が側溝の設計流水量の居量範囲内であること。 ・開発等に係る大規模な放流にあっては、必要に応じため桝又は阻集器を設置させること。
	天草市	天草市浄化槽取扱要綱	第１８条（２）放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること
	大津町	大津町法定外公共物管理条例施行規則	第２条　条例第４条第１項各号の規定による町長の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、法定外公共物使用許可申請書（様式第１号）又は法定外公共物工事施行承認申請書（様式第２号）を町長に提出しなければなならない。
	錦町	錦町浄化槽取扱要項	第１５条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （１）　放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。 ２　浄化槽からの放流水を河川、公共用水等に放流することが困難な場合においてその放流水を地下浸透処理方式により処理する者は、『錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準』に定める規定に適合しなければならない。
宮崎県	宮崎県	宮崎県浄化槽指導要領	第４条第２項　環境衛生上または利水上支障がない場所であること。なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。
鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	第２節　設置場所等 浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。 ２　放流先 （１）　環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （２）　放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。
	鹿児島市	浄化槽指導要綱	第１２条　浄化槽からの放流水は、次に掲げる条件を満たす場所に放流するものとする。 （１）放流先（側溝、水路又は河川等）に接続できること。 （２）放流先に所有者又は管理者がある場合は、事前に十分協議し、承諾を得ていること。 （３）環境衛生上及び利水上支障のない場所であること。
	日置市	日置市環境保全条例	第８８条（浄化槽の適正な維持管理義務）　浄化槽の設置者は、その排水等により生活環境を汚染しないようその清掃を定期的に行うとともに、これを適正に維持管理しなければならない。
	伊佐市	伊佐市道路占用に係る規則	(趣旨) 第１条　この規則は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)及び伊佐市道路占用料等徴収条例(平成20年伊佐市条例第179号。以下「条例」という。)に基づき、市が管理する道路の占用に関し、必要な事項を定めるものとする。 (許可申請書) 第２条　次の各号に定める道路占用許可の申請書は、当該各号に定める様式によるものとする。 （１）　法第３２条第２項の申請書　道路占用許可申請(協議)書(様式第１号) （２）　法第３２条第３項の申請書　道路占用変更許可申請書(様式第２号) ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第３２条の規定により許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)が、同条第２項第２号及び第６号に掲げる事項を変更しようとするときは、この限りでない。 （１）　占用場所の位置図、平面図、横断面図及び実測求積図 （２）　道路に工作物、物件又は施設(以下「占用物件」という。)を設ける場合(工事を伴うものを含む。)は、当該占用物件の構造図(平面図、断面図、側面図等)、設計書及び仕様書。ただし、軽易なものについては、その一部を省略することができる。 （３）　利害関係人があるときは、その同意書 （４）　前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

注釈）自治体における条例・規則・運用に基づく規制を掲載しており、各法（水質汚濁法等）による規制については掲載していない。

２３．放流水域に対する規制について

（２）④その他水域に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
北海道	札幌市	地下浸透	札幌市浄化槽指導要綱	３　設置基準 （２）　放流先及び設置場所等 （イ）　放流先がない場合は、浄化槽を設置しないこと。ただし、地下浸透放流方式であって、構造等が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。
	江別市	地下浸透	北海道浄化槽事務ガイドブック	Ⅳ　第５　４ 地下浸透放流 地下浸透放流は、浄化槽の処理水を公共用水域等に放流せず土壌に浸透させる放流の一形態で、これによる場合は、十分地下浸透能力を有する土壌に覆われており、生活環境保全上又は利水上支障を生ずるおそれがない場所で、かつ、次によること。 １ 建築物が集落している市街地で水道が敷設されていない地域については、地下浸透放流を認めない。 ２ 雨水の溜まりやすい低地、浄化槽の処理水が敷地外に流出するおそれのある敷地である場合は、地下浸透放流を認めない。 ３ 浸透した浄化槽の処理水により、地滑り災害等の発生するおそれがある地域については、地下浸透放流を認めない。 ４ 井戸その他の飲料水源から30m以内の区域については、地下浸透放流を認めない。 ５ 地下水位が､1.5m以深であること。 ６ 地下浸透放流装置の構造は、次によること。 ｉ）土壌の浸透能力を調査し、これに基づき浸透面積を決定すること。 ii）トレンチは原則として凍結深度以深（市町村の標準的な凍結深度：資料９）とすること。 iii）トレンチは長さ20m以下とし、トレンチ間隔を２m以上とすること。 iv）トレンチは隣地から５m以上離すことを原則とし、隣地の承諾を得た場合でも、１m以上離すこと。 ｖ）トレンチ方式の構造については、昭和55年建設省告示基準第５の２から７を標準とする。
	倶知安町	地下浸透	北海道浄化槽事務ガイドブック	Ⅳ　第５　４ 地下浸透放流
	幌延町	個別排水処理施設	幌延町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例	第７条　使用者は、個別排水処理施設の機能を正常に維持するために、規則で定める事項を遵守しなければならない。 ２　町長は、前項の事項を遵守されていない場合、個別排水処理施設への排水等の流入を停止又は制限することができる。
			幌延町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例施行規則	第６条　条例第７条第１項に規定する規則で定める遵守事項は、厚生労働省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第１条に掲げる事項とする。
	別海町	地下浸透	北海道浄化槽事務ガイドブック	Ⅳ　第５　４ 地下浸透放流
	標津町	地下浸透	北海道浄化槽事務ガイドブック	Ⅳ　第５　４ 地下浸透放流
岩手県	岩手県	地下浸透	「浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要領」（県が届出等を受理する場合）	５　事前協議 　保健所長は、浄化槽放流水を地下浸透しようとする者に対して、あらかじめ浄化槽放流水地下浸透事前協議書を提出するよう指導するとともに、地下浸透に係る安全性について事前に確認するものとする。
	滝沢市	市管理の河川	滝沢市生活排水対策推進要綱	第７条　開発行為における生活排水の処理については、合併処理施設を基本とし、それぞれの規模に応じて次の基準により指導するものとする。 pH ・・・5.8～8.6 BOD ・・・20mg／ℓ以下 SS・・・50mg／ℓ以下 大腸菌群数（１立法cmにつき個）・・・3,000以下 ※同条を準用し、河川占用の許可の条件として許可をしている。
宮城県	村田町	湖沼	村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第４条　（３）カ 湖沼等に放流する場合は、小水域でないこと。
	川崎町		川崎町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	第６条　放流水の放流先、清掃等については、法令に定めがあるもののほか次の事項に留意するものとする。 （１）　側溝、下水溝等に放流する場合 ア　放流先は、原則として耐水材料で造られ放流水量及び浄化槽からの排水を収容するのに十分なものであること。 イ　側溝等の流末は、河川、用水等の水域に遅滞なく流下しているものであること。 ウ　道路等の側溝を利用する場合は、排水先開渠に必要な長さをもつ構造の蓋掛け等の措置を講じること。 （２）　河川、農用水路に放流しようとする場合 ア　放流水量に対し、河川水量等は十分これが希釈可能な水量を有していること。 イ　河川水等の滞流している部分でないこと。 （３）　湖沼等に放流する場合 ア　小水域でないこと。
秋田県	能代市	八郎湖水域	秋田県公害防止条例	第３９条：知事は、指定排出水の汚染状態について、排水基準を規則で定めるものとする。
山形県	山形市	地下浸透	山形市生活排水処理対策指導要綱	浄化槽からの排水は地下浸透を行わないこと
福島県	猪苗代町	地下浸透	福島県浄化槽放流水の地下浸透に関する指導規準	（対象浄化槽の規模及び対象地域） 第３　この指導要綱の対象浄化槽の規模は、処理対象人員10人槽以下の浄化槽を対象とする。また、その対象地域は、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない地域とする。
		特定の水域	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	(窒素りん除去型浄化槽の設置等) 第二十二条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域における下水道整備計画区域以外の区域(農業集落排水施設(農業集落から排出されるし尿及び雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)を集合して処理するために市町村が設置した施設をいう。以下同じ。)が整備されている区域として規則で定める区域を除く。第二十四条において同じ。)において、小規模事業場に処理対象人員が五十人以下のし尿浄化槽を設置しようとする者は、窒素及びりんを除去することができるし尿浄化槽で規則で定めるもの(以下「窒素りん除去型浄化槽」という。)を設置しなければならない。ただし、敷地の状況そ の他特別な事情により窒素りん除去型浄化槽を設置することができないと知事が認める場合は、この限りでない。 (住宅への窒素りん除去型浄化槽の設置) 第二十四条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域における下水道整備計画区域以外の区域において、一戸建ての住宅にし尿浄化槽を設置しようとする者は、窒素りん除去型浄化槽を設置しなければならない。ただし、敷地の状況その他特別な事情により窒素りん除去型浄化槽を設置することができないと知事が認める場合は、この限りでない。
	郡山市	その他	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	第二十二条、第二十四条 特定地域に放流する場合、高度処理浄化槽を設置することを義務づけている。
	会津若松市	猪苗代湖	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	窒素及びりんを除去できるし尿浄化槽
	中島村	その他	中島村浄化槽事務処理要領	浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合にあって、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときはこの限りでない。
茨城県	八千代町	その他	八千代町浄化槽設置整備事業補助金交付要項	第５条（７）　放流先管理者の許可

２３．放流水域に対する規制について

（２）④その他水域に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
栃木県	足利市	地下浸透	足利市浄化槽指導要綱	（１）放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。 （２）付近に適当な放流先がない場合（放流できない場合も含む）は浄化槽を設置しないこととし、くみ取り便所等とすること。
			足利市浄化槽法流水の敷地内処理に関する指導基準	全文
	栃木市	地下浸透	栃木市浄化槽指導要綱	第３条　浄化槽を設置等する場合は、次の基準を満たすものとしなければならない。 （４）　放流先 ア　放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。 イ　付近に適当な放流先がない場合(放流できない場合も含む。)は、浄化槽を設置しないこととし、くみ取り便所等とすること。ただし、原則として処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合であって、その放流水を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理する場合は、この限りでない。
			浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準（内規）	第１　趣旨 この内規は、栃木市浄化槽指導要綱（平成22年3月29日。以下「要綱」という。）第３条第４項のイのただし書の規定により、浄化槽から放流水を敷地内で処理するための装置（以下「処理装置」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。
	佐野市	地下浸透	佐野市浄化槽指導要綱	第３条第１項　（４）　放流先 ア　放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。 イ　付近に適当な放流先がない場合（放流できない場合も含む。）は浄化槽を設置しないこととし、くみ取便所等とすること。ただし、原則として処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合であって、その放流水を別表第１に定める浄化槽放流水の敷地内処理装置設置等基準に適合する方法により敷地内処理する場合は、この限りでない。
	真岡市	地下浸透	真岡市浄化槽指導要綱第３、浄化槽法流水の敷地内処理に関する指導基準	条件付放流
	大田原市	蒸発散	大田原市浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	第２条　敷地内処理を設置する場所は、次の各号に掲げる基準のいずれかにも適合すること。 第３条　処理装置の構造は、次の各号に掲げる基準に適合すること。 第４条　浄化槽から放流水の水質は、次の基準に適合すること。
	下野市	敷地内処理	下野市浄化槽放流水の敷地内処理装置に関する指導基準	第２　処理装置の設置に関する基準
	上三川町	地下浸透	浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	町基準による設置場所・構造・水質を満たす場合に、必要書類の提出を以て認める。
	茂木町	地下浸透	茂木町浄化槽指導要綱	第３条　浄化槽を設置等する場合は、次の各基準を満足させること。 ４　放流先 （１）放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とする。 （２）付近に適当な放流先がない場合（放流できない場合も含む。）は浄化槽を設置しないこととし、汲み取り便所等とすること。ただし、原則として処理対象人数50人以下の浄化槽を設置する場合であって、その放流先を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理する場合は、この限りではない。
	芳賀町	地下浸透	芳賀町浄化槽指導要綱	３条、浄化槽法流水の敷地内処理に関する指導基準 法流水を別に定める浄化槽法流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理する場合この限りでない。
	野木町	地下浸透	野木町浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準	処理装置の設置場所・構造、放流水の水質基準
	那珂川町	地下浸透	那珂川町浄化槽指導要綱	第３条第４項　原則として処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合であって、その放流水を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理する場合
群馬県	群馬県	地下浸透	群馬県浄化槽指導要綱	第２の４放流先の条件 （４）付近に適当な放流先が無く、かつ、次に掲げる基準に適合するときでなければ、浄化槽の放流水を地下浸透させることはできない。ただし、道路側溝に放流口を接続する際、道路管理者から放流量調整の目的で流出側に設置するますの一部を浸透構造とするよう指導を受けた場合であって、かつ、周辺の生活環境に支障がないと判断される場合はこの限りでない。 ア　原則として処理対象人員が100人以下の浄化槽であること。 イ　地下浸透処理装置の構造は、昭和55年建設省告示第1292号第５の構造に準ずること。 ウ　地下浸透処理装置は、隣地境界線から、おおむね３メートル以上離れていること。 エ　付近に飲料用井戸があるときは、水平距離で30メートル以上離れていること。 オ　地下水位は、年間の一番高いときで、地表面から1.5メートル以上の深さにあること。
	前橋市	地下浸透	前橋市浄化槽指導要綱	100人槽以下であること。地下浸透処理装置の構造は、昭和55年建設省告示1292号第５号の構想に準ずること。地下浸透処理装置は、隣地境界線から３ｍ以上離れていること。また、付近に飲料用井戸があるときは、水平距離で30ｍ以上離れていること。地下水位は年間の一番高いときで、地表面から1.5ｍ以上の深さにあること。
	高崎市	地下浸透	前橋市浄化槽指導要綱	100人槽以下であること。地下浸透処理装置の構造は、昭和55年建設省告示1292号第５号の構想に準ずること。地下浸透処理装置は、隣地境界線から３ｍ以上離れていること。また、付近に飲料用井戸があるときは、水平距離で30ｍ以上離れていること。地下水位は年間の一番高いときで、地表面から1.5ｍ以上の深さにあること。
埼玉県	埼玉県	地下浸透 蒸発散	埼玉県浄化槽設置指導要綱 埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準	第４　設置基準等　２　放流先のない浄化槽の設置
	行田市	下水道処理開始区域	行田市浄化槽処理水の市管理道路側溝への放流に関する要綱	第４条　合併処理浄化槽の処理水が放流可能な地域は、次の区域を除いた地域であって、側溝以外に放流先を確保することが困難な地域とする。 （１）下水道法（昭和33年法律第79号）第４条第１項の規定による公共下水道事業計画区域のうち、同法第９条の規定に基づき下水の処理開始を告示した区域
		見沼土地改良区管理水路接続区域	行田市浄化槽処理水の市管理道路側溝への放流に関する要綱	第４条　合併処理浄化槽の処理水が放流可能な地域は、次の区域を除いた地域であって、側溝以外に放流先を確保することが困難な地域とする。 （２）側溝の流末が見沼代用水土地改良区の管理水路に接続されている区域
	飯能市	地下浸透	飯能市高度処理型合併処理浄化槽放流水地下浸透関係技術基準	第４　地下浸透可能な地域、及び土地 １　盛土地盤においては、盛土後１年以上経過していること。 ２　土地の傾斜は16°以下で、斜地崩壊等の災害の生ずる危険がないこと。 ３　地下浸透装置の端から水平距離30m以内に飲用井戸等の水源がないこと。 ４　地下水位は、年間平均で地表面下約2.5ｍ以深にあること。 ５　隣地境界及び建築物までの距離は、散水管からそれぞれ２ｍ以上を確保すること。 ６　日照、通風が良好であり、周囲から雨水等が流入するおそれがない場所であること。
	東松山市	蒸発散	東松山市生活排水処理施設設置指導要綱	第５条　２　対象地域において、生活排水を公共用水域に排出することのできない者は、埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準（平成16年4月1日施行）に基づき、処理施設を設置し、処理するものとする。ただし、処理対象人員が10人以下の建築物から排出される生活排水に限り、敷地内に小型浄化槽及び土壌蒸発散処理施設を設置（敷地内に小型浄化槽を設置することができない場合にあっては、し尿についてはくみ取りにより、生活雑排水については土壌蒸発散処理施設を設置）することにより、処理できるものとする。
	小川町	なし	小川町合併処理浄化槽設置指導要綱	第１０条　周辺に放流できる水路等がない場合は、浄化槽を設置できないものとする。ただし、放流水を埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準（平成16年4月1日施行）に定める処理方法により処理する場合であって、当該処理方法が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りでない。
	神川町		神川町公共物管理条例	第４条　公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

２３．放流水域に対する規制について

（２）④その他水域に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
千葉県	成田市		放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン	第４ 蒸発拡散装置は、次の要件を満たすものとする。 一 放流水を蒸発拡散させる装置として、公的試験研究機関等による性能評価又は行政機関（関東地方の都県・保健所設置市に限る。）による構造認定を得ていること。 二 装置の維持管理を行うことができる営業所を県内に有する者が自ら施工し、使用中の維持管理までを一貫して行うこと。 三 重力浸透をしない構造であること。
	勝浦市	蒸発散	千葉県浄化槽取扱指導要綱	第５条３（２）（１）にかかわらず、適当な放流先を確保することが著しく困難な場合は、別に定める「ガイドライン」を参考に、放流水の処理を適切に行うこと。
	長柄町	排水処理装置	長柄町設置型浄化槽整備に伴う排水処理装置補助金交付要綱	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁防止と生活環境の向上を図るため、排水処理の困難な場合に限り、予算の範囲内において町補助金等交付規則とこの要綱に基づき補助金を交付する。
東京都	東京都	地下浸透	東京都合併処理浄化槽放流の地下浸透に関する指導要綱	・処理対象人員が50人以下であること。 ・浸透箇所から水平距離で30m以内に飲用井戸がないこと。 ・BOD10mg/L・全窒素10mg/L以下の処理能力を有する浄化槽で、大腸菌対策として都の指定基準に合致するもの
神奈川県	神奈川県	地下浸透	浄化槽指導要綱	別表（事務取扱要領　２（３）関係）
	川崎市		川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	第４５条　排水に関する規制基準は、次に掲げる事項について、規則で定める。
			川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則	第４２条　条例第４５条第１項の規制基準は、別表第１１及び別表第１２のとおりとする。
	中井町	地下浸透	条例等なし	まち整備課に要相談
新潟県	新潟県	地下浸透	保健所長・土木事務所長あて部長通知 「浄化槽設置届出等の事務処理について」	条件付き放流（トレンチ構造、周辺地下水との関係など）
石川県	宝達志水町	①～③以外	宝達志水町個別排水処理施設条例	第３条２項　放流水の生物化学的酸素要求量の除去率が90%以上を有し、かつ、放流水の生物化学的酸素要求量が１リットル当たり20ミリグラム以下
福井県	福井県	地下浸透	建築基準法施行細則	建築基準法施行細則第１２条の３に規定する「特に知事が定めるもの」を定めておらず、全面禁止としている。 【建築基準法施行細則第１２条の３】 建築基準法施行令第３２条第１項第１号の表に規定する知事が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、建築基準法第２条第３５号の特定行政庁である市町長の統轄する区域、下水道法第２条第８号に規定する処理区域および同法第４条第１項の事業計画の認可を受けたを定めた区域で特に知事が定めるものを除く県内全域とする。
山梨県	山梨県	地下浸透	山梨県浄化槽指導要綱	第５条第２項　付近に適当な放流先がなく、浄化槽の放流水を地下浸透させる場合は、次に掲げる基準に適合する処理装置を設置するものとする。 （１）トレンチ等により放流水を均等に散水できる構造であること。 （２）浸透速度が速い場所に設置する場合にあっては、重力浸透を防止するシート等を設けること。 （３）日照、通風が良好で、雨水等の冠水のおそれがない場所に設置すること。 （４）隣地境界線からおおむね１メートル以上離れた場所に設置すること。 （５）地下水位が地表面から1.5メートル以上深く、かつ、井戸その他の水源から水平距離で30メートル以上離れた場所に設置すること。
	南部町	その他選択肢以外	浄化槽設置届申請時における覚書	浄化槽の設置及び放流に関する事項 ２　浄化槽を設置する場合は、浄化槽の放流先が環境衛生上、又は利水上支障を生じない放流先であること。 ３　放流先の河川、側溝等に国、県又は町の放流の規制を行っている場合は、これに従うこと。 ４　あらかじめ次の事項を確認の上、必要な措置を講じた上で設置手続きを行うこと。 ア　放流先は、放流水を放流する水路等を有し、かつ放流水の疎通が適当であるかどうか。 イ　私有の水路等に放流、又は地下浸透する場合、これに従う紛争を防止するための措置が必要かどうか。
	富士河口湖町	敷地内浸透	富士河口湖町浄化槽設置指導要領	(設置基準）１.（4)浄化槽により浄化された排水は、敷地内に地下浸透させること。
長野県	上田市	地下浸透	浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	・ 適正な地下浸透速度　・地下浸透装置の構造　・十分な地下浸透面積の確保 ・ 地下浸透装置の維持管理　・所定の処理水質の満足　・事前協議
	諏訪市	地下浸透	し尿浄化槽表流水の地下浸透に関する指導基準	・ 適正な地下浸透速度　・地下浸透装置の構造　・十分な地下浸透面積の確保 ・ 地下浸透装置の維持管理　・所定の処理水質の満足
	須坂市	地下浸透	須坂市公害防止条例	浄化槽の処理水を地下にしみ込むこととならないよう適切な措置をしなければならない。
	伊那市	地下浸透	し尿浄化槽表流水の地下浸透に関する指導基準	・ 適正な地下浸透速度　・地下浸透装置の構造　・十分な地下浸透面積の確保 ・ 地下浸透装置の維持管理　・所定の処理水質の満足
		その他	伊那市浄化槽法関係事務処理要領	・放流水による環境衛生上の支障を生じないように、保守点検及び清掃等適正な管理を実施すること。 ・河川管理者、水利権者その他の関係者と事前に十分協議し、関係法令の規定に基づく河川管理上の手続等が必要なときは、その手続きを経ること。
	大町市	地下浸透	浄化槽の設置及び維持管理に関する指導基準(内規)	第２　設置に関する基準の　６　放流先の河川等は原則として次によるものとする。(２）やむを得ず放流水を地下浸透する場合には、浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準（昭和62年4月1日付62環第４号長野県生活環境部長通知）によること。
	東御市	その他	東御市浄化槽の設置に関する指導基準　他	法令に基づき管理者との手続きが必要な場合には法令上の手続きが行われていること。
	安曇野市	地下浸透	浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	・地下浸透処理が可能な土地　・ 適正な地下浸透速度　・地下浸透装置及び検水井の構造 ・十分な地下浸透面積の確保　・ 地下浸透装置の維持管理　・所定の処理水質の満足　・事前協議
	下諏訪町	地下浸透	下諏訪町浄化槽の設置に関する指導基準	第２　６　放流先の河川等は原則として次によるものとする。 （２）やむを得ず放流水を地下浸透する場合には、浄化槽法流水の地下浸透に関する指導基準（昭和62年4月1日付62環第４号長野県生活環境部長通知）によること。
	平谷村	地下浸透	平谷村浄化槽の設置に関する指導基準	やむを得ず放流水を地下浸透する場合には、浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準（昭和62年4月1日付62環第４号長野県生活環境部長通知）によること。
	麻績村	地下浸透	麻績村観光開発並びに別荘誘致に関する条例施行規則他	村長が認めた場合に限り浄化槽法第２条に定める合併処理浄化槽の処理水を地下浸透により処理することが出来る
	朝日村	地下浸透	し尿浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	３　地下浸透処理可能な土地　以降
	池田町	地下浸透	池田町汚水処理指導要綱	第１（２）当町としては、上水道水源、地下水確保の見地から、地下浸透は認めない。尚放流水路がない場合は強制蒸発散装置とすること。
	白馬村	地下浸透	し尿浄化槽表流水の地下浸透に関する指導基準	・ 適正な地下浸透速度　・地下浸透装置の構造　・十分な地下浸透面積の確保 ・ 地下浸透装置の維持管理　・所定の処理水質の満足
	木島平村	全て	木島平村環境保全条例施行規則	第３条　条例第４条第３項に規定する排水処理浄化槽は放流口でBOP除去率がおおむね50%以上及びSS除去率がおおむね80%以上の処理能力を備えた３層以上の沈澱濾過槽で村長が定めたものとする。
	飯綱町	地下浸透	飯綱町自然環境保全条例施行規則	第３条　別表第２　保健休養地について、処理水は後処理を行い、BODを10mg／Ｌ以下とすること

２３．放流水域に対する規制について

（２）④その他水域に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
岐 阜 県	可 児 市	全水共通	可児市開発協議要綱	４４条　事業者は、浄化槽放流水の放流先関係者と事前に協議を行い、当該管理者及び水利権者等の了解を得るものとする
静 岡 県	下 田 市	水源保護地域	水道水源保護条例	第９条　市長は、水源保護地域における対象事業場の設置に関する事業計画の基準（以下「計画基準」という。）を、規程で定める。
	函 南 町	地下浸透	函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱	第５条　事業者は、土地利用事業に関する計画を策定しようとするときは、別表に定める基準に適合するようにしなければならない。ただし、別表の基準に定めのない事項は「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（昭和49年静岡県告示第1209号）」の基準を準用する。
				別表５（４）　施行区域内の生活排水（し尿、雑排水）及び工場等の事業系排水は、浸透処理を行わないこと。ただし、合併処理浄化槽で処理した生活系排水で、別記の浸透処理排水の基準に適合し、周囲に河川及び水路がなく、排水施設を持続することが困難で近隣の状況によりやむを得ないと認められ、かつ、有効な浸透処理施設を設置する場合は、この限りではない。
愛 知 県	名 古 屋 市	私設の水路等	名古屋市浄化槽指導要綱	第３条　浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽からの放流水を私設の水路その他これに類する場所に放流しようとする場合にあっては、当該水路等の所有者又は管理者の同意を得るものとする。
	碧 南 市	衣浦港	碧南市公害防止指導基準	指導基準適用対象工場等のうち、臨海部の工業専用地域に工場等を新築、増築、改築等をする場合は指導基準に基づき公害防止計画書を作成し、碧南市と公害防止に関する協定を締結するものとする。
	設 楽 町		設楽町環境保全取扱要綱	第５条　（２）　建築物、工作物のし尿、雑排水及び家庭雑排水　収容人員に見合う能力を有する国が認定した浄化槽を設置し、放流水質はBOD20PPM以下にし、浄化槽法に定められた設置の届出等をするとともに、所定の管理をしなければならない。ただし、別荘等一時的に町内に滞在するための建築物は、この限りでない。
三 重 県	三 重 県	地下浸透	三重県浄化槽指導要綱	１ 地下放流方式については、原則として次の各号に該当するものとする。 （１）都市計画区域内にあっては、処理対象人員が50人以下のものであること。 （２）構造承認を受けた浄化槽と、これからの放流水を土壌に均等に散水して浸透させる装置とを組合せた構造とすること。 （３）地下浸透部分は、地下水位が地表面から1.5m以上深い地域に、かつ、土壌の厚さが１m以上の区域に設けること。また、井戸、その他の水源及び隣地境界から水平距離30m以内の位置並びに崩壊等の災害の生じる危険のある区域に設けないこと。 （４）処理対象人員１人（50リットル／日）当りの浸透部分の面積は、一般の土壌の場合４m２以上とし、浸透の良くない土壌の場合は、浸透速度等により必要面積を算出すること。 （５）一般の土壌の場合、散水管はトレンチに埋設し、トレンチ内に均等に散水できる構造とすること。トレンチの幅は50cm以上90cm以下、深さ60cm以上とし、トレンチの低部には15cm以上の砂をしき、その上部に10cm以上の砂利で囲った散水管を敷設し砂で埋戻すこと。砂で埋戻した上部は５cm以上の覆土を行うこと。 （６）散水管相互の間隔は、２m以上とすること。散水管の流入口から末端までの距離は、20m以下とすること。 （７）散水管の径は10cm以上の有孔管とし、孔は管底に設けて孔径は１cm程度とすること。 （８）散水管の流入部と管末に水位点検孔を設けること。 （９）浸透部分の能力に支障を生じた場合は、トレンチの砂等の交換を行うこと。 ２ 上記以外の方式で１と同等以上の性能があると認められるものとする。
	三 重 県	その他	三重県浄化槽指導要綱	（規制条件）放流先として公共用水域がない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。ただし、放流水を上記の方法等により処理する場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りでない。
	四 日 市 市	都市下水路以外	四日市市浄化槽指導要綱	放流先が都市下水路以外の排水施設で、その管理者又は権利者がある場合には、当該管理者又は権利者と事前の協議に努めること。
	熊 野 市	浸透桝	三重県浄化槽指導要綱	三重県浄化槽指導要綱に準じる。
	いなべ市	地下浸透	三重県浄化槽指導要綱	県が定めるものと同様。
	志 摩 市	海	志摩市浄化槽指導要綱	第３条１１項 処理対象人員11人以上の浄化槽を設置しようとする者は、当該浄化槽からの排出水が英虞湾（三重県志摩市の深谷大橋、同市御座岬と度会郡南伊勢町田曽埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）又は伊勢湾（愛知県伊良子岬から三重県大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）に流入するときは、別表の基準に適合するよう努めるものとする。
			志摩市の自然と環境の保全に関する条例	第２８条 土砂の流失により水産生物に影響を及ぼすおそれのある行為又は河川、海洋等に直接、し尿処理水、生活汚水、産業汚水及びその他の汚水を排出する施設を設置しようとするものは、関係漁業協同組合又はその他の関係者と事前に協議しなければならない。
	明 和 町	祓川	明和町開発指導要綱	第２３条第６項　祓川に排出される排水の汚水処理の水質は、BOD10mg/ｌ以下とすること。
	度 会 町	地下浸透	浄化槽設置並びに排水放流に係る協議報告書	浄化槽関係法令等による規制はないが、町独自で必要であると判断し浄化槽設置の際に提出を求めている。
	紀 北 町	側溝	特定地域の慣習、取り決め。	その地域の慣習や申し合わせなどにより文書などの明文化はしていないが、放流を認めていないエリアがあります。
滋 賀 県	県内19市町	地下浸透	市町浄化槽取扱要綱	第４条 浄化槽の放流水は、原則として地下浸透しないこと。
		蒸発散	市町浄化槽取扱要綱	第４条第４号 浄化槽の放流水を蒸発方式で処理する場合における蒸発面積は、汚水量50リットル当たり２㎡以上とすること。
		その他	市町浄化槽取扱要綱	第４条 第１号　浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第２号　原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。
		その他	民法	第２２１条 土地の所有者は、その所有地の水を通過させるため、高地又は低地の所有者が設けた工作物を使用することができる。 ２　前項の場合には、他人の工作物を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。
京 都 府	京 都 府	地下浸透	京都府浄化槽の設置等に関する要綱他（各市町村も同様の運用）	同要綱第８条第１号：浄化槽で処理した水が環境衛生上支障なく放流できる水路等を有すること。
	南 丹 市	美山町地域	南丹市水質保全対策要綱	第１１条「ただし、美山町地域については、放流水のBOD10mg/ℓ以下の機能を有する浄化槽とする。」
大 阪 府	大 阪 府	公共用水域に接続される放流先	大阪府生活環境の保全等に関する条例	第５９条（排出水の排出制限） ※日間平均30㎥/日以上の排出水を、公共用水域へ放流する届出事業場内に浄化槽を該当する場合のみ適用
	枚 方 市	地下浸透	枚方市公害防止条例	第５条　工場又は事業場を設置している者は、有害物質を含むものとして枚方市公害防止条例施行規則第３条で定める要件に該当する水（枚方市公害防止条例施行規則第３条で定める法律又は大阪府の条例に規定する水を除く。）を地下に浸透させてはならない。

２３．放流水域に対する規制について

（２）④その他水域に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
兵庫県	兵庫県	蒸発散方式	兵庫県浄化槽指導要綱	浄化槽からの放流水は、衛生上支障がない水路等に放流しなければならないこととし、放流水の蒸発散方式及び放流水の地下浸透方式は、原則として、これを認めない。ただし、次に定める場合等は、この限りでない。 ア 蒸発散方式 土質、降雨量及び表面積の関係から、放流水を蒸発散する以外適当な方法がない場合であって、公共用水域等の水質の保全、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに防災上支障がないと認められるとき。ただし、この場合においては、第２章第１節の ２９（１）に定める構造とするものとする。
		地下浸透方式	兵庫県浄化槽指導要綱	浄化槽からの放流水は、衛生上支障がない水路等に放流しなければならないこととし、放流水の蒸発散方式及び放流水の地下浸透方式は、原則として、これを認めない。ただし、次に定める場合等は、この限りでない。 イ 地下浸透方式 土質等の関係から、放流水を地下浸透する以外適当な方法がない場合であって、公共用水域等の水質の保全、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに防災上支障がないと認められるとき。ただし、この場合においては、第２章第１節の２９（２）に定める構造とするものとする。
	神戸市	地下浸透方式	神戸市浄化槽指導要綱	第４条第５項　浄化槽設置者は、浄化槽からの放流水を当該敷地の衛生及び安全上有効かつ適切な方法で排出しなければならない。また、浄化槽からの放流水を、原則として地下に浸透させてはならない。
	姫路市	蒸発散方式	姫路市浄化槽指導要綱	第５条第２項　放流水の蒸発散方式及び放流水の地下浸透方式による処理は、原則として、行ってはならない。
		地下浸透方式	姫路市浄化槽指導要綱	第５条第２項　放流水の蒸発散方式及び放流水の地下浸透方式による処理は、原則として、行ってはならない。
奈良県	奈良県	地下浸透	奈良県浄化槽取扱いの手引き	衛生上の観点から、保健所等衛生部局と協議を行い承認を得ること
		蒸発散	奈良県浄化槽取扱いの手引き	衛生上の観点から、保健所等衛生部局と協議を行い承認を得ること
和歌山県	和歌山県	地下浸透	和歌山県浄化槽取扱要綱	第２６条　浄化槽の構造基準 ８　特殊な構造の取扱い （１）地下浸透方式による浄化槽 建築基準法施行令第３２条第２項の規定は、特定行政庁が汚水を地下浸透方式によって処理しても衛生上支障がないと規則で指定する地域に限って適用できる基準である。和歌山県下においては、規則で指定した地域がないので、地下浸透方式の浄化槽は使用できない。
		蒸発散	和歌山県浄化槽取扱要綱	第２６条　浄化槽の構造基準 ８　特殊な構造の取扱い （３）浄化槽の放流水を全く敷地外に放流しない場合などの取扱い 浄化槽の放流水を全く敷地外に放流しない循環方式は、特定行政庁との協議を要する。また、浄化槽の放流水を蒸発散させる方式、地下浸透させる方式、及び敷地内散布する方式は、禁止する。
島根県	島根県	その他	島根県浄化槽取扱指針	第４章浄化槽設置場所及び放流先 浄化槽を設置しようとする者は浄化槽設置場所について、関係法令に基づく区域の指定状況によく留意するとともに、おおむね次の条件を満足する設置場所及び放流先を選ぶこととし、事前に必要に応じて放流先管理者等との協議を行うこと。 １．設置場所（省略） ２．放流先 （１）付近に下水路、公共溝渠その他適当な排水場所があること。 （２）放流水により飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。
	奥出雲町		奥出雲町合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　合併処理浄化槽　し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽のうち、し尿及び雑排水（以下「汚水」という。）を各戸ごと（共同住宅にあっては、各共同住宅ごと。以下同じ。）に処理するものであって、奥出雲町が設置するものをいう。
			奥出雲町合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則	第２条　条例第２条第１号に規定する合併処理浄化槽とは、次に掲げるものをいう。 （１）　5人槽から10人槽にあっては、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置事業における国庫補助指針」に適合するもののうち、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率95%以上、放流水のBOD10mg／l以下、総窒素濃度20mg／l以下（日本建築センター評定値）の浄化機能を有するもの （２）　11人槽から50人槽にあっては、前号に準じる機能を有するもの
岡山県	岡山県	地下	岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第３　２　浄化槽の放流水の地下水への放流及び地下への浸透については、生活環境の保全上及び地下水の保全上の観点から、これを行わないこと。
	岡山市	地下浸透	岡山市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	第３ー２　浄化槽の放流水の地下水への放流及び地下への浸透については、生活環境の保全上及び地下水の保全上の観点から、これを行わないこと。
	倉敷市	地下	倉敷市浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針	指針第３項の２「浄化槽の放流水の地下水への放流及び地下への浸透については、生活環境の保全上及び地下水の保全上の観点から、これを行わないこと。」
広島県	北広島町	地下浸透	浄化槽法	第１条　地下水の保全の為、地下浸透は認めていない
山口県	山口県	地下浸透	山口県浄化槽の設置等に関する指導要綱	第５　放流水は、原則として地下に浸透させてはならないものとする。ただし、生活環境　の保全及び公衆衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
		その他	山口県浄化槽の設置等に関する指導要綱	第４　浄化槽の放流水（以下「放流水」という。）は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水利使用に影響を及ぼさない水路等に放流しなければならないものとする。 ２　水の使用を目的とした水路等に放流しようとする者は、あらかじめその所有者又は管理者に協議し、了解を得るものとする。
	下関市	地下浸透	下関市浄化槽の設置等に関する指導要綱	第９条　周辺に河川又は水路等の有効な放流先のない場合、放流水の地下浸透は、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年7月14日建設省告示第1292号。）第５の２によるもののみこれを認める。
		その他	下関市浄化槽の設置等に関する指導要綱	第８条　浄化槽の放流水（以下「放流水」という。）は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水利使用に影響を及ぼさない水路等に放流しなければならない。 ２　水の使用を目的とした水路等に放流しようとする者は、あらかじめその所有者又は管理者と協議を行うこと。
徳島県	徳島県	地下浸透	徳島県浄化槽の設置及び維持管理要領	第６条第１項　放流先の確保が困難な場合、浄化槽放流水の地下浸透方式による処理に係る指針（ガイドライン）に基づき設置することとしている。
香川県	香川県	地下浸透	浄化槽の構造に関する要領（香川県）	地下浸透方式の浄化槽の設置は、できない。
	高松市	地下浸透	高松市浄化槽の設置及び管理に関する要綱	第６条（１）下水路、河川等の適当な放流先があること。 （６）前号にあげるものの他環境衛生上支障のない位置にあること。

２３．放流水域に対する規制について

（２）④その他水域に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
高知県	高知県（28市町村）、宿毛市	地下浸透	高知県浄化槽指導要綱、 高知県浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	第３（対象地域） 浄化槽の設置場所付近に適当な放流先がない場合であって、この指導基準に定める処理方法等が環境衛生上支障のない地域とする。 第４（放流水の地下浸透が可能な浄化槽等の条件） 浄化槽の放流水を地下浸透させる場合は、次の各号に掲げるものとする。 （１） 浄化槽の規模は、処理対象人員50人以下のものとする。 （２） 浄化槽は、第２の（１）に定める処理性能を有するものとして指定性能評価機関で性能評価を受けたものであること。 （３） 浄化槽の放流水を土壌に浸透させるために十分な能力を有する土壌浸透装置又は浸透設備を付加するものとする。
	安芸市	地下浸透	安芸市浄化槽指導要綱、 安芸市浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準	第３（対象地域） 浄化槽の設置場所付近に適当な放流先がない場合であって、この指導基準に定める処理方法等が環境衛生上支障のない地域とする。 第４（放流水の地下浸透が可能な浄化槽等の条件） 浄化槽の放流水を地下浸透させる場合は、次の各号に掲げるものとする。 （１） 浄化槽の規模は、処理対象人員50人以下のものとする。 （２） 浄化槽は、第２の（１）に定める処理性能を有するものとして指定性能評価機関で性能評価を受けたものであること。 （３） 浄化槽の放流水を土壌に浸透させるために十分な能力を有する土壌浸透装置又は浸透設備を付加するものとする。
福岡県	福岡市		福岡市浄化槽事務取扱要領	原則として、都市下水路、河川等適当な放流先があること
	中間市	その他	中間市浄化槽指導要綱	第６条第１項第１号及び第２号 (水素イオン濃度指数5.8から8.6まで)(BOD10ミリグラム毎リットル以下)
	遠賀町	用悪水路	遠賀町河川水質の浄化及び保全に関する条例	第３条　浄化槽の排水口における水質は遠賀町合併処理浄化槽の普及に関する条例（平成２年条例第７号）第５条の基準を満たすものとし、排水処理は合併処理方式とする。
	（保健所設置市以外の56市町村）	その他	福岡県浄化槽事務取扱要領	設置場所の要件として、適当な放流先があることとしている。
佐賀県	白石町		白石町法定外公共物の管理に関する条例	第４条　次に揚げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 第５項　法定外公共物に汚水を放流すること。
	神埼市		佐賀県浄化槽指導要綱	原則として公共用水域への放流すること（地下浸透方式の原則禁止）
			神埼市開発行為指導要綱	１９条　放流先の利害関係者の同意を得、市長と協議し、措置の万全を期すること。（下水溝の施設設置）
長崎県	長崎県	長崎市、佐世保市を除く長崎県内	長崎県浄化槽事務取扱要領	第３放流先 放流先は、次によること。 （１）原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。 （２）私設の下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を受けること。 （３）環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 （４）都市下水路等の適当な放流水路が無く、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できること。
		長崎湾、大村湾、本明川流域	水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づく排水基準を定める条例	第２条　前条の排水基準及びこれを適用する区域並びに適用の日は、別表第１、別表第２、別表第３及び別表第４のとおりとする。
		大村湾	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則	第２条 ２　条例第２条第８号の規則で定めるものは、騒音に係る施設にあっては別表第１、汚水または廃液に係る施設にあっては別表第２に掲げる施設とする。
	佐世保市	佐世保市	佐世保市浄化槽取扱要領	放流先は、次によること。 （１）原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。 （２）下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を得ること。 （３）環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。
	壱岐市	地下浸透	壱岐市(浄化槽放流の地下浸透規定について) H１４年４月１９日１４廃対第４４号、１４建第２１４号	壱岐市(放流水の浸透地点から水平距離30M以内に、飲用に供する井戸が無いこと等)
熊本県	熊本県		熊本県浄化槽取扱要項	第１５条 ・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	錦町	地下浸透	錦町浄化槽取扱要項	第１５条　浄化槽の排水を放流するときは、次の各号に適合するようにしなければならない。 （1）　放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 （2）　放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。 ２　浄化槽からの放流水を河川、公共用水等に放流することが困難な場合においてその放流水を地下浸透処理方式により処理する者は、『錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準』に定める規定に適合しなければならない。
			錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準	第３条　浄化槽の設置場所付近に適当な放流先がない場合であって、この技術基準に定める処理方法などが環境衛生上支障のない地域とする。
大分県	大分県	地下浸透	大分県浄化槽指導要綱	・環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流水が停滞することなく流れる排水設備又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は原則として浄化槽を設置しないこと。

２３．放流水域に対する規制について

（２）④その他水域に放流する場合の規制の詳細

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	放流先	根拠条例等の名称	根拠条文
宮 崎 県	宮 崎 県	地下浸透	宮崎県浄化槽指導要領	第４条　浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 （２）設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次によること。 (ｱ)環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (ｲ)放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
		蒸発散	宮崎県浄化槽指導要領	第４条　浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 （２）設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次によること。 (ｱ)環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (ｲ)放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
		その他	宮崎県浄化槽指導要領	第４条　浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 （２）設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次によること。 (ｱ)環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (ｲ)放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
鹿 児 島 県	鹿 児 島 県	地下浸透	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	(ｱ)　都市計画区域外又はそれに準ずる地域で、地下浸透施設を設置するための十分な敷地を有すること。 (ｲ)　浄化槽からの排水であること。 (ｳ)　処理対象人員10人以下であること。 (ｴ)　浸透性土壌であること。 (ｵ)　飲用井戸から水平距離で30m以上離れ、かつ、これを汚染するおそれがないこと。 (ｶ)　隣地から３m以上離れていること。 (ｷ)　地域の実状に即した構造とすること。
		蒸発散	鹿児島県浄化槽事務取扱要領	(ｱ)　都市計画区域外又はそれに準ずる地域で、蒸発散施設を設置するための十分な敷地を有すること。 (ｲ)　浄化槽からの排水であること。 (ｳ)　隣地から３m以上離れていること。 (ｴ)　地域の実状に即した構造とすること。
沖 縄 県	沖 縄 県	通常	沖縄県浄化槽取扱要綱	放流水が停滞することなく流れる構造とし、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場所とする。
		蒸発散	沖縄県浄化槽取扱要綱	ただし、適当な放流先がない場合で、放流水を別に定める〈放流先のない場合の放流水の処理方法〉の「蒸発散方式」により処理し、かつ当該処理方法が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りではない。
		地下浸透	沖縄県浄化槽取扱要綱	また、浄化槽放流水の地下浸透処理は、地下水の汚染につながり、生活環境の保全及び公衆衛生上支障を生じる恐れがあることから、原則として禁止とする。ただし、地下浸透処理以外の放流方法が全くない場合（道路占用の不許可を理由とする場合を除く）で、放流水を〈放流先のない場合の放流水の処理方法〉の「地下浸透方式」により処理し、かつ当該処理方法が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りではない。その場合は、第３条に規定する設置等の届出にあたって、保健所長と協議しなければならない。

注釈）自治体における条例・規則・運用に基づく規制を掲載しており、各法（水質汚濁法等）による規制については掲載していない。

２４．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（１）浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体　（平成29年度末現在）

都道府県名	市町村数	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体
北海道	33	札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、稚内市、江別市、士別市、千歳市、深川市、石狩市、乙部町、蘭越町、鷹栖町、和寒町、剣淵町、音威子府村、幌加内町、増毛町、苫前町、初山別村、猿払村、枝幸町、幌延町、置戸町、豊浦町、音更町、鹿追町、更別村、豊頃町、本別町、別海町、羅臼町
青森県	3	十和田市、大鰐町、平内町
岩手県	2	**岩手県**、花巻市、金ケ崎町
宮城県	6	仙台市、角田市、柴田町、大和町、大郷町、加美町
秋田県	4	能代市、大館市、北秋田市、東成瀬村
山形県	11	鶴岡市、上山市、長井市、中山町、河北町、朝日町、大江町、最上町、大蔵村、高畠町、白鷹町
福島県	18	白河市、喜多方市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、川俣町、大玉村、下郷町、猪苗代町、浅川町、小野町、楢葉町、南会津町、西郷村、会津若松市、矢吹町、相馬市
茨城県	1	**茨城県**、高萩市
栃木県	25	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	2	**群馬県**、前橋市、高崎市
埼玉県	9	川越市、秩父市、越谷市、滑川町、嵐山町、ときがわ町、横瀬町、小鹿野町、東秩父村
千葉県	3	千葉市、船橋市、柏市
東京都	1	八王子市
神奈川県	2	横浜市、川崎市
新潟県	4	**新潟県**、新潟市、阿賀野市、佐渡市、胎内市
富山県	0	**富山県**
石川県	7	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、能登町
福井県	0	
山梨県	3	甲斐市、甲州市、道志村
長野県	38	松本市、上田市、飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、千曲市、川上村、南牧村、南相木村、立科町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、売木村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、南木曽町、木祖村、木曽町、麻績村、生坂村、筑北村、坂城町、高山村、山ノ内町、飯綱町、栄村
岐阜県	2	飛騨市、海津市
静岡県	1	掛川市
愛知県	1	豊橋市
三重県	8	津市、松阪市、伊賀市、多気町、大台町、大紀町、南伊勢町、紀宝町
滋賀県	0	
京都府	15	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、久御山町、笠置町、南山城村、京丹波町、与謝野町
大阪府	1	高槻市
兵庫県	6	加古川市、宝塚市、丹波市、朝来市、多可町、佐用町
奈良県	5	**奈良県**、奈良市、生駒市、曽爾村、黒滝村、上北山村
和歌山県	3	紀の川市、高野町、印南町
鳥取県	5	**鳥取県**、鳥取市、米子市、境港市、三朝町、日野町
島根県	9	松江市、浜田市、大田市、安来市、雲南市、飯南町、美郷町、津和野町、海士町
岡山県	3	**岡山県**、岡山市、倉敷市、真庭市
広島県	17	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、府中町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	5	**山口県**、下関市、山口市、萩市、長門市、周南市
徳島県	1	**徳島県**、三好市
香川県	1	**香川県**、高松市
愛媛県	8	久万高原町、砥部町、伊方町、鬼北町、愛南町、伊予市、西予市、上島町
高知県	32	**高知県**（28市町村）、高知市、安芸市、宿毛市、津野町
福岡県	8	北九州市、大牟田市、うきは市、朝倉市、みやま市、小竹町、香春町、大木町
佐賀県	3	唐津市、みやき町、江北町
長崎県	19	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊本県	9	玉名市、菊池市、宇土市、長洲町、美里町、南小国町、南阿蘇村、水上村、苓北町
大分県	11	**大分県**、大分市、中津市、日田市、佐伯市、津久見市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村
宮崎県	1	**宮崎県**、宮崎市
鹿児島県	9	**鹿児島県**、鹿児島市、日置市、湧水町、錦江町、三島村、中種子町、龍郷町、喜界町、徳之島町
沖縄県	0	**沖縄県**
合計	355	

注）取り扱いを定めている都道府県数は16である。

２４．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（平成29年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				（休止時）						（再開時）						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
北海道	札幌市	0	特に定めていない	○											規定なし	規定なし
	函館市	1	特に定めていない	○						○						特段の指導は実施していない。
	旭川市	9	１年以上	○						○						浄化槽管理者が行う。
	室蘭市	11	１年以上	○						○						取り扱い等は定めていない。
	釧路市	4	特に定めていない	○						○						なし
	稚内市	3	特に定めていない	○						○						浄化槽管理者に一任している
	江別市	10	特に定めていない	○						○						法定検査、保守点検、清掃といった維持管理については、休止中は行っていない。再開時は必要があれば清掃を行う。
	士別市	5	特に定めていない	○					巡視点検	○		○	○	○		巡視点検として、使用の有無や外観の確認を行う。
	千歳市	3	特に定めていない	○						○						休止中は、法定検査、保守点検、清掃等の維持管理義務を求めない。
	深川市	0	１年以上	○						○		○	○	○		特に指導等はしていない
	石狩市	2	特に定めていない	○	○					○	○					維持管理を実施している
	乙部町	0	１年以上	○						○		○	○	○		休止中は法定検査、保守点検、清掃等の実施なし
	蘭越町	0	特に定めていない	○						○						特段の指導は実施していない。
	鷹栖町	6	特に定めていない	○						○						清掃後槽内水張りの状況で維持管理を指導
	和寒町	6	特に定めていない	○	○					○	○					汚泥の引き抜きを行ってもらう。
	剣淵町	1	特に定めていない	○	○					○	○	○	○	○		法定検査、保守点検、清掃といった維持管理については、休止中は」行っていない。再開時は必要であれば清掃を行う。また、休止前に浄化槽の全量汚泥引き抜きを行う。
	音威子府村	0	特に定めていない	○						○						特段の指導は実施していない。
	幌加内町	0	特に定めていない	○						○						汚泥を抜き取りし洗浄をかけて停止を行っている。
	増毛町	0	特に定めていない	○						○						特段の指導は実施していない。
	苫前町	3	特に定めていない	○						○		○	○	○		保守点検業者並びに浄化槽協会と協議し、判断を仰いでいる。
	初山別村	0	特に定めていない	○						○						設置管理者
	猿払村	0	特に定めていない	○						○		○	○	○		休止中の検査や点検、清掃は行っていない
	枝幸町	0	特に定めていない	○		○	○	○		○		○	○	○		汚泥の引抜、ブロワの停止等
	幌延町	1	特に定めていない	○						○						特段の指導は実施していない。
	置戸町	0	特に定めていない	○						○						四半期毎に水質検査機関へ情報共有しているが、維持管理に係る指導等はしていない。
	豊浦町	6	特に定めていない		○	○	○	○			○	○	○	○		直近の浄化槽の状況を考慮の上、再開時までの維持管理は休止
	音更町	0	特に定めていない	○						○						個別排水処理施設管理業者による巡回点検の実施
	鹿追町	0	特に定めていない	○			○			○						特段の指導は実施していない。
	更別村	0	特に定めていない	○						○						再開時に点検の実施
	豊頃町	0	特に定めていない	○						○						特段の指導は実施していない。
	本別町	0	特に定めていない	○						○						休止届が提出された場合、その時点から保守点検等を行わない
	別海町	3	特に定めていない	○						○						特段の指導は実施していない。
	羅臼町	0	特に定めていない	○						○		○	○	○		特段の指導は実施していない。
青森県	十和田市	34	特に定めていない	○			○	○		○			○			浄化槽清掃を行い水張り以降、保守点検のみ
	大鰐町	1	１年以上	○				○		○						清掃後、常に満水とし電源を落とした状態で適正に管理するよう指導。
	平内町	0	特に定めていない	○				○		○						この届出は、市町村設置型で整備した浄化槽が対象になっている。維持管理については、町で行うことになっているため、特段指導等は行っていない。
岩手県	岩手県	167	特に定めていない	○						○						特に定めていない
	花巻市	3	特に定めていない	○			○	○		○						なし
	金ケ崎町	0	特に定めていない	○						○						特に定めていない

２４．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況　　（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（平成29年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				（休止時）						（再開時）						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
宮城県	仙台市	3	特に定めていない	○					水質検査等は槽内の状況による	○						維持管理は原則として休止とする。
	角田市	0	特に定めていない	○		○	○	○		○		○	○	○		すべて再開までは実施しない
	柴田町	0	特に定めていない	○						○						浄化槽内の汚泥を抜き取るなどの適切な処置を行ってもらう
	大和町	3	特に定めていない	○				○		○			○			維持管理は休止している。
	大郷町	0	特に定めていない	○						○						清掃を行った後、維持管理も休止
	加美町	2	特に定めていない	○	○			○		○	○	○	○	○		清掃を行った後、維持管理も休止
秋田県	能代市	0	特に定めていない			○	○	○				○	○	○		清掃をして水張り。
	大館市	1	特に定めていない	○				○		○		○	○			休止中の維持管理なし
	北秋田市	0	特に定めていない	○	○					○	○					前回清掃後、浄化槽の使用実績があった場合、清掃を実施。 休止後、長期間（１年程度）使用がない場合以外、法定検査を受検。
	東成瀬村	3	特に定めていない	○						○			○			定めなし
山形県	鶴岡市	3	特に定めていない	○						○		○	○	○		特に規定なし
	上山市	0	特に定めていない	○				○		○			○			・昨年まで通常と同じ維持管理 ・H30から職員による外観検査
	長井市	2	特に定めていない	○	○			○		○	○					清掃及び水張りを実施
	中山町	5	特に定めていない	○						○						特に定めていない
	河北町	11	特に定めていない	○						○						特に指導等はしておらず、管理者に任せている。
	朝日町	1	特に定めていない	○	○			○		○	○	○	○	○		休止状態にする際には清掃兼保守点検をお願いし、再使用の際に法定検査と保守点検を行い使用にあたり問題ないか確認してもらう。
	大江町	0	特に定めていない	○						○						休止届が提出された時点で口頭で適切な維持管理の実施を指導
	最上町	3	特に定めていない	○	○			○		○	○					汚泥の引き抜き後に水を張る。 その後、ブロアは停止。
	大蔵村	0	特に定めていない	○			○	○		○			○	○		清掃を行った後休止状態としている。
	高畠町	0	特に定めていない	○				○		○			○			休止前に清掃を実施し、休止期間中は維持管理を行わない。ブロアの電源は入れておくようにしてもらう。
	白鷹町	0	特に定めていない	○		○	○	○		○		○	○	○		町が管理する浄化槽は保守点検、清掃を町が行っている。
福島県	白河市	0	特に定めていない	○						○						清掃・点検は行わない。 維持管理等は管理者が行う。
	喜多方市	1	特に定めていない	○		○	○	○		○		○	○	○		清掃を実施後水を張った状態にする。維持管理委託契約を解約する。
	相馬市	0	特に定めていない	○						○						特に定めていない。
	二本松市	0	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		清掃を実施し、規定水位まで水張りを行う。消毒薬は薬剤筒から取り除く。ブロワの電源は切る。定期的に水張りを行い、水位の低下に伴う土圧による槽の変形、破損を防ぐ。定期的にマンホール蓋等の状況などを確認することなどを指導。
	田村市	2	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		汲み取り、清掃後に水張り
	南相馬市	3	特に定めていない	○						○						槽内の汚泥を汲み取るよう指導。
	伊達市	0	特に定めていない	○	○			○		○						昨今、休止届受付の事例はないが、長期間休止（店舗等廃業など）する場合は、休止届受付の可能性は想定している。その場合休止届（任意書式）の添付書類として清掃記録票の写しは必須と考えている。また、休止中の浄化槽の法定検査等は建物の利用もないことから、指導等は難しいと考えている。
	川俣町	1	特に定めていない	○						○						法定検査等なし
	大玉村	0	特に定めていない	○						○		○	○			特に無し

２４．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（平成29年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				（休止時）						（再開時）						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
福島県	下郷町	5	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		停止
	南会津町	13	特に定めていない	○	○					○	○					休止前に清掃の案内を行っている。
	猪苗代町	2	特に定めていない	○						○						再開の際は、保守点検業者等に浄化槽の機能に問題がないか事前に確認するように依頼し、不具合があれば修繕等をするように口答で指導する（業者一覧を渡す）。
	浅川町	1	特に定めていない	○				○		○			○	○		休止前に清掃を実施し、清掃後は水張りをし適正な管理をするよう説明している。
	小野町	1	１年以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		点検・清掃を実施したのちに休止状態とする。
	楢葉町	0	特に定めていない	○						○						法定検査、保守点検、清掃の免除
	西郷村	1	特に定めていない	○						○						特に無し
	会津若松市	0	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		清掃を実施し、規定水位まで水張りをする。電気は切る。
	矢吹町	0	特に定めていない	○						○						特に定まっていない。
茨城県	茨城県	213	特に定めていない	○						○						特に定めなし
	高萩市	5	特に定めていない	○						○		○	○	○		浄化槽休止等報告書に休止後の措置を記入
栃木県	宇都宮市	8	特に定めていない	○						○						休止する際は、適切な清掃を実施するよう指導。
	足利市	26	特に定めていない	○						○						休止の際に清掃を実施するように指導している。
	栃木市	3	特に定めていない	○				○		○			○		浄化槽使用開始報告書の提出	休止する際は浄化槽内の清掃を行い、また使用再開後は法定検査、保守点検を励行するよう指導を行っている。
	佐野市	6	特に定めていない	○						○						口頭で保守点検の実施、水質検査の受検、清掃の実施を指導している。
	鹿沼市	24	特に定めていない	○						○						休止台帳で管理 清掃実施後、水張り
	日光市	3	特に定めていない	○						○		○	○	○		清掃実施の指導
	小山市	0	特に定めていない	○							○					要綱に記載なし
	真岡市	3	特に定めていない	○											特に定めていない	特に定めなし
	大田原市	2	特に定めていない	○						○						長期休止の場合は、汲取りをしたのち水をはる。
	矢板市	0	特に定めていない	○											特に定めていない	特に定めていない。
	那須塩原市	1	特に定めていない	○											特に定めていない	休止期間中は中断し、使用開始後に再開するよう指導
	さくら市	2	特に定めていない	○						○						特に定めていない
	那須烏山市	0	特に定めていない	○						○						規定なし
	下野市	0	特に定めていない	○						○			○			特に指導等はしていない
	上三川町	0	特に定めていない	○						○			○			保守点検及び清掃業者に相談することを呼びかける。
	益子町	22	特に定めていない	○											特に定めていない	特に定めていない
	茂木町	0	特に定めていない	○						○						維持管理を委託している業者へ休止した旨を伝えてくださいと管理者へ伝えている。
	市貝町	0	特に定めていない	○						○						事例なし
	芳賀町	0	特に定めていない	○						○		○	○	○		特に無し
	壬生町	0	特に定めていない	○											特に定めていない	特に定めていない
	野木町	0	特に定めていない	○						○						特に定めていない
	塩谷町	0	特に定めていない	○											特に定めていない	特に定めていない
	高根沢町	1	特に定めていない	○						○						特に定めていない
	那須町	2	特に定めていない	○						○						保守点検業者と相談するよう指導する。
	那珂川町	0	特に定めていない	○						○						事例なし
群馬県	群馬県	265	特に定めていない	○						○						保守点検、清掃の実施、及び法定検査受検は不要としている。
	前橋市	59	特に定めていない	○						○						保守点検、清掃の実施、及び法定検査受検は不要としている。
	高崎市	117	１年以上	○				○		○						保守点検、清掃、法定検査の免除（ただし、生活環境保全上の問題が発生したときはこの限りではない）

２４．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（平成29年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				（休止時）						（再開時）						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
埼玉県	川越市	3	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		指導対象浄化槽から除外。
	秩父市	9	特に定めていない	○				○		○	○	○	○			保守点検・法定検査・清掃の実施を休止する
	越谷市	3	特に定めていない	○	○			○		○	○		○			台帳において空き家処理にし指導対象から外す
	滑川町	1	特に定めていない	○				○		○						休止時に汚泥を引き抜き、ブロアを停止し、再開まで保守点検・清掃・法定検査は休止とする。
	嵐山町	2	特に定めていない	○					状況次第	○						状況により判断。
	ときがわ町	5	特に定めていない	○				○		○						特になし
	横瀬町	0	特に定めていない	○						○						特に定めていない
	小鹿野町	0	特に定めていない	○				○		○		○	○			休止前に浄化槽の清掃を実施し、ブロワ等機器の稼働を停止する
	東秩父村	2	特に定めていない	○				○		○						休止届受理後清掃を実施。保守点検、清掃委託業者へ連絡し、使用再開されるまでの間は点検等は行わない。
千葉県	千葉市	14	特に定めていない	○						○						不要
	船橋市	0	特に定めていない	○											特に定めていない	特に定めていないが、休止時に清掃及び水はりを行う。
	柏市	0	特に定めていない	○											事例及び規定なし。個々の相談内容により対応。	特段の指導は実施していない。
東京都	八王子市	5	特に定めていない	○				○		○						清掃清水を満たした状態で保全する。維持管理は行っていない。
神奈川県	横浜市	10	1年以内	○				○							休止期間を過ぎたものは使用中とみなす	特になし
	川崎市	0	特に定めていない	○	○					○	○					休止に際して清掃を行うこと、ばっ気型の浄化槽についてはモーターの電源を切っておくことなどを指導している。
新潟県	新潟県	40	１年以上	○				○		○			○			休止中に環境保全上の支障が生じないよう必要な措置を講じるよう指導。保守点検、清掃、法定検査の受検は、特段の理由がない限り要しない。
	新潟市	7	１年以上	○				○		○			○			不要
	阿賀野市	0	特に定めていない	○				○		○			○	○		休止とする前に清掃を実施し、臭気などの苦情が生じないよう指導する。 再開する際は保守点検等の契約や法定検査の受検について指導する
	佐渡市	14	１年以上	○				○		○			○			休止する前に完全清掃（汚泥全量引抜き）を実施、休止中に異臭・病害虫の発生等の問題が起こった場合は管理者において直ちに対処。
	胎内市	1	特に定めていない	○						○						原則不要
富山県	富山県	81	特に定めていない		○			○	使用できなくするための措置		○		○			休止中は、法定検査、保守点検、清掃は不要としている。
石川県	七尾市	0	特に定めていない	○						○						清掃し、再開時まで状態保持
	輪島市	1	特に定めていない	○				○		○						届出後に清掃を行い、それ以後は行わない。
	珠洲市	0	特に定めていない	○						○						取り決め無し（休止届の実績なし）
	羽咋市	0	特に定めていない	○						○						取り決め無し（休止届の実績なし）
	志賀町	0	特に定めていない	○						○						取り決め無し（休止届の実績なし）
	宝達志水町	0	特に定めていない	○						○						休止届受理後、浄化槽の清掃を行い、再開まで点検等維持管理は行っていない。
	能登町	0	特に定めていない	○						○						再開まで点検等の維持管理は行っていない。

２４．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（平成29年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				（休止時）						（再開時）						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
山梨県	甲斐市	0	特に定めていない	○						○		○	○	○		関係業者に連絡を取り、直近で一度メンテナンスを行ない、以降は行なわない。再開後は、引き続き行なっていく。
	甲州市	2	特に定めていない	○				○		○						維持管理は行わない
	道志村	0	特に定めていない	○	○					○	○					汲取りを行い、水を張った状態で管理。
長野県	松本市	11	特に定めていない	○						○						市町村設置型のため、、休止が出された場合は維持管理も休止します。
	上田市	11	特に定めていない	○						○						特になし
	飯田市	26	特に定めていない	○			○	○		○			○			・ブロアを停止するときは、汚泥全量引き抜き、水を張り、周辺住民から苦情が来ないようにしてもらう。 ・ブロアが稼働しているところは、管理業者に見てもらう。
	須坂市	1	特に定めていない	○						○			○			特になし
	小諸市	0	特に定めていない	○				○		○			○			清掃・水張りを実施するよう指導。
	伊那市	3	特に定めていない	○						○						・ブロアを停止するときは、汚泥全量引き抜き、水を張り、周辺住民から苦情が来ないようにしてもらう。 ・ブロアが稼働しているところは、管理業者に見てもらう。
	駒ヶ根市	15	特に定めていない	○						○						休止の間は維持管理なし
	大町市	12	特に定めていない	○				○		○			○			汚泥を引き抜いた後に水を張る。
	千曲市	0	特に定めていない	○						○						・ブロアを停止するときは、汚泥全量引き抜き、水を張り、周辺住民から苦情が来ないようにしてもらう。 ・ブロアが稼働しているところは、管理業者に見てもらう。
	川上村	0	特に定めていない	○						○						特になし
	南牧村	0	特に定めていない	○						○						維持管理を業者に委託している場合は契約業者と連絡するよう伝える。
	南相木村	0	特に定めていない	○						○						特になし
	高山村	1	特に定めていない	○	○			○		○		○	○	○		浄化槽内清掃の徹底。
	立科町	1	特に定めていない	○				○		○						「浄化槽法に基づく事務処理マニュアル」（発行所：全国浄化槽推進市町村協議会）の休止時の留意事項を参照し、届出者に指導を行っている。
	富士見町	1	特に定めていない	○						○						指導は特になし
	辰野町	0	特に定めていない	○				○		○						維持管理業者及び清掃業者への連絡は管理者（又は使用者）の責務により行う様指導。休止する前には必ず浄化槽の清掃を実施する様指導。休止中の管理責務は管理者（又は使用者）にある旨指導。「浄化槽法に基づく事務処理マニュアル」の休止時の留意事項及び再開時の留意事項の写しを参考資料として配布。
	箕輪町	1	特に定めていない	○	○					○	○					休止に入る前に清掃を行うよう指導。
	飯島町	0	特に定めていない	○				○		○	○		○			ブロワの停止と清掃の指導
	南箕輪村	0	特に定めていない	○						○						ブロワの停止及び清掃。
	松川町	0	特に定めていない	○						○						ブロワの停止及び清掃。
	阿智村	0	特に定めていない	○									○			休止時には、清掃後水張りを行い再開可能な状況にして、保守点検業者・法定検査機関に休止したことを連絡するよう指導している。
	高森町	0	特に定めていない	○						○						特になし
	阿南町	3	特に定めていない	○				○		○						清掃の実施
	下條村	3	特に定めていない	○				○		○			○			・浄化槽内の清掃を実施し、水を張り後保全管理に努める。
	売木村	1	特に定めていない	○	○			○		○	○		○			特になし

２４．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（平成29年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				（休止時）						（再開時）						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
長野県	泰阜村	0	特に定めていない	○				○		○			○	○		全槽の全量の清掃を実施し、水張りを行っていただく。
	豊丘村	2	特に定めていない	○						○						法定検査については村から、その他については、設置者から連絡を行うようにしている。
	大鹿村	3	特に定めていない	○						○			○			・ブロアを停止するときは、汚泥全量引き抜き、水を張り、周辺住民から苦情が来ないようにしてもらう。 ・ブロアが稼働しているところは、管理業者に見てもらう。
	南木曽町	10	特に定めていない	○	○		○	○		○	○		○	○		維持管理はしないが、維持管理業者に年１回確認を行ってもらう。 法定検査も受検対象としないようにする。
	木祖村	0	特に定めていない	○	○			○		○	○		○			特になし
	木曽町	3	特に定めていない	○						○						特になし
	麻績村	0	特に定めていない	○				○		○			○			保守業者に対し、清掃、機材引き上げ、タンク内の清水充填等の維持管理を依頼。
	生坂村	0	特に定めていない	○						○		○	○	○		特になし
	筑北村	0	特に定めていない	○				○		○			○	○		実施なし
	坂城町	0	特に定めていない	○						○						特になし
	山ノ内町	0	特に定めていない	○						○						清掃をお願いする。
	飯綱町	0	特に定めていない	○						○						法定検査、保守点検及び清掃が義務付けられている旨を伝えている
	栄村	19	特に定めていない	○	○		○	○		○	○					汚泥引き抜きは年１回実施。定期点検、法定検査は通常通り実施
岐阜県	飛騨市	0	特に定めていない	○						○						法定検査等は実施しない。
	海津市	24	特に定めていない	○				○			○	○	○			休止前に最終清掃を行うよう指導
静岡県	掛川市	6	特に定めていない	○				○		○						・対象は、市所有の浄化槽のみ。 ・休止時は、清掃（全量抜き取り）後、水張りを実施する。 ・休止・再開時に市から各機関（保守点検、清掃、水質検査）へ連絡する。
愛知県	豊橋市	1	特に定めていない	○				○		○						特に定めていない
三重県	津市	1	特に定めていない	○						○						届出について、休止の事由等により管理区分が異なるが、特別な場合でなければ市管理としている。
	松阪市	20	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		【市町村設置型について】 清掃の実施後にブロアーの電源を抜きコードを結束して管理
	伊賀市	2	特に定めていない	○				○		○		○	○			市町村型浄化槽の休止（廃止）時には、浄化槽の清掃を実施したうえで、水を張っておくこととしている。
	多気町	5	特に定めていない	○						○						引きぬき、清掃
	大台町	5	特に定めていない	○						○						休止届が提出する直前に清掃を行い、休止期間中は保守点検・清掃は行わない。
	大紀町	3	特に定めていない	○			○	○		○			○			休止届提出時に清掃報告書も併せて提出。以降、再使用までは清掃、保守点検、法定検査は行わない。
	南伊勢町	0	特に定めていない	○						○						休止前に清掃を行い、法定検査・保守点検・清掃は再開まで行わない
	紀宝町	7	特に定めていない	○				○		○						休止届の提出後、最終清掃（全量くみ取り）を実施し、本体に水張りを行い休止状態とする。

２４．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（平成29年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				（休止時）						（再開時）						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
京都府	京都市	0	特に定めていない	○						○			○			事例なし
	福知山市	0	特に定めていない					○	廃止届の提出						使用開始届の提出	最終清掃を行い、槽内の水張りを行う
	舞鶴市	5	特に定めていない	○				○		○			○			再開時に点検実施
	綾部市	9	特に定めていない	○				○		○			○			行っていない
	宇治市	13	特に定めていない	○						○		○	○	○		休止前の清掃及び、休止中の水張りをお願いしている。また、休止中の浄化槽の運用については、浄化槽維持管理業者と相談していただいている。 届出は廃止届の備考欄を利用して提出していただいている。 再開時は、使用開始届を提出していただく。その際、通常の使用開始届提出時と同じく清掃・保守点検・水質検査の説明を行う。
	宮津市	0	特に定めていない	○						○						再開するまでは、維持管理に係る指導はしていない。
	亀岡市	6	特に定めていない	○	○						○					管理者に清掃業者や保守点検業者に休止の連絡をしてもらうように指導している。
	京丹後市	0	特に定めていない		○			○			○					ブロワ停止 汚泥全量引抜の上、槽内水張り
	南丹市	9	特に定めていない	○				○	水道閉栓	○					維持管理に係る契約書の徴取	休止前に最終清掃（汲み取り・水張り）を実施しておくほか、維持管理は行わなくてよいとしている。
	木津川市	6	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		清掃し水を抜かない状態でに休止するように指導しており、そのような状態が保たれていると思われる。
	久御山町	1	特に定めていない	○	○					○						休止前に清掃業者に依頼して槽の洗浄、消毒等の処置を行い、指定検査機関に休止の連絡をしてもらう。
	笠置町	1	特に定めていない	○						○			○	○		法定検査、保守点検、清掃を実施せず、それに対する指導も行わない。
	南山城村	1	特に定めていない		○						○					休止前の清掃消毒。休止期間は維持管理なし。
	京丹波町	9	特に定めていない	○				○		○			○			・休止届の提出時に清掃を行うよう指導。 ・休止中の法定検査の受検指導は行なっていない。
	与謝野町	0	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		休止状態中も浄化槽管理者に維持管理は任せている。
大阪府	高槻市	2	特に定めていない	○						○						維持管理指導の対象としない
兵庫県	加古川市	1	特に定めていない	○						○						年１回以上の保守点検及び清掃
	宝塚市	0	特に定めていない		○						○					休止の連絡があった際に、清掃業者へ連絡し水張りをしてもらうように話をしている。
	丹波市	2	特に定めていない	○				○			○					①休止時には、必ず清掃を実施する。 ②ブロワーの電源を切る。 ③定期的にマンホール等の確認をする。
	朝来市	11	特に定めていない	○	○			○		○	○					休止期間を確認し、長期休止となる場合には、休止前に必ず清掃を実施し、きれいな水を張った状態でブロア電源を切るよう、短期の場合は、施主と相談し、ブロアの電源を切らないよう指導を行っている。
	多可町	7	１年以上	○	○					○	○	○	○	○		休止時に水をはる
	佐用町	37	特に定めていない	○				○		○					微生物の活性化及び塩素の設置	再開するまでは、汚泥を全量引きぬき、水道水を張った状態を維持する

２４．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況　　（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（平成29年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				（休止時）						（再開時）						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
奈良県	奈良県	75	１年以上	○				○		○			○			法定検査、保守点検、清掃について、休止期間中、原則指導対象としていない
	生駒市	14	１年以上	○				○		○		○	○	○		休止状態とする直前に清掃を実施し、槽内を満水にするよう指導しているが、休止中の維持管理の実施については指導していない。
	曽爾村	2	特に定めていない	○						○						特段定めていない
	奈良市	2	１年以上	○				○		○			○			休止期間中は、法定検査、保守点検、清掃を行わなくてもよい
	黒滝村	0	１年以上	○			○	○		○			○			特になし。
	上北山村	2	特に定めていない	○						○						特になし。
和歌山県	紀の川市	24	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		休止中であっても、ブロワは稼動させておくように指導している。
	高野町	3	特に定めていない	○						○						休止中であっても、ブロワは稼動させておくように指導している。
	印南町	14	特に定めていない	○				○		○						休止中であっても、ブロワは稼動させておくように指導している。
鳥取県	鳥取県	4	１年以上	○						○			○			規定なし
	鳥取市	29	１年以上	○						○						法定検査に関しては受検対象外
	米子市	23	１年以上	○						○						休止前に清掃を行う。休止中は保守点検等の維持管理は行わなくてもよい。再開する場合は再開届を提出する。
	境港市	12	１年以上	○				○		○		○	○	○		浄化槽が使用されない限り通常の維持管理を行わない。
	三朝町	2	１年以上	○				○		○			○			規定なし
	日野町	1	特に定めていない	○						○						清掃等の指導
島根県	松江市	6	特に定めていない	○	○			○		○	○					この届出は。市が管理している浄化槽が対象となっている。市が管理している浄化槽については、休止の際に浄化槽の清掃を行い、清浄な水を入れて置いている。
	大田市	1	特に定めていない		○						○					休止する。
	安来市	1	特に定めていない	○							○		○			使用者と休止期間等を確認し、維持管理方法を決定する。
	雲南市	14	特に定めていない	○				○		○						法定検査、保守点検、清掃を実施しない
	海士町	2	長期不在若しくは使用時期不明の場合		○			○			○		○			未実施 年に１回程度、張水の確認
	浜田市	1	１年以上		○			○			○		○			休止連絡後、槽内の抜取・清掃を行い、水を張り休止している。 再開までは点検は実施しない。
	飯南町	1	特に定めていない	○	○			○		○	○		○			清掃を実施し、満水状態にして管理する。
	美郷町	4	特に定めていない	○						○						休止の際には浄化槽の汲取、清掃を行い、清浄な水を入れて置く。
	津和野町	0	特に定めていない					○					○			休止の際には浄化槽の汲取、清掃を行い、清浄な水を入れて置くように指導している。
岡山県	岡山県	354	特に定めていない	○						○						委託している保守点検業者等に連絡をし、清掃、水張り等の措置をするよう指導している。
	岡山市	4	特に定めていない	○						○						委託している保守点検業者等に連絡をし、清掃、水張り等の措置をするよう指導している。
	倉敷市	58	特に定めていない	○				○		○						管理者と保守点検業者との間の個別契約内容による
	真庭市	2	特に定めていない	○						○						使用者は、自己都合により休止する場合に要する清掃費用を負担する。

２４．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（平成29年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				（休止時）						（再開時）						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
広島県	広島市	18	特に定めていない	○						○						維持管理を休止してもよい。
	呉市	31	特に定めていない	○				○		○			○		届出書に１１条検査依頼書を添付	指導していない
	竹原市	43	特に定めていない	○				○		○		○		○		特に指導していない。
	三原市	46	特に定めていない	○	○					○	○					槽内を清掃した後、使用再開まで維持管理を休止
	尾道市	49	特に定めていない	○	○			○		○	○		○			免除
	福山市	158	特に定めていない	○						○						休止する前に清掃し、水張りするよう指導している。
	府中市	20	特に定めていない	○				○		○			○	○		休止・再開の届は、管理者及び保守点検清掃業者を通じて提出させている。提出後は保守点検・清掃・法定検査は実施しない。
	庄原市	1	１年以上	○				○		○						翌年度以降の法定検査、維持管理契約は行わない。（※市設置型浄化槽の場合であり、個人設置型浄化槽についての取り決めはない。）
	大竹市	1	特に定めていない	○				○		○			○			使用休止中は浄化槽を使用しない
	東広島市	180	特に定めていない	○	○			○		○	○		○			浄化槽管理者から維持管理業者へ連絡し休止する。
	廿日市市	10	１年以上	○				○		○		○	○	○		休止時は、槽内の汚水を抜き取り、清掃を行っていること。使用再開時は、保守点検清掃業者と契約して点検を行い、使用再開の報告をした後に使用すること。
	安芸高田市	0	特に定めていない	○						○						特に定めていない。
	府中町	4	特に定めていない	○						○						休止期間は、免除
	安芸太田町	2	特に定めていない	○						○						不要
	北広島町	9	特に定めていない	○				○		○					維持管理業者への連絡	契約の凍結状態（台帳データのみ保存）
	大崎上島町	4	１年以上	○			○	○		○			○			汚泥引き抜き、水張りの実施指導 再開時の維持管理の指導
	世羅町	13	１年以上	○				○		○		○	○			使用する場合には維持管理業者へ連絡し、使用前に保守点検を実施するよう指導。
山口県	山口県	305	特に定めていない	○	○			○		○	○	○	○			休止中は、法定検査対象外。休止前に清掃、水を張るよう使用。使用再開の場合、点検等を行うよう指導し、県保健所へ連絡するよう指導。
	下関市	20	特に定めていない	○						○		○	○	○		休止前に清掃及び水張りを行うよう指導の徹底をしている
	山口市	13	特に定めていない	○				○		○			○			休止中、水質検査・保守点検は不要 休止時に清掃指導
	萩市	34	特に定めていない	○	○					○	○		○	○		管理者に任せている。
	周南市	48	特に定めていない	○	○					○	○					維持管理なし
	長門市	18	特に定めていない	○						○		○	○	○		休止にする場合は、維持管理業者に相談のうえ、浄化槽内に水を張る等の措置を行うよう指導している。法定検査については休止の期間中は受検対象外となる。
徳島県	徳島県	1,226	特に定めていない		○										再開した旨の連絡をもらう	法定検査の案内は毎年送付する。 引き続き休止する場合は、電話でその旨の連絡を受ける。 また、検査機関が定期的に休止状態を確認する。
	三好市	6	１年以上	○	○					○	○					休止前に点検・清掃を行うことで、休止期間中は点検・清掃は行わない。
香川県	香川県	304	特に定めていない	○	○			○		○	○					特に休止が長期に渡る場合においては、必要に応じて浄化槽汚泥の除去を行うよう指導を行っている。
	高松市	134	特に定めていない	○	○					○	○					浄化槽の清掃の実施を指導している。

２４．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（平成29年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				（休止時）						（再開時）						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
愛媛県	久万高原町	1	１年以上	○				○		○					休止中に使用が認められた場合、清掃をしていただく。	最終清掃を行い、休止とする。
	砥部町	157	特に定めていない	○	○		○	○		○			○	○		口頭により、休止前の清掃の指導及び、再開時の保守点検について指導を行っている。
	伊方町	1	特に定めていない	○	○			○		○	○					保守管理及び清掃をしない
	鬼北町	0	特に定めていない	○	○					○	○					休止の連絡が町にあった場合、法定検査が不要となることから愛媛県浄化槽協会に休止の旨を本人から申告するように案内している。また、清掃後に休止するように指導。
	愛南町	2	特に定めていない	○				○		○						休止前に清掃し、水を張った状態で休止する。清掃を除き、検査等は通常通り行う。
	伊予市	0	特に定めていない	○				○		○						最終清掃後、水張りをし、以後の法定検査と保守点検及び清掃は休止する。
	西予市	0	特に定めていない		○						○					口頭により、休止前の清掃の指導及び、再開時の保守点検について指導を行っている。
	上島町	0	特に定めていない	○						○						保守点検等も休止している
高知県	高知県	57	１年以上	○						○						清掃（全量抜取り）後、水張りし、使用できないようにして、休止する。
	高知市	7	６ヶ月以上	○						○			○			使用を再開しようとするときは、あらかじめ浄化槽保守点検業者に連絡のうえ使用再開に係る保守点検を実施するとともに、浄化槽使用再開届を提出するよう指導。
	安芸市	0	特に定めていない	○				○		○			○			構内の清掃を行い、消毒後に漲水する。
	宿毛市	1	特に定めていない	○						○						清掃（全量抜取り）後、水張りし、使用できないようにして、休止する。
	津野町	0	１年以上	○	○					○	○					休止期間中は、保守点検、法定検査、清掃は実施しない。
福岡県	北九州市	25	特に定めていない	○	○	○	○	○	指定検査機関への連絡	○	○	○	○	○	指定検査機関への連絡	維持管理はしない
	大牟田市	31	特に定めていない	○				○		○			○			汚泥抜き取り後、張り水をして再開時までは未管理
	うきは市	3	特に定めていない	○	○					○	○	○	○	○		清掃を実施し、水張りを実施している。
	朝倉市	件数未把握	３ヶ月以上	○				○		○						特に維持管理はおこなっていない
	みやま市	8	特に定めていない	○	○			○		○	○		○			汚泥引抜き、水張りをし再開するまでは維持管理もしていない。
	小竹町	0	特に定めていない	○	○	○	○	○	電気の契約の継続有無確認	○	○	○	○	○	○	定期的に維持管理業者の点検・清掃の維持管理を行っている。
	香春町	12	特に定めていない	○						○						半年に一回の点検を行っている。
	大木町	11	特に定めていない	○				○		○						定期的に浄化槽維持管理協会が浄化槽の状況を確認している。
佐賀県	唐津市	2	特に定めていない	○				○		○			○			汚泥の抜き取り、水張りを指導。 使用再開時は、使用できるか槽の状態を確認するよう指導。 休止届が提出されたことを月締めで把握している。法定検査、保守点検及び清掃については、特に指導等はしていない。
	みやき町	0	特に定めていない	○						○						休止時汚泥引き抜き、清掃を行い、水張りをし、休止時には維持管理はしない
	江北町	0	特に定めていない	○						○						届け出のみで、その後の維持管理等は行っていない。
長崎県	長崎県	204	１年以上	○						○						法定検査、保守点検、清掃は免除

２４．浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

（２）浄化槽の休止に関する取り扱い状況

（平成29年度末現在）

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（平成29年度）	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				（休止時）						（再開時）						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
熊本県	玉名市	4	特に定めていない	○	○					○	○					※個人設置型　管理は個人に任せている。 ※市町村設置　点検、清掃、法定検査を最後に行ったあとは再開されるまで行わない。
	宇土市	0	特に定めていない	○				○		○	○	○	○	○		休止前に清掃を実施してもらい、休止中は検査・保守点検・清掃を中断。
	美里町	16	特に定めていない	○						○			○	○		維持管理業者宛に休止・再開の文書を送っている。休止状態時は、維持管理は発生しない。
	南小国町	0	特に定めていない	○						○						休止状態の場合維持管理は行わない。再開始の際に点検を行う。
	南阿蘇村	3	特に定めていない	○				○		○						清掃・水張りをし維持管理はなし
	長洲町	0	特に定めていない	○						○						休止の場合、汚泥を引き抜き、清掃を行う。
	苓北町	11	特に定めていない	○				○		○						清掃後、浄化槽へ水を張った状態での保管
	水上村	1	特に定めていない	○							○					特に行っていない
	菊池市	5	特に定めていない	○	○			○		○	○					特に行っていない
大分県	大分県	95	特に定めていない	○						○						なし
	大分市	62	特に定めていない	○						○						休止
	日田市	0	特に定めていない	○						○						なし
	中津市	4	１年以上	○				○		○		○	○	○		免除
	津久見市	0	特に定めていない	○						○						なし
	佐伯市	1	特に定めていない	○				○		○		○	○	○		維持管理を委託している業者に年1回の点検実施を依頼（市町村設置浄化槽）。
	竹田市	20	特に定めていない	○	○					○	○	○	○	○		再開するまで特になし
	豊後高田市	7	１年以上	○						○						なし
	宇佐市	12	１年以上	○						○						なし
	豊後大野市	17	特に定めていない	○							○					休止前に清掃をするよう指導
	由布市	0	特に定めていない	○						○						なし
	姫島村	0	特に定めていない	○						○						なし
宮崎県	宮崎県	389	１年以上	○				○		○						休止扱いとなった浄化槽については、維持管理に対する指導対象から除外している。
	宮崎市	8	特に定めていない	○	○			○		○		○	○	○		全量清掃後、満水状態で維持。（清掃、保守点検なし）
鹿児島県	鹿児島県	964（再開届を含む）	１年以上	○						○						清掃を行うよう指導している。
	鹿児島市	未集計	特に定めていない	○				○		○						休止期間が長くなる予定であれば清掃を行うよう指導を行っている。 休止の期間は法定検査を保守点検、清掃、法定検査は行っていない。
	日置市	107	１年以上	○						○						基本的に浄化槽の清掃を実施後に休止届を提出していただく。
	湧水町	31	特に定めていない	○						○						休止状態になった後、維持管理は行わない。
	錦江町	1	１年以上	○						○						維持管理も休止する
	三島村	17	特に定めていない	○						○						保守点検実施
	中種子町	11	特に定めていない	○						○						浄化槽管理者による管理
	龍郷町	26	特に定めていない	○	○					○	○					維持管理を行わない
	喜界町	1	特に定めていない	○						○						浄化槽内を清掃後、水張りをしている
	徳之島町	21	特に定めていない	○						○						使用休止の浄化槽については、使用実態がないため保守点検、清掃については指導等は行っておらず、法定検査についても実施していない。
沖縄県	沖縄県	3	特に定めていない	○						○						定めていない。

２５．地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(1)地方公共団体が所有する浄化槽の基数

（平成29年度末現在）

都道府県名	全浄化槽（基）		合併処理浄化槽(基)		単独処理浄化槽(基)	
		うち防災拠点		うち防災拠点		うち防災拠点
北海道	12,624	764	11,359	461	1,265	303
青森県	2,766	487	1,809	221	957	266
岩手県	12,586	398	12,374	343	212	55
宮城県	8,733	265	8,498	219	235	46
秋田県	9,543	151	8,419	100	1,124	51
山形県	5,312	335	4,782	170	530	165
福島県	6,669	821	5,301	518	1,368	303
茨城県	6,256	960	5,453	611	803	349
栃木県	2,300	653	1,273	307	1,027	346
群馬県	10,421	936	8,515	481	1,906	455
埼玉県	3,382	1,101	2,389	842	993	259
千葉県	5,497	1,122	3,652	675	1,845	447
東京都	1,956	116	1,694	64	262	52
神奈川県	2,367	337	1,629	149	738	188
新潟県	5,213	248	4,105	139	1,108	109
富山県	910	82	615	38	295	44
石川県	2,985	160	2,556	94	429	66
福井県	1,512	80	1,139	49	373	31
山梨県	2,179	275	1,611	157	568	118
長野県	5,324	193	5,142	163	182	30
岐阜県	4,740	761	3,873	485	867	276
静岡県	6,004	641	4,196	343	1,808	298
愛知県	4,438	1,380	2,080	665	2,358	715
三重県	8,918	623	7,974	372	944	251
滋賀県	509	83	400	58	109	25
京都府	6,253	124	6,151	79	102	45
大阪府	1,910	114	1,477	66	433	48
兵庫県	1,247	70	989	44	258	26
奈良県	3,026	259	1,444	118	1,582	141
和歌山県	4,604	608	3,138	310	1,466	298
鳥取県	2,341	121	2,130	47	211	74
島根県	11,901	539	11,494	386	407	153
岡山県	4,899	590	4,293	336	606	254
広島県	8,313	808	7,279	494	1,034	314
山口県	2,359	465	1,468	207	891	258
徳島県	6,073	1,012	2,771	456	3,302	556
香川県	4,341	405	3,569	260	772	145
愛媛県	7,709	822	5,867	469	1,842	353
高知県	4,172	679	3,266	454	906	225
福岡県	10,208	557	9,665	333	543	224
佐賀県	13,169	261	12,880	190	289	71
長崎県	3,527	631	2,879	424	648	207
熊本県	7,529	288	6,582	171	947	117
大分県	4,154	425	3,180	221	974	204
宮崎県	5,169	515	4,198	305	971	210
鹿児島県	10,832	934	7,901	462	2,931	472
沖縄県	2,293	251	1,339	191	954	60
合計	259,173	23,450	214,798	13,747	44,375	9,703

（注）埼玉県は単独処理浄化槽（防災拠点設置）の4人槽を１基所有しており、25.(2)(3)では5人槽以上を集計しているため、1基分の差異が生じている。

２５．地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(2)地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途

（平成29年度末現在）

都道府県名	基数	用途区分											
		住居等	学校教育施設	集会場等	庁舎等	保健所等	病院等	観光保養施設等	消防署警察署	廃棄物処理浄水施設等	公衆便所等	その他	不明
北海道	1,265	265	231	228	66	2	16	79	8	60	159	144	7
青森県	957	105	218	174	63	3	7	58	20	53	142	79	35
岩手県	212	15	88	37	11	1	3	10	1	5	20	21	0
宮城県	235	18	63	27	12	0	1	4	0	20	82	8	0
秋田県	1,124	468	72	97	54	0	9	75	3	17	135	131	63
山形県	530	54	129	70	34	12	0	30	16	6	120	58	1
福島県	1,368	544	293	246	42	1	0	24	29	11	111	65	2
茨城県	803	23	295	146	24	1	4	31	29	32	125	88	5
栃木県	1,027	25	372	101	30	2	8	22	88	27	323	29	0
群馬県	1,906	62	404	443	68	6	7	63	179	77	463	133	1
埼玉県	992	42	221	161	57	2	3	15	55	85	317	31	3
千葉県	1,845	90	650	245	328	0	13	33	98	23	344	21	0
東京都	262	67	32	40	9	2	9	9	15	8	54	12	5
神奈川県	738	31	158	80	51	0	2	21	71	26	171	103	24
新潟県	1,108	99	231	125	61	0	24	59	43	53	318	95	0
富山県	295	7	34	27	74	0	0	11	17	5	113	7	0
石川県	429	31	67	76	25	0	0	15	45	19	125	24	2
福井県	373	182	26	25	26	0	2	33	2	10	38	21	8
山梨県	568	66	166	114	25	0	7	29	29	20	90	16	6
長野県	182	21	15	19	4	0	1	19	0	4	84	14	1
岐阜県	867	53	195	127	59	1	8	41	31	26	285	40	1
静岡県	1,808	185	477	141	148	0	0	8	0	0	625	224	0
愛知県	2,358	281	850	219	74	2	3	20	100	141	526	116	26
三重県	944	83	242	189	95	0	12	22	22	52	202	25	0
滋賀県	109	8	26	11	13	1	4	2	7	14	16	6	1
京都府	102	0	28	21	13	0	1	4	2	6	18	9	0
大阪府	433	43	119	60	38	0	4	2	29	31	36	66	5
兵庫県	258	23	43	21	16	3	5	22	12	36	42	35	0
奈良県	1,582	786	167	148	46	2	10	29	111	23	119	36	105
和歌山県	1,466	383	367	280	86	2	21	26	57	43	140	61	0
鳥取県	211	21	40	52	6	0	0	10	3	1	63	14	1
島根県	407	64	94	68	32	0	2	4	17	2	99	25	0
岡山県	606	46	204	184	23	0	4	21	5	21	70	28	0
広島県	1,034	162	294	245	47	1	10	31	18	15	61	136	14
山口県	891	126	263	143	67	5	5	18	36	22	153	53	0
徳島県	3,302	1,542	543	556	54	1	13	52	140	43	219	133	6
香川県	772	141	199	158	69	0	15	36	20	6	95	33	0
愛媛県	1,842	378	360	586	102	0	75	22	0	0	212	107	0
高知県	906	290	214	115	58	0	10	6	19	32	133	26	3
福岡県	543	34	167	107	28	1	2	17	9	18	148	12	0
佐賀県	289	33	76	47	28	0	0	6	24	5	45	25	0
長崎県	648	58	184	114	41	0	9	12	3	15	164	47	1
熊本県	947	126	220	155	51	1	10	36	6	8	279	55	0
大分県	974	71	251	185	25	0	5	68	16	13	208	132	0
宮崎県	971	201	182	124	32	0	4	31	45	22	265	64	1
鹿児島県	2,931	834	661	391	138	13	20	62	67	15	336	200	194
沖縄県	954	185	241	125	39	6	8	15	40	5	125	96	69
合計	44,374	8,372	10,472	7,053	2,492	71	376	1,263	1,587	1,176	8,018	2,904	590

２５．地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(2)地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途

（平成29年度末現在）

都道府県名	うち防災拠点	用途区分											
		住居等	学校教育施設	集会場等	庁舎等	保健所等	病院等	観光保養施設等	消防署警察署	廃棄物処理浄水施設等	公衆便所等	その他	不明
北海道	303	5	133	110	8	0	1	13	2	4	16	10	1
青森県	266	5	106	87	8	0	1	9	2	1	37	10	0
岩手県	55	0	39	10	3	0	0	0	1	0	1	1	0
宮城県	46	0	25	13	0	0	1	0	0	0	6	1	0
秋田県	51	1	22	15	1	0	0	1	0	0	9	2	0
山形県	165	1	76	25	5	0	0	12	8	0	24	13	1
福島県	303	0	139	128	5	1	0	1	0	0	25	4	0
茨城県	349	1	199	85	8	1	1	7	8	9	23	7	0
栃木県	346	0	227	34	5	0	0	1	4	0	73	2	0
群馬県	455	2	253	82	9	0	0	0	7	2	92	7	1
埼玉県	258	3	111	43	7	1	0	12	3	4	69	5	0
千葉県	447	0	332	78	3	0	0	17	0	0	4	13	0
東京都	52	2	17	24	2	0	2	0	0	0	5	0	0
神奈川県	188	1	106	30	7	0	1	4	7	5	26	1	0
新潟県	109	1	65	24	1	0	0	2	0	0	12	4	0
富山県	44	0	17	13	1	0	0	0	0	1	12	0	0
石川県	66	0	15	25	7	0	0	1	1	0	16	1	0
福井県	31	0	7	9	4	0	0	1	0	0	7	3	0
山梨県	118	10	33	34	6	0	0	7	1	0	24	3	0
長野県	30	4	9	6	2	0	0	0	0	0	8	1	0
岐阜県	276	1	142	49	10	0	1	1	2	2	61	7	0
静岡県	298	1	254	9	1	0	0	2	0	0	29	2	0
愛知県	715	12	464	64	13	0	0	3	15	2	127	9	6
三重県	251	10	102	65	27	0	3	1	2	9	28	4	0
滋賀県	25	0	10	2	3	0	1	0	4	0	5	0	0
京都府	45	0	21	12	5	0	1	0	0	0	6	0	0
大阪府	48	1	33	8	0	0	0	0	1	0	4	1	0
兵庫県	26	0	9	10	0	0	0	1	0	0	4	2	0
奈良県	141	0	51	45	11	0	1	0	9	7	13	4	0
和歌山県	298	2	150	93	30	0	0	0	2	1	19	1	0
鳥取県	74	2	20	38	0	0	0	0	1	0	13	0	0
島根県	153	0	76	63	1	0	0	0	0	0	13	0	0
岡山県	254	4	131	102	5	0	1	0	2	0	9	0	0
広島県	314	0	145	149	7	0	2	1	2	0	5	3	0
山口県	258	10	135	67	20	1	0	1	4	0	19	1	0
徳島県	556	3	230	238	15	0	0	3	16	1	44	6	0
香川県	145	4	53	46	17	0	0	1	8	2	12	2	0
愛媛県	353	1	130	138	22	0	1	1	0	0	46	7	7
高知県	225	16	120	54	15	0	2	0	8	1	6	3	0
福岡県	224	3	108	69	4	1	0	5	6	1	27	0	0
佐賀県	71	1	29	29	1	0	0	2	0	0	9	0	0
長崎県	207	0	116	58	9	0	0	0	0	0	22	2	0
熊本県	117	0	53	30	6	0	0	4	0	0	24	0	0
大分県	204	0	82	78	2	0	0	3	1	0	32	6	0
宮崎県	210	13	87	48	5	0	0	1	0	6	48	2	0
鹿児島県	472	0	236	177	23	2	2	1	8	1	14	8	0
沖縄県	60	0	40	17	0	0	0	1	0	0	2	0	0
合計	9,702	120	4,958	2,633	344	7	22	120	135	59	1,130	158	16

２５．地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(3)地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分　（平成29年度末現在）

都道府県名	基数	人槽区分						
		5～20	21～50	51～100	101～200	201～500	501～	不明
北海道	1,265	520	544	132	46	21	1	1
青森県	957	276	253	207	127	80	13	1
岩手県	212	46	100	38	14	14	0	0
宮城県	235	69	75	45	24	15	7	0
秋田県	1,124	656	276	119	45	22	6	0
山形県	530	184	207	92	32	15	0	0
福島県	1,368	725	465	100	53	21	4	0
茨城県	803	230	372	123	57	18	2	1
栃木県	1,027	341	360	180	91	44	2	9
群馬県	1,906	820	768	176	75	66	1	0
埼玉県	992	394	400	123	42	29	0	4
千葉県	1,845	574	732	258	157	115	9	0
東京都	262	97	110	37	14	4	0	0
神奈川県	738	255	256	121	57	38	0	11
新潟県	1,108	346	514	145	42	30	3	28
富山県	295	108	111	57	11	8	0	0
石川県	429	164	168	70	17	10	0	0
福井県	373	247	94	14	13	3	0	2
山梨県	568	182	204	99	58	21	4	0
長野県	182	28	59	57	25	13	0	0
岐阜県	867	252	456	120	19	17	3	0
静岡県	1,808	744	829	166	37	29	3	0
愛知県	2,358	811	976	339	124	86	2	20
三重県	944	279	434	156	45	26	3	1
滋賀県	109	34	51	14	5	5	0	0
京都府	102	22	54	20	4	2	0	0
大阪府	433	125	188	80	13	19	8	0
兵庫県	258	88	119	34	7	5	0	5
奈良県	1,582	974	354	154	53	35	8	4
和歌山県	1,466	536	381	251	153	114	10	21
鳥取県	211	63	102	28	8	9	0	1
島根県	407	151	198	45	5	8	0	0
岡山県	606	171	321	80	27	7	0	0
広島県	1,034	294	486	162	62	28	1	1
山口県	891	245	397	158	60	28	3	0
徳島県	3,302	2,198	696	231	118	26	2	31
香川県	772	286	378	98	7	3	0	0
愛媛県	1,842	741	852	194	48	7	0	0
高知県	906	368	315	131	62	29	1	0
福岡県	543	79	176	150	87	45	5	1
佐賀県	289	81	85	58	40	25	0	0
長崎県	648	127	268	124	89	37	3	0
熊本県	947	356	409	133	34	15	0	0
大分県	974	429	411	88	30	10	0	6
宮崎県	971	461	372	91	37	10	0	0
鹿児島県	2,931	1,285	898	386	165	136	13	48
沖縄県	954	410	442	81	2	5	0	14
合計	44,374	17,872	16,716	5,765	2,341	1,353	117	210

２５．地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(3)地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分　　（平成29年度末現在）

都道府県名	うち防災拠点	人槽区分						
		5～20	21～50	51～100	101～200	201～500	501～	不明
北海道	303	96	150	29	17	11	0	0
青森県	266	53	87	50	37	34	2	3
岩手県	55	6	22	13	7	7	0	0
宮城県	46	4	16	14	8	2	2	0
秋田県	51	0	24	17	2	7	1	0
山形県	165	30	78	31	19	7	0	0
福島県	303	73	161	33	30	6	0	0
茨城県	349	68	165	54	35	12	1	14
栃木県	346	63	118	80	46	30	2	7
群馬県	455	79	182	77	45	42	0	30
埼玉県	258	75	103	40	19	21	0	0
千葉県	447	3	25	185	129	97	8	0
東京都	52	12	27	7	5	1	0	0
神奈川県	188	35	79	28	21	25	0	0
新潟県	109	10	59	18	11	7	0	4
富山県	44	7	20	13	2	2	0	0
石川県	66	12	35	14	3	2	0	0
福井県	31	7	17	5	1	1	0	0
山梨県	118	29	63	17	4	5	0	0
長野県	30	4	7	9	4	6	0	0
岐阜県	276	40	151	43	9	12	0	21
静岡県	298	56	153	55	16	16	2	0
愛知県	715	88	334	173	69	50	0	1
三重県	251	45	117	53	24	11	1	0
滋賀県	25	4	12	5	0	4	0	0
京都府	45	3	24	14	3	1	0	0
大阪府	48	11	23	7	0	6	1	0
兵庫県	26	2	18	4	1	0	0	1
奈良県	141	24	71	27	8	9	1	1
和歌山県	298	52	47	83	42	54	3	17
鳥取県	74	21	38	6	3	6	0	0
島根県	153	27	89	29	5	3	0	0
岡山県	254	24	59	27	10	1	0	133
広島県	314	32	143	49	28	15	0	47
山口県	258	39	95	70	29	22	3	0
徳島県	556	189	190	95	64	15	1	2
香川県	145	33	88	22	1	1	0	0
愛媛県	353	86	189	50	19	2	0	7
高知県	225	60	75	50	24	16	0	0
福岡県	224	18	71	47	56	27	5	0
佐賀県	71	4	11	18	22	16	0	0
長崎県	207	16	98	34	35	23	1	0
熊本県	117	27	50	29	5	6	0	0
大分県	204	64	81	28	9	3	0	19
宮崎県	210	53	100	35	18	4	0	0
鹿児島県	472	75	195	80	37	50	8	27
沖縄県	60	18	37	4	0	1	0	0
合計	9,702	1,777	3,997	1,871	982	699	42	334